

東京都台東区地域防災計画

令和6年度 修正

〔資料編〕

東京都台東区防災会議

目次

法令関係

資料第1	災害対策基本法（抄）	3
資料第2	東京都台東区防災会議条例	5
資料第3	東京都台東区災害対策本部条例	9
資料第4	東京都台東区災害対策本部条例施行規則	10
資料第5	東京都台東区災害対策基金条例	35
資料第6	東京都台東区災害弔慰金の支給等に関する条例	36
資料第7	東京都台東区応急福祉資金貸付条例	42
資料第8	東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例	46
資料第9	東京都帰宅困難者対策条例	49
資料第10	東京都震災対策条例	53
資料第11	東京都震災対策条例施行規則	65
資料第12	東京都台東区災害等の警戒待機に関する勤務規程	77
資料第13	台東区防災行政無線局管理運用規程	80
資料第14	台東区防災行政無線局（固定系）運用要領	83
資料第15	緊急非常配備体制に関する要綱	85
資料第16	東京都台東区罹災証明書等交付要綱	88

協定関係

【発災直後（発災～6時間後）】

資料第17	災害時の医療救護活動についての協定書	99
資料第18	災害時における応急救護活動についての協定書	102
資料第19	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	104
資料第20	災害時の薬剤師救護活動についての協定書	106
資料第21	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	108
資料第22	災害時の動物救護活動に関する協定書	111
資料第23	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	113
資料第24	避難所等施設利用に関する協定書（上野高等学校、蔵前工業高等学校、浅草高等学校、白鷗高等学校・白鷗高等学校附属中学校、忍岡高等学校、社会福祉法人 清峰会）	115
資料第25	災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書 （浅草寺、朝日信用金庫、西徳寺）	127
資料第26	災害時における避難所等の機械設備安全点検に関する協定書	133
資料第27	災害時における避難所等の建築物安全点検に関する協定書	135
資料第28	災害時における避難所等の電気設備安全点検に関する協定書	137
資料第29	災害時における車両等障害物除去に関する協定	139
資料第30	災害時における道路応急対策業務に関する協定書	141
資料第31	災害時における街路樹及び公園・児童遊園等の応急対策業務に関する協定	143

資料第32	災害時等における無人航空機の活用に関する協定書	145
【超急性期 前期（6時間～24時間後）】		
資料第33	台東区及び墨田区防災相互協定	148
資料第34	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	149
資料第35	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	164
資料第36	台東区と大崎市との災害時相互応援協定書	168
資料第37	台東区と諏訪市との災害時相互応援協定書	170
資料第38	台東区と日光市との災害時相互応援協定書	172
資料第39	台東区と南会津町との災害時相互応援協定書	174
資料第40	台東区と会津美里町との災害時相互応援協定書	176
資料第41	台東区と豊後大野市との災害時相互応援協定書	178
資料第42	台東区と村山市との災害時相互応援協定書	180
資料第43	台東区と鹿追町との災害時相互応援協定書	182
資料第44	台東区と筑西市との災害時相互応援協定書	184
資料第45	台東区と長浜市との災害時相互応援協定書	186
【超急性期 後期（24時間～72時間後）】		
資料第46	災害時における段ボール製簡易ベッド等の調達に関する協定書	188
資料第47	災害時における石油類等の供給に関する協定書	190
資料第48	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定	192
資料第49	災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書	196
資料第50	災害時における台東区と郵便事業株式会社との相互協力に関する覚書	198
資料第51	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	200
資料第52	区有施設の応急措置に関する協定書	203
資料第53	災害時における応急対策活動支援に関する協定書	205
資料第54	災害時等における放送等に関する協定	209
資料第55	非常通信の運用に関する協定書	211
資料第56	災害時の情報交換に関する協定	213
資料第57	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	215
資料第58	災害時における給電車両貸与に関する協定書	217
資料第59	災害時における電力復旧に係る連携に関する基本協定書	220
資料第60	災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	222
【急性期以降（72時間後～）】		
資料第61	二次避難所施設利用に関する協定書 （社会福祉法人 清峰会、社会福祉法人 フレスコ会、社会福祉法人 すみれ福祉会、 株式会社 global life care、公益社団法人 日本助産師会）	225
資料第62	災害時における理容サービス提供に関する協定書	240
資料第63	災害時における畳の提供に関する協定書	243

資料第64	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	245
資料第65	災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書	247
資料第66	災害時における特別区民相談に関する協定書	250
資料第67	災害時における応急物資の調達に関する協定 (株式会社松坂屋東京上野支店・株式会社松屋浅草支店、株式会社いなげや、 株式会社ココスナカムラ)	253
資料第68	災害時における米穀供給協力に関する協定書	260
資料第69	災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定	262
資料第70	災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定書	263
資料第71	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定 (一般社団法人 東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合)	266
資料第72	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定 (株式会社 京葉興業、株式会社 太陽油化)	276
資料第73	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	286
資料第74	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	296
資料第75	災害廃棄物の共同処理等に関する協定	306
資料第76	大規模災害時における台東区職員及び他自治体からの応援職員にかかる宿泊施設 等の確保に関する協定書	311

【水害】

資料第77	大規模な水害時における緊急避難に関する覚書	313
資料第78	大規模水害時における住民の自主的広域避難場所確保支援及び移送手段の確保に 関する協定書	314

【その他】

資料第79	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	316
資料第80	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	320
資料第81	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書	324
資料第82	災害時における罹災証明発行に関する協定書	328

本編資料

資料第83	台東区防災地図(地震編)	333
資料第84	危険度マップ(台東区)	335
資料第85	東京の液状化予測図(令和5年度改訂版)	337
資料第86	台東区内水氾濫ハザードマップ	338
資料第87	台東区荒川水害ハザードマップ	340
資料第88	台東区神田川水害ハザードマップ	342
資料第89	台東区高潮水害ハザードマップ	344
資料第90	台東区土砂災害ハザードマップ	346

資料第91	自主防災組織の主な構成と役割	350
資料第92	自主防災組織結成状況一覧	351
資料第93	区内消防団の現況	359
資料第94	防災広場・防災関連施設等が整備された公園・児童遊園一覧	360
資料第95	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	363
資料第96	文化財の現況	364
資料第97	消火資器材の設置状況	371
資料第98	消防水利の現況	372
資料第99	橋りょうの現況	373
資料第100	陸橋を含む橋りょうの現況（歩道橋のみ）	375
資料第101	台東区内における緊急輸送ネットワーク指定拠点	376
資料第102	道路管理機関連絡先一覧	378
資料第103	道路占用施設災害に伴う連絡機関一覧	379
資料第104	台東区緊急道路障害物除去路線図	380
資料第105	災害救助物資備蓄状況	382
資料第106	水防用備蓄資器材在庫状況	389
資料第107	災害応急対策用材料置場・詰所等現状調書	390
資料第108	耐震性地下貯水槽及び震災対策用深井戸設置場所一覧	391
資料第109	浅井戸設置場所一覧	392
資料第110	災害時給水ステーション（給水拠点）における確保水量	393
資料第111	区内災害時臨時離着陸場候補地一覧	394
資料第112	防災備蓄倉庫一覧	395
資料第113	食料・生活必需品等の集積地一覧	395
資料第114	災害時に使用可能な車両等一覧	396
資料第115	都輸送拠点一覧	397
資料第116	災害時救急医療品一覧	402
資料第117	救急告示医療機関一覧	403
資料第118	東京都災害拠点病院一覧（区中央部）	404
資料第119	大規模救出救助活動拠点等一覧	405
資料第120	ハリサイン設置施設一覧	407
資料第121	九都県市公共建築物におけるハリサイン表示に関する申し合わせ事項	408
資料第122	自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定施設（宿舍）	409
資料第123	台東区防災行政無線通信システム構成図	410
資料第124	台東区固定系防災行政無線子局設置場所	411
資料第125	台東区地域系防災行政無線子局設置場所	413
資料第126	町会別一時集合場所・避難所・避難場所一覧	415
資料第127	避難所施設一覧	420
資料第128	避難場所と割当区分	422
資料第129	区内帰宅困難者一時滞在施設等一覧	423
資料第130	台東区帰宅困難者防災ガイド	424

資料第131	災害時帰宅支援ステーション一覧	426
資料第132	帰宅支援の対象道路（16路線）	428
資料第133	東京都の津波予報区	429
資料第134	災害用トイレ現況	430
資料第135	災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表	431
資料第136	激甚災害指定基準	435
資料第137	局地激甚災害指定基準	437
資料第138	激甚法に定める事業及び関係局（都総務局）	438
資料第139	遺体収容所における標準的な配置区分図	440
資料第140	遺体検視、検索活動等の発令、要請、情報連絡系統図	441
資料第141	地下街等施設一覧	442
資料第142	風水害時における自主及び緊急避難場所、緊急滞在施設、避難所一覧	443
資料第143	融資制度概要	444
資料第144	水防法及び土砂災害防止法に基づき指定する要配慮者利用施設一覧	446

参考資料

参考資料1	災害時（夜間）緊急電話一覧及び所掌業務	456
参考資料2	気象庁震度階級関連解説表	458
参考資料3	災害救助用重機等種類一覧	461
参考資料4	被害程度の認定基準	462
参考資料5	災害時（風水害）における住民の心得（都総務局）	465

法 令 関 係

災害対策基本法（抄）

昭和36年11月15日

法律第223号

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

資料第2

東京都台東区防災会議条例

昭和38年7月1日

条例第10号

災害対策基本法第16条第5項に基づき制定

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東京都台東区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 台東区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつてあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつてあてる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊第1師団の隊員のうちから区長が任命する者
 - (3) 東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
 - (4) 警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
 - (5) 区長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 区教育委員会の教育長
 - (7) 東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者
 - (8) 消防団長で区長が任命する者
 - (9) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員若しくは職員又は区内公共的団体の役員のうちから区長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は、55人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから区長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和50年7月1日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和50年12月15日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成8年9月26日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月24日条例第48号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月24日条例第36号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

台東区防災会議委員名簿

(令和4年3月末現在)

	区分	台東区防災会議条例	役名	職名
1	区長	会長(第3条第2項)	会長	台東区長
2	自衛隊	陸上自衛隊第1師団の隊員のうちから区長が任命する者(第3条第5項第2号に定める委員)	委員	陸上自衛隊 第1師団 第1普通科連隊 第5中隊長
3	都職員	東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者(第3条第5項第3号に定める委員)	委員	東京都建設局 第六建設事務所長
4			委員	東京都水道局 中央支所長
5			委員	東京都下水道局 北部下水道事務所長
6			委員	東京都交通局 門前仲町駅務管区長
7	警視庁	警視庁の警察官のうちから区長が任命する者(第3条第5項第4号に定める委員)	委員	警視庁 第六方面本部長
8			委員	警視庁 上野警察署長
9			委員	警視庁 下谷警察署長
10			委員	警視庁 浅草警察署長
11			委員	警視庁 蔵前警察署長
12	区職員	区長がその部内の職員のうちから指名する者(第3条第5項第5号に定める委員)	委員	副区長
13			委員	技監
14			委員	企画財政部長
15			委員	総務部長
16			委員	危機管理室長
17			委員	区民部長
18			委員	文化産業観光部長
19			委員	福祉部長
20			委員	健康部長
21			委員	環境清掃部長
22			委員	都市づくり部長
23			委員	教育委員会事務局次長
24			委員	議会事務局長
25	教育長	区教育委員会の教育長(第3条第5項第6号に定める委員)	委員	教育長

	区分	台東区防災会議条例	役名	職名	
26	消防庁	東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者(第3条第5項第7号に定める委員)	委員	東京消防庁第六消防方面本部長	
27			委員	上野消防署長	
28			委員	浅草消防署長	
29			委員	日本堤消防署長	
30	消防団	消防団長で区長が任命する者(第3条第5項第8号に定める委員)	委員	上野消防団長	
31			委員	浅草消防団長	
32			委員	日本堤消防団長	
33	指定公共機関	指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員若しくは職員又は区内公共的団体の役員のうちから区長が任命する者(第3条第5項第9号に定める委員)	委員	日本郵便株式会社 上野郵便局長	
34			委員	東日本旅客鉄道株式会社 上野駅長	
35			委員	株式会社NTT東日本-南関東 東京事業部 東京東支店長	
36			委員	東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社長	
37			委員	東京ガス株式会社 東京東支店長	
38			委員	首都高速道路株式会社 東京西局 副局長	
39			指定地方公共機関	委員	東武鉄道株式会社 浅草駅管区長
40				委員	京成電鉄株式会社 京成上野駅長
41	委員	東京地下鉄株式会社 上野駅務管区長			
42		委員	首都圏新都市鉄道株式会社 秋葉原駅務管理所長		
43	区内公共的団体	委員	台東区町会連合会会長		
44		委員	一般社団法人 下谷医師会会長		
45		委員	公益社団法人 浅草医師会会長		
46		委員	公益社団法人 東京都台東区歯科医師会会長		
47		委員	公益社団法人 浅草歯科医師会会長		
48		委員	一般社団法人 下谷薬剤師会会長		
49		委員	一般社団法人 浅草薬剤師会会長		

資料第3

東京都台東区災害対策本部条例

昭和38年7月1日

条例第11号

災害対策基本法第23条第6項に基づき制定

改正 平成8年3月22日条例第41号

平成15年6月25日条例第30号

平成25年3月25日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、東京都台東区災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるほか、本部による災害復興の実施について定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部をおく。

2 部に部長をおく。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(災害復興事業の実施)

第4条 区長は、区が災害により甚大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部の組織をもって、区民生活の再建及びまちの復興に関する事業（以下「災害復興事業」という。）を計画し、実施する。

2 前項の規定により災害復興事業を実施する場合においては、本部は東京都台東区災害復興本部という名称を用いるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年3月22日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年6月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月25日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料第4

東京都台東区災害対策本部条例施行規則

昭和50年7月5日

規則第55号

東京都台東区災害対策本部条例第2条第3項及び第4条に基づき制定

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区災害対策本部条例（昭和38年7月台東区条例第11号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の各号に掲げる事項について、東京都台東区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備体制及び廃止に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難の勧告又は指示に関する事。
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関する事。
- (5) 都及び他区との相互応援に関する事。
- (6) 災害応急措置の実施及び要請に関する事。
- (7) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (8) 部長会議の招集に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

2 本部長室は、条例第4条第1項の規定により災害復興事業を実施するとき（以下「災害復興事業実施時」という。）は、前項に掲げる事業のほか、次の事項について基本方針を審議策定する。

- (1) 災害復興に係る基本的な方針及び総合的な計画に関する事。
- (2) 災害復興に関する国、都及び他の地方公共団体との連絡調整に関する事。
- (3) その他本部長の特命に関する事。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副区長及び教育長をもつてあてる。

2 条例第3条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、副区長である副本部長、教育長である副本部長の順とする。

(本部員)

第5条 本部員は、次に掲げる職にある者をもつてあてる。

- (1) 東京都台東区役所組織規則(昭和40年3月台東区規則第2号)第8条第1項及び第2項に規定する部長、担当部長(室長を含む。)及び参事(公益財団法人台東区芸術文化財団、公益財団法人台東区産業振興事業団及び社会福祉法人を除く。)並びに会計管理室及び議会事務局の長並びに教育委員会事務局次長及び東京都台東区教育委員会事務局処務規則(昭和40年3月台東区教育委員会規則第1号)第2条の2に定める担当部長及び参事
- (2) 上野消防署長、浅草消防署長及び日本堤消防署長又は各消防署長が指名する各消防署の消防吏員
- (3) その他本部長が必要と認める区の職員

(分掌事務)

第6条 本部に設置する部(以下「部」という。)、課の名称及び分掌事務並びに部に属すべき本部職員は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害復興事業実施時における部、課の名称及び分掌事務並びに部に属すべき本部職員は、別表第2のとおりとする。
- 3 本部長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を一時分掌させることができる。
- 4 部に属すべき本部職員は、別表第1及び別表第2に定める者のほか、当該部、課に対応する通常の行政組織における所属職員のうちから部の長(以下「部長」という。)が定める。
- 5 部長に事故ある場合は、部長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(部長会議)

第7条 本部長は、災害対策(災害復興事業実施時においては、災害対策及び災害復興事業)の推進をはかるため必要があると認めるときは、部長会議を招集することができる。

(部計画の策定)

第8条 部長は、部の業務計画及び動員計画をあらかじめ策定しておき、円滑な活動態勢を確立しておかなければならない。

(本部職員の事務)

第9条 本部職員は、特に定める場合を除き、通常の行政組織の職務権限に基づき、本部の事務に従事する。

(職員の義務)

第10条 区職員は、本部が設置されない場合も、災害対策に関し、必要と認めた場合は、前条の例により、それぞれの分掌事務の実施に努めなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年12月1日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和54年12月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年4月1日規則第4号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年10月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年3月30日規則第11号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（昭和60年3月30日規則第24号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年5月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都台東区災害対策本部条例施行規則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則（昭和62年4月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和63年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年3月31日規則第7号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成3年3月30日規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成3年7月1日規則第21号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月31日規則第25号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成5年3月31日規則第9号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月31日規則第3号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第54号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

付 則（平成7年3月31日規則第27号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成9年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年4月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年4月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月31日規則第38号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年4月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年6月29日規則第66号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

付 則（平成14年4月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年6月25日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年12月26日規則第86号）

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日規則第28号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第72号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第21号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第60号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年6月29日規則第72号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年3月31日規則第51号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日規則第24号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日規則第23号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第29号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年5月21日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日規則第18号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月31日規則第16号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日規則第25号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

部	部長	課	課長	分掌事務
災対危機管理室	危機管理室長	危機・災害対策課	危機・災害対策課長 生活安全推進課長 総務部副参事（谷中防災コミュニティセンター長）	1 本部長室との連絡に関する事。 2 本部情報及び災害情報の総括に関する事。 3 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関する事。 4 災対各部の情報及び連絡調整並びに災害対策の指示に関する事。 5 備蓄資材及び物資の配分計画に関する事。 6 本部の指令、要請及び通報の発議に関する事。 7 地区本部に関する事。 8 部内及び他部への応援に関する事。
災対総務部	総務部長 国際・都市交流推進室長 会計管理室長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	総務課	総務課長 補佐 区長室長 人権・多様性推進課長 都市交流課長 国際交流担当課長 世界遺産担当課長	1 本部長室及び本部の庶務に関する事。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関する事。 3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関する事。 4 本庁舎の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関する事。 5 本庁舎の利用者の安全確保に関する事。 6 庁有車の管理及び配車に関する事。 7 部所属職員の動員に関する事。 8 部内及び他部との連絡調整に関する事。 9 部内及び他部への応援に関する事。
		人事課	人事課長 人材育成担当課長	1 国又は他の地方公共団体からの災害派遣職員に関する事。 2 職員の動員、服務、給与及び公務災害に関する事。 3 職員の給食に関する事。 4 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関する事。

				5 部内及び他部への応援に関する事。
		広報課	広報課長	1 災害に係る広報及び広聴に関する事。 2 報道機関との連絡に関する事。 3 災害資料の収集及び編さんに関する事。 4 部内及び他部への応援に関する事。
		経理課	経理課長	1 物資、資材、器材等の調達に関する事。 2 車両及び舟艇の調達及び配置に関する事。 3 労働者の雇上げに関する事。 4 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関する事。 5 部内及び他部への応援に関する事。
		施設課	施設課長	1 本庁舎等区有施設の応急危険度判定に関する事。 2 本庁舎等区有施設の応急復旧及び修繕に関する事。 3 部内及び他部への応援に関する事。
		会計課	会計課長	1 災害対策に必要な現金及び有価証券の出納保管に関する事。 2 災害対策に必要な収支命令の審査及び執行並びに現金の支払に関する事。 3 災害対策に必要な用品及び物品の出納保管に関する事。 4 部内及び他部への応援に関する事。
災対企画財政部	企画財政部長 用地・施設活用担当部長	企画課	企画課長 補佐 経営改革担当課長 新型コロナウイルス感染症対策総合調整担当課長 臨時特別給付金担当課長	1 本部長室との連絡に関する事。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関する事。 3 特命事項に関する事（危機・災害対策課との協力）。 4 部所属職員の動員に関する事。 5 部内及び他部との連絡調整に関する事。 6 部内及び他部への応援に関する事。

			用地・施設活用担当課長	
		財政課	財政課長	1 災害対策関係の予算に関すること。 2 部内及び他部への応援に関すること。
		情報政策課	情報政策課長 情報システム課長	1 電子計算組織の維持管理及び保全に関すること。 2 部内及び他部への応援に関すること。
災対区民部	区民部長 補佐	区民課	区民課長 補佐 課長	1 本部長室との連絡に関すること。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。 3 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。 4 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 5 帰宅困難者支援施設に関すること。 6 住家の被害状況等の調査に関すること。 7 罹災証明書の発行に関すること。 8 災害相談に関すること。 9 外国人への情報提供に関すること。 10 義援金の受領及び配分に関すること。 11 地区本部に関すること（危機・災害対策課との協力）。 12 部所属職員の動員に関すること。 13 部内及び他部との連絡調整に関すること。 14 部内及び他部への応援に関すること。
		税務課	税務課長	1 避難場所の状況確認及び避難誘導に関すること。 2 罹災証明書の発行に関すること（区民課との協力）。 3 住家の被害状況等の調査に関すること（区民課との協力）。 4 部内及び他部への応援に関すること。
		収納課	収納課長	1 避難場所の状況確認及び避難誘導に関するこ

				と。 2 罹災証明書の発行に関すること（区民課との協力）。 3 住家の被害状況等の調査に関すること（区民課との協力）。 4 部内及び他部への応援に関すること。
		避難所運営課	戸籍住民サービス課長 補佐 補佐 子育て・若者支援課長 子ども家庭支援センター長 国民健康保険課長	1 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査に関すること。 2 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 避難所での救援物資の供給に関すること。 5 部内及び他部への応援に関すること。
災対文化産業観光部	文化産業観光部長 補佐 産業振興担当部長	文化振興課	文化振興課長 観光課長	1 本部長室との連絡に関すること。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。 3 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。 4 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査に関すること。 5 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 6 帰宅困難者対策に関すること。 7 部所属職員の動員に関すること。 8 部内及び他部との連絡調整に関すること。 9 部内及び他部への応援に関すること。
		産業振興課	産業振興課長 補佐	1 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査に関すること。 2 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 3 救援物資等の輸送に関すること。 4 避難所での救援物資の供給に関すること（避難

				<p>所運営課との協力)。</p> <p>5 物資集積所の管理に関すること。</p> <p>6 部内及び他部への応援に関すること。</p>
災対福祉部	福祉部長	福祉課	福祉課長	<p>1 本部長室との連絡に関すること。</p> <p>2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。</p> <p>3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。</p> <p>4 避難行動要支援者対策の総合調整に関すること。</p> <p>5 災害ボランティアの活用に係る社会福祉協議会との連携及び支援に関すること。</p> <p>6 社会福祉協議会への災害ボランティアセンター設置の要請に関すること。</p> <p>7 行方不明者の調査、遺体の収容等に関すること。</p> <p>8 被災者に対する資金貸付けに関すること。</p> <p>9 部所属職員の動員に関すること。</p> <p>10 部内及び他部との連絡調整に関すること。</p> <p>11 部内及び他部への応援に関すること。</p>
		高齢福祉課	高齢福祉課長 補佐 施設整備担当 課長 介護予防・地域支援課長 介護保険課長	<p>1 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関すること。</p> <p>2 所管施設の利用者の安全確保に関すること。</p> <p>3 所管する避難行動要支援者対策に関すること。</p> <p>4 二次避難所（高齢者施設等）の開設及び管理運営に関すること。</p> <p>5 部内及び他部への応援に関すること。</p>
		障害福祉課	障害福祉課長 松が谷福祉会館長	<p>1 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関すること。</p> <p>2 所管施設の利用者の安全確保に関すること。</p> <p>3 所管する避難行動要支援者対策に関すること。</p> <p>4 二次避難所（障害者施設等）の開設及び管理運営に関すること。</p>

				5 部内及び他部への応援に関する事。
		保護課	保護課長 自立支援担当 課長	1 生活困窮者に対する保護及び支援に関する事。 2 部内及び他部への応援に関する事。
災対健康部	健康部長 台東保健所 長 新型コロナ ウイルスワ クチン接種 担当部長	健康課	健康課長	1 本部長室との連絡に関する事。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関する事。 3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関する事。 4 医療機関の被害状況等の調査及び総括に関する事。 5 地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会との連絡調整に関する事。 6 医療救護班の派遣要請及び編成に関する事。 7 各医療救護班等との連絡調整及び連携に関する事。 8 災害医療コーディネーターに関する事。 9 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の開設及び管理運営に関する事。 10 医薬品及び医療資器材の確保及び供給に関する事。 11 負傷者の搬送に関する事。 12 部所属職員の動員に関する事。 13 部内及び他部との連絡調整に関する事。 14 部内及び他部への応援に関する事。
		生活衛生課	生活衛生課長	1 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関する事。 2 台東保健所の保全管理及び被害状況等の調査に関する事。 3 台東保健所の利用者の安全確保に関する事。 4 医療機関の被害状況等の調査に関する事。 5 医薬品及び医療資器材の確保及び供給に関する事。

				<p>ること（健康課との協力）。</p> <p>6 感染症予防に関すること（保健予防課との協力）。</p> <p>7 被災地の防疫活動に関すること（保健予防課との協力）。</p> <p>8 被災地の消毒に関すること。</p> <p>9 消毒に必要な薬剤及び資器材の確保に関すること。</p> <p>10 そ族及び昆虫駆除に関すること。</p> <p>11 環境衛生及び食品衛生の監視及び指導に関すること。</p> <p>12 公衆浴場等の衛生確保に関すること。</p> <p>13 被災動物の保護及び愛護動物管理に関すること。</p> <p>14 部内及び他部への応援に関すること。</p>
		保健予防課	保健予防課長 保健サービス課長 新型コロナウイルス感染症対策室長 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	<p>1 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関すること。</p> <p>2 所管施設の利用者の安全確保に関すること。</p> <p>3 感染症予防に関すること。</p> <p>4 防疫班の編成に関すること。</p> <p>5 被災地の防疫活動に関すること。</p> <p>6 所管する避難行動要支援者対策に関すること。</p> <p>7 保健指導に関すること。</p> <p>8 被災者の栄養指導及び栄養調査に関すること。</p> <p>9 災害時における保健師業務の調整に関すること。</p> <p>10 部内及び他部への応援に関すること。</p>
災対環境清掃部	環境清掃部長	環境課	環境課長	<p>1 本部長室との連絡に関すること。</p> <p>2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。</p> <p>3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。</p> <p>4 所管施設の利用者の安全確保に関すること。</p>

				<p>5 帰宅困難者支援施設に関すること。</p> <p>6 部所属職員の動員に関すること。</p> <p>7 部内及び他部との連絡調整に関すること。</p> <p>8 部内及び他部への応援に関すること。</p>
		清掃リサイクル課	清掃リサイクル課長 台東清掃事務所長	<p>1 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関すること。</p> <p>2 所管施設の利用者の安全確保に関すること。</p> <p>3 がれき処理に関すること。</p> <p>4 ごみ及びし尿の処理に関すること。</p> <p>5 東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合との連絡調整に関すること。</p> <p>6 部内及び他部への応援に関すること。</p>
災対都市づくり部	都市づくり部長 土木担当部長	都市計画課	都市計画課長 地域整備第一課長 地域整備第二課長 地域整備第三課長	<p>1 本部長室との連絡に関すること。</p> <p>2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。</p> <p>3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。</p> <p>4 災害時における部内建築職業務及び土木職業務の調整に関すること。</p> <p>5 がれき処理の支援に関すること。</p> <p>6 部所属職員の動員に関すること。</p> <p>7 部内及び他部との連絡調整に関すること。</p> <p>8 部内及び他部への応援に関すること。</p>
		建築課	建築課長	<p>1 被災建築物応急危険度判定に関すること。</p> <p>2 被災宅地危険度判定に関すること。</p> <p>3 被災住宅の応急修理に関すること。</p> <p>4 住家の被害状況等の調査の支援に関すること。</p> <p>5 被災建築物の復旧相談及び技術指導に関すること。</p> <p>6 崖、急傾斜地等の災害予防及び応急復旧の技術的指導に関すること。</p> <p>7 部内及び他部への応援に関すること。</p>
		住宅課	住宅課長	<p>1 所管住宅の保全管理及び被害状況等の調査に</p>

			<p>関すること。</p> <p>2 応急仮設住宅用地の選定及び応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>3 応急仮設住宅の入居者の募集及び選定に関すること。</p> <p>4 応急仮設住宅の管理に関すること。</p> <p>5 部内及び他部への応援に関すること。</p>
交通対策課	交通対策課長		<p>1 道路、河川、橋りょう等の被害状況等の調査に関すること。</p> <p>2 道路等の障害物除去等災害復旧の計画策定に関すること。</p> <p>3 防災船着場の運用に関すること。</p> <p>4 水防活動に関すること。</p> <p>5 帰宅困難者支援施設に関すること。</p> <p>6 部内及び他部への応援に関すること。</p>
道路管理課	道路管理課長		<p>1 道路、河川、橋りょう等の被害状況等の調査の総括に関すること。</p> <p>2 道路等の障害物除去等災害復旧の計画策定に関すること。</p> <p>3 他道路管理者との連絡調整に関すること。</p> <p>4 水防活動の総括に関すること。</p> <p>5 部内及び他部への応援に関すること。</p>
土木課	土木課長		<p>1 道路、河川、橋りょう等の被害状況等の調査に関すること。</p> <p>2 道路等の障害物除去等災害復旧の計画策定に関すること。</p> <p>3 道路、河川、橋りょう等に関する資器材及び労力の確保に関すること。</p> <p>4 道路、河川、橋りょう等に関する危険箇所の警戒監視に関すること。</p> <p>5 水防活動に関する資器材の確保及び被害状況等の調査に関すること。</p> <p>6 部内及び他部への応援に関すること。</p>

		公園課	公園課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。 2 公園施設の被害状況等の調査及び災害復旧に関する事。 3 水防活動に関する事。 4 部内及び他部への応援に関する事。
災対教育委員会事務局	教育委員会事務局次長	庶務課	庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長室との連絡に関する事。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関する事。 3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関する事。 4 東京都並びに台東区教育委員会及び教育機関との連絡調整に関する事。 5 学校施設の応急補修等に関する事。 6 避難所の開設及び管理運営に関する事（避難所運営課との協力）。 7 部所属職員の動員に関する事。 8 部内及び他部との連絡調整に関する事。 9 部内及び他部への応援に関する事。
		学務課	学務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関する事。 2 乳幼児の安全確保及び保護者との連絡に関する事。 3 被災児童生徒の学用品の支給に関する事。 4 被災学校の保健衛生及び給食実施の調整に関する事。 5 避難所の開設及び管理運営に関する事（避難所運営課との協力）。 6 部内及び他部への応援に関する事。
		児童保育課	児童保育課長 放課後対策担当課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関する事。 2 乳幼児の安全確保及び保護者との連絡に関する事。 3 応急保育の実施に関する事。

		4 施設運営の再開に関する事 5 避難所の開設及び管理運営に関する事(避難所運営課との協力) 6 部内及び他部への応援に関する事
指導課	指導課長 教育改革担当 課長 教育支援館長	1 応急教育実施場所の選定及び確保に関する事 2 応急教育実施の指導に関する事 3 児童生徒の被災状況の把握の総括に関する事 4 被災幼児及び児童生徒の生活指導の総括に関する事 5 学校の教育運営に関する支援に関する事 6 教職員の動員、サービス管理等の総括に関する事 7 避難所の開設及び管理運営に関する事(避難所運営課との協力) 8 部内及び他部への応援に関する事
区立幼稚園 幼保連携型 認定こども 園 区立小学校 区立中学校		1 応急教育の実施に関する事 2 幼児及び児童生徒の安全確保並びに保護者との連絡に関する事 3 被災幼児及び児童生徒の生活指導に関する事 4 施設及び設備の被害状況等の調査及び報告に関する事 5 学校教育の早期再開の実施に関する事 6 避難所の開設及び管理運営に関する事(避難所運営課との協力)
生涯学習課	生涯学習課長 スポーツ振興 課長 中央図書館長	1 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査に関する事 2 所管施設の利用者の安全確保に関する事 3 文化財の被害状況等の調査に関する事 4 帰宅困難者支援施設に関する事 5 避難所の開設及び管理運営に関する事(避難

				所運営課との協力)。 6 部内及び他部への応援に関する事。
災対区議会事務局	区議会事務局 局長	区議会事務局	区議会事務局 次長	1 本部長室との連絡に関する事。 2 台東区議会との連絡調整に関する事。 3 部所属職員の動員に関する事。 4 他部への応援に関する事。

備考

- 1 東京都台東区役所組織規則第8条第2項に規定する参事については、通常の行政組織において所属する当該部の本部職員とし、部長の補佐をする。
- 2 東京都台東区役所組織規則第8条第2項に規定する副参事(総務部副参事(谷中防災コミュニティセンター長)を除く。)については、通常の行政組織において所属する当該課の本部職員とし、部、担当、室及び局の庶務を担当する課の長の補佐をする。

別表第2 (第6条関係)

部	部長	課	課長	分掌事務
復興危機管理室	危機管理室 長	危機・災害 対策課	危機・災害対 策課長 生活安全推進 課長 総務部副参事 (谷中防災コ ミュニティセ ンター長)	1 東京都震災復興本部及び関係防災機関との連絡に関する事。 2 防災会議に関する事。 3 災害情報の収集及び関係部署への伝達に関する事。 4 災害弔慰金及び災害援護資金の貸付けに関する事。 5 部内及び他部との連絡調整に関する事。 6 部内及び他部への応援に関する事。
復興総務部	総務部長 国際・都市 交流推進室 長 会計管理室 長 選挙管理委 員会事務局 長	総務課	総務課長 補佐 区長室長 人権・多様性 推進課長 都市交流課長 国際交流担当 課長 世界遺産担当	1 本部長室及び本部の庶務に関する事。 2 本部活動の総括統制に関する事。 3 他の部、課に属しないこと。 4 部内及び他部との連絡調整に関する事。 5 部内及び他部への応援に関する事。

監査事務局 長		課長	
	人事課	人事課長 人材育成担当 課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害復興に係る人事計画、サービス及び給食に関すること。 2 災害復興に係る派遣職員の受入れ及び職員の派遣の連絡調整に関すること。 3 災害復興に係るボランティアの受入れ及び配置に関すること。 4 職員の公務災害補償に関すること。 5 部内及び他部への応援に関すること。 6 所管施設の再建及び再開に関すること。
	広報課	広報課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害復興に係る広報及び広聴に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害復興に係る相談所の開設及び運営の総括に関すること。 4 災害復興の記録に関すること。 5 部内及び他部への応援に関すること。
	経理課	経理課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 区有財産の被害状況の総括に関すること。 2 復興に係る用地の確保及び調整に関すること。 3 物資、資材、器材等の調達に関すること。 4 車両及び舟艇の調達及び配置に関すること。 5 部内及び他部への応援に関すること。
	施設課	施設課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 区有施設の被害状況の調査に関すること。 2 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関すること。 3 被災建築物の復旧相談及び技術指導の応援に関すること。 4 建築物の応急危険度判定調査の応援に関すること。 5 住宅の修理の応援に関すること。 6 部内及び他部への応援に関すること。
	会計課	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金品、救援物資等の受領の総括に関すること。 2 現金及び物品の出納及び保管に関すること。

				3 部内及び他部への応援に関する事。
復興企画財政部	企画財政部長 用地・施設活用担当部長	企画課	企画課長	1 災害復興計画の策定に関する事。
			補佐	2 災害復興対策の総合調整及び進行管理に関する事。
			経営改革担当課長	3 災害情報の収集及び関係部署への伝達に関する事。
			新型コロナ感染症対策総合調整担当課長	4 部内及び他部との連絡調整に関する事。
			臨時特別給付金担当課長	5 部内及び他部への応援に関する事。
			用地・施設活用担当課長	
		財政課	財政課長	1 復興関係の予算に関する事。 2 復興に係る財政計画の策定に関する事。 3 部内及び他部への応援に関する事。
		情報政策課	情報政策課長	1 電子計算組織の維持管理及び保全に関する事。
			情報システム課長	2 部内及び他部への応援に関する事。
復興区民部	区民部長	区民課	区民課長	1 復興相談に関する事。
			補佐	2 被災者実態調査に関する事。
			くらしの相談課長	3 家屋被害状況の調査に関する事。 4 義援金品、救援物資等の配分の総括に関する事。 5 罹災証明の発行に関する事。 6 見舞金等の支給に関する事。 7 外国人への支援に関する事。 8 部内及び他部との連絡調整に関する事。 9 部内及び他部への応援に関する事。 10 所管施設の再建及び再開に関する事。
		税務課	税務課長	1 義援金品、救援物資等の受領及び搬送に関する事。 2 租税等の減額、徴収猶予又は免除に関する事。

				3 避難所運営の応援に関する事 4 部内及び他部への応援に関する事
		収納課	収納課長	1 義援金品、救援物資等の受領及び搬送に関する事 2 租税等の減額、徴収猶予又は免除に関する事 3 避難所運営の応援に関する事 4 部内及び他部への応援に関する事
		援護課	戸籍住民サービス課長 補佐 補佐 子育て・若者支援課長 子ども家庭支援センター長 国民健康保険課長	1 行方不明者の相談に関する事 2 避難所の運営に関する事 3 避難者及び被災者に対する物資の配給等援護に関する事 4 ボランティア活動（主に避難所運営）への支援に関する事 5 国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事 6 部内及び他部への応援に関する事
復興文化産業観光部	文化産業観光部長 補佐 産業振興担当部長	文化振興課	文化振興課長 観光課長	1 災害復興に係る観光施策に関する事 2 部内及び他部との連絡調整に関する事 3 部内及び他部への応援に関する事 4 所管施設の再建及び再開に関する事
		産業振興課	産業振興課長 補佐	1 区内産業（公衆浴場を除く。以下同じ。）の被害状況の把握に関する事 2 区内産業の事業再開の支援に関する事 3 区内産業の振興支援に関する事 4 義援金品、救援物資等の配分に関する事 5 部内及び他部への応援に関する事 6 所管施設の再建及び再開に関する事
復興福祉部	福祉部長	福祉課	福祉課長	1 被災者実態調査の総括に関する事 2 公衆浴場の被害状況の把握に関する事 3 公衆浴場の事業再開の支援に関する事 4 公衆浴場の復興支援に関する事

				<p>5 ボランティア活動（主に福祉及び医療分野）への支援に関する事。</p> <p>6 福祉に関わる人材の確保に関する事。</p> <p>7 被災者に対する資金貸付けに関する事。</p> <p>8 地域福祉体制の整備に関する事。</p> <p>9 介護保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事。</p> <p>10 行方不明者の相談及び調査の総括に関する事。</p> <p>11 部内及び他部との連絡調整に関する事。</p> <p>12 部内及び他部への応援に関する事。</p> <p>13 所管施設の再建及び再開に関する事。</p>
		高齢福祉課	<p>高齢福祉課長</p> <p>補佐</p> <p>施設整備担当</p> <p>課長</p> <p>介護予防・地域支援課長</p> <p>介護保険課長</p>	<p>1 避難所の高齢者の援助及び相談に関する事。</p> <p>2 在宅の高齢者の援助及び相談に関する事。</p> <p>3 2次避難所の開設及び管理運営に関する事。</p> <p>4 部内及び他部への応援に関する事。</p>
		障害福祉課	<p>障害福祉課長</p> <p>松が谷福祉会館長</p>	<p>1 避難所の障害者の援助及び相談に関する事。</p> <p>2 在宅の障害者の援助及び相談に関する事。</p> <p>3 2次避難所の開設及び管理運営に関する事。</p> <p>4 部内及び他部への応援に関する事。</p>
		保護課	<p>保護課長</p> <p>自立支援担当課長</p>	<p>1 生活困窮避難者に対する援護及び相談に関する事。</p> <p>2 部内及び他部への応援に関する事。</p> <p>3 部内の所管施設の再建及び再開に関する事。</p>
復興健康部	<p>健康部長</p> <p>保健所長</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種担当部長</p>	健康課	健康課長	<p>1 区民の健康相談体制の整備に関する事。</p> <p>2 医療救護所の設営及び医療救護に関する事。</p> <p>3 医療救護に必要な資材及び物資の確保に関する事。</p> <p>4 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、病院等との連絡に関する事。</p>

				<p>5 保健対策に関すること。</p> <p>6 部内及び他部とのへの連絡調整に関すること。</p> <p>7 部内及び他部への応援に関すること。</p> <p>8 所管施設の再建及び再開に関すること。</p>
	生活衛生課	生活衛生課長		<p>1 区民の健康相談体制の整備に関すること。</p> <p>2 保健対策に関すること。</p> <p>3 生活環境の整備に関すること。</p> <p>4 避難所等の衛生管理に関すること。</p> <p>5 被災者等のメンタルケア及び健康管理に関すること。</p> <p>6 動物の愛護及び動物衛生の確保に関すること。</p> <p>7 部内及び他部への応援に関すること。</p> <p>8 所管施設の再建及び再開に関すること。</p>
	保健予防課	保健予防課長 保健サービス課長 新型コロナウイルス感染症対策室長 新型コロナウイルス接種担当課長		<p>1 区民の健康相談体制に関すること。</p> <p>2 保健対策に関すること。</p> <p>3 生活環境の整備に関すること。</p> <p>4 避難所等の衛生管理に関すること。</p> <p>5 被災者等のメンタルケア及び健康管理に関すること。</p> <p>6 部内及び他部への応援に関すること。</p> <p>7 所管施設の再建及び再開に関すること。</p>
復興環境清掃部	環境清掃部長	環境課	環境課長	<p>1 所管施設の再建及び再開に関すること。</p> <p>2 復興事業に係る環境保全に関すること。</p> <p>3 部内及び他部との連絡調整に関すること。</p> <p>4 部内及び他部への応援に関すること。</p>
		清掃リサイクル課	清掃リサイクル課長 台東清掃事務所長	<p>1 がれき等災害廃棄物の処理計画の総括に関すること。</p> <p>2 がれき等災害廃棄物の処理に係る関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>3 ごみの収集及び処理に関すること。</p> <p>4 し尿の収集及び処理に関すること。</p> <p>5 道路障害物除去作業の支援に関すること。</p>

				6 部内及び他部への応援に関する事 7 所管施設の再建及び再開に関する事
復興都市づくり部	都市づくり部長 土木担当部長	都市計画課	都市計画課長	1 被害状況調査の総括に関する事 2 都市復興計画の策定に関する事 3 用地の確保に関する事 4 市街地復興事業の推進に関する事 5 市街地再開発事業に関する事 6 部内及び他部との連絡調整に関する事 7 部内及び他部への応援に関する事
		建築課	建築課長	1 被災建築物の復旧相談及び技術指導に関する事 2 建築制限の実施に関する事 3 家屋被害状況の調査に関する事 4 建築物の応急危険度判定調査の実施に関する事 5 がれき等災害廃棄物の処理計画に関する事 6 住宅の修理に関する事 7 部内及び他部への応援に関する事
		住宅課	住宅課長	1 住宅復興計画の策定及び推進に関する事 2 応急仮設住宅の設置に関する事 3 自力再建への支援に関する事 4 住宅の供給に関する事 5 部内及び他部への応援に関する事
		交通対策課	交通対策課長 道路管理課長	1 道路等の復興事業の計画調整に関する事 2 ライフラインの復旧状況の把握に関する事 3 道路障害物（主に道路占有物件及び車両）の除去に関する事 4 部内及び他部への応援に関する事
		土木課	土木課長	1 道路等の復興事業に関する事 2 道路障害物の除去に関する事 3 道路障害物、道路等の復興事業に伴うがれき等災害廃棄物の処理計画に関する事 4 部内及び他部への応援に関する事

		公園課	公園課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 公園施設の復興事業の計画調整に関する事。 2 公園施設の復興事業に関する事。 3 公園、児童遊園、公園予定地等の土地利用の調整に関する事。 4 部内及び他部への応援に関する事。
復興教育部	教育委員会 事務局次長	庶務課	庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 東京都教育庁、台東区教育委員会及び学校との連絡に関する事。 2 区立学校等教育施設の被害状況の調査に関する事。 3 区立学校等教育施設の復興計画に関する事。 4 避難所の運営に対する協力に関する事。 5 部内及び他部との連絡調整に関する事。 6 部内及び他部への応援に関する事。
		学務課	学務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災児童、生徒等の安否確認及び避難先調査に関する事。 2 被災児童、生徒等への学用品等の支給に関する事。 3 被災児童、生徒等への支援に関する事。 4 部内及び他部への応援に関する事。
		児童保育課	児童保育課長 放課後対策担当課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設利用者への支援に関する事。 2 施設利用者のメンタルケアに関する事。 3 施設利用者の安否確認及び避難先調査に関する事。 4 部内及び他部への応援に関する事。 5 所管施設の再建及び再開に関する事。
		指導課	指導課長 教育改革担当課長 教育支援館長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災児童、生徒等のメンタルケアに関する事。 2 被災児童、生徒等の安全衛生及び健康の維持に関する事。 3 学校備品、教材、教具等の整備に関する事。 4 部内及び他部への応援に関する事。
		区立幼稚園 幼保連携型		<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育の早期再開の実施に関する事。 2 部内及び他部への応援に関する事。

		認定こども園 区立小学校 区立中学校		
		生涯学習課	生涯学習課長 スポーツ振興課長 中央図書館長	1 社会教育施設及び社会体育施設の復興計画に関すること。 2 文化財の復旧に関すること。 3 部内及び他部への応援に関すること。
復興議会部	区議会事務局 局長	議会事務局	区議会事務局 次長	1 議会との連絡に関すること。 2 他自治体からの応援議員の対応に関すること。 3 他部への応援に関すること。

備考

- 1 東京都台東区役所組織規則第8条第2項に規定する参事については、通常の行政組織において所属する当該部の本部職員とし、部長の補佐をする。
- 2 東京都台東区役所組織規則第8条第2項に規定する副参事(総務部副参事(谷中防災コミュニティセンター長)を除く。)については、通常の行政組織において所属する当該課の本部職員とし、部、担当、室及び局の庶務を担当する課の長の補佐をする。

資料第5

東京都台東区災害対策基金条例

平成7年6月23日

条例第22号

地方自治法第241条第1項及び第8項に基づき制定

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、災害の予防、応急対策及び復旧等に要する費用にあてるための基金を設置し、その管理及び処分について定めることを目的とする。

(基金の各称及び目的)

第2条 この条例において設置する基金の名称及び目的は、次のとおりとする。

基金の名称	基金の目的
東京都台東区災害対策基金	災害の予防、応急対策及び復旧等に要する費用にあてる。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、東京都台東区歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。ただし、基金から生ずる収益は、基金に編入しないで予算の定めるところにより、この基金の目的のために使用することができる。

(繰替運用)

第6条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替え、又は予算の範囲内において歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第7条 区長は、基金の目的を達成するために必要な場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都台東区災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月1日

条例第26号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律及び災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令に基づき制定

改正 昭和50年7月1日条例第38号

昭和52年3月31日条例第6号

昭和53年6月30日条例第29号

昭和56年9月25日条例第42号

昭和57年12月17日条例第43号

昭和62年3月27日条例第15号

平成3年12月17日条例第41号

平成23年6月21日条例第24号

平成23年10月24日条例第28号

平成25年6月26日条例第43号

令和元年6月28日条例第7号

令和2年3月23日条例第13号

令和6年6月27日条例第45号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金の支給を行い並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 区民 災害により被害を受けた当時、台東区の区域内に住所を有した者をいう

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

(3) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて、兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)が存するときは、当該兄弟姉妹に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき、同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、区長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、台東区規則(以下「規

則」という。)で定めるところにより支給を行うものとする。

2 区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該区民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 区は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ハ又は前号ロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と

と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 区に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、東京都台東区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が任命するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以後に生じた災害に関して適用する。

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては無利子）」とする。

- 2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項の規定によるものとする。

付 則（昭和50年7月1日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年3月31日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和53年6月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都台東区災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用し、新条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年9月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年12月17日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年3月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成3年12月17日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成23年6月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東京都台東区災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

付 則（平成23年10月24日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（令和元年6月28日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都台東区災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第1項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和2年3月23日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

東京都台東区応急福祉資金貸付条例

昭和46年10月9日

条例第25号

改正 昭和48年4月2日条例第11号

昭和49年4月1日条例第11号

昭和51年4月1日条例第27号

昭和52年4月1日条例第17号

昭和53年4月1日条例第21号

昭和54年7月6日条例第19号

昭和55年12月13日条例第44号

昭和56年3月28日条例第27号

平成24年6月26日条例第33号

平成25年12月17日条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、区民が、その生計費の調達に一時的に困窮するとき、応急福祉資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図ることを目的とする。

(貸付の資格)

第2条 資金の貸付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であること。
- (2) 台東区内（以下「区内」という。）に引き続き6月以上住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）を有すること。
- (2)の2 20歳以上の者であること。
- (3) 主として生計を維持している者で、その世帯の月収入が区長の定める基準以下のものであること。
- (4) 貸付金の償還が確実であると認められること。
- (5) 現にこの資金の貸付を受けていないこと。

(貸付の限度額)

第3条 資金の貸付額は、1世帯について8万円以内とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、12万円まで貸し付けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、火災または傷病等不測の事態により資金を必要とする場合に限り、区長は、1世帯について20万円まで貸し付けることができる。

(貸付の申込)

第4条 資金の貸付を受けようとする者は、区長の定める手続により、区長に申し込まなければならない。

(保証人)

第4条の2 第3条の規定により5万円以上の資金の貸付を受けようとする者は、原則として次の各号に掲げる要件を備えた連帯保証人1人を立てなければならない。

- (1) 区内に引き続き6月以上住所を有すること。
- (2) 一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主で保証能力が十分と認められること。
- (3) 現にこの資金の貸付を受け、またはこれの保証をしていないこと。

(貸付)

第5条 区長は、前条の申込があつたときは、調査のうえ必要と認める者に対し、予算の範囲内において、資金を貸し付ける。

(利子)

第6条 貸付金には、利子を付さない。

(償還方法)

第7条 資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付を受けた資金を貸付の日の属する月の翌月から16月以内(第3条第1項ただし書の規定による場合は、20月以内、同条第2項の規定による場合は、25月以内)に均等月賦償還(10円未満の端数は、初回の償還額に合算)しなければならない。ただし、いつでも繰上償還することができる。

(一時償還)

第8条 区長は、借受人が次の各号の一に該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該借受人に対し、いつでも貸付金の全部または一部の一時償還を請求することができる。

- (1) 偽りの申込その他不正の手段により貸付を受けたとき。
- (2) 貸付金を貸付の目的以外に使用したとき。

(違約金)

第9条 区長は、借受人が償還期限までに貸付金を償還しないとき、または前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、償還すべき金額につき年10.95パーセントの割合をもつて、償還期限の翌日から償還当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(償還方法の特例)

第10条 区長は、借受人がやむを得ない理由により、貸付金の償還が困難となつたと認められるときは、貸付金の償還の方法を変更することができる。

(償還の減免)

第11条 区長は、借受人が死亡その他特別の理由により貸付金の償還ができなくなつたと認められるときは、貸付金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

- 2 東京都台東区母子福祉応急小口資金貸付条例(昭和40年3月台東区条例第10号)は、廃止する。
- 3 東京都台東区母子福祉応急小口資金貸付条例にかかる償還金の償還方法については、なお従前の例による。
- 4 当分の間、第9条に規定する違約金の年10.95パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年3.65パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

付 則(昭和48年4月2日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年4月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日以降の貸付の申込及び償還にかかるものについて適用する。

付 則(昭和52年4月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日以降の貸付の申込に係るものについて適用する。

付 則(昭和53年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日以降の貸付の申込に係るものについて適用する。

付 則(昭和54年7月6日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年7月6日以降の貸付の申込に係るものについて適用する。

付 則(昭和55年12月13日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年1月1日以降の貸付の申込に係るものについて適用する。

付 則(昭和56年3月28日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日以降の貸付の申込に係るものについて適用する。

付 則(平成24年6月26日条例第33号)

この条例は、平成24年7月9日から施行し、同日以後の貸付けの申込みに係るものについて適用する。

付 則(平成25年12月17日条例第48号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(東京都台東区応急福祉資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の東京都台東区応急福祉資金貸付条例付則第4項の規定は、違約

金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

資料第8

東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例

平成15年6月25日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、大規模な地震により被害を受けた市街地の復興に際し、市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い活力ある市街地の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物及び建築物以外の工作物で台東区規則（以下「規則」という。）に定めるものをいう。
- (2) 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。
- (3) 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。
- (4) 都市計画事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。
- (5) 市街地復興事業 大規模な地震により被害を受けた市街地の復興を図るため、市街地を計画的に整備する事業をいう。
- (6) 建築物等の更新 災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。

(復興の理念)

第3条 区、区民及び区内で事業活動を営む者（以下「事業者」という。）は、市街地の復興に当たっては、災害に強いまちづくりを協力して行うよう努めなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ、被災後速やかに、都市の復興に関する基本的な方針（以下「台東区都市復興基本方針」という。）を策定し、これを区民及び事業者に広く公表するとともに、台東区都市復興基本方針に基づき市街地復興事業を推進し、その他必要な施策を実施する責務を有する。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民は、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の市街地の復興に努めるとともに、市街地復興事業に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、市街地復興事業に協力する責務を有する。

(復興対象地区の指定)

第6条 区長は、次の各号に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

- (1) 重点復興地区 震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、震災復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備(以下「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
- (2) 復興促進地区 震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区
- (3) 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項の規定による復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の変更等)

第7条 区長は、市街地復興事業の進行状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更し、又は廃止することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(台東区都市復興基本計画の策定)

第8条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、台東区都市復興基本方針に基づき、市街地復興事業を推進するための計画(以下「台東区都市復興基本計画」という。)を速やかに策定し、これを区民及び事業者に広く公表するものとする。

2 区長は、台東区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業の推進)

第9条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、台東区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 区長は、復興誘導地区において、台東区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 区長は、市街地復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、必要に応じ、市街地復興事業を行う者に対して、台東区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第10条 区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第 11 条 第 6 条第 1 項各号に掲げる復興対象地区（前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。）において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物等については、この限りでない。

- (1) 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
- (2) 国、地方公共団体等が市街地復興事業として建築するもの
- (3) 都市計画事業の施行として建築するもの
- (4) 国若しくは地方公共団体又は都市施設(都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。)を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して建築するもの
- (5) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)であって、次に掲げる要件に該当するもの
 - イ 階数が 2 以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
 - ロ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - ハ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に市街地復興事業の施行に支障がないと認めるもの

2 前項の規定による届出は、第 6 条第 1 項の復興対象地区の指定の日から起算して 2 年を経過した日以後は、行うことを要しない。

(情報の提供及び協議)

第 12 条 区長は、前条第 1 項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2 区長は、前条第 1 項の届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都帰宅困難者対策条例

平成二四年三月三〇日

条例第一七号

目次

第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進(第七条—第九条)
第三章 安否確認及び情報提供(第十条・第十一条)
第四章 一時滞在施設の確保(第十二条)
第五章 帰宅支援(第十三条)
第六章 雑則(第十四条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。)が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者(事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができる場合と認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力を努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例(平成十二年東京都条例第二百二号)第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等(前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。)に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業員の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。))第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。))及び各種学校(法第一百三十四条に規定する各種学校をいう。))並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。))の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。))を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

- 2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。
- 3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

東京都震災対策条例

平成一二年一月二二日
条例第二〇二号

目次

前文

第一章 総則

第一節 目的(第一条)

第二節 知事の責務(第二条一第七条)

第三節 都民の責務(第八条)

第四節 事業者の責務(第九条一第十一条)

第二章 予防対策

第一節 震災に関する研究、公表等(第十二条)

第二節 防災都市づくりの推進(第十三条)

第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保(第十四条一第二十三条)

第四節 火災の防止等(第二十四条一第三十一条)

第五節 防災広報及び防災教育(第三十二条・第三十三条)

第六節 防災組織(第三十四条一第三十七条)

第七節 地域における相互支援ネットワークづくり(第三十八条)

第八節 ボランティアへの支援(第三十九条)

第九節 要援護者に対する施策(第四十条)

第十節 防災訓練(第四十一条・第四十二条)

第十一節 都民等の意見(第四十三条)

第三章 応急対策

第一節 応急体制等の整備(第四十四条一第四十六条)

第二節 避難(第四十七条一第五十一条)

第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第五十二条)

第四節 帰宅困難者対策(第五十三条・第五十四条)

第四章 復興対策

第一節 震災復興の推進(第五十五条・第五十六条)

第二節 地域協働復興(第五十七条・第五十八条)

第五章 委任(第五十九条)

附則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第一章 総則

第一節 目的

第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第二節 知事の責務

(基本的責務)

第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

(都民及び事業者に対する指導等)

第三条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第四条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

(都民等への助成)

第五条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第六条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第七条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第三節 都民の責務

第八条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 二 家具の転倒防止
- 三 出火の防止
- 四 初期消火に必要な用具の準備
- 五 飲料水及び食糧の確保
- 六 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

第四節 事業者の責務

(基本的責務)

第九条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

(事業所防災計画の作成)

第十条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

(事業所防災計画の届出)

第十一条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第二章 予防対策

第一節 震災に関する研究、公表等

第十二条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第二節 防災都市づくりの推進

第十三条 知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 防災都市づくりに関する施策の指針

二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

三 重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定

3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第十四条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第十五条 知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第十六条 知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第十七条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

(公共施設等の安全の確保)

第十八条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)

第十九条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

(危険物の落下防止)

第二十条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

(宅地造成地の安全の確保)

第二十一条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(宅地造成地の検査)

第二十二条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

(地盤沈下の防止)

第二十三条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第四節 火災の防止等

(火災の防止)

第二十四条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第二十五条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

(火気使用器具の規制)

第二十六条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第二十七条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化)

第二十八条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第二十九条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。

(危険物取扱施設の安全の確保)

第三十条 知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(有害物取扱施設の安全の確保)

第三十一条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第五節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第三十二条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育)

第三十三条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第六節 防災組織

(防災市民組織)

第三十四条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第三十五条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(業種別の防災組織)

第三十六条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第三十七条 知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第七節 地域における相互支援ネットワークづくり

第三十八条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第八節 ボランティアへの支援

第三十九条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第九節 要援護者に対する施策

第四十条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第四十一条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

- 2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第四十二条 第三十四条から第三十六条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。
- 3 知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第十一節 都民等の意見

第四十三条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

- 2 都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。
- 3 知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第三章 応急対策

第一節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第四十四条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

- 2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第四十五条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第四十六条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第二節 避難

(避難場所の指定)

第四十七条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第四十八条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第四十九条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第五十条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第五十一条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第八号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第五十二条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4 知事は、震災時に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第九条第一項又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合におい

て、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

(平二五条例一一四・一部改正)

第四節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第五十三条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第五十四条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第四章 復興対策

第一節 震災復興の推進

(平一五条例一二四・節名追加)

(震災復興体制の確立)

第五十五条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例(平成十年東京都条例第七十七号)に基づく体制をとるものとする。

(震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)

第五十六条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

第二節 地域協働復興

(平一五条例一二四・追加)

(地域協働復興に対する理解の促進等)

第五十七条 知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの

生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

(復興市民組織)

第五十八条 知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。)の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

第五章 委任

第五十九条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(平一五条例一二四・旧第五十七条繰下)

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一二四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一一四号)

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)第三条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日 = 平成二五年一〇月一日)

東京都震災対策条例施行規則

平成一三年三月三〇日

規則第五二号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都震災対策条例(平成十二年東京都条例第二百二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業所防災計画に規定すべき事項)

第二条 条例第十条の規定に基づき事業者が作成する事業所防災計画に規定すべき事項は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画その他の防災上必要な事項とし、消防総監が別に定める。

(事業所防災計画を届け出なければならない施設)

第三条 条例第十一条に規定する知事が指定する施設は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条に規定する指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関が管理する施設のうちから、消防総監が別に定める。

(事業所防災計画の届出)

第四条 条例第十一条の規定による届出をしようとする事業者は、消防総監が別に定める様式による届出書を、所轄の消防署長を経由して消防総監に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正副各一部とする。

3 前二項に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、消防総監が定める。

(地域危険度の測定)

第五条 知事は、条例第十二条第一項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね五年ごとに実施しなければならない。

(強震計を設置する工作物)

第六条 条例第十二条第二項の規定により強震計を設置する工作物は、次に掲げるものとする。

一 公立学校

二 公営共同住宅

三 庁舎及び公会堂

四 橋及び鉄道

五 ダム、堤防及び水門

六 岸壁及びさん橋

七 その他防災対策上特に重要な工作物

2 前項の工作物に強震計を設置するときは、地盤の性質、工作物の構造及び用途並びに強震計の地域的分布を考慮しなければならない。

(特殊建築物等の指定)

第七条 条例第十六条の規定により知事が指定する特殊建築物及び地下街は、東京都建築基準法施行細則(昭和二十五年東京都規則第百九十四号)第十条の表の(い)欄各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表の(ろ)欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。

(重要建築物の種類)

第八条 条例第十七条第一号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設
- 二 建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所
- 三 治水事務所
- 四 都立葬儀所
- 五 保健所、浄水場、給水所及び下水処理場
- 六 防災備蓄倉庫及び中央卸売市場
- 七 災害対策住宅及び職務住宅

2 条例第十七条第二号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都養護老人ホーム条例(平成十一年東京都条例第百三十六号)に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例(平成十一年東京都条例第百三十五号)に規定するナーシングホーム
- 二 都立の障害児者施設

(平二〇規則一〇七・一部改正)

(落下危険物の安全性の基準)

第九条 条例第二十条に規定する落下危険物の落下を防止するための防災上安全な基準は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第三十九条の定めによる。

(宅地造成地の安全性の基準)

第十条 条例第二十一条に規定する宅地造成地の地震に対する防災上安全な基準は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第二章に定める工事の技術的基準とする。

(有害物取扱施設の安全性の基準)

第十一条 条例第三十一条に規定する有害物を取り扱う施設の防災上安全な基準は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第十三条に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準とする。

(防災訓練の範囲)

第十二条 条例第四十一条第一項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都が主催するもの
- 二 警視庁又は警察署が主催するもの
- 三 東京消防庁又は東京消防庁所管の消防署が主催するもの

(災害補償の実施)

第十三条 知事は、条例第四十一条第二項の規定に基づき、前条の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故(以下単に「事故」という。)により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、次条から第十七条まで及び第十九条から第二十二條までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

(災害補償の種類)

第十四条 前条の規定により知事が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 入院療養補償
- 二 通院療養補償
- 三 休業補償
- 四 後遺障害一時金
- 五 死亡一時金

(災害補償の金額)

第十五条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第一の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算して得た金額を支給する。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、三十一万五千円を限度とする。

(後遺障害一時金)

第十六条 後遺障害一時金は、第十二条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して百八十日以内で、かつ、事故発生の日から起算して一年六箇月以内において、別表第二に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の二以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

- 2 事故発生の日から起算して一年六箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第二に定める後遺障害があるため、知事が補償を行う必要があると認めるときは、同項の規定を準用する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

(死亡一時金)

第十七条 死亡一時金は、第十二条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族(特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和四十一年東京都条例第八十四号)第十一条の規定において、「遺族補償金」を「死亡一時

金」と、「消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。
以下同じ。)に対し支給し、その額は、七百万円とする。

(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)

第十八条 知事は、第十二条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路(合理的な経路及び方法によるものに限る。)上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前三条の規定を準用する。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の二分の一を限度として知事が定めるものとする。

(災害補償金計算の特例)

第十九条 正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、前四条の規定を適用する。

2 事故等(事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。)の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、前四条の規定を適用する。

3 知事は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

(防災訓練に係る災害補償の認定)

第二十条 第十二条に規定する防災訓練の主催者(以下「主催者」という。)は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から七日以内に知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象になると決定したときは、主催者を經由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

(災害補償の請求及び決定)

第二十一条 災害補償を受けようとする者は、前条第二項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、知事に速やかに補償の請求を行わなければならない。

一 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。ただし、その療養又は休業が一月を超えるときは、一月ごとに、当該月を経過したとき。

二 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。

三 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき又は、事故等の発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

2 知事は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

(災害補償に係る事項の委任)

第二十二條 第十三條から前條までに定めるもののほか、防災訓練に参加した者に対する災害補償に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

(避難場所の指定基準)

第二十三條 條例第四十七條第一項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- 一 周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。
- 二 避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

(避難道路の指定基準)

第二十四條 條例第四十八條に規定する避難道路は、避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定するものとする。

2 前項に規定する避難道路は、幅員十五メートル以上のものとする。

(避難場所又は道路の指定等の告示)

第二十五條 知事は、條例第四十七條の避難場所又は條例第四十八條の避難道路を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

(土地及び家屋の利用計画)

第二十六條 條例第五十二條第二項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

- 一 救出及び救助活動
- 二 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸
- 三 ボランティアの活動
- 四 生活物資の集積及び輸送
- 五 公営住宅等の建設
- 六 庁舎の建設
- 七 その他知事が必要と認める事項

(活動拠点の指定等の告示)

第二十七條 知事は、條例第五十二條第四項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に知事及び区市町村が行う防災訓練に参加した都民が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合で、施行日において現に補償の決定を受けていない都民に対する補償については、この規則による改正後の東京都震災対策条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十三條から第二十二條までの規定を適用する。

3 この規則の施行の際現に特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の例により補償を受けている者又は補償の決定を受けている者に対する補償については、改正後の規則第十三条から第二十二條までの規定にかかわらず、同条例の例による。

附 則（平成二〇年規則第一〇七号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 災害補償の金額(第十五条関係)

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
一 入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	三千五百円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が九十日を超えるときは九十日とする。
二 通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に一週間以上通院したとき。	二千五百円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して九十日以内の通院に限る。
三 休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	三千円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後五時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が九十日を超えるときは九十日とする。

別表第二 災害補償後遺障害等級表(第十六条関係)

等級	金額	後遺障害の程度
第一級	七百万円	一 両眼が失明したもの 二 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 四 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 五 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 六 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 七 両上肢を腕関節以上で失ったもの 八 両上肢の用を全廃したもの 九 両下肢を足関節以上で失ったもの 十 両下肢の用を全廃したもの
第二級	五百五十万円	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 三 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 四 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 五 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 六 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服す

		<p>ることができないもの</p> <p>七 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>八 一上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>九 一下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>十 両手の手指の全部を失ったもの</p> <p>十一 両手の手指の全部の用を廃したもの</p> <p>十二 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>
第三級	四百万円	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二 両眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>七 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>八 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの</p> <p>九 一上肢を腕関節以上で失ったもの</p> <p>十 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>十一 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>十二 一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>十三 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>十四 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>十五 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの</p> <p>十六 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第四級	三百万円	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの</p> <p>三 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p>

		<p>もの</p> <p>五 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害等を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>七 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>八 一手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失ったもの</p> <p>九 一手の母指を含み二の手指を失ったもの</p> <p>十 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>十一 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの</p> <p>十二 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十三 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>十四 一上肢に仮関節を残すもの</p> <p>十五 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>十六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>十七 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十八 一下肢に仮関節を残すもの</p> <p>十九 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>二十一 一足の足指の全部を失ったもの</p> <p>二十二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>二十三 両側の睾丸を失ったもの</p> <p>二十四 脾臓又は一側の腎臓を失ったもの</p>
第五級	二百万円	<p>一 両眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 一眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>八 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>九 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができ</p>

		<p>ない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度になったもの</p> <p>十 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>十一 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>十二 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十三 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十四 一手の母指を失ったもの、示指を含み二の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の三の手指を失ったもの</p> <p>十五 一手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の二の手指を失ったもの</p> <p>十六 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの</p> <p>十七 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>十八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十九 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>二十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>二十一 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</p> <p>二十二 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</p> <p>二十三 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>二十四 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第六級	百三十万円	<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>四 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p>

		<p>八 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>九 耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>十 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>十一 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>十二 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>十三 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>十四 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>十五 一手の中指又は薬指を失ったもの</p> <p>十六 一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>十七 一手の中指又は薬指の用を廃したもの</p> <p>十八 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>十九 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</p> <p>二十 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>二十一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p> <p>二十二 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>二十三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>二十四 女子の外貌に醜状を残すもの</p>
第七級	七十万円	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>四 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 三歯以上に対して歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>七 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>八 一手の小指を失ったもの</p> <p>九 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>十 一手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>十一 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>十二 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>十三 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>十四 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>十五 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十六 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>十七 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>十八 一足の第二の足指の用を廃したもの又は第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの若しくは第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p> <p>十九 一足の第三足指以下の一又は二足指の用を廃したもの</p> <p>二十 局部に神経症状を残すもの</p> <p>二十一 男子の外貌に醜状を残すもの</p> |
|--|---|

東京都台東区災害等の警戒待機に関する勤務規程

昭和56年9月14日

訓令甲第11号

(目的)

第1条 この規程は、職員の勤務時間外、日曜日及び土曜日並びに東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月台東区条例第1号）第10条の規定に基づく休日（以下「休日」という。）に発生する災害等に迅速に対処するための防災態勢（以下「警戒待機」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって災害対策の円滑な遂行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害又は被害の程度が同号に規定する程度に至らない災害をいう。

(職務)

第3条 警戒待機に従事する職員（以下「従事職員」という。）は、区長が指定する場所で輪番により勤務を行い、災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- (1) 災害等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置の準備に関すること。
- (3) その他災害等の対策に関すること。

(職員)

第4条 従事職員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 東京都台東区職員の職名に関する規則（昭和46年4月台東区規則第4号）第3条に定める参事、専門参事、副参事及び専門副参事の職層にある者
- (2) 東京都台東区統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年4月台東区訓令甲第2号）第4条第1項に定める課長補佐の職にある者
- (3) 東京都台東区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年4月台東区教育委員会訓令甲第2号）第4条第1項に定める課長補佐の職にある者
- (4) 東京都台東区選挙管理委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年4月台東区選挙管理委員会訓令甲第2号）第4条第1項に定める課長補佐の職にある者
- (5) 東京都台東区監査事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年4月台東区監査委員訓令甲第2号）第4条第1項に定める課長補佐の職にある者
- (6) 東京都台東区議会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定に関する規程（昭和62年4月台東区議会議長訓令甲第2号）第4条第1項に定める課長補佐の職にある者
- (7) その他区長が適当と認める者

2 前項に定める者のほか、従事職員を補佐する職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、区長が特に認めた者は、従事職員から除くことができる。

(職員の勤務時間)

第5条 従事職員の勤務時間は、別表のとおりとする。

(勤務の命令)

第6条 従事職員の勤務は、区長が命ずる。

(事務の引継ぎ)

第7条 従事職員は、勤務時間が終了したときは、危機管理室長に引継がなければならない。ただし、日曜日、土曜日又は休日に勤務時間が終了したときは、当該職員に交替して勤務する従事職員に引継がなければならない。

2 前項ただし書の事務の引継ぎを終わらない従事職員は、その引継ぎが終るまでの間、なお勤務しなければならない。

(疾病等による勤務の交替)

第8条 従事職員が疾病その他やむを得ない事情により勤務できなくなつたときは、当該職員の属する部（これに準ずる室及び局を含む。）の長は、当該部の職員のうちから代つて勤務すべき職員を定め、区長に届け出なければならない。ただし、区長が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、会計管理室、区議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局は総務部に属するものとする。

(事務の所管)

第9条 警戒待機に関する事務は、総務部危機・災害対策課において行う。

付 則

この訓令は、昭和56年9月21日から施行する。

付 則（平成7年3月31日訓令甲第2号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成10年11月2日訓令甲第15号）

この訓令は、平成10年4月1日から適用する。

付 則（平成15年6月26日訓令甲第13号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日訓令甲第2号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年11月28日訓令甲第19号）

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日訓令甲第19号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日訓令甲第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日訓令甲第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日訓令甲第10号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区分	勤務時間
日曜日、土曜日及び休日	第1勤務 午前8時30分から午後5時15分まで。 第2勤務 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。
月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。

台東区防災行政無線局管理運用規程

昭和 63 年 4 月 1 日施行
平成 16 年 1 月 1 日改正
平成 17 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、台東区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する台東区防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 条に規定する無線局をいう。
- (2) 制御器 親局及び基地局を遠隔操作する装置をいう。
- (3) 固定系親局 特定の 2 つ以上の無線局及び受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 固定系子局 固定系親局の相手方となる無線局及び受信設備をいう。
- (5) 基地局 陸上の移動局を通信の相手方として、台東区庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中若しくはその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (7) 無線系 前各号の無線局及び付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行うものであって、総務大臣の免許を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線局の回線構成)

第 3 条 無線局の回線構成及び配置等は、別表 1 から別表 4 のとおりとする。

(無線系の総括責任)

第 4 条 無線系に総括責任者を置く。

- 2 総括責任者は、無線系の管理・運用業務を総括し、指揮監督する。
- 3 総括責任者は、危機管理室長の職にある者を当てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、その無線系の管理・運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、危機・災害対策課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理・運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これを当てる。

(責任者)

第7条 次の各号に掲げる部署に責任者を置く。

(1) 移動系の制御器を設置した部署

(2) 本庁以外であって、陸上移動局を配備した出先機関等の部署

2 責任者は、管理責任者の命を受け、当該部署に配置した無線局又は施設等の管理・監督の業務を所掌するものとする。

3 責任者は、本庁にあっては当該部署の課長、出先機関にあっては当該機関の長又はこれに相当する職にあるものをもって当てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括責任者は、無線系に属する無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の養成及びその適正な配置に努めなければならない。

2 総括責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(第1号様式)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は無線系に属する無線局の無線設備の操作を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督するものとする。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行うものとする。

2 通信取扱者は、無線局の運用に関わる一般職員とする。

(備付書類の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理・保管する。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用要領によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能を確保するため、次の通り保守点検を行うものとする。

(1) 毎日点検 通信取扱責任者又は責任者がこれに当たる。

(2) 毎月点検 管理責任者がこれに当たる。

(3) 年点検 総括責任者がこれに当たる。

2 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

3 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第 14 条 総括責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練にあわせた総合通信訓練 毎年 2 回以上

(2) 定期通信訓練 毎年 4 半期ごとに 1 回以上

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第 15 条 総括責任者は、毎年 1 回以上、通信取扱者等に対して電波法関係法令及び運用要領並びに無線機の取扱要領の研修を行うものとする。

(委任)

第 16 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1. この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2. 台東区防災行政用無線局管理運用規程（昭和 55 年 2 月 1 4 日施行）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1	台東区防災行政無線通信システム構成図	略
別表 2	防災行政無線連結系統図（移動系）	略
別表 3	同報系無線子局設置場所	略
別表 4	移動系車載局積載車両	略
第 1 号様式（第 8 条関係）	無線従事者名簿	略

資料第14

台東区防災行政無線局（固定系）運用要領

昭和 63 年 4 月 1 日 施行
平成 17 年 4 月 1 日 改正
平成 20 年 11 月 1 日 改正
平成 24 年 4 月 1 日 改正
平成 28 年 4 月 1 日 改正

（目的）

第 1 条 この要領は、台東区防災行政無線局管理運用規程（昭和 63 年 4 月 1 日施行）第 12 条に基づき、台東区防災行政無線局（以下「無線局」という。）の運用を円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（放送の種類）

第 2 条 無線局による放送の種類は、定時放送、一般放送及び緊急放送とする。

（定時放送）

第 3 条 定時放送は、ミュージックチャイムにより、定時に行うものとする。

2 チャイム放送の放送日は、毎日とし、その放送時刻は、次のとおりとする。

○17 時 00 分

（一般放送）

第 4 条 一般放送は、次に掲げるもののうち特に重要であると認められるものとする。

- （1） 区政の普及及び周知連絡に関する事項
- （2） その他区民の福祉に関する事項

2 一般放送の放送時間は、3 分以内とするように努めなければならない。

（緊急放送）

第 5 条 緊急放送は、災害時その他緊急を要する事態が発生又は発生が予測されるときに放送するものとし、放送事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 地震、火災、台風等の非常事態に関する事項
- （2） 人命に係わるもののほか特に緊急重要な事項

（放送の依頼）

第 6 条 無線局による放送を希望するものは、無線放送依頼書（同報系別紙）をあらかじめ総務部広報課長に提出するものとする。

2 緊急放送しなければ、区民の生命、身体、財産に及ぼす影響が大であると判断される場合は前項の規定に係わらず無線放送依頼書を総務部危機・災害対策課長（以下「管理責任者」という。）に提出するものとする。

3 第 1 項の依頼を受けた総務部広報課長は、その内容を点検し疑義があるものについては、危機管理室長の指示を得て放送の可否を決定するものとする。

この場合において、放送しないと決定したときは、その旨を依頼者に通知しなければならない。

4 放送することに決定した原稿は、総務部広報課長が管理責任者に送付するものとする。

(放送の権限)

第7条 管理責任者は、災害発生その他特別の理由があるときは、放送を制限することができる。

(放送の方法)

第8条 放送の方法は、次に定めるものとする。

- (1) 台東区全域に放送するもの。
- (2) グループごとに分割で放送するもの。
- (3) 指定した子局に放送するもの。

2 放送技術操作は、総務部危機・災害対策課の無線従事者がこれを行う。

3 放送に際しては、チャイム放送を除き、その開始時に「ぼうさいたいとう」を言わなければならない。

4 放送に使用する用語は、簡潔でわかりやすい用語を使用しなければならない。

(放送の記録)

第9条 無線従事者は、放送を行ったときは無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

付 則

この要領は、昭和63年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成20年11月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

緊急非常配備体制に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、夜間・休日等の勤務時間外に震度5強以上の地震、若しくは、これに準ずる程度の災害が発生した場合における職員の初動体制を確立するための緊急非常配備体制について定め、台東区災害対策本部が開設されるまでの間の応急対策活動を迅速に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱でいう「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に規定する被害で、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に規定する程度のものをいう。

(緊急非常配備体制)

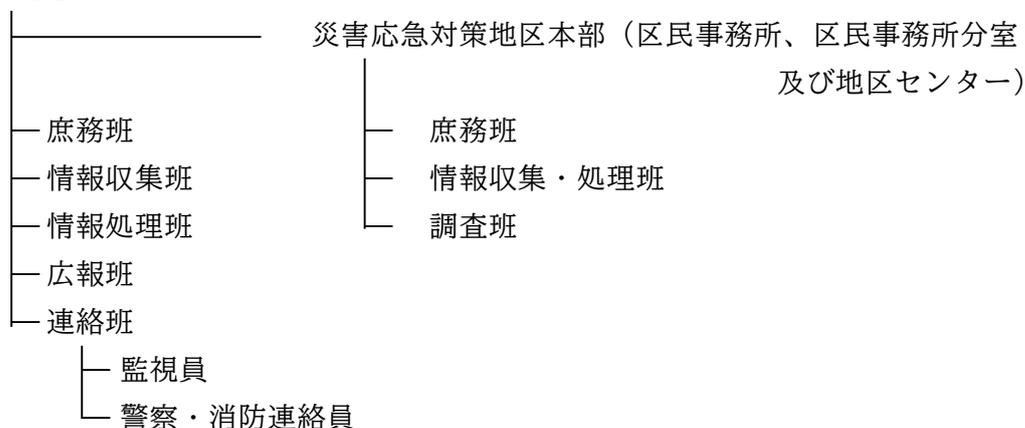
第3条 区長は、夜間・休日等の勤務時間外に震度5強以上の地震、若しくは、これに準ずる程度の災害が発生した場合には、緊急非常配備体制をとる。

2 緊急非常配備体制は、警戒待機者(東京都台東区災害等の警戒待機に関する勤務規程(昭和56年9月14日訓令甲第11号)第3条に規定する警戒待機に従事する職員をいう。)及び緊急非常配備指定参集職員(以下「指定職員」という。)並びにその他の職員をもって編成するものとする。

(組織等)

第4条 緊急非常配備体制(以下「緊急組織」という。)は、次のとおりとする。

災害応急対策本部(本庁舎)



- 2 緊急組織の各班に班長を置く。
- 3 各班の班長は、管理職員または、係長職にある者をもって充てる。
- 4 班長は、班に従事する指定職員を指揮監督する。

(指定職員)

第5条 緊急非常配備体制につく指定職員は、非常配備体制職員に定められた者のうち区内居住者及び区役所本庁舎から5km圏内居住者とする。

- 2 指定職員の参集場所は、区役所本庁舎・区民事務所・区民事務所分室・地区センター、区内警察署・消防署及び被災状況の情報収集可能地点とする。

(指定職員の任務)

第6条 指定職員は、夜間・休日等の勤務時間外に震度5強以上の地震、若しくは、これに準ずる程度の災害が発生したときは、すみやかに定められた場所に参集し、各班長の指揮のもとに、次の分掌事務を行う。

災害応急対策本部

(1) 庶務班

- ア 災害応急対策本部の設置
- イ 参集職員の把握
- ウ 災害対策本部の設置準備
- エ 被災者への対応
- オ 非常配備体制要員への連絡
- カ 他の班に属さないこと

(2) 情報収集班

- ア 各地区本部からの被害情報等の収集
- イ 関係防災機関との連絡・情報収集

(3) 情報処理班

情報収集班からの情報に基づく被害状況等の把握と整理・集計

(4) 広報班

固定系防災行政無線による区民への情報伝達

(5) 連絡班

- ア 移動系無線による被害状況等の調査
- イ 町会及び地区本部等との連絡
- ウ その他緊急措置

① 監視員

高所からの区内被害状況の把握

② 警察・消防連絡員

警察署・消防署との連絡・情報収集

災害応急対策地区本部

(1) 庶務班

- ア 災害応急対策地区本部の設置
- イ 参集職員の把握
- ウ 町会との連絡
- エ 被災者への対応
- オ 他の班に属さないこと

(2) 情報収集・処理班

- ア 調査班の調査に基づく被害状況等の把握及び整理・集計
- イ 災害応急対策本部への報告

(3) 調査班

地区内の被害状況等の調査

(指定職員以外の職員)

第7条 指定職員以外の職員は、震度5強以上の地震、若しくは、これに準ずる程度の災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、可能な、あらゆる手段を講じて、自発的に勤務地に参集する。

(災害対策本部組織への移行)

第8条 緊急非常配備体制は、災害対策本部の設置により災害対策本部体制に移行するものとする。

ただし、指定職員は指示があるまで緊急組織の任務に従事するものとする。

(防災用品の貸与)

第9条 指定職員には、災害応急活動に必要な防災服、靴、帽子、腕章等の防災用品を貸与する。

(研修及び訓練)

第10条 指定職員は、その任務の遂行に必要な研修を受講するとともに、定期的を実施する参集訓練及び、模擬訓練に参加しなければならない。

(服務)

第11条 指定職員の服務については、この要綱に定めるもののほか東京都台東区職員服務規程第16条の規定による。

(その他)

第12条 この要綱の実施に必要な細目は、危機管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和59年2月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成7年10月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

改正内容 第4条第3項及び第12条中「土木部長」を「総務部長」に改めた。

付 則

この要綱は、平成9年3月27日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

東京都台東区罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。）によって受けた被害（以下「罹災」という。）について、法第90条の2の規定に基づく罹災証明書等の交付事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物をいう。
- (2) 住家 現実に居住のため使用している建物（社会通念上の住家であるかどうかについては問わない。）及び非住家のうち、常時、人が居住している部分をいう。
- (3) 非住家 住家以外の建物（官公署、学校、病院、公民館、神社又は仏閣等）をいう。
- (4) 罹災証明書 住家における罹災の程度を証するため、当該住家の居住者に対して発行するものをいう。
- (5) 罹災証明書（所有者） 住家における罹災の程度を証するため、当該住家の所有者に対して発行するものをいう。
- (6) 被災届出受理証 非住家、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産（事業の用に供する機械設備、商品等をいう。以下同じ。）の罹災並びに人的な被害に関する届出を受理したことを証するために発行するものをいう。

(証明書の証明事項)

第3条 罹災証明書及び罹災証明書（所有者）（以下これらを「証明書」という。）の証明事項は、別表のとおりとする。

(証明書の交付対象者)

第4条 証明書の交付対象者は、罹災した住家の居住者、所有者その他区長が必要と認める者とする。

(証明書の申請)

第5条 証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。この場合において、区長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる書類の添付を求めることができる。

- (1) 被害の状況が確認できる写真
- (2) その他区長が必要と認める書類

(証明書の申請期限)

第6条 前条の規定による申請は、罹災した日から起算して1年を経過する日までにしなければならない。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(実地調査)

第7条 区長は、第5条の規定による申請があったときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成30年3月内閣府）等に基づき、住家の罹災の程度を実地に調査しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が罹災の程度を準半壊に至らないと自ら判定し、かつ、罹災の程度を示す写真等の資料から準半壊に至らないことが一見して明らかに判定できる場合であって、申請者の同意を得た場合は、実地調査を省略することができる。

(証明書の交付)

第8条 区長は、第5条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を調査、確認し、罹災証明書(第2号様式)又は罹災証明書(所有者)(第3号様式)を交付する。

(手数料)

第9条 証明書の発行に係る手数料は、東京都台東区手数料条例(平成12年3月台東区条例第1号)第6条第3号の規定により免除とする。

(台帳の整備)

第10条 区長は、証明書等の交付の状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(再調査)

第11条 第8条の規定により証明書の交付を受けた者は、当該証明書により証明された罹災の程度について再調査を求めることができる。

2 前項の規定により再調査の申請を行う者は、原則として、証明書の交付を受けた翌日から起算して1か月以内に、罹災証明再調査申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により再調査の申請があったときは、住家等の罹災の程度を再度調査するものとする。

4 区長は、前項の規定による再調査の結果、第8条の規定により交付した証明書の内容を変更するときは、再度、証明書を交付するものとする。

(被災届出受理証の証明事項)

第12条 被災届出受理証の証明事項は、災害により生じた非住家、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産の被害並びに人的な被害に関し、届け出た事項とする。

(被災届出受理証の交付対象者)

第13条 被災届出受理証の交付対象者は、次のとおりとする。

(1) 災害により被害が生じた非住家、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産の所有者及び占有者(証明書の交付対象者を除く。)

(2) 災害により人的な被害を受けた者及びその者と同一世帯に属する者

(3) その他区長が認める者

(被災届出受理証の申請)

第14条 被災届出受理証の交付を受けようとする者は、被災届出受理証交付申請書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。この場合において、区長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる書類の添付を求めることができる。

(1) 被害の状況が確認できる写真、修繕の見積等

(2) その他区長が必要と認める書類

(被災届出受理証の交付)

第15条 区長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を調査、確認し、被災届出受理証を交付する。

(規定の準用)

第16条 第6条及び第9条の規定は、前項の被災届出受理証の交付について準用する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか証明書等に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第3条関係)

証明事項	災害により被害を受けた住家の罹災程度 その他当該被害に関する事項
1 全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
2 大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
3 中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
4 半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
5 準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
6 準半壊に至らない	全壊、大規模半壊、半壊又は準半壊に至らないものとする。
7 床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に住家を使用することができないものをいう。
8 床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

罹災証明書交付申請書

受付No.
年 月 日

台東区長 殿

下記のとおり 罹災証明書 の交付を申請します。

申請者	住所			
	氏名		連絡先	
	罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> それ以外の親族 <input type="checkbox"/> 罹災者(法人)の従業員 <input type="checkbox"/> その他()		

罹災者	住所			
	氏名 (法人の場合は、 名称及び代表者)		連絡先	
	罹災住家の住所	台東区		

住家の形態	(罹災証明書)		(罹災証明書(所有者))			
	<input type="checkbox"/> 持家	<input type="checkbox"/> 借家	<input type="checkbox"/> 貸家(家主・所有者)			

罹災住家の 居住者	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主				

※ 罹災者と同一世帯の親族に限る
※ 被災住戸の所有者の場合は記入不要

罹災年月日	年 月 日
-------	-------

罹災原因	
------	--

被害の状況	破損箇所について <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> その他()
	浸水について <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> その他()

証明書の 使用目的		申請通数	通
--------------	--	------	---

【自己判定方式により交付を受ける場合】(台東区罹災証明書等交付要綱第7条関係)

罹災の程度について「準半壊に至らない(一部損壊)」という被害の判定と決定されることについて同意します。

※自己判定方式の場合、持参いただいた写真で被害認定を行うため、実地調査を行いません。

罹災証明書

第 年 月 日 号

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項	被災者区分： 世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

罹災住家の所在地	
住家の被害の程度	
追加記載事項	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都台東区長



罹災証明書(所有者)

第 _____ 号
年 月 日

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項	被災者区分： 所有者 (共有者情報など)

罹災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項	

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都台東区長



罹災証明書再調査申請書

受付No.
年 月 日

台東区長 殿

下記のとおり 罹災証明の再調査を申請します。

申請者	住所			
	氏名		連絡先	
	罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> それ以外の親族 <input type="checkbox"/> 罹災者（法人）の従業員 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

罹災者	住所			
	氏名 <small>(名称及び代表者)</small>		連絡先	
	罹災(被災)住所	台東区		

再調査を求め る罹災証明書	交付年月日	： 年 月 日
	文書番号	： 第 号

再調査を 求める理由	
---------------	--

委任状

年 月 日

台東区長 殿

※表面の申請者

私は、 _____ を代理人として、罹災証明再調査、証明書の交付申請及び受領に関することについて委任します。

委任者

住所 _____

氏名 _____ (印)

罹災証届出受理証交付申請書

受付No.
年 月 日

台東区長 殿

下記のとおり 被災届出受理証 の交付を申請します。

申請者	住所			
	氏名		連絡先	
	被災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> それ以外の親族 <input type="checkbox"/> 被災者(法人)の従業員 <input type="checkbox"/> その他()		

被災者	住所			
	氏名 (名称及び代表者)		連絡先	
	被災住所	台東区		
被災内容	<input type="checkbox"/> 非住家 { <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 工場 } <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 家財 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他 ()			
被災年月日	年 月 日			
被災原因				
証明書の 使用目的			申請通数	通

添付書類：写真、修繕費用の見積、設計等被害状況が確認できるものを添付してください。

本人または同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状

年 月 日

台東区長 殿

※申請者

私は、_____を代理人として、被災届出受理証の申請及び受領に関する
ことについて委任します。

委任者

住所 _____

氏名 _____ (印)

罹災証届出受理証

上記の被災内容について、届出を受理したことを証明します。

年 月 日

台東区長



- 備考 1. この証明書は、被災の状況を区に届け出たという事実を証明するものであり、罹災状況（全壊・半壊など）を証明するものではありません。
2. この証明書は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

協 定 関 係

資料第17

災害時の医療救護活動についての協定書

台東区（以下「甲」という。）と一般社団法人下谷医師会及び公益社団法人浅草医師会（以下「乙」という。）は、昭和51年11月1日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」について、下記のとおり改める。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）及び台東区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（災害医療救護計画の提出）

第2条 乙は、災害対策基本法第6条に基づく防災に関する計画について、台東区地域防災計画の修正があった場合等、必要に応じて見直しを行い、甲に提出する。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、下記の医療救護活動を実施するため、必要と認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する。

- (1) 災害対策基本法、災害救助法又は台東区地域防災計画等に基づき、甲が行う台東区内における医療救護活動
- (2) 災害対策基本法第8条第2項12号による相互応援協定若しくは同法第74条第1項に基づく要請又は災害救助法第14条に基づく指示があった場合等の台東区外における医療救護活動

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の防災に関する計画等に基づき医療救護班を編成し、派遣する。

3 第1項の定めによる医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 医師（必須） | } 若干名 |
| (2) 看護師 | |
| (3) その他事務補助 | |

なお、必要に応じ、甲乙協議の上、職種等について変更することができる。

4 医療救護班の派遣期間は、甲乙協議の上、決定する。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、医療救護所、避難所、医療機関、医療対策拠点又は医療救護活動拠点等において、医療救護活動を実施する。

（医療救護班の業務等）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対するトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- (5) 助産救護

(6) その他、甲乙協議の上、必要と認められる業務

- 2 医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。
- 3 甲及び乙は、医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、医療救護班への伝達に努める。

(指揮命令)

第6条 医療救護班の活動場所は、次の者が指示する。

- (1) 台東区内における医療救護活動の場合、甲が指示する。
- (2) 台東区外における医療救護活動の場合、都道府県又は区市町村等の行政機関が指示する。
- 2 医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。
- 3 甲は、必要に応じて、医療救護班の活動場所、業務内容等について、前2項に規定する者と調整を行うなど、医療救護班に対し、必要な支援を行う。

(医療救護班の移動等)

第7条 医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、原則として次のとおりとする。

- (1) 台東区内における医療救護活動の場合、活動場所が医療救護所においては、必要とする食糧を甲が確保する。その他の活動場所においては、医療救護班自らが確保する。
- (2) 台東区外における医療救護活動の場合、移動手段及び宿泊先は甲が確保し、食糧は医療救護班自らが確保する。

ただし、緊急の場合又はこれにより難しい場合は、甲乙協議の上、決定する。

(医薬品等の確保)

第8条 医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保は、次のとおりとする。

- (1) 台東区内における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は甲が備蓄するものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。
なお、甲が備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- (2) 台東区外における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

(医療費)

第9条 次項に定める場合を除く、医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。

- 2 医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 医療救護班の移動、宿泊及び食糧における実費弁償

- (3) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (4) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合の損害補償。

ただし、合同訓練に参加した場合に要する経費のうち、(2)の近接地(職員の旅費に関する条例第2条第3項に規定する近接地(別表のとおり。))における移動並びに宿泊費及び食事に要する経費については、甲の負担の対象外とする。

2 医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、東京都と公益社団法人東京都医師会とで締結する「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」に準ずるものとする。

なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

(協議会への参画)

第12条 甲は、この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する災害医療に関する協議会等に参画する。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙から申出がないときは、更に1年延長され、以降この例による。なお、本協定書について、甲乙協議の上、適宜必要な見直しを行う。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成30年4月1日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
代表者 台東区長

乙 東京都台東区東上野三丁目38番1号
一般社団法人下谷医師会
代表者 下谷医師会長

乙 東京都台東区雷門一丁目10番5号
公益社団法人浅草医師会
代表者 浅草医師会長

資料第18

災害時における応急救護活動についての協定書

東京都台東区を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会台東支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都台東区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法「昭和45年法律第19号」に規定された業務の範囲）の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)

第3条 甲は、乙の協力にかかる衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害補償については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例」(昭和41年東京都台東区条例第16号)の例による。

(防災訓練)

第5条 乙は甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(応急救護計画の策定)

第6条 乙は本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提供するものとする。

2 乙は前項の災害応急救護計画を策定するにあたっては、社団法人下谷・浅草両医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成4年8月21日から平成5年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに甲・乙なんらの申し出がないときはさらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各一通保有する。

平成4年8月21日

甲 東京都台東区
代表者 東京都台東区長

乙 社団法人 東京都柔道接骨師会台東支部
代表者 東京都柔道接骨師会台東支部長

資料第19

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

東京都台東区を「甲」とし、社団法人東京都台東区歯科医師会及び社団法人東京都台東区浅草歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、台東区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、台東区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 歯科医師 | } 若干名 |
| (2) 歯科衛生士 | |
| (3) その他の補助事務 | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

- 2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動等において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する台東区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年3月24日

甲 台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
代表者 東京都台東区長

乙 台東区根岸四丁目1番28号
社団法人 東京都台東区歯科医師会
代表者 会長

乙 台東区浅草一丁目4番7号 勉強堂ビル4階
社団法人 東京都台東区浅草歯科医師会
代表者 会長

資料第20

災害時の薬剤師救護活動についての協定書

東京都台東区を「甲」とし、下谷薬剤師会及び浅草薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、台東区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師の派遣)

第2条 甲は、台東区地域防災計画に基づき医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行又は調達した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要とする関係機関をもって構成する台東区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年3月24日

甲 台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
代表者 東京都台東区長

乙 台東区入谷一丁目6番6-103号
下谷薬剤師会
代表者 会長

乙 台東区寿三丁目15番17号
浅草薬剤師会
代表者 会長

資料第21

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と株式会社スズケン東京中央営業部中央支店、株式会社マルタケ東京支店、東邦薬品株式会社首都圏支社東京営業部葛飾事業者江東営業所、株式会社メディセオ、アルフレッサ株式会社営業本部東京城東営業部荒川・台東支店、株式会社バイタルネット東京中央支店（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都台東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- （1） 医薬品
- （2） 衛生材料
- （3） 医療器具
- （4） 前3号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定により医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により、乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金は、甲が負担するものとする。

2 医薬品等の搬送費用の負担については、搬送の困難性等の諸般の事情を考慮して、甲乙が協議して決定する。

3 第1項の代金及び第2項の協議により決定した搬送費用については、甲は請求書受領後、遅滞なく支払いを行うものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(委任)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲又は乙から何らの申し出がないときはさらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名、押印のうえ、各1通ずつ保管する。

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
台東区長

乙 締結日 平成26年9月8日
東京都千代田区神田佐久間河岸59番地
株式会社スズケン 東京中央営業部
中央支店 支店長

乙 締結日 平成26年9月10日
東京都豊島区南大塚一丁目2番7号
株式会社マルタケ
東京支店 支店長

乙 締結日 平成26年9月17日
東京都葛飾区奥戸一丁目25番1号
東邦薬品株式会社
首都圏支社 東京営業部 葛飾事業所
江東営業所長

乙 締結日 平成26年9月22日
東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ
専務取締役東京支社長

乙 締結日 平成28年2月18日
東京都江戸川区平井七丁目5番32号
アルフレッサ株式会社
東京第二営業統括部 東京城東営業部
荒川・台東支店 支店長

乙 締結日 平成26年9月26日
東京都板橋区泉町40番1号
株式会社バイタルネット
東京中央支店

資料第 2 2

災害時の動物救護活動に関する協定書

台東区を「甲」とし、台東区獣医師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、台東区内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲が行なう動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の要請等)

第 2 条 甲は、動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、速やかに動物救護活動を行なうものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行なうことができる。

(動物救護活動の場所)

第 3 条 乙は、甲が指定する場所等において、動物救護活動を実施するものとする。

(動物救護活動の内容)

第 4 条 乙が行なう動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 動物の死亡の確認
- (4) 甲が行なう動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- (5) その他必要な応急業務

(負担)

第 5 条 甲の要請に基づき、乙が動物救護活動を実施したときに要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 動物の応急手当等に用いた器材、医薬品、設備等の実費
- (2) その他動物救護活動に必要な物品等

(損害補償)

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が行なった動物救護活動に係わる従事者の損害補償については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例」(昭和 41 年台東区条例第 16 号)の規定に基づき補償するものとする。

(動物救護連絡協議会の設置)

第 7 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関と動物救護連絡協議会を設置するものとする。

(細目)

第8条 この協定に関する細目は、別途定める。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及び協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定の締結の日から平成26年3月31日までの期間有効とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙から何ら申出がない場合は、更に1年延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年9月1日

東京都台東区東上野4-5-6

甲

東京都台東区長

東京都台東区三筋1-9-4

乙 台東区獣医師会
代表者

資料第23

災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、公益社団法人 東京都助産師会墨田台東地区分会を「乙」とし、次のとおり妊産婦等の支援活動に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、台東区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が妊産婦及び新生児（以下「妊産婦等」という。）への支援活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を実施する場合における乙への協力要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 妊産婦等の心身の健康管理、育児相談、授乳相談等に関すること。
- (2) 妊産婦等の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の判断に関すること。
- (3) その他甲が要請する事項のうち、乙が対応することができる事項

(支援対象者)

第3条 この協定の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊産婦等のうち、一般の避難所で生活することが困難であり、台東区地域防災計画に基づく二次避難所（妊産婦避難所）（以下「二次避難所」という。）の対象であると甲に判断された者
- (2) その他支援の必要があると甲が認めた妊産婦等

(妊産婦等支援班の派遣)

第4条 甲は、妊産婦等支援活動の実施に当たり必要があると認めた場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちに事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、二次避難所又は甲が指定する場所（以下「二次避難所等」という。）に派遣するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、妊産婦等支援活動の協力に要した費用のうち、次に掲げる費用を負担する。

- (1) 妊産婦等支援班の派遣に要する経費
- (2) 妊産婦等支援班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合における実費
- (3) その他甲が負担すべき費用

(損害補償等)

第6条 妊産婦等支援活動に協力した者に損害が生じた場合の補償は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）の例による。

(防災訓練)

第7条 乙は、甲が行う防災訓練について、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、細目を定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都墨田区八広二丁目14番9号
公益社団法人 東京都助産師会墨田台東地区分会
会長

資料第24

①上野高等学校

避難所等施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、東京都立上野高等学校を「乙」とし、甲乙の間において次のとおり避難所等としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の施設の一部を、甲が東京都台東区地域防災計画に基づき避難所及び一時集合場所として利用することについて必要な事項を定める。

(避難所利用可能施設等の周知)

第2条 甲は、乙の施設のうち避難所として利用することができる施設（以下「避難所利用可能施設」という。）の範囲を、あらかじめ避難を想定する地域住民（以下「地域住民」という。）に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 甲は、乙の施設のうち一時集合場所として利用する施設の範囲を、あらかじめ地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設等)

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、避難所利用可能施設を避難所として開設することができる。

2 乙は、夜間・休日等に災害が発生した場合に速やかに一時集合場所を利用するため又は避難所を開設するため、甲が地域住民の中から指定する防災協力員に対し、あらかじめ乙の施設の開閉に必要な鍵又はカード等の所持を認めることができるものとする。

3 甲が乙の施設内に地域住民のために食糧及び生活必需品等をあらかじめ備蓄しようとするときは、乙はこれに可能な限り協力するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3条第1項に基づき避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を避難所として開設することができるものとする。但し、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。但し、甲は乙と協議の上、災害発生後数日間は、乙に避難所の管理運営を委ねることができるものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。但し、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に対して使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成8年10月31日

東京都台東区東上野四丁目5番6号
甲 東京都台東区
台東区長

東京都台東区上野公園10番14号
乙 東京都立上野高等学校
校長

②蔵前工業高等学校

避難所施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、東京都立蔵前工業高等学校を「乙」とし、甲乙の間において次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の施設の一部を、甲が東京都台東区地域防災計画に基づき避難所として利用することについて必要な事項を定める。

(避難所利用可能施設の周知)

第2条 甲は、乙の施設のうち避難所として利用することができる施設（以下「避難所利用可能施設」という。）の範囲を、あらかじめ避難を想定する地域住民（以下「地域住民」という。）に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、避難所利用可能施設を避難所として開設することができる。

2 乙は、夜間・休日等に災害が発生した場合に速やかに避難所を開設するため、甲が地域住民の中から指定する防災協力員に対し、あらかじめ乙の施設の開閉に必要な鍵又はカード等の所持を認めることができるものとする。

3 甲が乙の施設内に地域住民のために食糧及び生活必需品等をあらかじめ備蓄しようとするときは、乙はこれに可能な限り協力するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3条第1項に基づき避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を避難所として開設することができるものとする。但し、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。但し、甲は乙と協議の上、災害発生後数日間は、乙に避難所の管理運営を委ねることができるものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。但し、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に対して使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成8年10月31日

東京都台東区東上野四丁目5番6号
甲 東京都台東区
台 東 区 長

東京都台東区蔵前一丁目3番57号
乙 東京都立蔵前工業高等学校
校 長

③浅草高等学校

避難所施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、東京都立浅草高等学校を「乙」とし、甲乙の間において次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の施設の一部を、甲が東京都台東区地域防災計画に基づき避難所として利用することについて必要な事項を定める。

(避難所利用可能施設の周知)

第2条 甲は、乙の施設のうち避難所として利用することができる施設（以下「避難所利用可能施設」という。）の範囲を、あらかじめ避難を想定する地域住民（以下「地域住民」という。）に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、避難所利用可能施設を避難所として開設することができる。

2 乙は、夜間・休日等に災害が発生した場合に速やかに避難所を開設するため、甲が地域住民の中から指定する防災協力員に対し、あらかじめ乙の施設の開閉に必要な鍵又はカード等の所持を認めることができるものとする。

3 甲が乙の施設内に地域住民のために食糧及び生活必需品等をあらかじめ備蓄しようとするときは、乙はこれに可能な限り協力するものとする。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3条第1項に基づき避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を避難所として開設することができるものとする。但し、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。但し、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に対して使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成21年4月1日

東京都台東区東上野四丁目5番6号
甲 東京都台東区
台 東 区 長

東京都台東区今戸一丁目8番13号
乙 東京都立浅草高等学校
学 校 長

④白鷗高等学校・白鷗高等学校附属中学校

避難所等施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、東京都立白鷗高等学校及び同校附属中学校を「乙」とし、甲乙の間において次のとおり避難所等としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の施設の一部を、甲が東京都台東区地域防災計画に基づき避難所及び一時集合場所として利用することについて必要な事項を定める。

(避難所利用可能施設等の周知)

第2条 甲は、乙の施設のうち避難所として利用することができる施設（以下「避難所利用可能施設」という。）の範囲を、あらかじめ避難を想定する地域住民（以下「地域住民」という。）に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 甲は、乙の施設のうち一時集合場所として利用する施設の範囲を、あらかじめ地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設等)

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、避難所利用可能施設を避難所として開設することができる。

2 甲が、避難所を開設する場合の学校施設の範囲は、別途、乙と協議の上、定める。

3 乙は、夜間・休日等に災害が発生した場合に速やかに一時集合場所を利用するため又は避難所を開設するため、甲が地域住民の中から指定する防災協力員に対し、あらかじめ乙の施設の開閉に必要な鍵の所持を認めることができるものとする。

4 甲が乙の施設内に地域住民のために食糧及び生活必需品等をあらかじめ備蓄しようとするときは、乙はこれに可能な限り協力するものとする。

(応急危険度判定の実施)

第4条 甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条第1項に基づき避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を避難所として開設することができるものとする。但し、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。但し、甲は乙と協議の上、災害発生後数日間は、乙に避難所の管理運営を委ねることができるものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。但し、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に対して使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第10条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別にさだめる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。但し、期間満了の3か月前までに甲・乙なんらの申し出がないときはさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成17年4月1日

東京都台東区東上野四丁目5番6号
甲 東京都台東区
台東区長

東京都台東区元浅草一丁目6番22号
東京都立白鷗高等学校
校長

乙

東京都台東区元浅草三丁目12番12号
東京都立白鷗高等学校附属中学校
校長

⑤忍岡高等学校

避難所等施設利用に関する協定書

台東区長を「甲」とし、東京都立忍岡高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

2 乙は、夜間・休日等に災害が発生した場合に速やかに避難所を開設するため、甲が地域住民の中から指定する防災協力員に対し、あらかじめ乙の施設の開閉に必要な鍵等の所持を認めることができるものとする。

(応急危険度判定の実施)

第4条 甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い早期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る経費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成18年12月1日

(甲) 東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区長

(乙) 東京都台東区浅草橋五丁目1番24号
東京都立忍岡高等学校
校 長

⑥社会福祉法人 清峰会

避難所等施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、社会福祉法人 清峰会を「乙」とし、甲と乙の間において次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の管理する施設である福祉プラザ台東清峰会の一部を、甲が台東区地域防災計画に基づき避難所として利用することについて必要な事項を定める。

(避難所利用可能施設の周知)

第2条 甲は、乙の福祉プラザ台東清峰会の施設のうち避難生活の場として利用することができる施設（以下「避難所利用可能施設」という。）の範囲を、あらかじめ避難を想定する地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、避難所利用可能施設を避難所として開設することができる。

2 避難所利用可能施設の範囲は、別途、甲乙協議の上、定める。

(備蓄倉庫の使用)

第4条 甲は、避難所として必要な物資を備蓄するため、乙が（仮称）清川二丁目福祉施設整備等事業者募集要項に基づき設置する災害備蓄庫を備蓄倉庫として使用する。

(応急危険度判定の実施)

第5条 甲は、避難所としての使用可否の確認のため、被害の規模等により必要な場合には、応急危険度判定員を派遣し、福祉プラザ台東清峰会の施設利用の安全性について調査する。

(開設の通知)

第6条 甲は、第3条第1項に基づき避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第7条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。ただし、甲は、乙と協議の上、災害発生後数日間は、乙に避難所の管理運営を委ねることができるものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に社会福祉法人としての業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第10条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(訓練)

第11条 甲は、避難を想定する地域住民を対象に、避難所利用可能施設等を使用した訓練を定期的に行うものとする。

2 訓練の実施にあたっては、甲は乙と事前に調整を図るものとし、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第12条 避難所としての利用に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。

- (1) 避難所の周知に係る費用
- (2) 避難所の管理運営に係る費用
- (3) 備蓄倉庫の物資の備蓄に係る費用
- (4) 第10条に規定する原状に復す費用（避難所利用に起因するものに限る。）
- (5) その他甲が負担すべき費用

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成22年6月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成22年6月1日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲

東京都台東区長

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大清水389-5

乙 社会福祉法人 清峰会
理事長

資料第25

①浅草寺

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と宗教法人浅草寺（以下「乙」という。）とは、災害時における各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他災害により、台東区内に多数の帰宅困難者が発生した際、その一時滞在施設として、甲の要請により、乙の管理する境内の一部及びその付帯施設の一部を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 要請は、原則として電話、口頭、その他の連絡手段により甲が乙に対して行うが、状況に応じては、甲の要請によらずとも乙の判断により帰宅困難者の受入れを行うものとする。

（協力範囲）

第3条 本協定に係る乙の協力範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 帰宅困難者の一時滞在施設

本協定に基づく一時滞在施設については、乙の境内の範囲内とする。

（2） 人的協力

本協定に基づき受入れた帰宅困難者の対応については、甲は乙に対して乙の可能な範囲における人的な協力を求めるものとする。

（3） 付帯設備の使用範囲

乙は、本協定に基づき受入れた帰宅困難者に対して、別添に示された2箇所のトイレを開放する。なお、災害時におけるトイレの使用に際して、ポンプ設備稼働に必要な非常用電源については、甲が整備する。また、乙は、帰宅困難者用の備蓄品収容のための場所を提供する。

（4） 資機材の使用

本協定に係わる帰宅困難者の受入れに際し、必要に応じて乙の所管する資機材を使用する。

（経費の負担）

第4条 本協定に係わる経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 原状復旧

本協定事項の履行に際して、乙の施設に発生した汚損・棄損等については、甲の経費負担により原状復旧するものとする。

（2） 人的経費

本協定に係わり発生する乙の人的経費については、乙の負担によるものとする。

（3） 非常用電源に係わる経費

前条第1項第3号に基づく非常用電源は、甲の経費により設置するものとし、維持管理に係わる経費についても甲の負担によるものとする。

(4) 備蓄品に係わる経費

本協定に基づき必要となる帰宅困難者用の備蓄品については、甲の費用負担で整備するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項、その他協議の必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議により定める。

(有効期限)

第6条 本協定の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(実施日)

第7条 本協定は、平成24年6月13日から実施する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年6月13日

甲 東京都台東区
台東区長

乙 宗教法人浅草寺
執事長

②朝日信用金庫

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と朝日信用金庫（以下「乙」という。）とは、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）として、乙の管理する施設を一部使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害により、台東区内に多数の帰宅困難者が発生した際、その一時滞在施設として、甲の要請により、乙の管理する施設の一部を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設開設）

第2条 一時滞在施設の使用開始及び終了は、原則として電話、口頭その他の連絡手段により甲が乙に対して要請する。ただし、乙は、状況に応じて、甲の要請が無い場合においても帰宅困難者の受入れ等が必要と判断したときは、一時滞在施設を開設できるものとする。

（協力内容）

第3条 一時滞在施設の開設に係る乙の協力内容は、次に定めるとおりとする。

（1）施設範囲 乙の管理する施設のうち、一時滞在施設として甲に提供する範囲は、次のアからウまでのとおりとする。ただし、当該範囲のうち一時滞在施設としての有効面積は、甲乙協議により定めるものとする。

ア 本店（東京都台東区台東二丁目8番2号）の7階会議室

イ 合羽橋支店（東京都台東区松が谷三丁目18番13号）の5階大会議室

ウ 西町支店（東京都台東区東上野一丁目2番1号）の6階大会議室及びサロン

（2）帰宅困難者1人当たりに要する面積 一時滞在施設における帰宅困難者1人当たりに要する面積は、概ね、有効面積を3.3㎡で除した数の2倍とする。

（3）受入れ人数 乙が受入れる帰宅困難者の人数は、各施設ごとに次のアからウまでのとおりとする。ただし、災害発生時、乙の事情により受入れ人数の上限に変更が生じた場合は、その旨を甲に通知する。

ア 本店 166名を上限とする。

イ 合羽橋支店 123名を上限とする。

ウ 西町支店 180名を上限とする。

（4）備蓄 乙は、前号の受入れ人数の帰宅困難者が72時間滞在するために必要な備蓄（備蓄品の細目及び数量は別に定める。）を行う。

（5）人的協力 乙は、受け入れた帰宅困難者の対応について、可能な範囲における人的な協力を行う。

(開設期間)

第4条 一時滞在施設の開設期間は、開設時から72時間以内とする。

(費用負担)

第5条 本協定に係る経費の負担については、次に定めるとおりとする。

- (1) 備蓄経費 帰宅困難者への支援に要する備蓄の経費は、乙の負担とし、東京都の民間一時滞在施設備蓄品補助事業等を活用するものとする。
- (2) 施設運営経費 一時滞在施設の開設に係る光熱水費等の施設運営経費は、乙の負担とする。
- (3) 人的経費 一時滞在施設の開設に係る乙の人的経費については、乙の負担によるものとする。

(周知)

第6条 甲は、原則として、乙の提供する一時滞在施設について、甲のホームページ等で周知を行う。ただし、乙が周知を希望しない場合には、防災機関との情報共有、災害発生時の公表等を除き周知を行わないものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項その他協議の必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議により定める。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間は平成30年12月20日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名の上各1通を保有する。

平成30年12月20日

東京都台東区東上野四丁目5番6号
甲 東京都台東区
台東区長

東京都台東区台東二丁目8番2号
乙 朝日信用金庫
代表理事

③西徳寺

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と宗教法人光照山西徳寺（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害により、台東区内に多数の帰宅困難者が発生した際、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）として、乙の管理する施設の一部を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設開設）

第2条 一時滞在施設の使用開始及び終了は、原則として電話、口頭その他の連絡手段により甲が乙に対して要請する。ただし、乙は、状況に応じて、甲の要請が無い場合においても帰宅困難者の受入れ等が必要と判断したときは、一時滞在施設を開設できるものとする。

（協力内容）

第3条 一時滞在施設の開設に係る乙の協力内容は、次に定めるとおりとする。

（1）施設の提供

- ① 使用範囲 乙の管理する施設のうち、一時滞在施設として提供する範囲は、西徳寺会館（東京都台東区竜泉1-20-19）の1階「星月の間」及び2階「梅檀の間」とする。
- ② 受入れ人数 乙が受入れる帰宅困難者の人数は、おおむね、使用範囲の有効面積を3.3㎡で除した数の2倍とし、100名を上限とする。

（2）備蓄 乙は、帰宅困難者に乙が備蓄する飲料水、食料等を提供するため、前号の受入れ人数に相当する数の帰宅困難者が72時間滞在するために必要な備蓄を行う。

（3）人的協力 乙は、可能な範囲において、受け入れた帰宅困難者の対応を行う。

（開設期間）

第4条 一時滞在施設の開設期間は、開設時から72時間以内とする。

（費用負担）

第5条 第3条の規定に基づく協力に要した経費の負担については、次に定めるとおりとする。

（1）備蓄経費 帰宅困難者への支援に要する備蓄の経費は、乙の負担とする。

（2）施設運営経費 一時滞在施設の開設に係る光熱水費等の施設運営経費は、乙の負担とする。

（3）人的経費 一時滞在施設の開設及び運営に係る乙の人的経費については、乙の負担によるものとする。

(守秘義務)

第6条 乙は、第3条の協力により知り得た個人情報を、災害救護の目的以外でみだりに甲以外に漏らしてはならない。

(周知)

第7条 甲は、原則として、乙の提供する一時滞在施設について、甲のホームページ等で周知を行う。ただし、乙が周知を希望しない場合には、防災機関との情報共有、災害発生時の公表等を除き周知を行わないものとする。

(報告)

第8条 乙は一時滞在施設の開設及び運営に当たり、帰宅困難者等の受入れ状況や支援状況等について、適宜、甲に連絡するとともに、甲からの人員の派遣や物資の搬入など、甲の協力を求めることができる。

2 乙は、一時滞在施設としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を速やかに甲に報告する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項その他協議の必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議により定める。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有する。

令和5年3月1日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲 東京都台東区
台東区長

東京都台東区竜泉一丁目20番19号

乙 宗教法人光照山西徳寺
代表役員 住職

資料第26

災害時における避難所等の機械設備安全点検に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と台東区機械設備防災協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、台東区の区域内で大規模な地震災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所等の開設のため甲が実施する機械設備安全点検（以下「点検」という。）に関し、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な点検の実施を図り、もって避難所等の確保に努めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要がある場合は、乙に対して、協力要請書（第1号様式）により点検を実施する乙の会員（以下「会員」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、急を要する場合は、電話又は口頭等により要請するものとし、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、台東区の区域内において気象庁発表の震度6弱以上の地震が発生したときは、前2項の規定による要請があったものとみなし、会員を派遣するものとする。

（点検の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、直ちにあらかじめ甲が指定した場所に会員を派遣し、点検を実施するものとする。

（点検の指示）

第4条 点検の指示は、甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（点検の報告）

第5条 乙は、点検を終えたときは、速やかに被害状況を電話又は口頭等により報告するものとし、事後速やかに被害状況調査票（第2号様式）及び人件費算定リスト（第3号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、点検を実施した会員に係る人件費を負担するものとする。

2 前項に規定する人件費は、国土交通省官庁営繕部が毎年作成する建築保全業務労務単価における保全技師Ⅱの単価により算定するものとする。

（請求）

第7条 乙は、点検を全て終えたときは、前条の規定による人件費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき派遣された会員に係る損害補償については、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）及び災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例施行規則（平成9年4月台東区規則第30号）の定めるところによるものとする。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除の申出がないときは、本協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月18日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都台東区寿一丁目19番9号
台東区機械設備防災協力会
会長

資料第27

災害時における避難所等の建築物安全点検に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と一般社団法人台東区建築設計事務所協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、台東区の区域内で大規模な地震災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所等の開設のため甲が実施する建築物安全点検（以下「点検」という。）に関し、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な点検の実施を図り、もって避難所等の確保に努めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要がある場合は、乙に対して、協力要請書（第1号様式）により点検を実施する乙の会員（以下「会員」という。）の派遣を要請することができるものとし、点検の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

（1）建築物応急危険度判定

（2）被害状況調査

2 前項の規定にかかわらず、甲は、急を要する場合は、電話又は口頭等により要請するものとし、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、台東区の区域内において気象庁発表の震度6弱以上の地震が発生したときは、前2項の規定による要請があったものとみなし、会員を派遣するものとする。

（点検の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、直ちにあらかじめ甲が指定した場所に会員を派遣し、点検を実施するものとする。

（点検の指示）

第4条 点検の指示は、甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（点検の報告）

第5条 乙は、点検を終えたときは、速やかに被害状況を電話又は口頭等により報告するものとし、事後速やかに被害状況調査票（第2号様式）及び人件費算定リスト（第3号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、点検を実施した会員に係る人件費を負担するものとする。

2 前項に規定する人件費は、国土交通省官庁営繕部が毎年作成する建築保全業務労務単価における保全技師Ⅲの単価により算定するものとする。

（請求）

第7条 乙は、点検を全て終えたときは、前条の規定による人件費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき派遣された会員に係る損害補償については、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）及び災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例施行規則（平成9年4月台東区規則第30号）の定めるところによるものとする。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除の申出がないときは、本協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月18日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都台東区入谷二丁目27番1号
一般社団法人台東区建築設計事務所協会
代表理事

資料第28

災害時における避難所等の電気設備安全点検に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と台東区電設防災協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、台東区の区域内で大規模な地震災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所等の開設のため甲が実施する電気設備安全点検（以下「点検」という。）に関し、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な点検の実施を図り、もって避難所等の確保に努めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要がある場合は、乙に対して、協力要請書（第1号様式）により点検を実施する乙の会員（以下「会員」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、急を要する場合は、電話又は口頭等により要請するものとし、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、台東区の区域内において気象庁発表の震度6弱以上の地震が発生したときは、前2項の規定による要請があったものとみなし、会員を派遣するものとする。

（点検の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、直ちにあらかじめ甲が指定した場所に会員を派遣し、点検を実施するものとする。

（点検の指示）

第4条 点検の指示は、甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（点検の報告）

第5条 乙は、点検を終えたときは、速やかに被害状況を電話又は口頭等により報告するものとし、事後速やかに被害状況調査票（第2号様式）及び人件費算定リスト（第3号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、点検を実施した会員に係る人件費を負担するものとする。

2 前項に規定する人件費は、国土交通省官庁営繕部が毎年作成する建築保全業務労務単価における保全技師Ⅱの単価により算定するものとする。

（請求）

第7条 乙は、点検を全て終えたときは、前条の規定による人件費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき派遣された会員に係る損害補償については、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例(昭和41年7月台東区条例第16号)及び災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例施行規則(平成9年4月台東区規則第30号)の定めるところによるものとする。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除の申出がないときは、本協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月18日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都台東区蔵前三丁目16番5号
台東区電設防災協力会
会長

災害時における車両等障害物除去に関する協定

東京都台東区（以下「甲」という。）と東京都自動車整備振興会台東支部（以下「乙」という。）とは、大地震等の災害時における車両等障害物除去に関し、次の協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台東区内に大規模な地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れのある場合において、乙の協力により、緊急車両等の通行の妨げになる道路上の車両等障害物を除去（以下「業務」という。）し、甲が実施する道路啓開に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生したときまたは発生の恐れのある場合、乙に対し、災害の状況に応じて、業務内容、日時及び場所を指定して業務への協力を要請するものとする。ただし、乙は、災害の状況により業務が緊急を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら直ちに出勤し、その業務に従事することができる。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、甲が指定した場所に直ちに出勤し、業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第5条 乙は、業務終了後、甲の指定する様式により当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、乙に損害が生じた場合、その賠償の責については、甲乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の会員が業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、「東京都台東区災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）」に基づき、これを補償する。

（看板の表示）

第8条 甲は、乙の会員の承諾を得て、各店頭等に「台東区災害時車両等障害物除去業務協力店」の看板を掲示することとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日より平成29年3月31日までとする。但し、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として、本書2通作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

平成28年6月10日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲 東京都台東区
台東区長

東京都台東区蔵前四丁目13番4号204号室

乙 一般社団法人東京都自動車整備振興会台東支部
支部長

資料第30

災害時における道路応急対策業務に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）は、台東土木防災協力会（以下「乙」という。なお、乙の構成員団体は別紙一覧表のとおり。）との間において、地域防災対策における民間協力の一環として、災害時における道路の緊急点検及び破損箇所の応急措置並びに道路上の障害物の除去の業務を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に要請する業務は、道路の緊急点検及び破損箇所の応急措置並びに道路上の障害物の除去（以下「業務」という。）とする。

（建設資機材等の報告）

第2条 乙は、乙が保有する災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、乙は保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は乙に対し、業務を実施する区間（以下「業務実施区間」という。）の具体的な災害状況に応じて、日時を指定し、建設資機材等の出動を文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能なときは、乙に対し公共放送等により出動を要請するものとする。

3 乙は、23区における気象庁発表の震度が6弱以上の地震が発生した場合は、甲からの要請があったものとみなし、自主的に出動するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、建設資機材等を業務実施区間に出動させ、業務を実施するものとする。

2 乙は、出動後直ちに現場責任者、出動時間及び建設資機材等を、甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

2 乙が第3条第3項の規定により出動したときは、東京都の定める「緊急道路障害物除去（啓開）作業マニュアル」を準用し、業務実施区間の被害状況を把握し、応急対策業務を実施するものとする。

（業務の完了）

第6条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費の請求及び支払）

第7条 乙は、業務の完了後、甲の指示する様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴う損害が生じたときは、その損害の賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は乙の業務従事者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）に基づき、これを補償する。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑議を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 平成21年3月2日付「災害時における道路応急対策業務に関する協定書」は、この協定日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が各1通を保有する。

平成27年4月30日

甲 東京都台東区長

乙 台東土木防災協力会会長

資料第31

災害時における街路樹及び公園・児童遊園等の応急対策業務に関する協定

東京都台東区（以下「甲」という。）と台東区造園建設業防災協力会（以下「乙」という。）は、地震災害や風水害等の災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う業務に関し、乙の協力を得るための必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対し業務の遂行に必要な人員、資機材等（以下これらを「資機材等」という。）の提供及び業務への従事を要請することができる。

（資機材等の提供）

第3条 乙は、前条の規定による資機材等の提供要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し業務の遂行に必要な資機材等を提供する。

（活動業務）

第4条 乙は、第2条の規定による業務への従事の要請を受けたときは、次の業務を行う。

- （1） 街路樹及び公園・児童遊園等の緊急点検及び危険箇所の保安対策に関すること。
- （2） 道路啓開のため障害となる街路樹の除去に関すること。
- （3） 公園・児童遊園等の応急復旧に関すること。
- （4） その他、甲が必要と認める応急対策業務に関すること。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が業務を遂行したときは、資機材等の提供に要した費用及び作業に要した費用を負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、業務終了後、実施内容を甲に報告し、確認を受けてから前条の費用を甲に請求する。

（従事者の損害賠償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）の規定によるものとする。

（報告）

第8条 乙は、乙を構成する会社名、災害時において甲の要請により出動できる人員数及び提供できる資機材等の状況並びに連絡体制を、毎年1回甲に報告する。ただし、報告した内容に変更が生じたときは、その都度、甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めがない事項については、その都度、甲乙協議をして定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙のいずれからもなんらの申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年4月17日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
代表者 東京都台東区長

乙 東京都台東区竜泉1-26-8
(有)蓮や鈴木造園内
台東区造園建設業防災協力会
代表幹事 有限会社 蓮や鈴木造園
代表取締役

資料第32

災害時等における無人航空機の活用に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）及び株式会社スペースワン（以下「乙」という。）は、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機を活用した災害時等における支援業務等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する災害時の情報収集・調査業務において、乙が無人航空機を活用して、甲に対して支援及び協力する場合の必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、台東区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、無人航空機を活用した情報収集・調査業務を実施する必要があるときは、乙に対して支援を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、支援の業務内容及び期間等を明らかにし、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに乙へ文書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、人員体制、無人航空機等の必要資器材等を確認の上、支援の実施の可否を甲に回答するものとする。

（支援業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に対して支援（以下「支援業務」という。）を実施するときは、直ちに、必要な人員及び資器材等を動員し、甲の指示に従い、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 災害時等における無人航空機を活用した台東区内又はその周辺の被害状況の情報収集及び調査
- (2) 無人航空機により撮影した映像、画像及びその他情報（以下「映像等」という。）の甲への提供
- (3) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（支援業務の報告）

第4条 乙は、前条に定める支援業務を実施したときは、甲の指示に従い、情報収集又は調査により得られた映像等を甲へ随時提供するとともに、支援業務の完了後は速やかにその実施した業務内容等を甲へ報告するものとする。

（平常時からの協力）

第5条 乙は、この協定による業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練又は普及啓発の活動等への参加等の協力を努めるものとする。

（映像等の権利帰属）

第6条 第3条に定める支援業務及び前条に定める協力により得られた映像等については、甲乙双方に

帰属するものとし、その使用については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(費用の負担)

第7条 本協定に基づき乙が実施した支援業務に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(支払及び請求)

第8条 甲は、前条の規定により決定した費用について、乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(無人航空機の飛行手続等)

第9条 無人航空機の飛行に係る許可及び承認等その他第3条に定める支援業務及び第5条に定める協力に際して必要な手続は、乙が行うものとする。

2 甲は、前項に定める乙が行う手続に協力するものとする。

(関係法令の遵守)

第10条 乙は、第3条に定める支援業務及び第5条に定める協力に際して、航空法その他関係法令を遵守するものとする。

(事故等に係る責任)

第11条 乙は、第3条に定める支援業務及び第5条に定める協力に際して、事故その他損害（以下これらを「事故等」という。）が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話によるものとし、その後速やかに甲へ文書を提出するものとする。

2 前項の規定による事故等のうち、次の各号に掲げる事由等による損害の賠償及び補償等の一切の費用は、乙が負担するものとする。

- (1) 乙が動員した者の故意又は過失によるもの
- (2) 乙が使用した資器材等の不具合によるもの
- (3) 乙の出動途上及び業務完了後において発生したもの

3 第1項の規定による事故等のうち、甲及び乙の責に帰さない事由による損害の賠償及び補償等は、甲乙協議の上取り決めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、乙が実施した支援業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本協定の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。履行終了後についても同様とする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和5年2月2日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 東京都台東区上野一丁目20番1号 5階
株式会社スペースワン
代表取締役

資料第33

台東区及び墨田区防災相互協定

台東区及び墨田区は、地震等の災害にぜい弱な地域であり、市街地としての危険性を内蔵している。そのため両区は、ともに災害に強い都市の建設をめざし、住民の生命と安全の確保に努力している。ここに両区は、姉妹区提携の精神に基づいて両区にまたがる隅田公園の有効的活用に留意しながら協力して、安全都市の建設に努力することを誓い、防災体制を整備し、非常の際は、相互に援助協力を行うためこの協定を結ぶものとする。

(趣旨)

第1条 両区は、災害対策基本法（昭和36年11月法律第223号）に基づく防災業務に関し、この協定の定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

(災害用物資、資材の援助)

第2条 姉妹区のうち一区に災害が発生し、応急対策及び復旧対策に必要な物資資材に不足をきたした場合、姉妹区の他方に対して援助要請をすることができる。

第3条 前条の規定により、物資資材の援助要請を受けた区は、可能な限り供給するものとする。

第4条 前条の規定により供給する物資資材は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品（乾パン等）
- (2) 毛布
- (3) 生活必需品
- (4) 医療品
- (5) その他応急対策用資器材等

第5条 第3条の規定により、供給を受けた物資資材については、災害復旧後速やかに返還するものとする。

(飲料水の供給)

第6条 災害時において、飲料水の確保が困難な場合、姉妹区は相互に給水の援助を行う。

(災害予防に関する事項)

第7条 姉妹区は、防災訓練上必要な場合、相互に訓練用資器材の共同利用等をはかり、効果的な訓練の実施をはかるものとする。

第8条 姉妹区は、備蓄物資の保有状況一覧表を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項については、両区協議のうえ決定する。

(細目協定)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、両区防災主管部長が協議して別に定める。

昭和53年4月23日

台東区長

墨田区長

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

(4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区へのボランティアの斡旋

ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供

ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項

(5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項

(6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項

(7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項

(8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項

(9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項

イ 被災区への専門職員等の派遣

ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ

ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項

(10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項

(11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項

(12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項

(13) 仮設住宅の提供に関する次の事項

イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供

ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保

ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項

(14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項

(15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項

(16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項

(17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

千代田区長

新宿区長

中央区長

文京区長

港区長

台東区長

墨田区長

豊島区長

江東区長

北区長

品川区長

荒川区長

目黒区長

板橋区長

大田区長

練馬区長
職務代理者
副 区 長

世田谷区長

足立区長

渋谷区長

葛飾区長

中野区長

江戸川区長

杉並区長

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

(協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

- (1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。
- (2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。
- (3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

7 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

8 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

9 本部の解散

本部は、8の(3)の決定により解散する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目
(協定第5条第1号関係)

1 被災区への応援職員の派遣

- ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

- ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
- ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目
(協定第5条第2号関係)

1 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。

なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目

(協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区(以下、「関係区」という。)は、共同で現地本部(以下、「現地共同本部」という。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ① 避難者数
 - ② 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③ その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ① 避難場所周辺の被災の状況
 - ② 避難所に関する情報
 - ③ 交通機関の状況
 - ④ その他被災者に必要な情報
 - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目

(協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
- 3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

動物の保護に関する実施細目

(協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

(協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。
なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

(協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。

- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目

(協定第5条第9号関係)

- 1 被災区への専門職員等の派遣
 - (1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

 - ① 応援を要請する職員の職種と人員数
 - ② 応援を必要とする期間
 - ③ その他必要な事項
 - (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。
- 2 支援区での二次避難所の提供
 - (1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

 - ① 災害時要援護者の態様と人員
 - ② 開設を希望する施設の種類
 - ③ 開設を希望する期間
 - ④ 避難者の移送方法
 - ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

(協定第5条第10号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。

この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

(協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目

(協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目

(協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目

(協定第5条第14号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
- 3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目
(協定第5条第15号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- (1) 受入れを要請する児童・生徒の人数
- (2) 受入れを必要とする期間
- (3) その他必要な事項

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目
(協定第5条第16号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。

3 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第5条第1号関係）」に準ずるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、都と区市町村が災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- （2） 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- （3） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （4） 前各号に定めるもののほか、被災区市町村の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）を行うものとする。

- （1） 災害時等の状況
- （2） 協力の内容
- （3） 協力の期間
- （4） 協力の場所
- （5） その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、直ちに協力を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、第2条の協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協りに要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都及び区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

2 協力をを行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協りに係る総合調整を行うものとする。

2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協りのみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法及び消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都

代表者 東京都知事

都内23特別区（別表のとおり）

代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内26市（別表のとおり）

代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内13町村（別表のとおり）

代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

(別表)

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村

台東区と大崎市との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び大崎市（以下「乙」という。）は、姉妹都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

(協定の廃止)

第9条 平成10年6月2日付けで締結した台東区と古川市との災害時における相互援助協定は、廃止する。

平成19年10月20日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 宮城県大崎市古川七日町1番1号
大崎市
大崎市長

台東区と諏訪市との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び諏訪市（以下「乙」という。）は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成19年10月20日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 長野県諏訪市高島1丁目22番30号
諏訪市
諏訪市長

台東区と日光市との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び日光市（以下「乙」という。）は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年10月20日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台 東 区
台東区長

乙 栃木県日光市今市本町1番地
日 光 市
日光市長

台東区と南会津町との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び南会津町（以下「乙」という。）は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成19年10月20日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1
南会津町
南会津町長

資料第40

台東区と会津美里町との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び会津美里町（以下「乙」という。）は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成19年10月20日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 福島県大沼郡会津美里町字宮北3163番地
会津美里町
会津美里町長

資料第41

台東区と豊後大野市との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び豊後大野市（以下「乙」という。）は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成19年10月20日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 大分県豊後大野市三重町市場1200番地
豊後大野市
豊後大野市長

資料第42

台東区と村山市との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び村山市（以下「乙」という。）は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成21年8月21日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台 東 区
台 東 区 長

乙 山形県村山市中央1丁目3番6号
村 山 市
村 山 市 長

資料第43

台東区と鹿追町との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び鹿追町（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発する。

令和3年3月31日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 北海道河東群鹿追町東町1丁目15番地1
鹿追町
鹿追町長

資料第44

台東区と筑西市との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び筑西市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発する。

令和3年3月25日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 茨城県筑西市丙360番地
筑西市
筑西市長

資料第45

台東区と長浜市との災害時相互応援協定書

台東区（以下「甲」という。）及び長浜市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っている間は応急対策等に支障が出ると予想される場合は、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発する。

令和3年3月25日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 滋賀県長浜市
長浜市八幡東町632番地
長浜市長

資料第46

災害時における段ボール製簡易ベッド等の調達に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製簡易ベッド等（以下「段ボールベッド等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、台東区内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における段ボールベッド等の円滑な調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時において段ボールベッド等を調達する必要があるときは、書面により、乙に対し、物資供給について要請をすることができる。ただし、甲が緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請を行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、乙に対し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項に規定する要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに甲に協力するものとする。

（供給を要請する製品の範囲）

第3条 甲が供給を要請する製品の範囲は、次の各号に掲げるもののうち、乙において供給可能な品目及び数量とする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品で甲が必要であると認めたもの

（段ボールベッド等の引取り）

第4条 段ボールベッド等の引取場所については、甲が指定するものとし、甲は、当該場所において、これを引き取るものとする。

2 乙は、段ボールベッド等を引き渡すときは、品目及び数量を記載した納品書を、引取場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（以下「引取人」という。）に提出するものとする。

3 引取人は、前項の規定により提出された納品書を受け取ったときは、段ボールベッド等の品目及び数量を確認し、受領書を発行するものとする。

（運搬体制の確保）

第5条 段ボールベッド等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、当該者が行うことが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 甲及び乙は、段ボールベッド等の運搬に使用する車両について、緊急通行車両（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項に規定する緊急通行車両をいう。）に係る事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努めるものとする。

3 甲は、段ボールベッド等の運搬に使用する車両が緊急通行車両又は優先車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の協力により調達された段ボールベッド等の代金及び運搬の費用を負担するものとする。

2 前項の段ボールベッド等の代金及び運搬の費用については、甲が第2条第1項の規定による要請を行った時点の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙がこの協定に基づく業務に従事したことにより、当該業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月4日台東区条例第16号）の規定に基づき、その損害を補償するものとする。ただし、当該者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事由については、その受けた限度において損害補償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡責任者、電話番号等の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等)

第9条 乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月22日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲 台東区
代表者 台東区長

東京都北区赤羽北一丁目16番3号

乙 興亜紙業株式会社
代表者 代表取締役社長

資料第47

災害時における石油類等の供給に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合台東・墨田支部（台東上野ブロック・台東浅草ブロック・台東蔵前ブロックを以下「乙」という。）は、区内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急車両等の燃料及び区民の生活を確保するため、石油類等の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 甲は、東京都台東区地域防災計画に基づき、甲が実施する石油類の確保に対して、乙の協力得て対処する。

（協力）

第2条 乙は、甲が実施する石油類の確保について、甲から協力の要請があったときは、優先的に協力する。

（要請）

第3条 甲は、区内に災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、石油類等の供給を必要とするときは、乙に対してその旨を要請する。

2 前項に規定する要請を行うにあたっては、品名、数量、供給場所その他必要な事項を示すものとする。

（石油類等）

第4条 前条の規定により、乙が甲に供給する石油類等については、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) その他石油製品
- (5) 石油類等の供給に伴う役務の提供

（業務）

第5条 乙は、甲の要請があったときは、これに応じて要請のあった石油類等を速やかに供給するものとする。

2 乙は、甲の指定する車両等が乙に属する給油所に燃料の供給を求めたときは、これを供給するものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する場所へ石油類等を納入するものとする。ただし、事情により、納入ができない場合は、甲へ連絡するものとする。

（代金請求）

第6条 乙は、業務の終了後、甲に対して所要経費を請求する。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙から所要経費の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(協定価格)

第7条 乙が供給する石油類の価格については、当該災害発生の直前の小売価格とする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、第5条に規定する業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「東京都台東区災害に際し応急業務に従事したもの及び水防に従事した者に係る損害補償に関する条例」に基づき、これを補償する。

(細則)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、本協定締結の日から5年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙からなんらかの申し出がないときは、さらに5年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(雑則)

この協定は、平成14年4月3日から適用する。

上記協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年4月3日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区長

乙 東京都石油商業組合・台東墨田支部
台東上野ブロック代表
東京都台東区台東二丁目28番3号
代 表

東京都石油商業組合・台東墨田支部
台東浅草ブロック代表
東京都台東区浅草六丁目47番8号
代 表

東京都石油商業組合・台東墨田支部
台東蔵前ブロック代表
東京都台東区小島一丁目18番8号
代 表

災害時における物流業務等の協力に関する協定書

災害時における物流業務等に関し、台東区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会台東支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する物流業務等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものと甲が認めた場合をいう。
- (2) 物資等 救援物資、資機材等をいう。
- (3) 物資輸送拠点 台東区地域防災計画に定める地域内輸送拠点又は救援物資集積所のほか、災害時において甲が指定する施設をいう。
- (4) 災害時物流コーディネーター 物流業務に関する実務の見識や経験を有する物流専門家をいう。
- (5) 災害時供給車両 甲に対し乙が作成し、及び提出する災害時供給車両一覧（第1号様式）に定められた特定の車両をいう。
- (6) 物流業務等 次に掲げる業務をいう。
 - ア 物資等の輸送
 - イ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、出庫等
 - ウ 災害時供給車両、荷役機械、資機材等の供給
 - エ 災害時物流コーディネーターの派遣
 - オ アからエまでに掲げる業務のほか、一次保管及び保管施設の供給を除き、甲が必要と認める業務

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙の協力が必要なときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、要請書（第2号様式）をもって行うものとする。ただし、甲が文書により協力を要請することができないときは、乙に対して、口頭により協力を要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

3 甲は、第1項の要請の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を通知するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、甲から前条に基づく協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、第2条第6号に掲げる物流業務等について、直ちに協力するものとする。

2 災害時、乙は、甲からの要請の有無にかかわらず、甲の要請に対し直ちに対応可能な体制をとることとする。

(災害時物流コーディネーターの業務)

第5条 災害時物流コーディネーターは次に掲げる業務を行うものとする。

ア 物資等の輸送ルート策定の立案、輸送手段の確保、調整その他輸送に関する助言及び調整

イ 物資等の保管に関する助言及び調整

ウ 物資輸送拠点の設置及び運営並びに物資等の保管場所の確保に関する助言及び調整

エ 物資等の配分計画の立案並びに在庫管理に関する助言及び調整

オ アからエまでに掲げる職務のほか、物流業務全般に関する助言及び調整

カ その他甲が必要と認めること。

2 乙は本協定の締結後、その会員たる事業者又は事務局員の中から、第2条第4号に掲げる能力を有するものを選任するものとする。乙は、災害時物流コーディネーターを選任したときは、災害時物流コーディネーター名簿(第3号様式)に必要な事項を記載の上、甲に提出するものとする。

(実施期間)

第6条 物流業務等の実施期間は、第3条の規定による協力の要請の日から7日以内とする。ただし、甲及び乙は、必要に応じて協議の上、その期間を変更することができる。

(報告等)

第7条 乙は、物流業務等を完了したときは、甲に対して遅滞なく、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 物資などの輸送に従事した事業者名、車両数、車種及び人員数

(2) 物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離

(3) 輸送した物資等の品目、内容及び数量

(4) 災害時物流コーディネーターが甲に従事した期間及び人員数

(5) その他甲が必要と認める事項

2 甲及び乙は、災害時において各々が知り得た災害対策に必要な情報を相互に提供するものとする。

(費用負担等)

第8条 第3条の規定による協力の要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会の示す基準運賃(平成11年3月26日付自貨39号通達に基づき公示された認可運賃をいう。)に基づき定めるものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定により請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、物流業務等の実施に当たって事故等が発生したときは、甲に対して直ちに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、災害時供給車両が事故、故障等によって運行できなくなったときは、代替の車両の確保等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。

3 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(補償等)

第10条 甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例(昭和41年7月台東区条例第16号)に基づき補償するものとする。

2 甲又は乙は、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲若しくは乙又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(緊急通行車両の事前届出)

第11条 乙は、平常時において災害時供給車両の供給を決定したときは、甲に対して当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、東京都公安委員会に当該車両に係る緊急通行車両等事前届出書の申請を行うものとする。

3 甲は、東京都公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。

(燃料の確保)

第12条 甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料確保に努めるものとする。

(連絡体制等)

第13条 甲及び乙は、それぞれの連絡の体制及びその手段を毎年度当初に相互に通知するものとする。

2 乙は、第1号様式及び第3号様式に記載の内容に変更が生じた場合、速やかに甲に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第14条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

(被災自治体支援への協力)

第15条 乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

(協 議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上定めるものとする。

(期 間)

第17条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の協定期間が満了する日の3月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、協定期間は更に1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(旧協定の取扱い)

第18条 この協定の締結に伴い、平成11年3月17日に締結した「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」は廃止する。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長 服 部 征 夫

乙 東京都台東区西浅草二丁目23番1号加藤ビル3階
一般社団法人 東京都トラック協会台東支部
支部長 松 本 有 司

資料第49

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部（以下「乙」という。）は、地域防災対策における民間協力の一環として、災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、台東区地域防災計画に基づき、台東区内に地震災害、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害の状況」という。）において、乙の保有する軽自動車（運転手を含む。以下「車両等」という。）の災害時緊急輸送業務への協力に関し、必要な事項を定め、災害応急対策業務の円滑な実施を目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、災害時緊急輸送業務への協力を要請する。

2 甲は、前項の要請に際しては、文書により、業務の内容、日時、場所を指定して、乙に対して協力を求めるものとする。ただし、緊急時においては、電話等により、要請することができるものとし、後日、文書により手続きを行うものとする。

（車両等の出動）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請があった場合は、可能な限り車両等を出動し、その要請に応じるものとする。

2 乙が出動させた車両等が、故障その他の理由により運行を中断した時は、乙は、速やかに当該車両等を交替して、業務を継続するものとする。

（業務の内容）

第4条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力を要請するものとする。

- (1) 救助物資等物資輸送に関すること。
- (2) 災害対策要員輸送に関すること。
- (3) その他甲が必要と認める災害応急対策業務に関すること。

（業務の実施及び報告）

第5条 乙は、前条に規定する業務を行う場合は、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかに、その内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定により、乙が実施する業務に要した次の各号に掲げる費用は、甲の負担とする。

- (1) 乙が実施した業務にかかる運賃料金
- (2) 乙が実施した業務にかかる高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべき費用

2 前項第1号の規定による運賃料金は、災害の発生直前に適用されていた「赤帽運賃料金」の時間制運賃料金を準用するものとする。

3 乙は、前項に規定された「赤帽運賃料金」について変更があった際は、速やかに甲に報告するものとする。（費用の請求）

第7条 乙は、業務が終了した後、速やかに、業務に要した費用を甲に請求する。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うこととする。

(賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰する事由により業務に従事する乙の車両等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により他人に損害を与えた場合、速やかに甲に報告し、その賠償の責を負うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務の実施中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合または防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例」(昭和41年7月台東区条例第16号)の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(資料提供及び車両数等の報告)

第10条 甲は、乙に対して備蓄倉庫の所在等防災関係資料を提出するものとする。

2 乙は、毎年4月に車両保有台数及び災害時に供給可能な車両の台数について、甲に報告するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙双方の記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成17年9月8日

住 所 東京都台東区東上野4-5-6
甲 台東区
代表者 台東区長

住 所 東京都江東区新木場1-11-14
乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部
代表者 支部長

資料第50

災害時における台東区と郵便事業株式会社との相互協力に関する覚書

東京都台東区（以下「甲」という。）と郵便事業株式会社上野支店及び浅草支店（以下「乙」という。）は、台東区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次の覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 この覚書に基づき、甲又は乙が相手方に要請できる内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 甲が、乙の所有する車両を緊急連絡用車両等として使用すること。
- （2） 甲が、乙の所有し、又は管理する施設及び用地を避難所、物資集積場所等として一時的に使用すること。
- （3） 乙が、甲の所有し、又は管理する施設、用地、資材等を救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のため一時的に使用すること。
- （4） 避難所等に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- （5） 被災区民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- （6） その他前各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（防災会議への参加）

第5条 台東区防災会議に区内郵便事業会社の代表として上野支店長が参加する。

（災害情報連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関して、原則として毎年1回情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては台東区総務部危機・災害対策課長、乙においては上野支店総務課長とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項、及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面3通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成20年6月10日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区 台東区長

乙 東京都台東区下谷一丁目5番12号
郵便事業株式会社 上野支店長

東京都台東区西浅草一丁目1番1号
郵便事業株式会社 浅草支店長

資料第51

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲の区域内で大規模な災害が発生した場合において、甲が乙に支援物資の荷役作業及び配送等の協力を要請する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1） 支援物資とは、甲が調達する物資及び甲に提供される物資をいう。
- （2） 避難所等とは、甲が設置する避難所又は甲が指定する支援物資の配送場所等をいう。
- （3） 荷役作業とは、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込みをいう。
- （4） 物資集積・搬送拠点とは、荷役作業並びに配送等の拠点をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点は、災害時に甲が指定する施設又は甲の要請に基づき乙若しくは乙の関係団体が提供する施設に甲が設置する。

2 物資集積・搬送拠点は、台東区内における支援物資の供給体制、荷役作業及び配送等の必要性を勘案し、甲乙協議の上、閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、前条の規定により物資集積・搬送拠点を設置したときは、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1） 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び当該計画に基づく配送の実施
- （2） 支援物資を配送した際における必要物資のニーズ収集
- （3） 荷役作業の実施及びこれに要する人員の確保及び機材の提供

2 甲は、荷役作業及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは乙に対して文書により、荷役作業及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援要請に応じられない場合は、この限りでない。

(報 告)

第6条 乙は、第4条第1項各号に掲げる業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(変 更)

第7条 甲及び乙は、第4条の規定により要請した内容又は前条の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第8条 本協定に基づき実施した業務に関する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、法令その他別に定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の協議に基づく支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに当該経費に相当する額を支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に当たって事故等が発生したときは、文書により甲に報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第10条 荷役作業及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補 償)

第11条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に文書により通知するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年7月25日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
台東区長

乙 東京都江東区東雲二丁目13番32号
佐川急便株式会社
執行役員
関東支店長

資料第52

区有施設の応急措置に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と台東建設防災協力会、台東区電設防災協力会、台東区機械設備防災協力会及び一般社団法人台東区建築設計事務所協会防災協力会（以下これらを「乙」という。）は、区内の区有施設が不測の事故等により、施設運用上支障をきたす状態等が生じた場合（以下「非常時」という。）の応急措置について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、非常時において区有施設の応急措置に対応するため、乙に対して出動を要請することができる。

（応急措置）

第2条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに乙の会員を出動させ当該施設の応急措置を行う。

（協議等）

第3条 乙は、前条の応急措置を行うときは、事前に甲と協議し、その指示に従わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 乙は、前条の応急措置が終了したときは、その実施内容を直ちに甲に報告するものとする。

（経費）

第4条 甲は、乙に対し、第1条の規定により出動を要請した場合又は第2条の応急措置を行った場合は、当該出動又は措置に要した経費を負担する。

2 甲が前項の規定により負担する経費は、原則として、甲が算出した金額を基準とする。

（協議）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙から協定解除の申し出がない場合は、1年間延長するものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第7条 本協定の締結により、平成23年6月6日付で締結した区有施設の応急措置に関する協定書（以下「旧協定書」という。）で、旧協定書第6条の規定により延長するものとみなされていたものは、その効力を失う。

本協定を証するため、本書を5通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年8月1日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号

東京都台東区

代表者 東京都台東区長

乙 東京都台東区西浅草三丁目13番8号

台東建設防災協力会

代表者 会長

乙 東京都台東区松が谷二丁目27番10号

台東区電設防災協力会

代表者 会長

乙 東京都台東区寿一丁目19番9号

台東区機械設備防災協力会

代表者 会長

乙 東京都台東区北上野一丁目11番9-402号

一般社団法人台東区建築設計事務所協会防災協力会

代表者 会長

資料第53

①東京都印刷工業組合

災害時における応急対策活動支援に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と東京都印刷工業組合上野支部及び浅草支部（以下「乙」という。）との間において、（東京都台東区地域防災計画）に基づき、災害時における民間協力の一環として、台東区内に災害が発生した場合において、応急対策活動のための、フォークリフト等、作業資機材、操作員等（以下「作業用資機材等」という。）を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 東京都台東区（以下「甲」という。）は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、乙に対し、災害応急対策業務に関する協力を要請することができる。

（要請手続）

第2条 甲は、乙に作業用資機材等の提供を要請するときは、日時、場所等の必要な事項を指示するものとする。

（協力内容）

第3条 乙の行う協力は、災害時における建築物その他の工作物の崩壊等に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業並びに救援物資、調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。

（業務）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し作業用資機材等を提供し、業務を行うものとする。

（業務完了報告）

第5条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費の請求及び支払）

第6条 乙は、甲の出動要請により要した業務実費を甲に請求し、甲は、請求内容を精査して、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、第4条に規定する業務に従事した者が、本業務において死亡し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

上記協定の証として、本協定書三通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成15年 3 月20日

(甲) 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
台東区長

(乙) 東京都台東区北上野二丁目6番15号
東京都印刷工業組合上野支部
支部長

東京都台東区蔵前四丁目27番4号
東京都印刷工業組合浅草支部
支部長

②東京都製本工業組合

災害時における応急対策活動支援に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合下谷支部（以下「乙」という。）との間において、（東京都台東区地域防災計画）に基づき、災害時における民間協力の一環として、台東区内に災害が発生した場合において、応急対策活動のための、フォークリフト等、作業資機材、操作員等（以下「作業用資機材等」という。）を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 東京都台東区（以下「甲」という。）は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、乙に対し、災害応急対策業務に関する協力を要請することができる。

（要請手続）

第2条 甲は、乙に作業用資機材等の提供を要請するときは、日時、場所等の必要な事項を指示するものとする。

（協力内容）

第3条 乙の行う協力は、災害時における建築物その他の工作物の崩壊等に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業並びに救援物資、調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。

（業務）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し作業用資機材等を提供し、業務を行うものとする。

（業務完了報告）

第5条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費の請求及び支払）

第6条 乙は、甲の出動要請により要した業務実費を甲に請求し、甲は、請求内容を精査して、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、第4条に規定する業務に従事した者が、本業務において死亡し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

上記協定の証として、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成15年 3 月28日

(甲) 東京都台東区
台東区長

(乙) 東京都製本工業組合下谷支部
支部長

資料第54

災害時等における放送等に関する協定

東京都台東区(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコム東京(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、台東区の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合及び広く区民に注意を喚起する必要がある場合その他区民の生命、身体又は財産を保護するため必要な場合(以下「災害時等」という。)において、区民に迅速かつ正確な災害情報等を伝達するための放送等について、必要事項を定めるものとする。

(災害情報等の提供及び要請)

第2条 災害時等において、甲は乙に対して災害情報等を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに送付するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 要請する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 要請は災害情報放送要請書(別記様式)により、電子メール及びファクシミリを用いて行う。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を送付するものとする。

(災害情報等の放送)

第4条 乙は、第2条に規定する要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容及び時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(災害情報等の活用)

第5条 甲がインターネット、広報紙等で発信済の情報及び第2条の規定により乙に提供した情報について、緊急性の如何に関わらず、乙は自ら運営する放送、インターネット等を通じて発信できるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時等における協力体制を整備するため、甲及び乙は防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第9条 本協定締結により、平成18年7月19日締結の「災害情報等の有線テレビ放送に関する協定書」は、その効力を失うものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年6月21日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区長

乙 東京都練馬区高野台五丁目22番1号
株式会社ジェイコム東京
代表取締役社長

非常通信の運用に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）及び東京消防庁上野消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第5条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第6条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第7条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する

（疑義の決定方法）

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記協定締結の証として、本書を2通作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

平成20年3月27日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲 東京都台東区
台東区長

東京都台東区東上野五丁目2番9号

乙 東京消防庁上野消防署
上野消防署長

資料第56

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、東京都台東区（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台東区内において、災害が発生又は、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1） 台東区内で重大な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 台東区災害対策本部が設置されたとき。
- （3） その他甲又は乙が情報交換が必要と判断したとき。

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の、情報交換の内容は次のとおりとする。

- （1） 人的及び物的等の被害状況に関すること。
- （2） 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること。
- （3） その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、かつ、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲は、乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にし、情報連絡員（リエゾン）の派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年10月15日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省 関東地方整備局長

乙 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区長

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 台東区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲及び乙が協力して行う災害応急・復旧活動の支援のためのボランティア活動等に関し、必要な事項を定める。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 乙は、災害時において、甲からの要請に基づき、効果的なボランティア活動を推進するため、乙の事務室に台東区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 前項の要請は、期間、場所及び協力内容を指定して、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話で行い、後日改めて文書により処理するものとする。

3 災害の規模等により、乙の事務室にセンターの設置が困難な場合は、甲は、センターの設置場所を確保するものとする。

4 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

5 甲は、必要に応じて、センターに甲の職員を派遣することができる。

（要請内容等）

第3条 甲が災害応急・復旧活動を実施する上で、乙に要請する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 災害ボランティアの募集及び受付、登録、受け入れ、派遣に関すること。
- （2） 避難所の運営・維持に関する業務に対するボランティアの支援に関すること。
- （3） その他、災害の状況に応じて必要とする業務に関すること。

（災害ボランティアコーディネーターの養成）

第4条 甲と乙は、連携・協力して、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から災害ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

（関係団体等との協力体制）

第5条 乙は、甲とともに、各種ボランティア、NPO法人、地域住民及び消防署等関係団体との協力体制を確立するため、平常時から相互に協議し、訓練を行い、良好な関係を維持するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

3 乙が当該業務に要した費用の請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（損害補償）

第7条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成17年11月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙から何らの意思表示がないときは、1年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成17年11月1日

台東区東上野4-5-6
甲 台東区

台東区長

台東区下谷1-2-11
乙 社会福祉法人 台東区社会福祉協議会
会長

災害時における給電車両貸与に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「区域内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区域内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合における、甲が災害対応業務を行う際の電力確保に関する甲乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要がある場合は、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、乙は、貸与可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、急を要する場合は、口頭で貸与を要請するものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲において応じるものとする。

2 乙は、貸与できる給電車両の台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請した台数に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 乙は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着した給電車両を貸与するものとする。

2 甲は、給電車両の車種、コンセントの数等の指定はできないものとする。

3 乙が貸与する給電車両の台数は、5台までとする。ただし、甲が5台以上要請した場合は、甲乙協議の上、台数を決定するものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、台数等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に貸与する給電車両の車種等を記載した書面を提出するものとする。

（貸与期間）

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電等の電力が不足する事態が収束するまでとし、詳細な期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 甲は、貸与期間が終了した場合は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に返却するものとする。

2 給電車両の返却を行う場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 乙は、給電車両の貸与に係る費用を負担するものとする。ただし、貸与期間中における給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気料金は、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下「保険」と総称する。）に加入し、保険料を負担するものとする。

3 甲は、その責により保険を適用した場合、乙が加入した保険契約の定めによる免責金額に相当する額を乙に支払うものとする。

4 甲は、前項の規定による免責金相当額の請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

5 乙は、加入した保険の賠償範囲及び免責金額に相当する額が確認できる保険契約書の写しなど、保険内容が確認できるものをあらかじめ甲に提出するものとする。保険契約の変更が生じた場合には、また同様とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、過失の原因が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、その責に帰すべき事由により、給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合は、乙に損害を賠償するものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、給電車両の貸与に関する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(締結期間及び更新等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月5日

甲 東京都台東区東上野4丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都港区芝浦4丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社

災害時における電力復旧に係る連携に関する基本協定書

台東区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社上野支社（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧に係る連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における甲及び乙の電力復旧に係る協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（役割の確認）

第2条 甲及び乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、それぞれ次の各号に定める役割を担うものとする。

（1） 甲 災害時における住民の生命及び財産の保護並びに生活支援

（2） 乙 電力の早期復旧

（連絡体制等）

第3条 甲及び乙は、災害時における連携を図るため、平常時に直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、協議の上、職員を相互に派遣できるものとする。

（情報連携）

第4条 甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため必要となる情報を平常時から相互に提供する。

2 甲は、電力の復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる施設等をいう。）のリストを平常時に作成及び更新し、その都度、乙に提供する。

3 甲は、住民が避難している地域、避難場所及び避難所の情報を乙に提供する。

4 乙は、停電の発生状況、電力の復旧見込み及び停電への対応に係る体制の確保状況等の情報を甲に提供する。

5 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落又は樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況を相互に提供する。

（災害時の相互協力）

第5条 甲及び乙は、災害時において、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障を及ぼさない限度において相互に協力する。

（1） 甲又は乙が所有する施設や電力の復旧に支障となる障害物等の除去その他必要な応急措置に関すること。

（2） 甲又は乙が所有する施設又は駐車場等の利用に関すること。

（3） 住民への停電情報等の周知のため必要となる、甲の広報手段の利用に関すること。

（覚書等の締結）

第6条 甲及び乙は、本協定に定める役割、具体的な実施事項及び相互に利用する施設等に関し、別途、覚書等を締結するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、正当な理由がなく、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも解除又は変更の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施に際し、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和2年11月4日

東京都台東区東上野四丁目5番6号
甲 東京都台東区
東京都台東区長

東京都台東区竜泉二丁目18番6号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
上野支社長

資料第60

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

台東区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社上野支社（以下「乙」という。）とは、令和2年11月4日付で締結した「災害時における電力復旧に係る連携に関する基本協定書」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害時において停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急かつ円滑に実施するため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、停電の長期化や復旧に緊急を要する場合において、甲乙協議の上、必要と認められるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき相互に協力するものとする。

（対象区域）

第3条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域とする。ただし、道路啓開に必要と判断した場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第44条に基づき指定された沿道区域についても対象とする。

2 前項の規定による区域のほか、相互協力が必要な区域が生じた場合は、甲乙協議の上、必要な範囲を定めるものとする。

（対象作業）

第4条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業並びに甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業とする。

（作業の要請）

第5条 作業を要請する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 甲が乙に道路啓開への協力又は停電復旧を要請する場合
- (2) 乙が甲に停電復旧への協力又は道路啓開を要請する場合

（要請の手続）

第6条 前条の規定による要請は、次の各号に掲げる事項を記載したメール等電子媒体の送信により行うものとする。

- (1) 要請種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）
- (2) 作業場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

- (3) 作業内容
 - (4) 作業希望日時
 - (5) 要請者連絡先
 - (6) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、早期に作業を行う必要があると判断したときは、口頭又は電話等で要請を行うことができる。この場合において、作業が実施されたときは、前項の規定による手続きを事後に行うものとする。

(道路区域における作業の実施)

- 第7条 作業は、災害時に担うそれぞれの業務に支障を及ぼさない範囲において実施するものとする。
- 2 甲は、迅速な道路啓開が必要であると判断した場合において、乙の電力設備が道路啓開に支障をきたすと判断したときは、乙の要請の有無にかかわらず、当該電力設備を除去することができる。
- 3 甲は、前項の規定により電力設備を除去するときは、乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請するものとする。
- 4 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡した上で啓開作業を実施することができる。

(その他区域における作業の実施)

- 第8条 第3条第2項の規定による区域の作業は、前条の規定に準じ、甲乙協議の上、実施するものとする。

(費用負担)

- 第9条 前2条の規定により実施した作業の費用は、別紙1「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・道路啓開作業の費用負担」に基づき負担するものとする。
- 2 甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

(連絡体制)

- 第10条 甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、別紙2「災害時における障害物の除去等に関わる連絡体制」に基づき相互協力のための連絡体制を確立し、共有するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定による連絡体制に変更が生じたときは、随時更新の上、相互に共有するものとする。

(実施責任)

第11条 関係機関への周知及び第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行うものとする。

2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(協議)

第12条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年9月24日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都台東区竜泉二丁目18番6号
東京電力パワーグリッド株式会社
上野支社長

資料第61

①社会福祉法人 清峰会

二次避難所施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、社会福祉法人 清峰会を「乙」とし、甲と乙の間において次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の管理する施設である福祉プラザ台東清峰会の一部を、甲が台東区地域防災計画に基づく二次避難所(福祉避難所)(以下「二次避難所」という。)として利用することについて必要な事項を定める。

(二次避難所利用対象者)

第2条 この協定による二次避難所の利用対象者は、高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

(二次避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に二次避難所を開設する必要がある場合は、乙の施設のうち二次避難所として利用することができる施設(以下「避難所利用可能施設」という。)を二次避難所として開設することができる。

2 避難所利用可能施設の範囲は、甲乙協議の上、実施細目に定める。

(備蓄倉庫の使用)

第4条 甲は、二次避難所として必要な物資を備蓄するため、乙が(仮称)清川二丁目福祉施設整備等事業者募集要項に基づき設置する災害備蓄倉庫を備蓄倉庫として使用する。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条第1項に基づき二次避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、二次避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を二次避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

(二次避難所の管理)

第6条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。ただし、甲は、乙と協議の上、災害発生後数日間、乙に二次避難所の管理運営を委ねることができるものとする。

2 二次避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間)

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(二次避難所閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に社会福祉法人としての業務を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(二次避難所の閉鎖)

第9条 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に二次避難所使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 二次避難所としての利用に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。

- (1) 二次避難所の周知に係る費用
- (2) 二次避難所の管理運営に係る費用
- (3) 備蓄倉庫の物資の備蓄に係る費用
- (4) 前条の規定による原状に復す費用(二次避難所の利用に起因するものに限る。)
- (5) その他甲が負担すべき費用

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成22年6月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成22年6月1日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲

東京都台東区長

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大清水389-5

乙
社会福祉法人 清峰会
理 事 長

二次避難所施設利用に関する協定書実施細目

東京都台東区を「甲」とし、社会福祉法人 清峰会を「乙」とし、甲と乙の間において平成 22 年 6 月 1 日に締結した二次避難所施設利用に関する協定書（以下「協定」という。）第 11 条の規定に基づき、この協定を実施するために必要な事項について定める。

（協定第 3 条第 2 項関係）

- 1 避難生活の場として利用することができる施設の範囲は、別紙の網掛け部分とする。ただし、災害の程度及び避難住民の人数に応じて、甲は乙と協議の上、当該範囲を変更することができるものとする。

②社会福祉法人 フレスコ会

二次避難所施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、社会福祉法人 フレスコ会を「乙」とし、甲と乙の間において次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の管理する施設である特別養護老人ホームフレスコ会の一部を、甲が台東区地域防災計画に基づく二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）として利用することについて必要な事項を定める。

(二次避難所利用対象者)

第2条 この協定による二次避難所の利用対象者は、高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

(二次避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に二次避難所を開設する必要がある場合は、乙の施設のうち二次避難所として利用することができる施設（以下「避難所利用可能施設」という。）を二次避難所として開設することができる。

2 避難所利用可能施設の範囲は、甲乙協議の上、実施細目に定める。

(備蓄倉庫の使用)

第4条 甲は、二次避難所として必要な物資を備蓄するため、乙の施設の一部を備蓄倉庫として使用することができる。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条第1項に基づき二次避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、二次避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を二次避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

(二次避難所の管理)

第6条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。ただし、甲は、乙と協議の上、災害発生後数日間、乙に二次避難所の管理運営を委ねることができるものとする。

2 二次避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間)

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(二次避難所閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に社会福祉法人としての業務を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(二次避難所の閉鎖)

第9条 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に二次避難所使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 二次避難所としての利用に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。

- (1) 二次避難所の周知に係る費用
- (2) 二次避難所の管理運営に係る費用
- (3) 備蓄倉庫の物資の備蓄に係る費用
- (4) 前条の規定による原状に復す費用（二次避難所の利用に起因するものに限る。）
- (5) その他甲が負担すべき費用

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成28年9月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年9月1日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲

東京都台東区長

東京都台東区浅草五丁目33番7号

乙 社会福祉法人 フレスコ会
理 事 長

二次避難所施設利用に関する協定書実施細目

東京都台東区を「甲」とし、社会福祉法人 フレスコ会を「乙」とし、甲と乙の間において平成 28 年 9 月 1 日に締結した二次避難所施設利用に関する協定書（以下「協定」という。）第 11 条の規定に基づき、この協定を実施するために必要な事項について定める。

（協定第 3 条第 2 項関係）

- 1 避難生活の場として利用することができる施設の範囲は、別紙の網掛け部分とする。ただし、災害の程度及び避難住民の人数に応じて、甲は乙と協議の上、当該範囲を変更することができるものとする。

③社会福祉法人 すみれ福祉会

二次避難所施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、社会福祉法人すみれ福祉会を「乙」とし、甲と乙の間において次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の管理する施設である特別養護老人ホーム橋場すみれ園の一部を、甲が台東区地域防災計画に基づく二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）として利用することについて必要な事項を定める。

(二次避難所利用対象者)

第2条 この協定による二次避難所の利用対象者は、高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

(二次避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に二次避難所を開設する必要がある場合は、乙の施設のうち二次避難所として利用することができる施設（以下「避難所利用可能施設」という。）を二次避難所として開設することができる。

2 避難所利用可能施設の範囲は、甲乙協議の上、実施細目に定める。

(備蓄倉庫の使用)

第4条 甲は、二次避難所として必要な物資を備蓄するため、乙の施設の一部を備蓄倉庫として使用することができる。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条第1項に基づき二次避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、二次避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を二次避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

(二次避難所の管理)

第6条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。ただし、甲は、乙と協議の上、災害発生後数日間、乙に二次避難所の管理運営を委ねることができるものとする。

2 二次避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間)

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(二次避難所閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に社会福祉法人としての業務を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(二次避難所の閉鎖)

第9条 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に二次避難所使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 二次避難所としての利用に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。

- (1) 二次避難所の周知に係る費用
- (2) 二次避難所の管理運営に係る費用
- (3) 備蓄倉庫の物資の備蓄に係る費用
- (4) 前条の規定による原状に復す費用（二次避難所の利用に起因するものに限る。）
- (5) その他甲が負担すべき費用

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成29年6月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成29年6月1日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲

東京都台東区長

兵庫県明石市松が丘北町1074番地の1

乙

社会福祉法人すみれ福社会
理 事

二次避難所施設利用に関する協定書実施細目

東京都台東区を「甲」とし、社会福祉法人すみれ福祉会を「乙」とし、甲と乙の間において平成 29 年 6 月 1 日に締結した二次避難所施設利用に関する協定書（以下「協定」という。）第 11 条の規定に基づき、この協定を実施するために必要な事項について定める。

（協定第 3 条第 2 項関係）

- 1 避難生活の場として利用することができる施設の範囲は、別紙の網掛け部分とする。ただし、災害の程度及び避難住民の人数に応じて、甲は乙と協議の上、当該範囲を変更することができるものとする。

④株式会社 global life care

二次避難所施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、株式会社 global life care を「乙」とし、甲と乙の間において次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の管理する施設であるサービス付高齢者向け住宅「やすらぎ入谷」の一部を、甲が台東区地域防災計画に基づく二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）として利用することについて必要な事項を定める。

(二次避難所利用対象者)

第2条 この協定による二次避難所の利用対象者は、高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

(二次避難所の開設)

第3条 甲は、災害時に二次避難所を開設する必要がある場合は、乙の施設のうち二次避難所として利用することができる施設（以下「避難所利用可能施設」という。）を二次避難所として開設することができる。

2 避難所利用可能施設の範囲は、甲乙協議の上、実施細目に定める。

(備蓄倉庫の使用)

第4条 甲は、二次避難所として必要な物資を備蓄するため、乙の施設の一部を備蓄倉庫として使用することができる。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条第1項に基づき二次避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、二次避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を二次避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

(二次避難所の管理)

第6条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。ただし、甲は、乙と協議の上、災害発生後数日間、乙に二次避難所の管理運営を委ねることができるものとする。

2 二次避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間)

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(二次避難所閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(二次避難所の閉鎖)

第9条 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に二次避難所使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 二次避難所としての利用に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。

- (1) 二次避難所の周知に係る費用
- (2) 二次避難所の管理運営に係る費用
- (3) 備蓄倉庫の物資の備蓄に係る費用
- (4) 前条の規定による原状に復す費用(二次避難所の利用に起因するものに限る。)
- (5) その他甲が負担すべき費用

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成31年4月1日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲

東京都台東区長

東京都墨田区錦糸一丁目2番1号

乙

株式会社 global life care

代表取締役

二次避難所施設利用に関する協定書実施細目

東京都台東区を「甲」とし、株式会社 global life care を「乙」とし、甲と乙の間において平成31年4月1日に締結した二次避難所施設利用に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、この協定を実施するために必要な事項について定める。

（協定第3条第2項関係）

- 1 避難生活の場として利用することができる施設の範囲は、別紙の網掛け部分とする。ただし、災害の程度及び避難住民の人数に応じて、甲は乙と協議の上、当該範囲を変更することができるものとする。

⑤公益社団法人 日本助産師会

二次避難所施設の利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、公益社団法人 日本助産師会を「乙」とし、甲と乙の間において次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の管理する施設である「日本助産師会館」の一部を、甲が台東区地域防災計画に基づく二次避難所（妊産婦避難所）（以下「二次避難所」という。）として開設することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定の対象となる者（以下「対象者」という。）は、妊産婦及び新生児のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

(開設)

第3条 甲は、災害時に必要があると認めた場合は、日本助産師会館の一部を二次避難所として開設することができる。

2 二次避難所として開設することができる範囲は、甲乙協議の上、実施細目に定める。

(備蓄倉庫)

第4条 甲は、必要な物資を備蓄するため、日本助産師会館の一部を備蓄倉庫として使用することができる。

2 備蓄倉庫として使用することができる範囲は、甲乙協議の上、実施細目に定める。

(通知)

第5条 甲は、第3条に基づき二次避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、電話等により通知することができるものとする。この場合において、二次避難所を開設したときは、開設した旨を文書により通知するものとする。

(管理)

第6条 甲は、二次避難所の管理及び運営を、その責任において行うものとする。

2 乙は、二次避難所の管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(期間)

第7条 日本助産師会館の一部を二次避難所として開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、災害の状況により、開設期間を延長する必要がある場合は、乙と協議の上、開設期間の延長を申請するものとする。

(二次避難所閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(二次避難所の閉鎖)

第9条 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に二次避難所使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 二次避難所としての利用に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。

- (1) 二次避難所の周知に係る費用
- (2) 二次避難所の管理及び運営に係る費用
- (3) 備蓄倉庫の物資の備蓄に係る費用
- (4) 前条の規定による原状に復す費用(二次避難所の利用に起因するものに限る。)
- (5) その他甲が負担すべき費用

(損害補償等)

第11条 甲の要請に基づき、二次避難所の管理及び運営に当たり損害が生じた場合の補償は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例(昭和41年7月台東区条例第16号)の例による。

(防災訓練)

第12条 乙は、甲が行う防災訓練について、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、細目を定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都台東区烏越二丁目12番2号
公益社団法人 日本助産師会
会長

災害時における理容サービス提供に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合台東支部（以下「乙」という。）は、地域防災対策における民間協力の一環として、災害時における理容サービス業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、台東区内に地震災害、風水害、その他の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が開設した避難所（以下「避難所」という。）において、乙の業務を実施するにあたり必要な事項を定めることにより、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減を目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（対象者）

第3条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、災害による負傷、疾病等その他の理由により、理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ、避難生活が前条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（業務の提供者）

第4条 この協定に定める業務の提供者とは、理容師法（昭和22年12月法律第234号）に定める理容師免許証を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する理容店の従業員、台東区災害ボランティアセンターに登録した者（以下「ボランティア」という。）をいう。

（業務の要請）

第5条 甲は、第2条に定める場合において、乙に対し、業務の要請を行うことができるものとする。

- 2 甲は、文書、電話、ファクシミリ等により、業務の実施日時、実施内容、実施場所を指定して、乙に対して、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により業務を要請するものとする。文書以外の方法により要請を行った場合は、後日、文書により手続きを行うものとする。
- 3 ボランティアは、乙の要請・指示により、業務を行うものとする。
- 4 乙が業務を提供する避難所については、避難所の衛生状況等を考慮して、理容師法第6条の2（昭和22年12月法律第234号）及び理容師法施行令第4条（昭和28年8月政令第232号）に基づき、甲が指定するものとする。

（業務の内容）

第6条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力を要請するものとする。ただし、避難所の衛生状況等の事情によっては、要請する業務の項目を減ずるものとする。

- (1) 散髪に関する事。
- (2) 洗髪に関する事。
- (3) 顔剃りに関する事。

(業務の提供及び報告)

第7条 乙は、甲から第5条に定める要請がされた場合において、乙の組合員等を、甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、次に掲げる事項について、理容サービス業務の提供報告書(第2号様式)により、甲に報告するものとする。

- (1) 実施日時及び実施場所
- (2) 実施した業務の提供人数
- (3) 従事者の氏名
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定により、乙が実施する業務に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。

- (1) 乙が業務に要した化粧品、医薬品等の消耗品にかかる費用
- (2) 乙が業務に要した道具類にかかる費用
- (3) その他、甲が負担すべき費用

2 前項の費用は、災害が発生した直前の価格に基づき、算定されたものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、業務が終了した後、速やかに、業務に要した費用を甲に請求する。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うこととする。

(賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰す事由により業務に従事する乙に損害を与えた場合は、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰す事由により他人に損害を与えた場合、速やかに甲に報告し、その賠償の責を負うものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく乙の組合員及び乙の組合員の経営する理容店の従業員が、業務の実施中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合または防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例」(昭和41年7月台東区条例第16号)の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

2 ボランティアが、業務の実施中に被った損害は、ボランティア保険により補償するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

第12条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿(所在、氏名が記載されたもの)を、甲に提出するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙双方の記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成25年6月3日

甲 住 所 東京都台東区東上野4-5-6
東京都台東区
代表者 台東区長

乙 住 所 東京都台東区今戸2-14-8
東京都理容生活衛生同業組合台東支部
代表者 支部長

災害時における畳の提供に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）との間において、災害発生時における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、台東区地域防災計画に基づき甲が行う救援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲は、台東区内に災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められるときは、乙に対して指定避難所等（以下「避難所」という。）へ畳の提供を要請することができる。

2 前項の要請があったときには、乙は当該要請に対して可能な範囲において畳の提供に努める。

3 甲の要請に基づき、乙が提供する内容は、次のとおりとする。

（1） 避難所までの畳の輸送

（2） 避難所における畳の設置。

4 利用後の畳は、甲が処分するものとする。

（方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める協力要請をするときは、履行場所、要請の内容、数量、及び期日、その他必要な事項について文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話等を利用して口頭で要請を行い、後日文書により処理を行う。

2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な措置をとる。

（物資の引き渡し）

第4条 甲は、前条の履行場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取る。また、甲は、可能な範囲で車両を緊急又は優先車両として通行できるよう対処する。

（費用の負担）

第5条 第2条に係る畳の代金、輸送費、人件費等、提供の費用については無償とする。

（損害賠償）

第6条 この協定に基づき従事した者が、当該活動により死亡、損傷、又は疾病にかかったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の規定に基づき甲が補償する。ただし当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備える。

2 前項に定める情報交換を行うため、甲乙双方の連絡責任者及び担当者の職、氏名、電話番号その他必要な事項を相互に通知する。

(訓練)

第8条 乙は、甲の主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から書面により申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成29年2月20日

甲 台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
台東区長

乙 埼玉県川越市三光町3番2号
「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会
関東地区委員長

資料第64

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

災害時における高齢者・障害者等の災害時要援護者（付き添いを含み、以下「要援護者」という。）への宿泊施設等の提供に関して、台東区（以下「甲」という。）と東京都ホテル旅館生活衛生同業組合第3ブロック（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第二条第一項に定める災害時において、甲が要援護者のための宿泊施設等を必要とする場合に、区内でホテル業または旅館業を営む事業者の団体である乙が、事業所の地域貢献の一環として、当該要援護者に対し宿泊施設等を提供することを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、災害が発生し、要援護者に対し宿泊施設等を提供するよう甲から要請があった場合には、その業務の範囲内で可能な限り当該要請に協力するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の規定により乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- （1） 客室等、営業上使用する宿泊設備、その他の付随設備の提供
- （2） 食事の提供
- （3） 前各号の提供を行うにあたっての空室等の状況の把握及び調整

（期間）

第4条 要援護者が、甲の要請に基づき乙が提供する宿泊施設等を利用できる期間は、7日以内とする。

ただし、甲が必要と認める場合には、乙と協議してその期間を延長することができる。

（費用弁償）

第5条 第3条第1号および第2号に係る経費については、実費弁償を原則とし、別途協議する。

（補償の請求）

第6条 乙は、この協定に基づき、要援護者に提供した宿泊設備等に損害が生じた場合、原則として、損害を及ぼした者に対し補償の請求を行うものとする。

ただし、損害を及ぼした者に補償能力がない場合、もしくは、損害を及ぼした者が特定できない事故等で、宿泊設備等に損害が生じた場合には、乙および甲の間において、その補償について協議するものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づく業務中に乙の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例」（昭和41年台東区条例第16号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降はこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名のうえ各1通を保有する。

平成21年3月30日

甲 台東区長

乙 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合第3ブロック
ブロック長

災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書

台東区(以下「甲」という。)と公益社団法人東京都栄養士会(以下「乙」という。)は、災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、台東区地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、甲が実施する栄養・食生活支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、栄養・食生活支援活動の必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、要請書(第1号様式)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前2項の規定により甲から要請を受けた場合は、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)と連携し、管理栄養士・栄養士を派遣するものとする。

4 甲は、第1項の要請の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を通知するものとする。

(業務の内容)

第3条 乙が派遣する管理栄養士・栄養士は、甲が指定した場所において、栄養・食生活支援活動を行うものとする。

2 管理栄養士・栄養士が行う栄養・食生活支援活動の業務は、次に掲げるものとする。

(1) 特殊栄養食品(高齢者用食品、疾病者用食品等をいう。以下同じ。)の提供に係る支援

(2) 被災者(要配慮者を含む。)への巡回栄養相談

(3) 避難拠点での食事状況調査、衛生指導及び栄養健康指導

(4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じ必要な栄養・食生活支援

(指揮命令系統等)

第4条 乙が派遣する管理栄養士・栄養士に対する指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(輸 送)

第5条 管理栄養士・栄養士の輸送は、原則として乙が行うものとする。ただし、状況により甲乙が共同して行うものとする。

2 特殊栄養食品の提供のための区内における輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

(報 告)

第6条 乙は、第3条第2項各号に掲げる業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、甲が定める様式により甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した管理栄養士・栄養士が第4条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、甲に対し前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、特別な理由がない限り、遅滞なく費用を乙に支払うものとする。

(補 償)

第9条 この協定に基づく業務に従事した管理栄養士・栄養士が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例(昭和41年7月台東区条例第16号)に基づき補償するものとする。

(紛争の処理)

第10条 本協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(訓 練)

第11条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に、乙の参加を要請することができる。

(連絡体制等)

第12条 甲及び乙は、第2条第1項の要請等を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、協定締結の日から30日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからこの協定を解除又は変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年3月14日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 東京都新宿区四谷三丁目9番
公益社団法人東京都栄養士会
会 長

災害時における特別区民相談に関する協定書

台東区(以下「甲」という。)と台東区災害ネットワーク専門職会議(以下「乙」という。)は、区内に大規模な地震等の災害が発生した際、区民生活の円滑な復興をはかるため、甲が実施する災害時の相談について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、台東区内で災害等が発生した際に、台東区地域防災計画に基づき甲が行う救済・復興活動の一環として実施する相談(以下「相談」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門職チームの派遣要請)

第2条 甲が乙に対して、災害等発生の際、相談を要請したときは、乙は速やかにこれを応諾し、専門職チーム(乙の構成団体に属する各専門家を複数集めたものをいう。以下同じ。)の派遣計画を策定し、これを甲に提出するとともに甲が指定する場所に専門職チームを派遣するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、別途甲乙で締結する特別区民相談に関する構成員以外の相談参加に係る細目協定に基づき、必要に応じて、乙の構成団体に属する者以外の者を専門職チームに加えることができる。

(相談その他の活動の内容)

第3条 相談の内容については、災害に起因して専門的知見を要する事項の全般について助言し、その他の活動については、甲乙が別途協議する。

(相談の実施方法)

第4条 相談の場所・時間等の方法については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

(平常時からの連携)

第5条 甲及び乙は、平常時から、災害時の相談のための情報交換や研鑽等を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(連絡調整)

第6条 甲と乙との相談活動の連絡調整は、甲はくらしの相談課長が、乙は代表委員が行う。

(相談料)

第7条 相談者の相談料金は、無料とする。

(謝 礼)

第8条 相談活動に対する乙の従事者(乙の派遣した者をいう。以下同じ。)への謝礼の有無及び金額について甲と乙が協議の上定めるものとする。

(損害補償)

第9条 相談活動への乙の従事者に対する損害補償は、災害に際し応急処置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例(昭和41年7月台東区条例第16号)の例に準じる。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、その後期間満了の日の1か月前までに甲乙から何らの申出のないときは、更に3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(雑 則)

第12条 平成30年5月1日付「災害時における特別法律相談に関する協定書」は、この協定日をもって廃止する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和5年3月15日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
台東区長

乙 東京都台東区上野六丁目16番19号 新丸屋ビル9F
台東区災害ネットワーク専門職会議
代表委員

別表1

乙の構成員である団体の一覧表

台東区法曹会
東京司法書士会台東支部

東京土地家屋調査士会台東支部
一般社団法人東京都建築士事務所協会台東支部
東京都社会保険労務士会台東支部
東京都行政書士会台東支部
東京税理士会上野支部
東京税理士会浅草支部
台東区中小企業診断士会
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会相談事業委員会
台東区宅地建物取引士連絡会

資料第67

①株式会社松坂屋東京上野支店、株式会社松屋浅草支店

災害時における応急物資の調達に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都台東区地域防災計画に基づき、災害時における協力計画の一環として、台東区が株式会社松坂屋東京上野支店、株式会社松屋浅草支店に対し、応急物資の調達に関する協力を求めるときの、手続きを定めるものとする。

(協力要請)

第2条 台東区長(以下「甲」という。)は、災害が発生し、台東区等の備蓄物資のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、状況により株式会社松坂屋東京上野支店、株式会社松屋浅草支店(以下「乙」という。)に対し、災害応急物資調達の協力を要請することができる。

(協力の指示)

第3条 甲は、災害の実情に応じて乙と協議し、調達を必要とする物資名・日時・場所等を指示して、応急物資の提供を求めるものとする。

(応急物資の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に対し、応急物資を提供するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙より提供された応急物資に要した費用は、乙の通常の定価による請求にもとづきこれを負担する。

(協 議)

第6条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

付 則

この協定は、昭和52年1月17日から実施する。

昭和52年1月17日

甲 東京都台東区長

株 式 会 社 松坂屋東京上野支店長

乙

株 式 会 社 松屋浅草支店長

②株式会社いなげや入谷店

災害時における応急物資の調達に関する協定

台東区（以下「甲」という。）と株式会社いなげや入谷店（以下、「乙」という。）は、災害時における応急物資の調達に関し、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都台東区地域防災計画に基づき、災害時において必要な物資の調達を図るため、甲が乙に対し、応急物資の調達に関する協力を求める手続について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲等の備蓄物資のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、乙に対し、応急物資調達の協力を要請することができる。

（調達内容）

第3条 甲は、災害の実情に応じて乙と協議し、調達を必要とする物資名、日時、場所等を明らかにして、応急物資の提供を要請するものとする。

（応急物資の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に対し、応急物資を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙より提供された応急物資に要した費用について、乙の通常の販売価格による請求に基づきこれを負担する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、1年間更新されるものとし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 3月30日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都立川市栄町六丁目1番地の1
株式会社いなげや
代表取締役社長

③株式会社ぱぱす

災害時における応急物資の調達に関する協定

台東区（以下「甲」という。）と株式会社ぱぱす（以下、「乙」という。）は、災害時における応急物資の調達に関し、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都台東区地域防災計画に基づき、災害時において必要な物資の調達を図るため、甲が乙に対し、応急物資の調達に関する協力を求める手続について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲等の備蓄物資のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、乙に対し、応急物資調達の協力を要請することができる。

（調達内容）

第3条 甲は、災害の実情に応じて乙と協議し、調達を必要とする物資名、日時、場所等を明らかにして、応急物資の提供を要請するものとする。

（応急物資の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に対し、応急物資を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙より提供された応急物資に要した費用について、乙の通常の販売価格による請求に基づきこれを負担する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、1年間更新されるものとし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 3月17日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都墨田区横川四丁目8番3号
株式会社ぱぱす
代表取締役社長

④株式会社ココスナカムラ

災害時における応急物資の調達に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と株式会社ココスナカムラ（以下「乙」という。）は、災害時における応急物資の調達に関し、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都台東区地域防災計画に基づき、災害時において必要な物資の調達を図るため、甲が乙に対し、応急物資の調達に関する協力を求める手続について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲等の備蓄物資のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、乙に対し、応急物資調達の協力を要請することができる。

（調達内容）

第3条 甲は、災害の実情に応じて乙と協議し、調達を必要とする物資名、日時、場所等を明らかにして、応急物資の提供を要請するものとする。

（応急物資の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、応急物資を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙より提供された応急物資に要した費用について、乙の通常の販売価格による請求に基づきこれを負担する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、1年間更新されるものとし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月12日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都台東区入谷一丁目6番6号
株式会社ココスナカムラ
代表取締役社長

災害時における米穀供給協力に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と東京都米穀小売商業組合台東支部（以下「乙」という。）は、地域防災対策における民間協力の一環として、食糧の応急的な供給を必要とする災害が区内に発生した際（以下「災害時」という。）に区民に対する米穀の確保と優先供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、台東区地域防災計画に基づき甲が行う米穀の供給活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力）

第2条 乙は、災害時における区民の米穀の確保を図るため、この協定に基づき、甲の要請に対し、協力するものとする。

2 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から所属各組合員（以下「組合員」という。）1店舗当り270 kg、支部全体として最低45,000 kgの精米をストックし、災害時には、甲の要請に対し、優先的に供給するものとする。

（調査）

第3条 甲は、毎年3月及び9月に、第2条第2項に規定する精米のストック状況について調査を行うことができる。

2 乙は、甲が行う前項の調査に協力するものとし、必要に応じて「精米備蓄総量の報告書」を甲に対して提出するものとする。

（価格及び請求）

第4条 災害時における精米の価格は、当該応急用の精米を必要とする災害が発生した直前の価格（標準価格又は指導価格）による。

2 乙は、第2条第1項の規定により、甲に応急用の精米を納入したときは、前項の規定の価格により、甲にその代金を請求するものとする。

3 乙は、甲の要請により、応急用の精米を輸送したときは、輸送に要した経費を、甲に請求することができるものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙から前条2項及び3項の規定により請求があったときは、納入した米穀の代金（災害が発生した前の標準価格又は指導価格による）及び所要経費を支払うものとする。

2 第2条に定める米穀の保管協力にかかる経費については別に定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、応急用の精米を輸送中に乙の組合員が負傷し若しくは、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年台東区条例第16号）の規定に基づきこれを補償するものとする。

(協力店の表示)

第7条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「台東区災害時食糧供給協力店」である旨の表示を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

ただし、期限満了の日の3カ月前までに甲乙なんらの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(雑則)

第10条 昭和55年4月26日付「災害時における米穀供給協力に関する協定書」は、この協定日をもって廃止する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成17年7月1日

	住 所	台東区東上野4-5-6
甲		台東区
	代表者	台東区長

	住 所	台東区東浅草1-18-8
乙		東京都米穀小売商業組合台東支部
	代表者	台東支部長

災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定

災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関し、東京都台東区を（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合台東支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の協力により、乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する井戸を使用し、区民の飲料水及び生活用水を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要があると認めるときは、乙に対し組合員所有の井戸の使用を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により行う。ただし、文書により要請することができない緊急の場合は、口頭により要請し、後日、文書により処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、組合員所有の井戸を使用し、井戸水を区民に提供する。

（周知）

第4条 甲は、組合員所有の井戸について、区民に周知を図るものとする。

（使用料）

第5条 災害時における井戸使用にかかる費用は、甲の負担とする。

（水質検査）

第6条 甲は、必要に応じて井戸の水質検査を実施する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義のある事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から5年間とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙双方から何らの申し出がない限り、さらに5年間延長するものとし、以後もこの例による。

上記協定締結の証として、本協定を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年3月22日

甲 東京都台東区
代表者 東京都台東区長

乙 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合台東支部
代表者 台東支部長

災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定書

台東区を甲とし、全東京葬祭業連合会を乙、東京都葬祭業協同組合を丙、東武葬祭協同組合を丁、東都聖典協同組合を戊、山手葬祭協同組合を己とし、甲と乙丙丁戊己（以下「乙等」という）は、災害時における民間協力の一環として、棺等葬祭用品の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、台東区内に地震災害、風水害、その他の災害が発生し、多数の死者が出た場合に、遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等（以下「業務」という。）について、乙等に協力を求める際の必要な事項を定めるものとする。

（業務の要請）

第2条 甲は、前条に定める場合において、乙等に対し、業務の要請を行うものとする。

2 甲は、文書、電話、ファクシミリ等により、業務の実施日時、実施内容、実施場所を指定して、乙等に対して、業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。文書以外の方法により要請を行った場合は、後日、文書により手続きを行うものとする。

（業務の内容）

第3条 甲は、次に掲げる業務について、乙等の協力を要請するものとする。

- （1） 内張り棺（衣装、納棺セットを含む）の提供に関する事。
- （2） ドライアイスの提供に関する事。
- （3） 骨つぼ、その他必要なものの提供に関する事。
- （4） 遺体の搬送に関する事。

（業務の実施）

第4条 乙等は、甲から第2条に定める要請がされた場合は、乙等の組合員を派遣し、業務を実施するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙等は、業務が終了したときは、次に掲げる事項について、業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

- （1） 実施日時及び実施場所
- （2） 実施した業務の内容
- （3） 従事者の氏名
- （4） その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 この協定により、乙等が実施する業務に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、通常要する実費であり、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

（費用の請求）

第7条 乙等は、業務が終了した後、業務に要した費用を甲に請求する。

2 甲は、前項による乙等の請求があったときは、その内容を確認のうえ、乙等に支払うこととする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する費用については、災害発生の直前における災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）別表第1の規定に基づく基準額を参考にして、決定するものとする。

(賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰す事由により業務に従事する乙等に損害を与えた場合は、乙等に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙等は、業務の実施中に乙等の責に帰す事由により他人に損害を与えた場合、速やかに甲に報告し、その賠償の責を負うものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、この協定に基づき、乙等の組合員が業務の実施中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合または防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例」（昭和41年7月台東区条例第16号）の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(情報提供)

第11条 乙等は、毎年4月に組合員名簿（所在、氏名が記載されたもの）を、甲に提出するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙等から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙等協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として、協定書6通を作成し、甲乙等の記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成18年2月7日

住 所 東京都台東区東上野4-5-6
甲 台東区
代表者 台東区長

住 所 東京都文京区本駒込3-30-3
乙 全東京葬祭業連合会
代表者 会長

丙 住 所 東京都文京区本駒込 3 - 3 0 - 3
東京都葬祭業協同組合
代表者 理 事 長

丁 住 所 東京都江戸川区春江町 3 - 4 5 - 1 2
東武葬祭協同組合
代表者 理 事 長

戊 住 所 東京都杉並区梅里 1 - 2 1 - 4
東都聖典協同組合
代表者 理 事 長

己 住 所 東京都世田谷区上北沢 4 - 3 3 - 3
山手葬祭協同組合
代表者 理 事 長

資料第71

①一般社団法人 東京環境保全協会

災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1） し尿の収集及び運搬

（2） 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区
代表者 千代田区長

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区
代表者 中央区長

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区
代表者 港区長

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並 区長

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長

東京都千代田区九段北一丁目6番4号
乙 一般社団法人 東京環境保全協会
代表者 会長

②東京廃棄物事業協同組合

災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1） し尿の収集及び運搬

（2） 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区
代表者 千代田区長

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区
代表者 中央区長

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区
代表者 港区長

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長

東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号

乙 東京廃棄物事業協同組合

代表者 理事長

資料第72

①株式会社 京葉興業

災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社 京葉興業（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（1） し尿の受入れ並びに処理及び処分

（2） 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 京葉興業とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区
代表者 千代田区長

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区
代表者 中央区長

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区
代表者 港区長

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

乙 株式会社 京葉興業

代表者 代表取締役

②株式会社 太陽油化

災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社 太陽油化（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1） し尿の受入れ並びに処理及び処分
- （2） 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第7条 乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 太陽油化とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区
代表者 千代田区長

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区
代表者 中央区長

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区
代表者 港区長

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者

東京都板橋区三園二丁目12番2号

乙 株式会社 太陽油化

代表者 代表取締役

資料第73

①東京廃棄物事業協同組合

災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1） 災害廃棄物の収集及び運搬
- （2） 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区
代表者 千代田区長

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区
代表者 中央区長

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長

東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号

乙 東京廃棄物事業協同組合

代表者 理事長

②一般社団法人 東京環境保全協会

災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (2) 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区
代表者 千代田区長

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区
代表者 中央区長

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長

東京都千代田区九段北一丁目6番4号

乙 一般社団法人 東京環境保全協会

代表者 会長

資料第74

①一般社団法人 東京都中小建設業協会

災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- (2) 仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京23区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処理及び処分
- (4) 災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- (5) 前各号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都中小建設業協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者

東京都新宿区新宿二丁目10番7号

乙 一般社団法人 東京都中小建設業協会

代表者 会長

②一般社団法人 東京都産業資源循環協会

災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京都産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京 23 区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京 23 区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- （2） 仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京 23 区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集及び運搬
- （3） 災害廃棄物の処理及び処分
- （4） 災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- （5） 前各号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京 23 区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者

東京都千代田区内神田一丁目9番13号

乙 一般社団法人 東京都産業資源循環協会

代表者 会長

災害廃棄物の共同処理等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京23区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物
- （2） 二次仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設
- （3） 仮設処理施設 災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破砕選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。
- （4） 広域処理 東京23区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京23区外の廃棄物処理施設で処理すること

（初動本部の設置）

第3条 各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

- 2 初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。
- 3 初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後1週間を目途に本部長の招集により設置する。
 - （1） 東京23区内の1か所以上で震度6弱以上が観測された場合
 - （2） 本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）

第4条 初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- （1） 各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
- （2） 次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

(対策本部の設置)

第5条 災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。
- 3 対策本部は、本部長の招集により設置する。
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

(対策本部の役割)

第6条 対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
- (2) 関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
- (3) 車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
- (4) 二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
- (5) 民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
- (6) 共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
- (7) 前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

(費用の負担)

第7条 初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

(従事職員の身分の取扱い)

第8条 初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

(平常時の措置)

第9条 各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

(実施細目の作成)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。

- 2 各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

(その他)

第11条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

千代田区

代表者 千代田区長

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京区政会館

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者

大規模災害時における台東区職員及び他自治体からの 応援職員にかかる宿泊施設等の確保に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における相互の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において甲が宿泊施設及び移動手段を迅速かつ円滑に確保できるよう、乙の宿泊施設等の提供について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 災害時において、甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- （1） 災害救助又は災害復旧業務等に従事する甲の職員の宿泊施設の確保並びに移動手段の確保及び運行
- （2） 災害救助又は災害復旧業務等に従事する他自治体からの応援職員の宿泊施設の確保
- （3） 前2号のほか、甲乙協議の上、必要と認める事項

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、災害救助又は災害復旧業務等を遂行するため必要があると認めるときは、前条の規定による業務の協力を乙に要請するものとする。

- 2 前項の規定による要請は、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、早急に協力を要請する必要があると認めるときは、口頭その他伝達可能な手段により行い、事後速やかに協力要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、その業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による協力の業務を完了したときは、速やかに実績報告書（第2号様式）により、その内容を甲に報告するものとする。

（宿泊施設等に関する情報提供）

第5条 乙は、宿泊施設の確保に協力するときは、受入可能施設一覧（第3号様式）により、当該宿泊施設の宿泊可能人数、食事・入浴提供の可否、駐車場の有無その他必要な情報を甲に提供するものとする。

（協定の実施範囲）

第6条 第2条第1号の規定による宿泊施設の確保は、甲の職員が甲の区域外の自治体において災害救助又は災害復旧業務に従事する場合には当該自治体の区域内又はその近郊において、甲の区域内の災害救助又は災害復旧業務に従事する場合には甲の区域内又はその近郊において行うものとする。

- 2 第2条第1号の規定による移動手段は、バスを原則とし、運行区間は、甲と甲の区域外の被災した自治体の区間又は甲の職員が甲の区域外の自治体において災害救助若しくは災害復

旧業務に従事する場合における必要な区間とする。

- 3 第2条第2号の規定による宿泊施設の確保は、原則として、甲の区域内又はその近郊において行うものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、第2条各号に掲げる業務の協力に要する費用を負担するものとする。

- 2 第2条第1号及び第2号の規定による宿泊施設の確保に係る費用は、災害救助法等により定めのあるものを除くほか、災害時における宿泊施設の確保に係る費用の合理的な範囲において、甲乙協議の上、算出するものとする。

- 3 第2条第1号の規定によるバスの確保及び運行に要する費用は、災害時の直前の旅客輸送に係る適正価格を基準として、甲乙協議の上、算出するものとする。

- 4 前2項の規定による費用の支払方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(体制の整備)

第8条 甲及び乙は、災害時において業務の協力を円滑に行うため、連絡体制等の整備について、常に点検し、改善に努めるものとする。

(個人情報の取扱)

第9条 乙は、本協定の履行に関する個人情報の取扱いについて、東京都台東区個人情報保護条例(平成5年3月台東区条例第2号)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも終了又は変更の申し出がない場合、この協定は同内容で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月7日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都千代田区神田和泉町1-13
住友商事神田和泉町ビル13階
株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス
代表取締役社長

大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

台東区と東京都は、台東区内で河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、台東区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、都営住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

（都営住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、都営住宅の共用部分を、都営住宅居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、台東区と東京都の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、台東区地域防災計画上の避難場所等を指定するものではない。

（協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、台東区と東京都で協議して定めるものとする。

平成28年5月24日

東京都台東区東上野4丁目5番6号
台東区長

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都都市整備局長

大規模水害時における住民の自主的広域避難場所
確保支援及び移送手段の確保に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス（以下「乙」という。）とは、大規模な水害が発生する恐れがある場合における相互の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台東区内において荒川氾濫に関する自主的広域避難情報（浸水が想定されない地域（以下「浸水想定区域外」という。）へ自主的に避難することを促す情報をいう。以下同じ。）を発表する基準に該当する水害が発生するおそれがある場合（以下「大規模水害時」という。）における住民の自主的広域避難場所の確保支援及び移送手段の確保に関する甲乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 自主的広域避難場所 自主的広域避難情報が発表された場合における住民等が自ら確保する避難場所をいう。
- （2） 自ら避難が困難な住民等 台東区避難行動要支援者名簿に関する要綱（平成19年11月1日19台総危第161号）第6条の規定による個別支援計画の作成対象者等をいう。

（協力内容）

第3条 乙は、大規模水害時において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- （1） 甲の公式ホームページ等において掲載する宿泊施設に関する乙のインターネット公式宿泊サイトの情報等の提供
 - （2） 自ら避難が困難な住民等が浸水想定区域外の避難先に避難する移送手段としてのバスの確保及び運行
- 2 甲及び乙は、前項第1号の規定によるホームページ等における掲載について、事前に協議の上、準備するものとする。
- 3 第1項第2号の規定によるバスの移送区間は、原則として、台東区内から広域避難の受け入れ先等までの区間とし、甲乙協議の上、別に定める。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害救助を遂行するため必要があると認めるときは、乙に対し、前条第1項各号に規定する協力を要請するものとする。

- 2 甲は、前条第1項第2号の規定によるバスの確保及び運行を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により行う。ただし、早急に協力を要請する必要があると認めるときは、口頭その他伝達可能な手段により行い、事後速やかに協力要請書を送付するものとする。

(協力の実施等)

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、その業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力の業務を完了したときは、速やかに、実績報告書(第2号様式)により、その内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条第1項各号に掲げる事項の協力を要する費用の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる事項の協力を要する費用 乙

(2) 第3条第1項第2号に掲げる事項の協力を要する費用 甲

2 第3条第1項第2号の規定によるバスの確保及び運行に要する費用は、大規模水害時の直前の旅客輸送に係る適正価格を基準に算出するものとし、支払額及び支払方法は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(個人情報の取扱)

第7条 乙は、本協定の履行に関する個人情報の取扱いについて、東京都台東区個人情報保護条例(平成5年3月台東区条例第2号)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからでも協定の終了または変更の申し出がない場合、本協定は同内容でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月7日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長

乙 東京都千代田区神田和泉町1-13
住友商事神田和泉町ビル13階
株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス
代表取締役社長

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（以下、甲という。）と台東区（市・町）（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所

（2） 避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（3） 応急給水栓の設置位置

2 甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事の施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 乙は、設置工事に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。

3 乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立ち会いの下で応急給水栓を甲から乙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。

4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りではない。

5 前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしを認めるときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。

6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第2号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

第6条 乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2 乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3 乙は、老朽化等の理由により、応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。

4 乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年に1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者(乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。)に代行させることができる。

2 乙は、応急給水栓に異常を認めるときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第3条から第3状から第5条まで規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具(以下「開栓器等」という。)は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇口アダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット

(8) 収納バッグ

- 2 前項に規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。
- 3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りではない。
- 4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓器等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等(以下「応急給水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるものとする。
- 3 甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続きについては、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。

(1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合

(2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

- 2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。
- 3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。
- 4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむをえないときを除き、これに立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況を甲に確認しなければならない。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去到要する費用は、所有者である乙が全額負担する。

- 2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。
- 4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移

設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知するものとする。
- 3 乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。たあし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設にかかる費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第15条 甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲乙は乙の責任において適切に処分するものとする。

(有効期間)

第16条 この覚書は、締結日から1年間その効力を有する。

- 2 甲乙は乙のいずれかから、前項の期間満了の6か月前までに、甲乙は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚え書きは同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。
- 3 甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。
- 4 甲又は乙から第2項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第17条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第18条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月27日

東京都新宿区二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都公営企業管理者
水道局長

東京都台東区東上野四丁目5番6号

乙 台東区

台東区長

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と台東区（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（2） 消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。

この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

（1） 応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

- ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）
- イ ホース（20m×2本）
- ウ 差込式異径媒介金具（2個）
- エ 開栓器、鉄蓋開閉用パール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ カラーコーン（４本）、コーンウエイト（４個）、コーンバー（４本）、残留塩素検査キット、バケツ（２個）及びホーローカップ

（２） 消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズル一体型）

イ ホース（２０m×３本）

２ 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第４条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

２ 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

３ 甲は、第１項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

４ 乙は、第２項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（資器材の貸与等の基準）

第５条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

（１） 資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所）が確保されていること。

（２） 資器材の保管場所ごとに年に１回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

（資器材の配送及び受領）

第６条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

２ 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

３ 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

（資器材の保管及び管理）

第７条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

２ 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。

３ 乙は、年に１回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

(災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定)

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

(区職員への訓練等)

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

(消火栓等からの応急給水等の実施)

第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年7月10日

甲 東京都
水道局長

乙 台東区
台東区長

資料第 8 1

①都立上野恩賜公園

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、台東区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和 46 年東京都条例第 121 号）に基づき東京都立上野恩賜公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力)

第 2 条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第 3 条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。
2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第 4 条 乙は、応急給水を実施するため給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第 5 条 甲は、第 3 条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。
2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関連区)

第 6 条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第 7 条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第 8 条 この協定は、昭和 53 年 9 月 1 日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

昭和 53 年 9 月 1 日

甲 東京都知事

乙 台東区長

「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」の実施細目

東京都水道局長（以下「甲」という。）と台東区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和 53 年 9 月 1 日締結した「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」（以下「協定」という。）第 7 条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

（給水施設の使用方法）

第 1 条 乙は、協定第 4 条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「台東区上野恩賜公園内給水施設に関する取扱要綱」第 6 条の規定に従い使用しなければならない。この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第 2 条 協定第 4 条ただし書による甲の承認手続等は、次の各号による。

- （1） 別紙様式 1 に必要事項を記載し、災害訓練実施日の 7 日前までに東京都水道局北部第 1 支所長（以下「支所長」という。）に届出て、その承認を得ること。
- （2） 災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること。

（責任者の選任）

第 3 条 給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の施設に係る責任者を選任し、様式 2 により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第 4 条 乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、様式 3 により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第 5 条 乙は、災害訓練その他により、給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を費消し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第 6 条 乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責めを負うものとする。

（疑義等の解釈）

第 7 条 この実施細目の解釈に疑義が生じたとき又はこの実施細目に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用期日）

第 8 条 この実施細目は昭和 53 年 9 月 1 日から適用する。

甲と乙とは、上記実施細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

昭和 53 年 9 月 1 日

甲 東京都水道局長

乙 台東区長

②区立隅田公園

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、台東区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき台東区立隅田公園山谷堀広場内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。
2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するため給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。
2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関連自治体)

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する自治体と別途協議するものとする。

(実施細目)

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、平成27年8月1日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年7月30日

甲 東京都知事

乙 台東区長

「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」の実施細目

東京都水道局長（以下「甲」という。）と台東区長（以下「乙」という。）は、台東区立隅田公園山谷堀広場内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）に関し、乙と東京都知事との間で平成27年7月30日付けで締結した、給水施設の維持管理及び運用に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づく協議の結果、次のとおり実施細目を締結する。

（給水施設の使用方法）

第1条 乙は、協定第4条により給水施設を使用する場合は、甲が別に定める取扱要綱に従い使用しなければならない。この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第2条 協定第4条ただし書による甲の承認手続等は、次の各号による。

- (1) 別記様式第1号に必要事項を記載し、災害訓練実施日の7日前までに東京都水道局中央支所長（以下「支所長」という。）に届け出て、その承認を得ること。
- (2) 災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること。

（責任者の選任）

第3条 給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の施設に係る責任者を選任し、別記様式第2号により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第4条 乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、別記様式第3号により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第5条 乙が、故意又は過失により、給水施設内に常備している甲が配備した非常用備品、工具その他を使用、消耗又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第6条 乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第7条 この実施細目の解釈に疑義が生じたとき又はこの実施細目に定めのない事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用期日）

第8条 この実施細目は平成27年8月1日から適用する。

甲と乙とは、上記実施細目締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年3月31日

甲 東京都水道局長

乙 台東区長

災害時における罹災証明発行に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）、東京消防庁上野消防署（以下「乙」という。）、東京消防庁浅草消防署（以下「丙」という。）及び東京消防庁日本堤消防署（以下「丁」という。）は、相互協力により災害時に発生した火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害発生時に備え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生した後に協議を行い、連携して罹災証明書の発行を行うことが必要と認められた場合は、連絡会を開催して次の各号に掲げる項目を定める。

- （1） 建物の被害状況調査開始時期に関すること。
- （2） 建物の被害状況調査体制に関すること。
- （3） 情報の共有に関すること。
- （4） 罹災証明書交付場所に関すること。
- （5） 罹災証明書交付窓口業務に関すること。
- （6） 罹災証明書交付開始時期及び終了時期に関すること。
- （7） その他必要な事項に関すること。

（被災者生活再建支援システムの活用）

第3条 甲は、乙、丙及び丁の火災調査業務において、被災者生活再建支援システムから出力した情報を提供する場合には、罹災証明書の発行に必要な範囲内において当該システムを活用するものとする。

（被災情報の提供）

第4条 甲は、乙、丙及び丁が火災調査業務を行うために必要があると認められる場合は、乙、丙及び丁の求めに応じ、被災者の情報（住民基本台帳及び固定資産課税台帳のうち家屋課税台帳に係る情報）を提供するものとする。

2 乙、丙及び丁は、甲が罹災証明書の発行及び被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災調査結果の情報を提供するものとする。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙、丙及び丁の業務に必要と認められる情報を提供するものとする。

（発行窓口業務）

第5条 乙、丙及び丁は、甲が開設する罹災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

（情報管理）

第6条 甲、乙、丙及び丁は、第4条の規定により提供を受けた情報を適正に管理しなければならない。

2 甲、乙、丙及び丁は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(提供情報の目的外使用の禁止)

第7条 乙、丙及び丁は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項及び第3項の規定による業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙、丙及び丁から提供を受けた情報を、第4条第2項の規定による業務以外の目的に使用してはならない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、その締結の日からその締結の日が属する年度の翌年度末までとする。

ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲、乙、丙及び丁で協議の上、特に疑義が生じない場合は、本協定の有効期間を当該有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈上の疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁の記名押印の上、各自1通を保管する。

令和4年3月24日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
台東区長

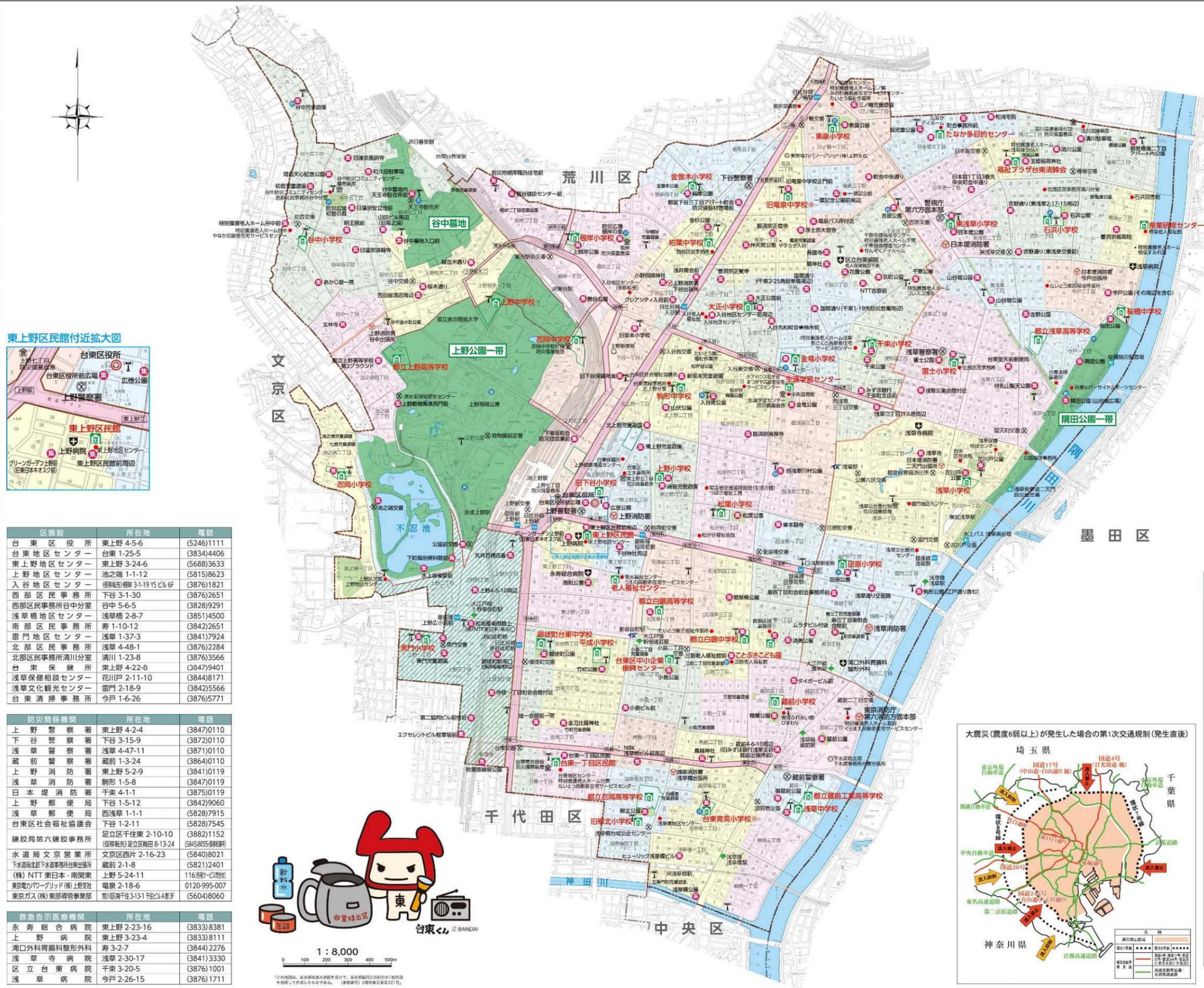
乙 東京都台東区東上野五丁目2番9号
東京消防庁上野消防署
上野消防署長

丙 東京都台東区駒形一丁目5番8号
東京消防庁浅草消防署
浅草消防署長

丁 東京都台東区千束四丁目1番1号
東京消防庁日本堤消防署
日本堤消防署長

本 編 資 料

台東区防災地図 (地震編)



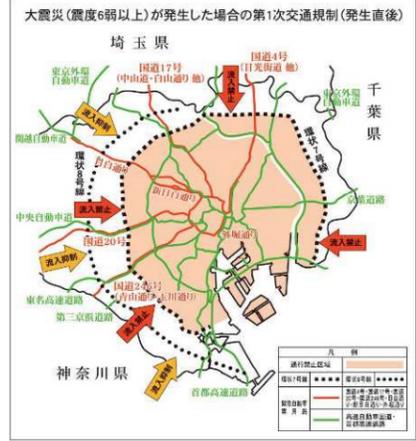
区施設	所在地	電話
台東区役所	東上野4-5-6	(5246)1111
台東地区センター	台東1-25-5	(3834)4406
東上野地区センター	東上野3-24-6	(5688)3633
上野地区センター	池之端1-1-12	(5815)8623
入谷地区センター	飯塚町3-19-5ビル6F	(3876)1821
西部区民事務所	下谷3-1-30	(3876)2651
西部区民事務所台分室	谷中5-6-5	(3828)9291
浅草橋地区センター	浅草橋2-8-7	(3851)4500
南部区民事務所	寿1-10-12	(3842)2651
雷門地区センター	浅草1-37-3	(3841)7924
北部区民事務所	浅草4-48-1	(3876)2284
北部区民事務所清川分室	清川11-23-8	(3876)3566
台東保健所	東上野4-22-8	(3847)9401
浅草保健相談センター	花川戸2-11-10	(3844)8171
浅草文化観光センター	雷門2-18-9	(3842)5566
台東清掃事務所	今戸1-6-26	(3876)5771

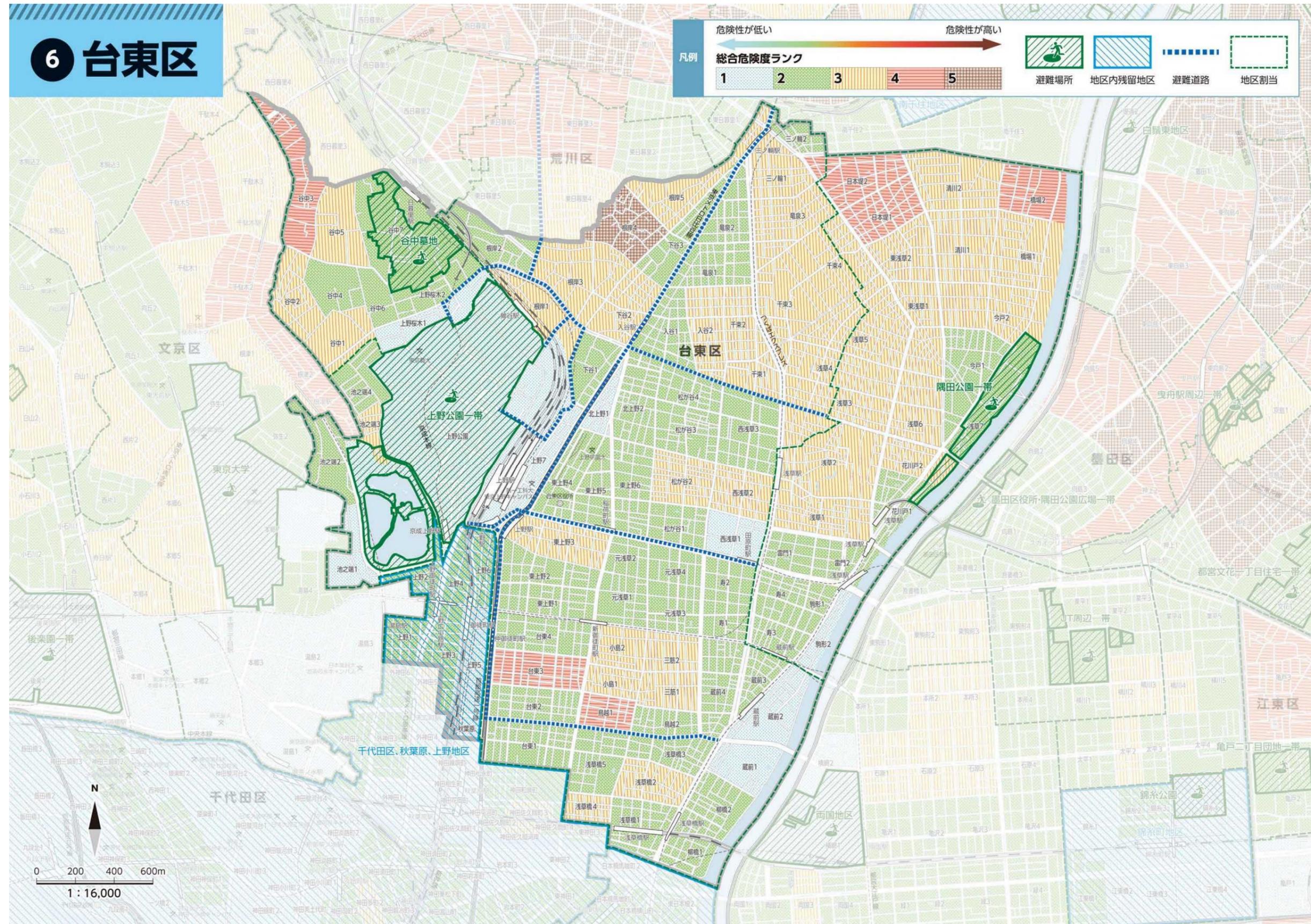
防災関係機関	所在地	電話
上野警察署	東上野4-2-4	(3847)0110
下谷警察署	下谷3-15-9	(3872)0110
浅草警察署	浅草4-47-11	(3871)0110
蔵前警察署	蔵前1-3-24	(3864)0110
上野消防署	東上野5-2-9	(3841)0119
浅草消防署	駒形1-5-8	(3847)0119
日本堤消防署	千束4-1-1	(3875)0119
上野郵便局	下谷1-5-12	(3842)9060
浅草郵便局	西浅草1-1-1	(5828)7915
台東区社会福祉協議会	下谷1-2-11	(5828)7545
建設局第六建設事務所	足立区千住東2-10-10 (仮移転先)足立区梅田8-13-24	(3882)1152 (585)855(調停)
水道局文京営業所	文京区西片2-16-23	(5840)8021
下水道局北下谷事務所台東出張所	蔵前2-1-8	(5821)2401
(株)NTT東日本・南関東	上野5-24-11	116-995-028
東京電力パワーグリッド(南)上野支社	電泉2-18-6	0120-995-007
東京ガス(株)東部営業事業部	荒川区千住3-13-1千住ビル8F	(5604)8060

救急応急医療機関	所在地	電話
永寿総合病院	東上野2-23-16	(3833)8381
上野病院	東上野3-23-4	(3833)8111
滝口外科胃腸科整形外科	寿3-2-7	(3844)2276
浅草寺病院	浅草2-30-17	(3841)3330
区立台東病院	千束3-20-5	(3876)1001
浅草病院	今戸2-26-15	(3876)1711



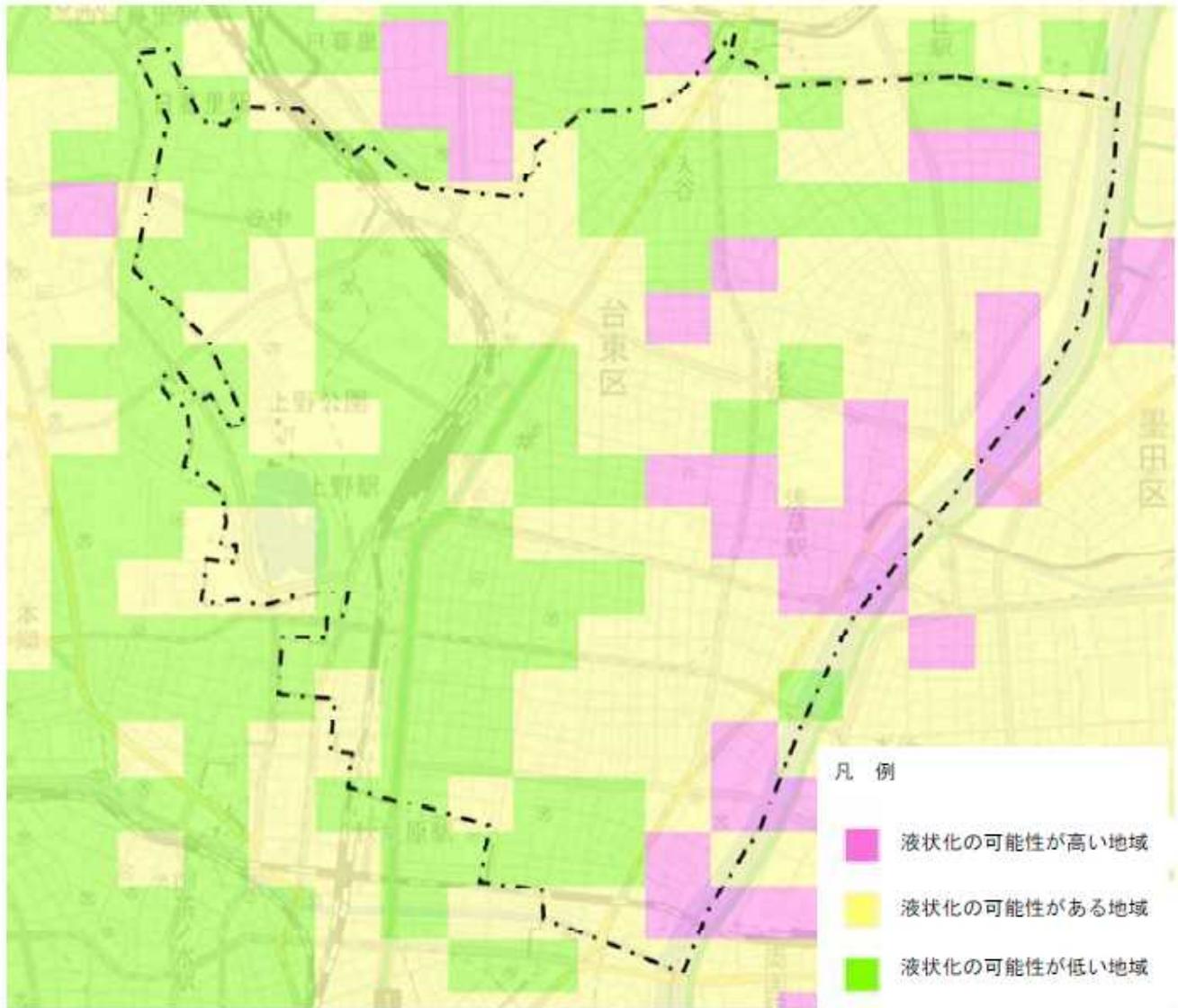
凡例	
	一時(いっとき)集合場所
	避難所 ※印の避難所については一時移動期間があります。詳しくは要領をご確認ください。
	避難場所
	地区内残留地区
	避難道路
	区役所/区民事務所・地区センター等
	警察署/交番・駐在所・警備派出所
	地域安全センター
	消防署/出張所
	救急告示医療機関
	その他の防災機関
	防災行政無線屋外スピーカー
	防災備蓄倉庫(拠点備蓄)
	貯水槽/給水槽
	深井戸
	小学校・中学校・高等学校
	公園・児童遊園
	主要交差点名
	区境界
	避難場所境界
	地下鉄駅
	船着場





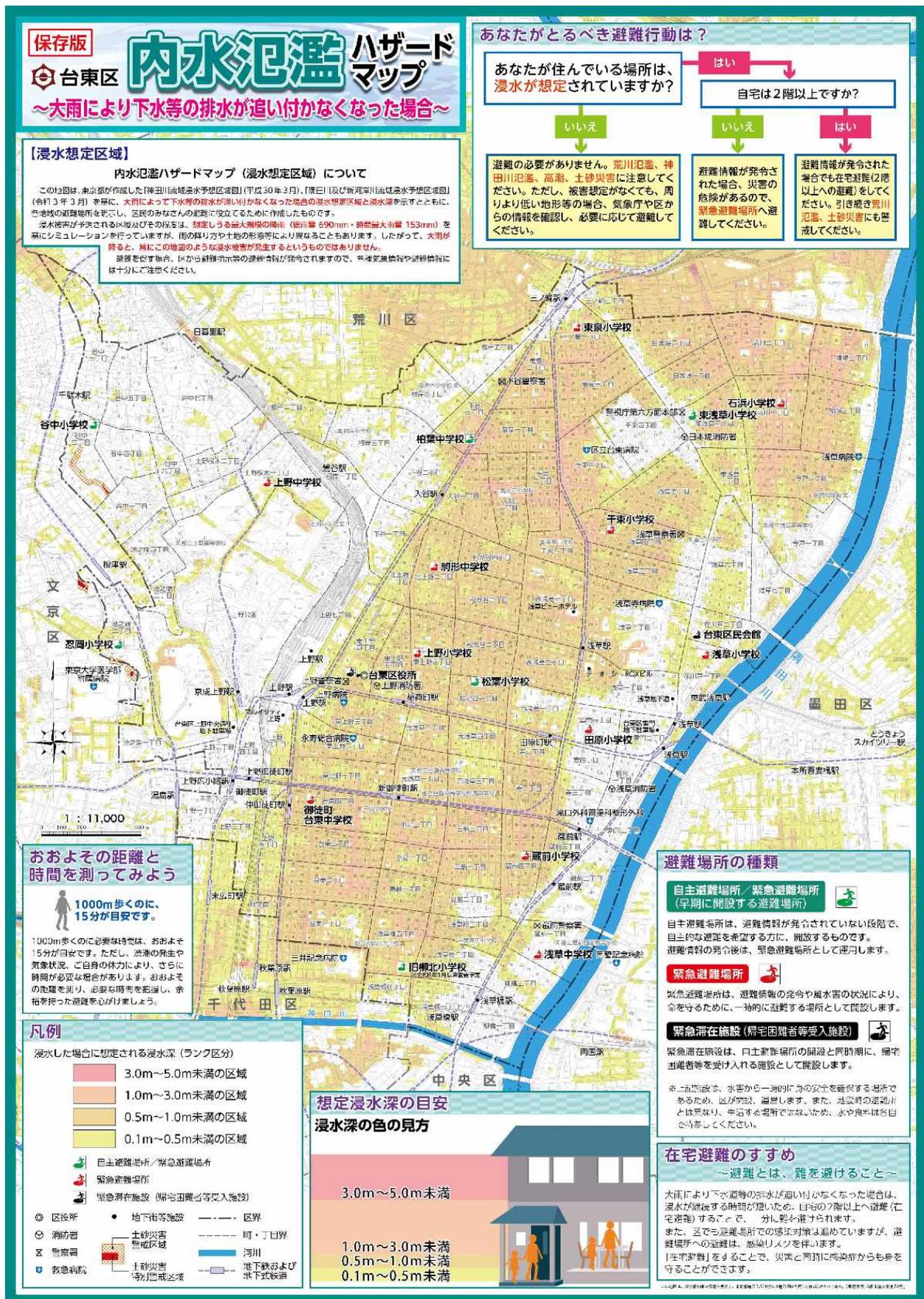
出典：「東京危険度マップ 東京23区+多摩地域」 2022年度 東京都都市整備局

東京の液状化予測図（令和5年度改訂版）



出典：東京都土木技術支援・人材育成センター

※この地図は、「東京の液状化予測図（令和5年度改訂版）」を台東区にて加工したものである。



非常持ち出し品と備蓄品

非常持ち出し品

ポイント

- 避難する前に持ち出すものを、すぐに持ち出せるようにリュックやバックなどにまとめておきましょう。
- メジャーや電卓、懐電など、個人や家庭によって必要なものは異なりますので、自分にとって必要なものを準備しておきましょう。

貴重品

現金

身分証明書

カード類

予備のキー(自宅や車など)

飲料水・食料

飲料水(ペットボトル)

非常食(カンパチ、缶詰等)

情報を得るためのもの

携帯ラジオ

携帯電話等の充電器

乾電池(予備)

筆記用具、メモ帳

衛生用品

消毒液

ティッシュ・ウェットティッシュ

簡易トイレ

生活用品

懐中電灯(電池入り)

両手・両手袋

タオル・濡布巾

ハンカチ

万能ナイフ

レインコート・雨具・緊急防雨具

避難用・メリノウール

使い捨てカイロ

備蓄品

ポイント

- 災害発生時、ライフラインの遮断や、物資のストップにより、普段の生活ができなくなります。また、最初の2週間(約火や人全数救助が完了となるため、行政からの支援には時間がかかります)。
- 普段から自分や家族の状況に応じた備蓄をこころがけましょう。
- ローリングストック(右図)で自家消費しているものを備蓄しておく、非常時でもいつも同じ食事ができます。

飲料水・食料

飲料水

お米やアルファ米

レトルト食品、缶詰、乾物、調味料

食事に必要なもの

食用油・食塩・味噌

食品用ラップ

缶切り・万能ナイフ

ポリタンク

カセットコンロ、予備のボンベ

生活用品

歯ブラシ・口腔ケア用品

衣類(季節に合わせたもの、手拭)

靴(季節に合わせたもの、雨具)

工具類(ハシ、ハンマー等)

ガムテープ・粘りテープ

靴下(小・中・大)・手袋(洗)

前履(多用途に使える)

タオル

乾電池

ダンボール

蓋とテープ

洗剤

洗面剤

洗濯剤

漂白剤

柔軟剤

消臭剤

芳香剤

除湿剤

防虫剤

防鼠剤

防鳥剤

防蚊剤

防虫剤

防鼠剤

ローリングストックで日常的に備蓄しましょう

ローリングストックは、普段の食料を多めに買い置きしておく、使った分を買い足して災害に備える方法です。この方法であれば、消費品の新鮮さを保ちながら、災害時も日常に近い生活を営むことができます。

防災用品のあっせん

台東区では東京都福祉センターと連携して、防災用品のあっせんを行っています。あっせん内容は定例の2割引きになっています。詳しくは台東区役所(03-5646-4057)または台東区民学芸部、地区センター等で配布中のあっせんチラシをご覧ください(配布状況により、色・デザインなどが異なる場合があります)。

内水氾濫

地面の多くがアスファルトに覆われている都市部で、短時間で局地的大雨が降ると、下水道や水路による排水が追いつかなくなり、建物や土地、道路などが浸水してしまう現象です。

特徴

- 雨水から浸水被害が発生するまでの時間が短いです。
- 別荘から離れた土地でも浸水が発生します。
- 浸水が速く、浸水経路も不明です。
- ビルでは、無断に外に出て避難する方も、自宅が2階以上の場合は、2階以上に避難する仕立避難を推奨しています。
- 地下空間やアンダーパス、周辺に比べて低い場所は浸水被害が発生しやすいです。



もしもの時に備えよう(浸水被害の軽減)

① 家屋への浸水を軽減する

浸水が深い場合は、要領にあるものを使って家屋や地下駐車場の浸水を防ぐことができます。

ポリアクとレジヤシート
ポリアクとレジヤシートを壁や天井に貼って、水が浸入するのを防ぎます。

プランターとレジヤシート
土を入れたプランターをレジヤシートで覆って浸水を防ぎます。

止水板
出入り口の扉の裏で浸水を防ぎます。

② 家財の被害を軽減する

- 貴重品や重要書類は、浸水を免れる高い場所に移動させましょう。
- 移動可能な家具や家電品は、高い場所に移動させましょう。
- 当分の間は早めに浸水を免れる場所に避難させましょう。
- アルバムなど思い出の品も持ち出す場合は避難させましょう。

③ 水道・電気・ガス・トイレなどライフラインの停止に備える
ライフラインの停止が長期に及ぶ可能性があります。ライフラインが停止するまでの間、食料や飲料などの高蓄を行います。

- 被害の一部も浸水を免れる場所に移動させましょう。
- 数日分の食料として、衣類を持ち出すしておきましょう。

避難をするときは

① 避難情報(避難を促す情報)

台東区が地域を指定して発令

風水害時に災害が発生するおそれのある場合、区は、警報レベルを付した避難情報を発令します。避難情報は、避難所等から発令される防災気象情報に基づき、区が発令するものです。

警報レベル	避難情報	とるべき行動
レベル3	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難!
レベル4	避難指示	危険な場所から 全員避難!
レベル5	緊急安全確保	すでに災害が発生している状況 命を守るための最善の行動を!

荒川氾濫が想定される場合は、警報レベル3の発令前でも自主的に避難情報を発表します。浸水想定区域の外へ避難してください。

② 防災気象情報(天候や河川の情報)

気象庁が発表

気象庁は、防災気象情報に警報レベル相当情報を付して発表します。防災気象情報は、居住者や観光客向けですが、自分の判断で避難行動をとる目安ではありますが、台東区に直接関係ない情報もあります。避難する場合は、区が発令する避難情報を参考に、適切な避難行動をとってください。

警報レベル	気象特別警報、警報、注意情報	前夜荒川洪水予報	とるべき行動
レベル1	早期注意情報(警報の可能性)	—	最新の天気・気象情報等をチェックするなど、災害への心構えを高めてください。
レベル2	大雨注意情報(浸水・土砂災害の発生)	氾濫注意情報	ハザードマップ等、事前に把握されている地域や避難所、避難経路を確認してください。
レベル3(相当)	大雨警報(浸水・土砂災害の発生)	氾濫警報情報	区からの避難指示等の発令に留意するとともに、防災に万全を期すため、自主的な避難を促すことをお願いします。
レベル4(相当)	土砂災害特別警報(高潮特別警報、高潮警報)	氾濫危険情報	区からの避難指示の発令に留意するとともに、避難所などが指定されていない場合でも自主的に避難所を指定し、避難所へ避難してください。
レベル5(相当)	大雨特別警報(土砂災害)	氾濫発生情報	災害が発生している可能性が高い状況です。速やかに避難所へ避難してください。

雨量や河川水位の情報を得られるホームページ

気象庁 https://www.jma.go.jp/	荒川下流 https://www.ktr.mhl.go.jp/
川の状況情報(国土交通省) https://www.river.go.jp/	東京都 https://www.tokyo.go.jp/
東京都水防対策情報システム http://www.water-safety.metro.tokyo.jp/	台東区 https://www.city.taitoh1.jp/

情報の収集

災害時にはいろいろな災害情報が配信されます。常に最新の避難情報など入手できるようにしましょう。

- 台東区ホームページ: <https://www.city.taitoh1.jp/>
- 防災行政無線: 避難所・コールセンターサービス 03-5246-4057
- テレビ(デジタル放送機・ラジオ等)
- スマートフォン: 台東区防災アプリ
- タブレット: 台東区防災アプリ
- 携帯電話: エリアメール

避難行動チェックリスト

あなたのお住まいや職場等で予定される浸水の深さや避難所要時間、以下のチェックリストを用いてあらかじめ確認しておきましょう。

① あなたの住まいや職場等で予定される浸水の深さはどれくらいですか?
 0.1m~0.5m未満 0.5m~1.0m未満 1.0m~3.0m未満 3.0m~5.0m未満

② 避難する場所を決めておきましょう。(自宅や避難場所)
 避難所: []

③ 自宅または職場等からの避難経路を地図に記入しましょう。

④ 家族や近所の方など、一緒に避難する方や、支援が必要な方の連絡先を記入しておきましょう。

名前	電話番号など	お住まい・職場・学校など

台東区では、浸水ハザードマップの他にも、荒川・荒川川による外水氾濫、高潮、土砂災害に関するハザードマップを作成し、公開しております。これは、台東区のホームページでもご覧いただけます。

台東区内水氾濫ハザードマップに関するお問い合わせ
 台東区 危機・災害対策課 ☎03-5946-1099
 令和4年1月発行/令和3年度改訂第5版

保存版

台東区

荒川水害ハザードマップ

～荒川が氾濫した場合～

【浸水想定区域】 荒川水害ハザードマップ（浸水想定区域）について

この地図は、国土交通省が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」（平成30年9月）を基に、大雨によって荒川が氾濫した場合の浸水想定区域と浸水深を示し、区民のみならず、区民の避難に役立てるために作成したものです。浸水被害が予想される区域及びその程度は、想定する最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）を基にシミュレーションを行っていますが、雨の降り方や土地の形態等により異なることもあります。したがって、大雨が降ると、常にこの地図のような浸水被害が発生するというものではありません。避難を促す場合、区から避難勧告や避難指示等の避難情報が発表されますので、各種気象情報や避難情報には十分にご注意ください。

あなたがとるべき避難行動は？

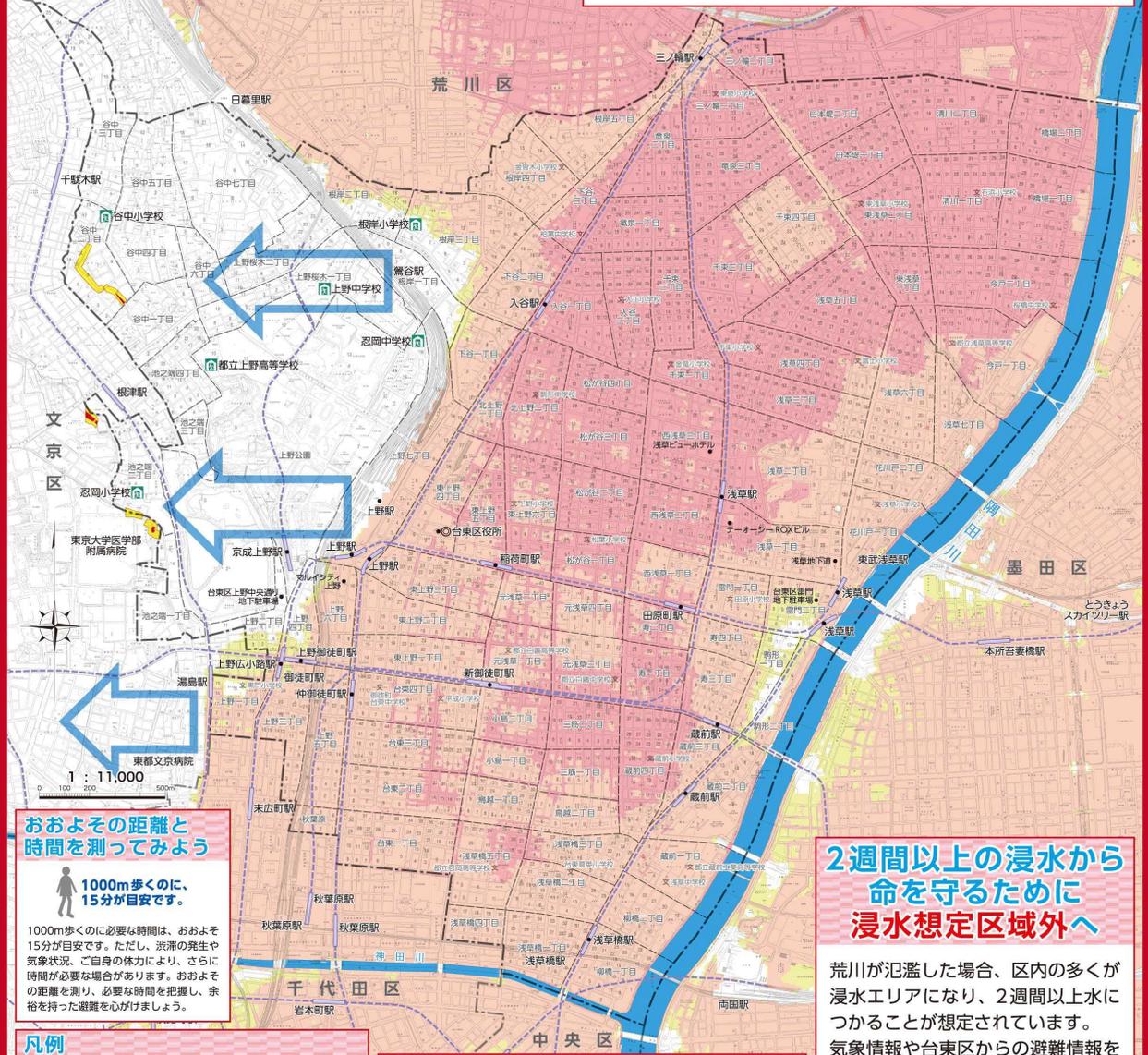
あなたが住んでいる場所は、
浸水が想定されていますか？

はい

いいえ

浸水が2週間以上続きます。
孤立するおそれがあるため、
浸水想定区域外へ避難してください。

避難の必要がありません。
内水氾濫と土砂災害に注意してください。
ただし、被害想定がなくても、周りより低い
地形等の場合、気象庁や区からの情報
を確認し、必要に応じて避難してください。



おおよその距離と時間を測ってみよう

1000m歩くのに、
15分が目安です。

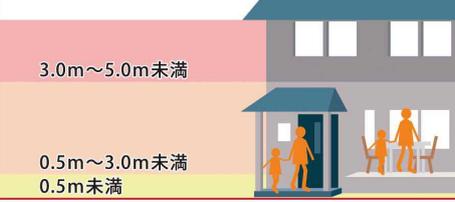
1000m歩くのに必要な時間は、おおよそ15分が目安です。ただし、渋滞の発生や気象状況、ご自身の体力により、さらに時間が必要な場合があります。おおよその距離を測り、必要な時間を把握し、余裕を持った避難を心がけましょう。

凡例

- 浸水した場合に想定される浸水深（ランク区分）
- 3.0m～5.0m未満の区域
 - 0.5m～3.0m未満の区域
 - 0.5m未満の区域
- ◎ 区役所 - - - 区界 ● 地下街等施設
 避難所 - - - 町・丁目界 土砂災害警戒区域
 河川 地下鉄および地下式鉄道 土砂災害特別警戒区域
- ← 避難方向

想定浸水深の目安

浸水深の色の見方



2週間以上の浸水から命を守るために浸水想定区域外へ

荒川が氾濫した場合、区内の多くが浸水エリアになり、2週間以上水につかることが想定されています。気象情報や台東区からの避難情報を基に浸水想定区域外の知人や親戚宅、ホテル等へ早めに避難しましょう。

※台東区では、荒川氾濫が想定される場合、警戒レベル3前の早期に浸水想定区域外への避難を促す「自主的広域避難情報」を発表します。

※浸水想定区域外への避難が間に合わないときは、3階以上の建物へ避難しましょう。

避難時の心得

■ 家から出る前

自主的に行動する

- テレビやラジオで最新の気象情報や避難経路を確認しましょう。
- 雨の降り方や浸水状況に危険を感じたら、避難勧告などの発令を待たずに自主的に行動しましょう。

安全な避難経路、避難先を確認する

- 避難先までの安全な避難経路を複数確認し、危険な場所は川や橋でなく、アンダーパス、地下道なども探しましょう。
- 避難先に、浸水想定区域外の知人や親戚宅、ホテル等の安全に避難できる場所がないか検討しておきましょう。

服装・行動

- 単独行動は厳禁。2人以上での行動を心がけましょう。
- 動きやすい服で避難しましょう。
- 非常持ち出し品を忘れないようにしましょう。
- 長期は足の甲で定めておいた履物を履きましょう。サンダル等も危険です。

家を出る前に忘れずに

- ガスの元栓を閉めましょう。
- 電気のアラームを切りましょう。
- 避難する旨を知人や親戚に連絡しましょう。

■ 家を出てから

要配慮者への配慮を

- 高齢者や子ども、要配慮者等は、早めに避難を開始しましょう。
- 近所に高齢者など避難行動に時間のかかる要配慮者がある場合は、声をかけて一緒に避難しましょう。

歩く際の注意

- 人が歩ける水深は50cm程度。流れが強い場合は歩くのも危険です。
- 長い棒や傘を杖代わりに、橋渡りマンホールの蓋が覆いていないか確認しましょう。
- 切れた電線などには近づかないようにしましょう。

車で避難しない

- 冠水した道路では車が動かなくなります。水深が増すと、車ごと流される危険もあります。
- 車での避難は、緊急車両の通行の妨げとなったり、交通渋滞に巻き込まれて逃げ遅れる危険があります。
- 早期の、病人や要配慮者の避難等の特別な場合を除き、車での避難は避けましょう。

地下空間への避難は危険

- 浸水の水位でドアが開けられなくなります。
- 水の熱い階段が入れなくなります。
- 浸水による停電の可能性もあります。



荒川が氾濫してから台東区に浸水が発生するまでのシミュレーション

(首都高速6号向島線～笹目橋の間で決壊が発生した場合)

- 最短3～6時間で台東区北部が浸水し、6～12時間でほぼ区内の2/3が浸水する見込みです。
- 異なる地点で決壊した場合、浸水が発生するまでの時間は前後するおそれがあります。



非常持ち出し品と備蓄品

ポイント

- 避難する時に持ち出すものを、すぐに持ち出せるようにリュックサックなどにまとめておきましょう。
- ＊が非常食、粉ミルクなど、個人や家庭によって必要なものは違いますが、自分にとって必要なものを準備しておきましょう。

貴重品

- 現金
- 身分証明書
- カード類
- 予備のキー(自宅や車など)
- 飲料水・食料**
- 飲料水(ペットボトル)
- 非常食(カンパネ、缶詰等)
- 情報を得るためのもの**
- 携帯ラジオ
- 携帯電話等の充電器
- 乾電池(予備)
- 筆記用具、メモ帳
- 感染症対策用品(マスクなど)
- ティッシュ・ウェットティッシュ
- 簡易トイレ
- 生活用品**
- 懐中電灯(電池入り)
- 軍手・皮手袋
- タオル・風呂敷
- ポリ袋
- 万能ナイフ
- レインコート・雨具・簡易防寒具
- 着替え・スリッパ
- 使い捨てカイロ

備蓄品

- 災害発生時、ライフラインの途絶や、物流のストップにより、普段の生活ができなくなります。また、最初の2時間には消火や人命救助が最優先となるため、行政等からの支援には時間がかかります。
- 普段から自分や家族の状況に応じた備蓄を心がけましょう。
- ローリングストック(右記)で普段食べているものを備蓄しておく、非常時でもいつもと同じ食事ができます。

飲料水・食料

- 飲料水
- お米やアルファ米
- レトルト食品、缶詰、乾物、調味料
- 食事に必要なもの**
- 紙皿・紙コップ・割り箸
- 食品用ラップ
- 缶切り・万能ナイフ
- ボンタン
- カセットコンロ、予備のボンベ

生活用品

- 歯ブラシ・口腔ケア用品
- 衣類(季節に応じたもの)、毛布
- プラスチック(雨漏れ防止)
- 工具類(バール、ハンマー等)
- ガムテープ・油性ペン
- ポリ袋(小・中・大)・手提げ袋
- 新聞紙(多用途に使えます)
- タオル
- 乾電池
- ろうそく
- ダンボール
- 養生テープ
- 携帯トイレ

ローリングストックで日常的に備蓄しましょう

- ローリングストックは、普段の食料を多めに買い置きしておき、使った分を買い足して災害に備える方法です。この方法であれば、備蓄品の鮮度を保ちながら、災害時も日常に近い生活を送ることができます。

防災用品のあっせん

台東区では東京都葛飾福祉工場と連携して、防災用品のあっせんを行っています。

あっせん価格は定価の2割引きになっています。詳しくは台東区役所10階(危機・災害対策課)、各区民事務所、地区センター等で配布中の右記あっせんチラシをご覧ください(配布時期により、色・デザインなどが異なる場合があります)。

情報の収集



避難をするときは

① 避難情報(避難を促す情報)

＜台東区が地域を指定して発令＞

風水害時に災害が発生するおそれがある場合、区は、警戒レベルを付した避難情報を発令します。避難情報は、気象庁等から発表される防災気象情報に基づき、区が発令するものです。

警戒レベル	避難情報等	とるべき行動
レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	危険な場所から 高齢者等は避難!
レベル4	避難勧告(緊急)	危険な場所から 全員避難!
レベル5	災害発生情報	すでに災害が発生している状況(命を守るための 最善の行動!)

荒川氾濫が想定される場合は、警戒レベル3の発令中でも自主的に浸水想定区域外へ避難してください。

※令和3年1月現在、避難情報の制定・発令については変更する方向で検討が進められています。

② 防災気象情報(天候や河川の情報)

＜気象庁等が発表＞

気象庁は、防災気象情報に警戒レベル相当情報を付して発表します。防災気象情報は、居住者や施設管理者が、自分の判断で避難行動をとる目安ではありますが、台東区に直接関係ない情報もあります。避難する場合は、区が発令する避難情報を参考に、適切な避難行動をとってください。

警戒レベル	防災気象情報	とるべき行動
レベル1	早期注意情報(避難の必要性)	最新の防災・気象情報を確認するなど、災害への心構えを高めてください。
レベル2	注意情報	ハザードマップ等で、災害が想定されている区域や場所を、避難場所を確認してください。
レベル3	警戒情報	区からの避難勧告、避難準備(緊急)の発令に留意するとともに、避難勧告がかけられる場合は、防災行動を開始してください。
レベル4	注意情報	区からの避難勧告、避難準備(緊急)の発令に留意するとともに、避難勧告がかけられていくにつれて危険が高まる可能性があります。
レベル5	災害発生情報	災害が発生している避難場所が最も危険な場所となる可能性があります。

雨量や河川水位の情報を得られるホームページ

気象庁	気象予報をお知らせします。 https://www.jma.go.jp/
川の防災情報(国土交通省)	全国の雨量、河川水位をリアルタイムで提供しています。 https://www.river.go.jp/
東京都水防防災総合情報システム	東京都から出される水防情報をお知らせします。 http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/
荒川下流河川事務所	荒川の水位・雨量の他、ライブ映像も提供しています。 https://www.ktr.mri.go.jp/erage/
東京アメッシュ	東京都の雨量をリアルタイムで提供しています。 https://tokyo-smc.jwa.or.jp/
台東区役所	台東区の気象情報や気象情報をお知らせします。 https://www.city.taiteo.lg.jp/

もし自宅に留まるなら・・・

荒川が氾濫すると、長いところでは2週間以上浸水が続くことが予測されています。そのため、ライフライン(電気・ガス・水道など)がつかえなくなり、生活するのは困難になります。浸水しない安全な区域へ避難する必要がありますが、自宅に留まらざるを得ない場合には、水や食料を2週間分備蓄しておくことが望ましく、ライフラインの途絶に向けた備蓄も必要となります。

自宅に留まった場合の生活環境イメージ



- 荒川が氾濫すると、浸水が2週間継続するだけでなく、ライフライン(電気・ガス・上下水道)が停止するため、右のイラストのように生活環境が悪化します。
- 事前に出来ること
 - 浸水想定区域外の避難先を決める(知人や親戚宅、ホテル等)。
 - どうしても浸水想定区域外への避難が難しい場合は、2週間分の備蓄(特に水、食料、簡易トイレ)を準備しておく。

避難行動チェックリスト

あなたのお住まいや職場等で予想される浸水の深さや避難先等を、以下のチェックリストを用いてあらかじめ確認しておきましょう。

- あなたのお住まいや職場等で予想される浸水の深さはどれくらいですか?
 - 0.5m未満
 - 0.5m～3.0m未満
 - 3.0m～5.0m未満
- 避難する場所を決めておきましょう。(浸水想定区域外の知人や親戚宅、ホテル等)

(●)○○○名	(●)○○○名
---------	---------
- 自宅または職場等からの避難経路を地図に記入しましょう。
- 家族や近隣の方など、一緒に避難する方や、支援が必要な方の連絡先を記入しておきましょう。

名前	電話番号など	お住まい・職場・学校など

台東区では、荒川水害ハザードマップの他にも、神田川による外水氾濫、高潮、大雨による内水氾濫や土砂災害に関するハザードマップを作成し、公開しております。

こちらは、台東区のホームページでもご覧いただけます。

台東区荒川水害ハザードマップに関するお問合せ
 台東区 危機・災害対策課 ☎03-5246-1092
 令和3年1月発行/令和2年度登録第19号

保存版

台東区

神田川水害

ハザードマップ

～神田川が氾濫した場合～

【浸水想定区域・家屋倒壊等想定区域(河岸侵食)】

神田川水害ハザードマップ(浸水想定区域)について

この地図は、東京都が作成した「神田川(荒川神田川、香椎寺川、妙正寺川)洪水浸水想定区域図(平成30年5月)」を基に、大雨によって神田川が氾濫した場合の浸水想定区域と浸水深を示すとともに、各地域の避難場所を示し、区民のみならずの避難に役立てるために作成したものです。

浸水深が予測される区域及びその浸水深は、想定する最大規模の降雨(総雨量 690mm・時間最大雨量 153mm)を基にシミュレーションを行っています。雨の降り方や土地の地形等により異なることもあります。したがって、大雨が降ると、同じこの地図のような浸水深が発生するとは限りません。

浸水想定区域、区から避難指示等の避難情報が発令されますので、各浸水想定区域の浸水深情報に十分にご注意ください。

あなたにとるべき避難行動は？

あなたが住んでいる場所は、**浸水が想定されていますか？**

- はい → **自宅は2階以上ですか？**
 - はい → **避難情報が発令された場合、災害の危険があるので、緊急避難場所へ避難してください。**
 - いいえ → **避難情報が発令された場合でも在宅避難(2階以上への避難)をしてください。引き続き荒川氾濫にも警戒してください。**
- いいえ → **避難の必要がありません。荒川氾濫、内水氾濫、高潮、土砂災害に注意してください。ただし、被害想定がなくとも、周より低い地形等の場合、気象庁や区からの情報を確認し、必要に応じて避難してください。**

※自宅が家屋倒壊等浸水想定区域(河岸侵食)の場合は、上記に関わらず、緊急避難場所へ避難してください。

【浸水想定区域・家屋倒壊等想定区域(河岸侵食)】

1 : 11,000

おおよその距離と時間を測ってみよう

1000m歩くのに、15分が目安です。

1000m歩くのに必要時間は、おおよそ15分が目安です。ただし、洪水の発生や気象状況、ご自身の体力により、さらに時間が必要な場合があります。おおよその距離を測り、必要な時間を把握し、余裕を持った避難準備が大切です。

避難場所の種類

自主避難場所・緊急避難場所
(早期に開設する避難場所)

自主避難場所は、避難情報が発令されていない段階で、自主的な避難を希望する方に、開設するものです。避難情報の発令後は、緊急避難場所として運用します。

緊急避難場所

緊急避難場所は、避難情報の発令や風水害の状況により、命を守るために、一時的に避難する場所として開設します。

緊急滞在施設(帰宅困難者等受入施設)

緊急滞在施設は、自主避難場所の開設と同時間に、帰宅困難者等を受け入れる施設として開設します。

※・記号施設は、水害から一時的に身の安全を確保する場所であるため、区が開設、閉鎖します。また、避難時の避難所とは異なり、生活する場所ではないため、水や食料は各自で準備してください。

凡例

浸水した場合に想定される浸水深(ランク区分)

- 3.0m～5.0m未満の区域
- 1.0m～3.0m未満の区域
- 0.5m～1.0m未満の区域
- 0.1m～0.5m未満の区域

※家屋倒壊等浸水想定区域(河岸侵食)

◎ 区役所 ● 地下街等施設

消防署 土砂災害警戒区域

警察署 緊急滞在施設(帰宅困難者等受入施設)

救急病院 土砂災害等警戒区域

--- 境界 --- 町・丁目界

--- 河川 ---

--- 地下鉄および地下式鉄道 ---

想定浸水深の目安

浸水深の色の見方

- 3.0m～5.0m未満
- 1.0m～3.0m未満
- 0.5m～1.0m未満
- 0.1m～0.5m未満

在宅避難のすすめ

～避難とは、離れ避けること～

神田川が氾濫した場合、浸水が継続する時間が短いので、自宅の2階以上へ避難(在宅避難)することで、十分に命を避けられます。

また、区でも避難場所での感染対策は進めています。避難場所への避難は、感染リスクが伴います。「在宅避難」をすることで、災害と同時に感染症からも身を守ることが出来ます。

【浸水継続時間】

**神田川水害ハザードマップ
(浸水継続時間)について**

この地図は、東京都が作成した「神田川水害ハザードマップ(浸水継続時間)」に基づき、大雨によって神田川が氾濫した場合、50cm以上の浸水が継続する場所を示すとともに、各地域の避難場所を示し、ご自身の避難の目安に役立てるために作成したものです。

浸水被害が予想される区域及びその被害は、想定する最大規模の降雨(総雨量 690mm・最高風速 153mm)を基にシミュレーションを行っていますが、雨の降り方や土地の形態の変化等により異なることもあります。したがって、大雨が降ると、常にこの地図のような浸水被害が発生するというものではありません。

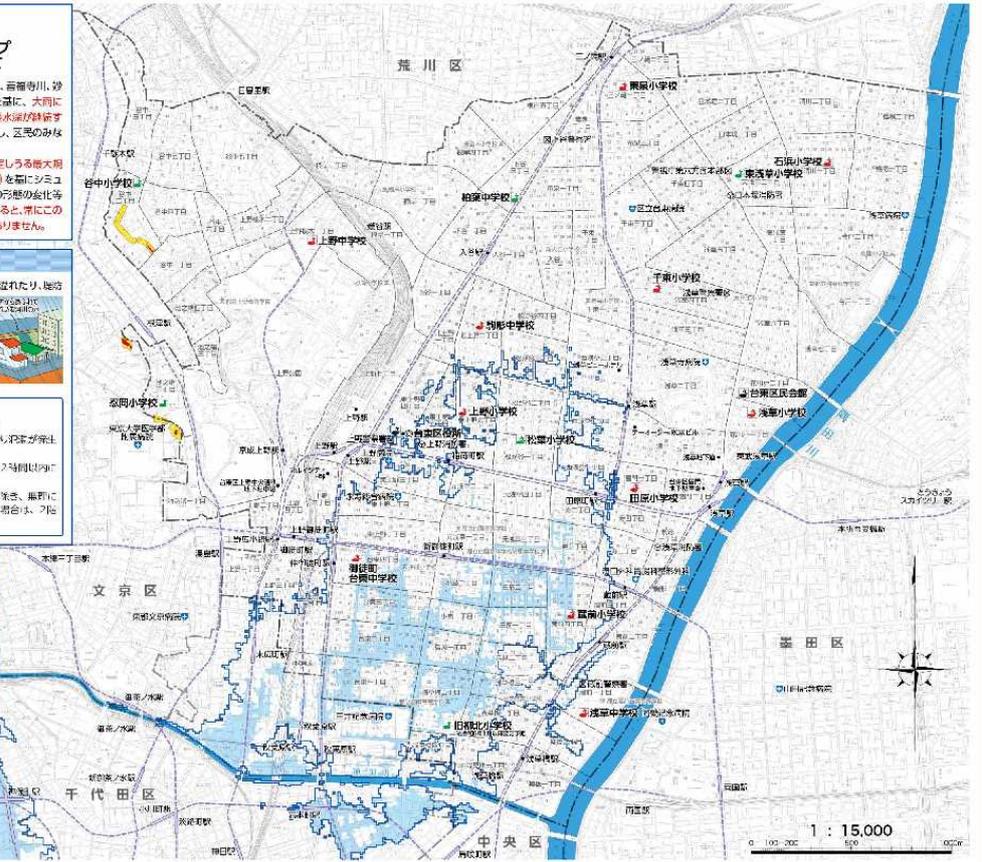
外水氾濫

大雨により河川の水位が上昇し、堤防から水が溢れたり、堤防が浸透しておこる現象です。沿岸一帯では、潮位の上昇と河川氾濫が同時に発生するおそれがあります。なお、河川については氾濫時の浸水が行われるため、氾濫の想定はありません。

- 神田川氾濫**
- 浸水被害が予想される区域及びその被害は、想定する最大規模の降雨(総雨量 690mm・最高風速 153mm)を基にシミュレーションを行っていますが、雨の降り方や土地の形態の変化等により異なることもあります。したがって、大雨が降ると、常にこの地図のような浸水被害が発生するというものではありません。
 - 浸水被害が予想される区域及びその被害は、想定する最大規模の降雨(総雨量 690mm・最高風速 153mm)を基にシミュレーションを行っていますが、雨の降り方や土地の形態の変化等により異なることもあります。したがって、大雨が降ると、常にこの地図のような浸水被害が発生するというものではありません。

凡例

- 浸水継続時間
 - 12時間未満
 - 12時間～24時間未満(1日単位)
- 神田川が氾濫した場合の浸水区域
- 自治体指定避難所/緊急避難場所
- 緊急避難場所(帰宅困難者等受入施設)
- 区役所
- 消防署
- 郵便局
- 夜急病院
- 地下鉄等施設
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域



情報の収集



非常持ち出し品と備蓄品

- 非常持ち出し品**
- 避難する前に非常持ち出し品を、事前に持ち出せるように準備しておくことが大切です。
 - 避難する前に非常持ち出し品を、事前に持ち出せるように準備しておくことが大切です。
- 備蓄品**
- 飲料水・食料
 - 医薬品
 - 現金
 - 貴重品
 - 避難用品
 - 防災用品

避難をするときは

1 避難情報(避難を促す情報)

気象庁が地域を指定して発令

風水害による災害が予想される場合、気象庁は、風水害の発生を知らせるため、避難勧告を発令します。避難勧告は、気象庁から発表される防災気象情報に基づき、区が発令するものです。

2 防災気象情報(天候や河川の情報)

気象庁が発表

気象庁は、防災気象情報に気象庁が発表する防災気象情報に基づき、避難勧告を発令します。避難勧告は、気象庁から発表される防災気象情報に基づき、区が発令するものです。

避難行動チェックリスト

あなたの住まいや職場等で予測される浸水の深さはどれくらいですか?

0.1m～0.3m未満 □ 0.5m～1.0m未満 □ 1.0m～3.0m未満 □ 3.0m～5.0m未満

2 避難する場所を決めておきましょう。(自宅や避難場所)

3 自宅または職場等からの避難経路を地図に記入しましょう。

名前	電話番号など	お住まい・職場・学校など

雨量や河川水位の情報を得られるホームページ

気象庁: 気象庁ホームページ

河川水位情報(国土交通省): 国土交通省河川水位情報

東京都水防対策情報システム: 東京都水防対策情報システム

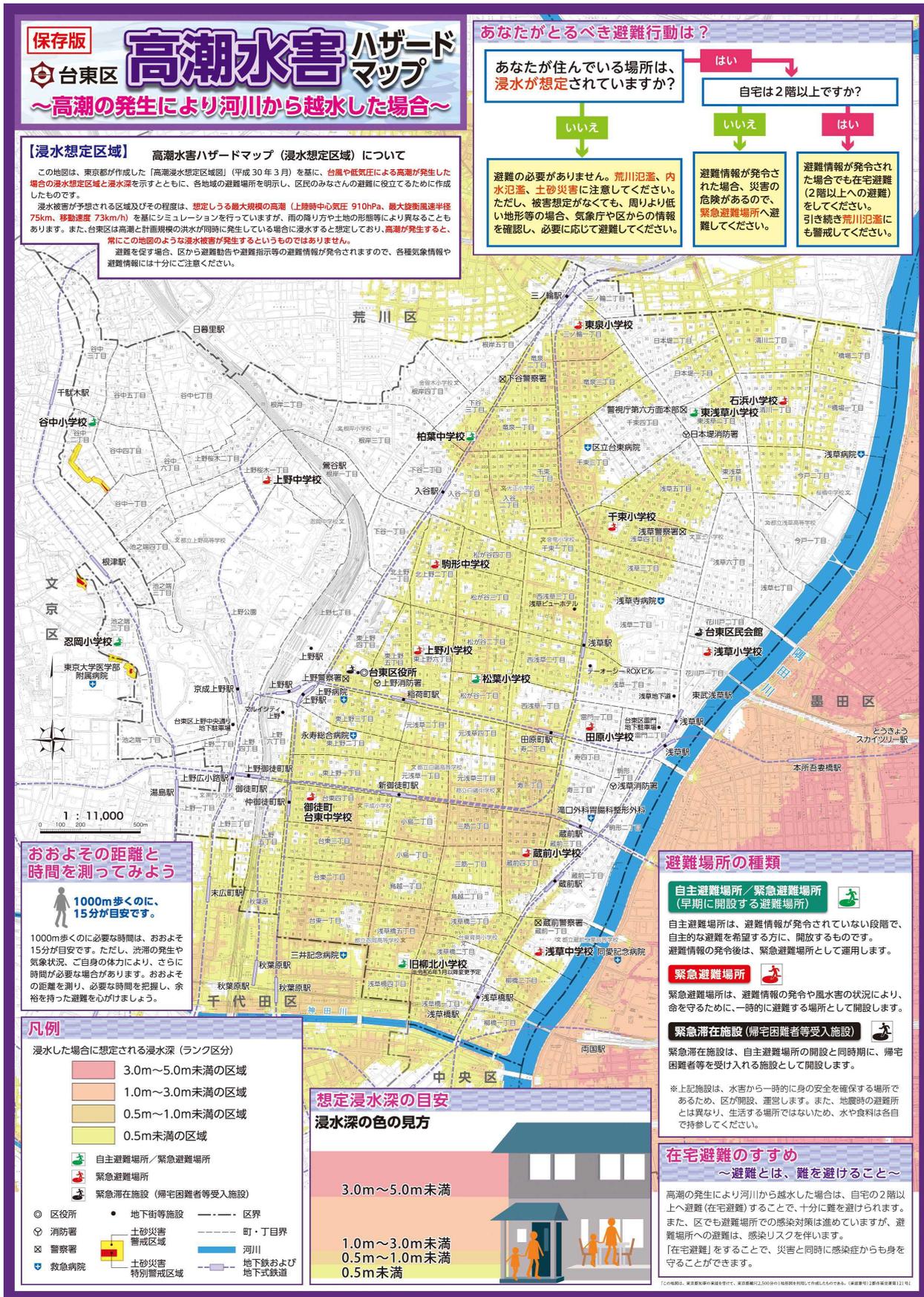
荒川区: 荒川区ホームページ

台東区: 台東区ホームページ

台東区: 台東区ホームページ

台東区では、神田川水害ハザードマップの他にも、荒川による外水氾濫、高潮、大雨による外水氾濫や土砂災害に関するハザードマップを作成し、公開しています。

台東区 危機・災害対策課 03-5246-1099
 〒110-8555 東京都台東区南大塚1-10-10



台東区土砂災害ハザードマップ

東京都は、土砂災害防止法に基づき、平成31年3月に谷中地域において、土砂災害警戒区域2箇所、うち特別警戒区域1箇所を指定しました。また、令和元年9月に池之端地域において、区域をまったく指定区域のうち、土砂災害警戒区域3箇所を指定しました。

このハザードマップは、大雨等の影響により土砂災害の発生が予想される場合や実際に発生した場合に、区民の皆様は「命を守る行動」をとっていただくために作成したものです。いざという時に備えて、日頃から避難場所や避難方法等を確認しておきましょう。

令和2年1月 台東区

台東区土砂災害ハザードマップに関するお問合せ	台東区役所 危機・災害対策課 ☎03-5246-1092
土砂災害特別警戒区域内の建築物の構造規制に関するお問合せ	建築課 ☎03-5246-1335



この地図は、東京府の地図を基に作成し、東京府の地図を基に作成したものである。 (Scale: 1:4,000)

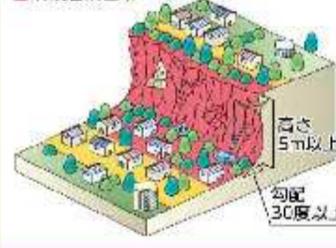
土砂災害とは

土砂災害には、土石流、がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)、地すべりの3つの現象があります。台東区ではこれらのうち、台風や大雨、長時間の雨による地盤のゆるみ、地震などの影響で、がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)が発生するおそれがあります。

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)とは、斜面の土が急激に崩れ落ちることをいいます。

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

- 警戒区域
- 特別警戒区域



土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

◆がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)の指定範囲

- 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- 急傾斜地の先端から水平距離が10メートル以内の区域
- 急傾斜地の先端から急傾斜地の高さの2倍(50メートルを超える場合は50メートル)以内の区域

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の内側において、土砂災害が発生した場合に、建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

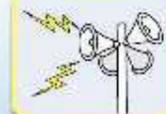
情報の収集

災害時にはいろいろな災害情報が配信されます。常に最新の避難情報などを入手できるようにしましょう。

台東区ホームページ
<http://www.city.taito.lg.jp/>



防災行政無線
屋外スピーカー電話
応答サービス
03-5246-4057



テレビ・ラジオ等



台東区公式ツイッター
https://twitter.com/taito_city



iPhone用 Android用
「台東区防災アプリ」



たいとう防災
気象情報メール



緊急速報
[エアメール]

避難情報の種類・発令の目安

警戒レベル	行動を促す情報	自ら行動する際の参考となる情報 (台東区ホームページで閲覧できます)	避難行動など
警戒レベル5	災害発生情報 (区が発令)	レベル5相当: (大雨特別警報(土砂災害))	●既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。
警戒レベル4 全員避難	避難指示(緊急) 避難勧告 (区が発令)	レベル4相当: ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)	●速やかに避難先へ避難しましょう。 ●公的な避難場所までに移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難準備・ 高齢者等避難開始 (区が発令)	レベル3相当: ・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	●避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を早めましょう。
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発令)	レベル2相当: ・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	●避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発令)		●災害への心構えを高めましょう。

避難時の注意点(土砂災害の備え)

① 早めの自主避難 「立退き避難」

気象状況が悪くなる前に避難行動を開始しましょう。避難行動が遅れると避難時に災害にまつおそれが増えます。
指定された避難所や、それ以外の安全な場所へ移動することを「立退き避難」と言います。土砂災害の避難は立退き避難が基本です。

② 避難ルートの注意点

避難の際は、近所に声をかけて、できるだけ2名以上で行動しましょう。大雨により道路やマンホールの蓋が外れていることがあるので注意しましょう。お住まいの地域の状況と安全な避難ルートを事前に確認しておきましょう。

③ 避難所への避難(立退き避難)が困難になった時は「屋内安全確保」

建物内の安全な場所へ移動することを「屋内安全確保」といいます。避難所までの移動が困難な場合は、近くの頑丈な建物の上層階へ避難しましょう。それ以外には、家の中でのより安全な場所(がけから離れた場所や2階など)に避難しましょう。

避難の流れ



自宅

※玄関や産室などの持ち出しやすい場所に、非常用持出品を用意しておきましょう。

●区では土砂災害(特別)警戒区域周辺に居住する世帯に対して、土砂災害の危険性が高まった場合(警戒レベル3以上の避難情報が発令される場合)に、避難所を開設します。避難所が開設されましたら、速やかに避難しましょう。

※ここでは、自宅での避難が安全な方のため、警戒レベル3以上の避難情報が発令されるまで、自宅での避難が可能な場合があります。自宅での避難が安全な方は、変更後の避難のやりかたを確認してください。

●降雨がおさまり、土砂災害の危険性がなくなった場合、自宅に戻り状況を確認しましょう。

避難所

土砂災害が拡大する際に避難する建設

避難所名	所在地
谷中小学校	谷中2-9-16
五反田小学校	池之端2-1-22

※避難所以外でも避難することができる安全な場所(親戚・知人宅や指定避難所・助の先など)を、避難先として各自確認しておきましょう。

避難行動確認表

ご自宅や職場等における土砂災害の危険性や近くの避難所について、以下の点をあらかじめ確認しておきましょう。

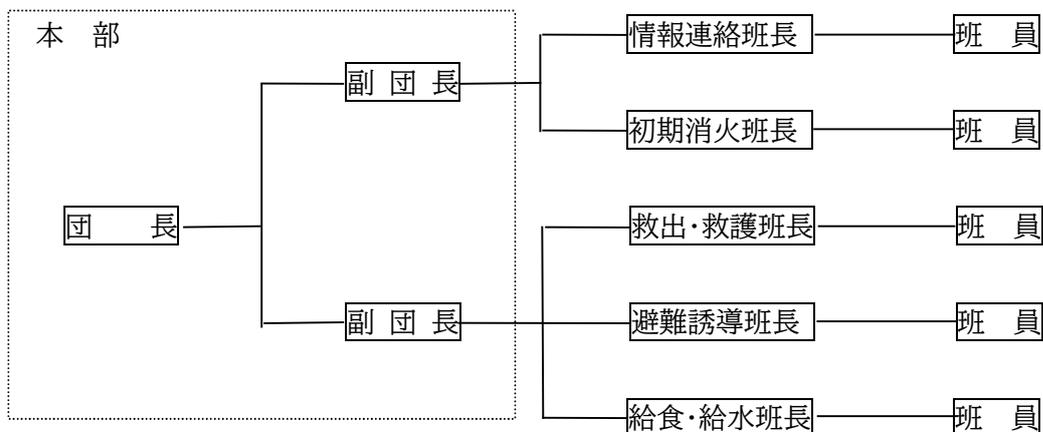
- ご自宅や職場等における土砂災害の危険性について、地図を見て確認しましょう。
- 緊急的に避難する場所を決めておきましょう。
- ご自宅や職場等からの避難経路を地図上に記入しましょう。

④ 家族や近隣の方など、一緒に避難する方や、支援が必要な方の連絡先を記入しておきましょう。

名前	電話番号など	お住まい・職場・学校など

自主防災組織の主な構成と役割

(1) 組織の主な構成例



(2) 組織の主な役割分担例

区分	平常時の活動	災害時の活動
本部	☆活動方針・活動計画の立案 ☆防災機関との連絡調整 ☆各任務相互の調整	★応急対策活動の指揮・調整 ★防災関係機関との連携・調整 ★近隣事業所との連携・調整
情報連絡班	☆防火・防災意識の普及啓発 ☆情報収集伝達訓練の実施 ☆伝達資器材の備蓄、管理	★災害情報の伝達 ★被害情報の把握 ★防災関係機関等との情報連絡
初期消火班	☆各家庭への安全対策の呼び掛け ☆初期消火訓練の実施 ☆消火資器材の備蓄、管理	★初期消火体制の確立 ★初期消火活動 ★消防機関への協力
救出・救護班	☆町内危険箇所現状確認 ☆救出・救護訓練の実施 ☆救命講習会の実施 ☆救出・救護資器材の備蓄、管理	★救出・救護活動 ★負傷者等の把握 ★医療機関等への移送
避難誘導班	☆一時集合場所・避難所・避難場所周知 ☆避難経路の確認と周知 ☆避難誘導訓練の実施 ☆避難誘導資器材の備蓄、管理	★避難経路の安全確認 ★避難誘導 ★避難場所等における混乱防止
給水・給食班	☆給水拠点等の把握 ☆炊き出し訓練の実施 ☆給食資器材の備蓄、管理	★給食物資等の調達と配分 ★炊き出しの実施

自主防災組織結成状況一覽

令和6年4月現在

地区	組織名	結成年月日
竹町	竹町南町会防災団	昭和51年7月18日
	竹町中町会防災団	昭和52年11月23日
	台東四丁目町会防災団	昭和48年12月2日
	佐竹町会防災団	昭和50年2月1日
	二長町町会防災団	昭和53年3月5日
	御徒町一丁目町会防災団	昭和52年12月4日
	御徒町二丁目町会防災団	昭和52年10月30日
	仲徒一丁目町会防災団	昭和52年9月1日
	秋葉原町会防災団	昭和52年8月25日
	長者町一丁目町会防災団	昭和53年2月24日
	上野南大門町町会防災団	昭和52年10月11日
東上野	東上野一丁目町会防災団	昭和53年4月16日
	東上野2丁目町会防災団	昭和53年5月13日
	東上野宮元町会防災団	昭和52年11月30日
	東上野車坂町会	平成16年11月6日
	東上野稻神町会	平成24年11月14日
	東上野神吉町会	平成18年4月1日

地区	組 織 名	結 成 年 月 日
上	黒門町町会防災団	昭和 51 年 9 月 24 日
	東黒門町町会	平成 18 年 1 月 1 日
	坂町同朋町親和会防災団	昭和 52 年 10 月 31 日
	長者町二丁目町会防災団	昭和 53 年 9 月 1 日
	仲御徒町中町会防災団	昭和 51 年 9 月 1 日
	仲徒三四町会防災団	昭和 52 年 5 月 20 日
	下谷町町会防災団	昭和 52 年 5 月 27 日
	上野三橋五條町町会防災団	平成 9 年 3 月 10 日
	上野町町会防災団	昭和 52 年 8 月 15 日
	上野広小路町会防災団	昭和 52 年 7 月 27 日
野	数奇屋町町会防災団	昭和 52 年 7 月 1 日
	池之端仲町会防災団	昭和 52 年 7 月 15 日
	元黒門町町会防災団	平成 9 年 3 月 10 日
	上野東広小路会防災団	昭和 52 年 7 月 27 日
	池之端茅町町会防災団	昭和 51 年 10 月 1 日
	池之端 2 丁目町会防災団	昭和 52 年 8 月 20 日
	池之端三丁目町会防災団	昭和 52 年 9 月 1 日
	池之端 4 丁目町会防災団	昭和 52 年 7 月 1 日
	上車坂町町会防災団	昭和 53 年 2 月 16 日
	下車坂町町会防災団	昭和 52 年 8 月 1 日

地区	組 織 名	結 成 年 月 日
入 谷	根岸二丁目町会防災団	昭和 57 年 11 月 21 日
	上根岸町会防災団	昭和 53 年 3 月 10 日
	中根岸町会防災団	平成 7 年 12 月 10 日
	坂本町会防災団	昭和 51 年 10 月 17 日
	坂本二丁目町会防災団	平成 10 年 5 月 1 日
	入谷町会	平成 16 年 11 月 1 日
	仲入谷町会	平成 11 年 6 月 1 日
	入谷中央町会防災団	平成 14 年 10 月 1 日
	本入谷町会防災団	平成 9 年 3 月 25 日
	入谷北栄町会	平成 18 年 6 月 1 日
	松が谷四丁目本町会	平成 17 年 10 月 15 日
	松が谷四丁目東栄会防災団	昭和 53 年 2 月 1 日
	北上野町会防災団	昭和 59 年 10 月 1 日
	松が谷三丁目町会防災団	昭和 52 年 8 月 1 日
	入谷光和町会防災団	平成 11 年 1 月 1 日
	北上野 2 丁目町会	平成 18 年 9 月 1 日
	北上野 1 丁目町会	平成 18 年 3 月 14 日
	下谷 1 丁目町会防災団	昭和 56 年 3 月 2 日
金 杉	金杉一丁目町会防災団	平成 9 年 7 月 20 日
	下谷東町会防災団	昭和 52 年 9 月 3 日
	金杉仲通町会防災団	昭和 60 年 12 月 2 日
	金杉二丁目町会防災団	昭和 54 年 9 月 5 日
	三ノ輪町会防災団	昭和 51 年 9 月 22 日
	東三ノ輪町会防災団	昭和 51 年 3 月 13 日
	三ノ輪一丁目町会防災団	昭和 51 年 7 月 10 日
	竜泉三丁目泉町会防災団	昭和 63 年 4 月 17 日
	竜泉中部町会防災団	昭和 54 年 3 月 10 日
	龍泉南部町会防災団	平成 10 年 12 月 6 日
	竜泉二丁目町会防災団	平成 10 年 7 月 15 日
	龍泉西部町会防災団	昭和 52 年 11 月 1 日
	金杉上町会防災団	昭和 53 年 5 月 1 日
	下根岸町会防災団	昭和 60 年 7 月 18 日

地区	組 織 名	結 成 年 月 日
谷 中	東桜木町会防災団	平成 14 年 9 月 1 日
	上野桜木町会防災団	平成 16 年 2 月 1 日
	天王寺町会防災団	平成 6 年 3 月 9 日
	天茶親交会防災団	平成 9 年 2 月 1 日
	谷中町町会防災団	平成 17 年 8 月 1 日
	谷中坂町町会防災団	昭和 51 年 3 月 1 日
	谷中真島町会防災団	平成 2 年 11 月 25 日
	谷中南町町会防災団	平成 17 年 2 月 1 日
	谷中三崎町会防災団	平成 10 年 6 月 1 日
	北町緑会防災団	平成 17 年 9 月 1 日
	谷中親和会防災団	平成 17 年 8 月 1 日
	初音町一丁目町会防災団	平成 7 年 12 月 1 日
	初三親和会防災団	平成 16 年 1 月 16 日
	谷中初四会防災団	昭和 55 年 6 月 29 日
浅 草 橋	浅草橋一丁目西町会防災団	昭和 59 年 12 月 15 日
	浅草橋新福井町会防災団	平成 1 年 10 月 7 日
	浅草橋 4 丁目町会防災団	昭和 58 年 11 月 26 日
	浅草橋 5 丁目柳北町会防災団	昭和 55 年 4 月 27 日
	浅草橋柳二町会防災団	昭和 58 年 5 月 26 日
	浅草橋 1 丁目町会防災団	昭和 59 年 7 月 8 日
	浅草橋 1 丁目協和町会防災団	昭和 51 年 1 月 23 日
	浅草橋 3 丁目町会防災団	昭和 63 年 12 月 1 日
	柳橋町会防災団	昭和 58 年 1 月 26 日
	鳥越 1 丁目町会防災団	昭和 59 年 3 月 11 日
	鳥越二丁目町会防災団	昭和 52 年 12 月 9 日
	蔵前一丁目町会防災団	昭和 57 年 10 月 29 日
	浅草橋 3 丁目蔵元町会防災団	昭和 58 年 3 月 10 日

地区	組 織 名	結 成 年 月 日
浅 草 寿	小島一丁目町会防災団	昭和 58 年 10 月 2 日
	小島二丁目東町会防災団	昭和 57 年 11 月 7 日
	小島二丁目西町会防災団	昭和 57 年 12 月 12 日
	東三筋町会防災団	平成 3 年 3 月 10 日
	西三筋町会防災団	平成 4 年 2 月 12 日
	蔵前三桂町会防災団	昭和 60 年 12 月 29 日
	三筋二丁目町会防災団	昭和 52 年 10 月 15 日
	元浅草三丁目町会防災団	昭和 58 年 4 月 4 日
	精華町会防災団	昭和 61 年 8 月 22 日
	蔵前三・四丁目町会防災団	昭和 59 年 3 月 5 日
	蔵前中央町会防災団	昭和 60 年 8 月 29 日
	元蔵三町会防災団	昭和 51 年 12 月 12 日
	駒形南町会防災団	昭和 52 年 9 月 20 日
	駒形町会防災団	昭和 60 年 2 月 24 日
	寿一丁目町会防災団	昭和 55 年 10 月 24 日
	寿二丁目町会	平成 15 年 11 月 1 日
	寿三丁目町会防災団	昭和 57 年 11 月 20 日
	寿三丁目東町会防災団	昭和 60 年 2 月 24 日
	寿四丁目町会防災団	昭和 60 年 2 月 24 日
	栄久町会	平成 15 年 11 月 1 日
	阿部川町会防災団	昭和 59 年 9 月 16 日
	菊屋橋町会防災団	昭和 63 年 4 月 10 日
	元浅草七軒町会防災団	昭和 58 年 12 月 10 日
	元浅草永住町会防災団	昭和 55 年 10 月 26 日
	南松山町町会防災団	昭和 59 年 10 月 20 日
	南清島町町会防災団	昭和 59 年 3 月 10 日
	元浅草 2 丁目町会稲和会防災団	昭和 52 年 11 月 1 日
	都営小島アパート自治会防災団	平成 10 年 3 月 1 日

地区	組 織 名	結 成 年 月 日
雷 門	雷門田原町会防災団	昭和 55 年 11 月 22 日
	西浅草 1 丁目町会防災団	昭和 52 年 12 月 1 日
	松が谷 1 丁目町会防災団	昭和 51 年 9 月 25 日
	東上野 6 丁目南町会防災団	昭和 58 年 8 月 30 日
	東上野 6 丁目北町会防災団	昭和 59 年 5 月 1 日
	松葉町会防災団	昭和 48 年 10 月 1 日
	西浅草 2 丁目東町会防災団	昭和 53 年 3 月 1 日
	西浅草 2 丁目西町会防災団	昭和 53 年 5 月 1 日
	浅草芝崎町東町会防災団	昭和 55 年 10 月 23 日
	浅草芝崎町西町会防災団	昭和 55 年 12 月 1 日
	浅草芝崎町中町会防災団	昭和 55 年 12 月 1 日
	西浅草 3 丁目北部町会防災団	昭和 53 年 9 月 3 日
	浅草 1 丁目三栄町会防災団	昭和 53 年 3 月 30 日
	雷門東部町会防災団	昭和 54 年 12 月 17 日
	雷門中部町会防災団	昭和 53 年 11 月 12 日
	雷門西部町会防災団	昭和 53 年 7 月 2 日
	浅草東町会防災団	昭和 60 年 10 月 31 日
	浅草中央町会防災団	昭和 52 年 10 月 1 日
	浅草西町会防災団	昭和 53 年 3 月 9 日
	浅草公園町会防災団	昭和 54 年 12 月 12 日
	仲見世町会防災団	平成 13 年 3 月 1 日
	花川戸一丁目町会防災団	昭和 58 年 9 月 1 日
	花川戸二丁目町会防災団	昭和 56 年 11 月 25 日
浅草馬一町会防災団	昭和 59 年 12 月 12 日	

地区	組 織 名	結 成 年 月 日
馬 道	千束1丁目南町会防災団	昭和53年10月27日
	千束2丁目光月町会防災団	昭和53年10月6日
	千束2丁目西町会防災団	昭和53年10月7日
	浅草千和町会防災団	昭和51年12月21日
	大鳥町会防災団	平成8年9月15日
	千束3丁目千吉町会防災団	昭和60年8月29日
	京町2丁目町会防災団	昭和60年8月26日
	京町1丁目町会防災団	昭和60年8月29日
	角町町会防災団	昭和60年8月29日
	揚屋町会防災団	昭和60年8月29日
	千束4丁目江戸2町会防災団	昭和60年8月29日
	江戸町1丁目町会防災団	昭和59年10月1日
	浅草2丁目町会防災団	昭和53年3月23日
	浅草3丁目象一町会防災団	昭和52年9月30日
	浅草3丁目東町会防災団	昭和53年7月1日
	浅草象潟町会防災団	昭和52年7月30日
	浅草中町会防災団	昭和53年4月27日
	千草町会防災団	昭和51年1月26日
	浅草象三町会防災団	昭和52年12月12日
	浅草馬三町会防災団	昭和53年4月23日
	浅草馬二町会防災団	昭和54年3月1日
	猿若町会防災団	昭和60年9月30日
	田町聖横町会防災団	平成10年8月29日
	聖天町会防災団	昭和60年9月30日

地区	組 織 名	結 成 年 月 日
清 川	浅草五一町会防災団	昭和 53 年 3 月 15 日
	堤町会防災団	昭和 52 年 11 月 30 日
	日本堤本町会防災団	昭和 52 年 11 月 20 日
	日本堤 2 丁目西町会防災団	昭和 53 年 3 月 15 日
	今戸 1 丁目町会防災団	昭和 53 年 4 月 1 日
	今戸 2 丁目町会防災団	昭和 52 年 9 月 1 日
	今三町会防災団	昭和 52 年 12 月 24 日
	橋場 1 丁目町会防災団	昭和 53 年 4 月 1 日
	橋場 2 丁目町会防災団	昭和 53 年 2 月 26 日
	吉野町会防災団	昭和 52 年 10 月 1 日
	東清南町会防災団	昭和 53 年 3 月 15 日
	浅草東清町会	平成 19 年 8 月 1 日
	浅草町一町会防災団	昭和 53 年 3 月 26 日
	浅草町二町会防災団	昭和 53 年 4 月 1 日
	清川町会防災団	昭和 53 年 3 月 31 日
	石浜 1 丁目町会防災団	昭和 53 年 3 月 19 日
	石浜 2 丁目町会防災団	昭和 53 年 8 月 1 日
	石浜 3 丁目町会防災団	昭和 55 年 9 月 17 日
	東浅草 2 丁目中町会防災団	昭和 52 年 12 月 1 日
	日本堤 1 丁目中央町会防災団	昭和 53 年 4 月 1 日
日本堤 2 丁目東町会防災団	昭和 51 年 10 月 31 日	

地 区 名	町 会 数	防 災 団 数
竹 町 地 区	11	11
東上野 地 区	9	6
上 野 地 区	21	20
入 谷 地 区	19	18
金 杉 地 区	14	14
谷 中 地 区	14	14
浅草橋 地 区	13	13
浅草寿 地 区	28	28
雷 門 地 区	24	24
馬 道 地 区	24	24
清 川 地 区	21	21
計	198	193

区内消防団の現況

令和6年4月1日現在

	上野消防団	浅草消防団	日本堤消防団	計
団 数	1	1	1	3
分 団 数	8	4	4	16
定 員	280	130	140	550
可搬式ポンプ	16	5	7	28
可搬式ポンプ積載車	7	3	4	13

資料第94

防災広場・防災関連施設等が整備された公園・児童遊園一覧

令和5年4月現在

防災広場名	かまどベンチ・スツール(基)	非常用照明(基)	埋設型仮設トイレ(基)	下水道直結非常用トイレ(基)	災害用井戸	防火水槽(トン)	災害時貯留型トイレ
初音の森 (谷中5-5)	5	5		24	1	100×2	
根岸の里 (根岸3-12)	4	2		12	1	100	

公園名	かまどベンチ・スツール(基)	非常用照明(基)	埋設型仮設トイレ(基)	下水道直結非常用トイレ(基)	災害用井戸	防火水槽(トン)	災害時貯留型トイレ
日本堤		1					○
柳北		1				100	
東盛		1		4		100	○
千束		1	4			100	○
西町	3	1				100	
石浜		1				100	○
精華	3	5		6		100	○
玉姫						100	
山伏	2	1				100	○
松葉	2	1				100	○
御徒町		2				100	○
金杉		1				40	○
小島		1					
金竜		1		3	浅井戸	100	○
富士		1				40	
田原		1					
一葉記念		1				40	○
花川戸		7				40	○
鶯谷		1				40	
竹町	2	1			浅井戸	100	○
待乳山聖天	4	1				40	
上根岸						40	○
入谷南	7	1		5	深井戸	100	○
大正						100	
今戸		1				40	○
京町		1					
橋場		1		2	浅井戸	40	
吉原		1				40	
花園		1					○
岡倉天心記念		1					
堤児童		1				40	
清川		1				40	

※山伏公園のかまどベンチ及びソーラー照明灯は上野消防署が設置・維持管理

公園名		かまど ベンチ・ スツール (基)	非常用 照明 (基)	埋設型 仮設トイレ (基)	下水道直結 非常用トイレ (基)	災害用 井戸	防火水槽 (トン)	災害時 貯留型 トイレ
隅 田 公 園	Cゾーン		7					
	Bゾーン		2				100	○(2号)
	Aゾーン	5	3		20	深井戸 2	100	○(4号)
弁天院			1				100	
千草			1				40	
山谷堀		4	1					○
西浅草川村			1				40	
菊屋橋			1					
浅草橋			1					○
御蔵前			4					○
済美			1				40	
松が谷梅園			4				40	
吉野			1					
秋葉原練堀			3		4	浅井戸		

※隅田公園 Aゾーン（山谷堀広場）小規模応急給水施設 100トン 有

児童遊園名	かまど ベンチ・ スツール (基)	非常用 照明 (基)	埋設型 仮設トイレ (基)	下水道直結 非常用トイレ (基)	災害用 井戸	防火水槽 (トン)	災害時 貯留型 トイレ
谷中		1				30	
初音		1				40	
三ノ輪		1				40	
新坂本	2	1				40	
北上野		1					
清島		1				40	
黒門		2					○
竹町		1					
向柳原						40	
小島						40	
根岸二丁目						10	
竜泉		1				40	
東上野		1					
左衛門町	1						
中根岸						40	
七倉						40	

暫定公園等名	かまど ベンチ・ スツール (基)	非常用 照明 (基)	埋設型 仮設トイレ (基)	下水道直結 非常用トイレ (基)	災害用 井戸	防火水槽 (トン)	災害時 貯留型 トイレ
駒形		1					
蔵前		1					
広徳		1					

急傾斜地崩壊危険箇所一覽

番号	箇所番号	所在地			備考
		区	大字	小字	
1	105A1-012	文京区	弥生	2-11	区境
2	106A3-001	台東区	上野公園		
3	106B1-001	台東区	谷中	2-6	
4	106B1-002	台東区	谷中	7-11	
5	106B1-801	台東区	上野	七丁目	

※ 東京都地域防災計画風水害編（平成26年修正）[別冊資料]より抜粋

※ 急傾斜地崩壊危険箇所は区境を含む

文化財の現況

※無形文化財、無形民俗文化財及び区指定生活文化財を除く

1 国指定重要文化財（建造物）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
旧因州池田屋敷表門	上野公園 13-9 東京国立博物館	浅草神社	浅草 2-3-1 浅草神社
旧十輪院宝蔵	上野公園 13-9 東京国立博物館	東照宮社殿	上野公園 9-88 東照宮
厳有院霊廟勅額門及び 水盤舎	上野桜木 1-16 寛永寺霊園	旧寛永寺五重塔	上野公園 9 上野動物園内
厳有院霊廟奥院	上野桜木 1-16 寛永寺霊園	寛永寺清水堂	上野公園 1-29 清水観音堂
常憲院霊廟勅額門及び 水盤舎	上野桜木 1-16 寛永寺霊園	寛永寺旧本坊表門	上野公園 14-5 輪王寺
常憲院霊廟奥院	上野桜木 1-16 寛永寺霊園	旧東京音楽学校奏楽堂	上野公園 8-43 奏楽堂
旧岩崎家住宅	池之端 1-3-45 旧岩崎邸庭園	旧東京帝室博物館本館	上野公園 13-9 東京国立博物館
浅草寺二天門	浅草 2-3-1 浅草寺	表慶館	上野公園 13-9 東京国立博物館
旧東京科学博物館本館	上野公園 7-20 国立科学博物館	国立西洋美術館本館	上野公園 7-7 国立西洋美術館
浅草寺伝法院	浅草 2-3-1 浅草寺		

2 国登録有形文化財（建造物）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
ギャラリー・エフ蔵	雷門 2-19-18	観音寺築地塀	谷中 5-8-28
すぺーす小倉屋店舗	谷中 7-6-8	すぺーす小倉屋蔵	谷中 7-6-8
台東区立朝倉彫塑館アトリエ棟	谷中 7-18-10	台東区立朝倉彫塑館住居	谷中 7-18-10
台東区立朝倉彫塑館旧アトリエ	谷中 7-18-10	台東区立朝倉彫塑館東屋	谷中 7-18-10
寛永寺護国院庫裏	上野公園 10-18	寛永寺渋沢家霊堂	上野桜木 1-14-11
東京文化財研究所黒田記念館本館	上野公園 12-53	東京文化財研究所黒田記念館書庫	上野公園 12-53
花重店舗	谷中 7-5-27	今半別館玄関棟	浅草 2-2-5
今半別館南棟	浅草 2-2-5	今半別館北棟	浅草 2-2-5
黒沢ビル	上野 2-11-6	市田家住宅主屋	上野桜木 1-6-2
市田家住宅蔵	上野桜木 1-6-2	市田家住宅表門	上野桜木 1-6-2
市田家住宅裏門	上野桜木 1-6-2	タイガービルディング	蔵前 4-30-7
燕湯	上野 3-14-5	日本聖公会浅草聖ヨハネ教会	蔵前 2-7-6
教證寺本堂	池之端 1-2-5	教證寺客殿	池之端 1-2-5
伊勢屋店舗兼主屋	日本堤 1-9-2	中江店舗	日本堤 1-9-2
神谷パー本館	浅草 1-1-1	旧井阪屋本店河合ビル	雷門 2-11-10
旧井阪屋本店河合ビル 稻荷社	雷門 2-11-10	難波商店店舗兼主屋	寿 2-8-9
寛永寺根本中堂	上野桜木 1-14-11	寛永寺葵の間	上野桜木 1-14-11
観音寺客殿	谷中 5-8-28	茶寮一松店舗及び住居	雷門 1-15-1
茶寮一松門及び塀	雷門 1-15-1	今半本店西奥座敷	浅草 1-19-7
今半本店東奥座敷	浅草 1-19-7	今半本店北奥座敷	浅草 1-19-7
岩田家住宅和館	池之端 4-17-7		

3 国指定重要文化財（美術工芸品）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
法華經	上野公園 13-9 東京国立博物館構内	大蔵經	浅草 2-3-1 浅草寺
絹本著色本多正信像	西浅草 1-3-11 徳本寺	絹本著色愛染明王像	上野公園 13-9 東京国立博物館構内
紫地桐紋散辻が花染胴服	上野公園 13-9 東京国立博物館構内	絹本著色両界曼荼羅図	上野公園 13-9 東京国立博物館構内
木造不動明王立像	池之端 1-4-24 横山大観記念館	(書道博物館保管)	根岸 2-10-4 書道博物館
木造薬師如来及両脇侍立像	上野桜木 1-14-11 寛永寺	(東京藝術大学保管)	上野公園 東京藝術大学
刀	谷中 (個人所有)	天海版木活字	上野桜木 1-14-11 寛永寺
(東京国立博物館保管)	上野公園 東京国立博物館	(国立科学博物館保管)	上野公園 国立科学博物館
墓守(朝倉文夫作、石膏原型)	谷中 7-18-10 朝倉彫塑館	智・感・情(黒田清輝筆、油絵)	上野公園 東京文化財研究所
湖畔(黒田清輝筆、油絵)	上野公園 東京文化財研究所	絹本着色浜松図	上野公園 13-9 東京国立博物館構内
絹本着色聖徳太子絵伝	上野公園 13-9 東京国立博物館構内	木造聖観音立像	上野公園 13-9 東京国立博物館構内
土偶 1箇	上野公園 13-9 東京国立博物館構内		

4 国指定重要有形民俗文化財

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
山袴コレクション	池之端 2-5-34 (一財)宮本記念財団	下谷坂本の富士塚	下谷 2-13-14 小野照崎神社

5 国指定史跡

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
蒲生君平墓	谷中 1-4-13 臨江寺	伊能忠敬墓	東上野 6-18 源空寺墓地
平賀源内墓	橋場 2-22-2	高橋至時墓	東上野 6-18 源空寺墓地

6 国指定史跡及び名勝

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
横山大観旧宅及び庭園	池之端 1-4-24 横山大観記念館		

7 国指定名勝

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
旧朝倉文夫氏庭園	谷中 7-18-10 朝倉彫塑館	伝法院庭園	浅草 2-3-1 浅草寺

8 国登録記念物(名勝地関係)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
国立西洋美術館園地	上野公園 7-7 国立西洋美術館		

9 都指定有形文化財

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
浅草寺六角堂	浅草 2-3-1 浅草寺	絹本着色虚空蔵菩薩像	浅草 2-3-1 浅草寺
一円庵	池之端 3-1-28	絹本着色薬師三尊及び 十二神将像	浅草 2-3-1 浅草寺
絹本着色天海僧正画像	上野公園 16-22 本覚院	絹本着色楊柳観音及び 紫微北極図	浅草 2-3-1 浅草寺
絹本着色春日赤童子像	浅草 2-3-1 浅草寺	木造持国天立像 木造増長天立像	浅草 2-3-1 浅草寺
浅草寺縁起	浅草 2-3-1 浅草寺	木造不動明王立像	上野公園 13-9 東京国立博物館構内
木造阿弥陀如来立像	西浅草 1-5-5 東本願寺	木造四方四仏坐像	上野公園 13-9 東京国立博物館構内
木造阿弥陀如来立像	西浅草 1-3-11 徳本寺	金銅五鈷鈴	浅草 2-3-1 浅草寺
銅造地藏菩薩坐像	東浅草 2-12-13 東禅寺	鉄製錫杖	浅草 2-3-1 浅草寺
密壇仏器	浅草 2-3-1 浅草寺	紫縮緬陣羽織	上野公園 9-88 東照宮
観音講式（正応元年書 写）	浅草 2-3-1 浅草寺	観音講式（永仁六年書 写）	浅草 2-3-1 浅草寺
浅草寺境内総絵図	浅草 2-3-1 浅草寺	最勝王経巻积残巻	浅草 2-3-1 浅草寺
木造天海僧正坐像	上野公園 14-5 輪王寺	和時計	谷中 2-1-27 大名時計博物館
浅草古証文	浅草 2-3-1 浅草寺	銅造釈迦如来坐像	上野公園 13-9 東京国立博物館構内
浅草観音戒殺碑	雷門 2-2 駒形公園	浅草寺熊野社古文書	浅草 2-3-1 浅草寺
天祐庵	浅草 2-3-1 浅草寺	西仏板碑	浅草 2-3-1 浅草寺
増山雪斎博物図譜関係 資料 虫塚碑	上野桜木 1-14-11 寛永寺	増山雪斎博物図譜関係 資料 虫豸帖	上野公園 13-9 東京国立博物館

10 都指定史跡

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北村季吟墓	池之端 2-4-22 正慶寺	浄厳律師墓	池之端 2-5-30 妙極院
太宰春台墓	谷中 1-2-14 天眼寺	子規庵	根岸 2-5-11 子規庵
中村不折旧宅	根岸 2-10-4 書道博物館	亀田鵬斎墓	今戸 2-5-4 称福寺
徳川慶喜墓	谷中 7-2 寛永寺霊園	小花作助墓	谷中 7 谷中霊園
天王寺五重塔跡	谷中 7 谷中霊園		

1.1 都指定旧跡

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
天海僧正毛髮塔	上野公園 1 (清水観音堂裏)	初代柄井川柳墓	蔵前 4-36-7 龍宝寺
慈海僧正墓	上野桜木 1-14-11 寛永寺	葛飾北斎墓	元浅草 4-6-9 誓教寺
菊池容斎墓	谷中 7 谷中霊園	六地蔵石燈籠	浅草 2-3-1 浅草寺
大原重徳墓	谷中 7 谷中霊園	浅草迷子しらせ石標	浅草 2-3-1 浅草寺
伊東玄朴墓	谷中 4-4-33 天龍院	細井平洲墓	西浅草 3-14-1 天嶽院
大久保主水墓	谷中 4-2-5 瑞輪寺	柳瀬美仲墓	池之端 1-2-5 教証寺
旧躰寿館跡	浅草橋 4-16・17	樋口定伊墓	池之端 2-5-30 妙極院
勝川春章墓	蔵前 4-16-16 西福寺	塩谷宕陰墓	谷中 7 天王寺
山岡鉄舟墓	谷中 5-4-7 全生庵	岡倉天心宅跡・旧前期 日本美術院跡	谷中 5-7-10 岡倉天心記念公園
三遊亭円朝墓	谷中 5-4-7 全生庵	谷文晁墓	東上野 6-18-12 源空寺墓地
太田錦城墓	谷中 1-6-1 一乗寺	幡随院長兵衛墓	東上野 6-18-12 源空寺墓地
石川雅望墓	蔵前 3-22-9 樞寺	安藤東野墓	橋場 1-16-2 福寿院
三島政行墓	蔵前 4-18-11 浄念寺	了翁禅師塔碑	上野桜木 1-14-11 寛永寺
荷田在満墓	寿 2-10-2 金竜寺	玉川庄右衛門及び 同清右衛門墓	松が谷 2-3-3 聖徳寺
姥ヶ池	花川戸 2-4 花川戸公園	斎藤長秋三代墓	東上野 6-17-3 法善寺
戸田茂睡墓	浅草 2-3-1 浅草寺	妙亀塚	橋場 1-28-3 妙亀塚公園
山田宗徧墓	西浅草 1-2-16 願龍寺	阿部友之進墓	三ノ輪 1-27-3 梅林寺
清水浜臣墓	西浅草 1-4-15 善照寺	中村正直墓	谷中 7-7 了侘寺

1.2 都指定天然記念物

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
旧蓬萊園のイチヨウ	浅草橋 5-1-24 忍岡高等学校	玉林寺のシイ	谷中 1-7-15 玉林寺

1 3 区指定有形文化財

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
絹本着色元三大師画像	上野桜木 1-14-11 寛永寺	木造不動明王立像	谷中 6-2-8 自性院
絹本着色仏頂尊勝曼荼羅	上野桜木 1-15-3 養寿院	木造観音菩薩坐像	谷中 5-4-7 全生庵
絹本着色仏涅槃図	鳥越 2-13-18 長寿院	木造阿弥陀如来立像	鳥越 2-13-18 長寿院
木造毘沙門天立像	谷中 7-14-8 天王寺	旧感応寺（天王寺）富 興行関係資料	谷中 7-14-8 天王寺
紙本着色元三大師縁起 絵巻	上野桜木 1-14-11 寛永寺	紙本着色慈眼大師縁起 絵巻	上野桜木 1-14-11 寛永寺
上野駅東西自由通路建 設地点第 3 号住居跡出 土資料	台東区教育委員会	柿経	台東区教育委員会
紙本着色熊谷稻荷縁起 絵巻	浅草 2-3-1 浅草寺	上野忍岡遺跡群出土旧 石器時代資料	台東区教育委員会
銅鐘	浅草 2-3-1 浅草寺	入谷遺跡出土入谷土器 生産関係資料	台東区教育委員会
木造阿弥陀如来坐像	浅草 2-3-1 浅草寺	木造観音菩薩立像	浅草 2-3-1 浅草寺
豊住町遺跡出土土製小 仏像	台東区教育委員会	谷中三崎町遺跡（正運寺 跡）第 34 号墓出土埋葬 資料	台東区教育委員会
菊屋橋二丁目遺跡出土 黒楽茶碗	台東区教育委員会	榎寺縁起	蔵前 3-22-9 榎寺
玉露童女追悼集	浅草 2-3-1 浅草寺	池之端七軒町遺跡第 368 号墓出土将棋駒他 副葬品	台東区教育委員会
浅草寺遺跡出土中世瓦	台東区教育委員会	浅草永住町遺跡東上野 三丁目 2 番地点 408 号 遺構出土副葬品等	台東区教育委員会

1 4 区指定有形民俗文化財

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
旧吉田屋酒店	上野桜木 2-10-6	浅草浅間神社本殿並び に諸資料	浅草 5-3-2

資料第97

消火資器材の設置状況

(1) 消火器沿道設置状況 (令和6年4月現在)

道 路	国道	都道	区道	計
設置台数	116	345	782	1,243

(注) 原則として100m間隔で両側に設置

(2) 大型消火器設置状況 (令和6年4月現在)

地 区	谷中地区	根岸地区	清川地区	寿地区	計
設置台数	17	33	5	1	56

(3) D級可搬ポンプ・スタンドパイプ設置状況 (令和6年4月現在)

D級可搬ポンプ	スタンドパイプ
50台	56台

(注) 各避難所、区備蓄倉庫等に設置

消防水利の現況

令和4年4月1日現在

消防署			上野	浅草	日本堤	区内合計	
合計			1,243	789	903	2,935	
消火栓	小計		1,008	615	695	2,318	
	公設	上水	1,008	615	695	2,318	
		工業水	-	-	-	0	
	私設		-	-	-	0	
防火水槽・貯水池等	小計		208	157	181	546	
	所管内	防火水槽	100m ³ 以上	20	7	13	40
			40m ³ 以上	64	37	52	153
			40m ³ 未満	-	-	-	0
		貯水池	100m ³ 以上	-	-	-	0
			40m ³ 以上	-	-	-	0
			40m ³ 未満	-	-	-	0
		受水槽	飲料用	-	-	-	0
			その他	-	-	-	0
		所管外	防火水槽	100m ³ 以上	14	3	7
	40m ³ 以上			80	96	96	272
	40m ³ 未満			3	8	3	14
	貯水池		100m ³ 以上	2	-	-	2
			40m ³ 以上	-	-	-	0
			40m ³ 未満	1	-	-	1
	受水槽		飲料用	13	6	5	24
			その他	11	-	5	16
その他	小計		27	17	27	71	
	プール		13	10	10	33	
	河川みぞ		-	7	14	21	
	池ほり		14	-	3	17	
	海		-	-	-	0	
	井戸		-	-	-	0	
	その他		-	-	-	0	

※ 第74回東京消防庁統計書（令和3年）第5表 消防署別消防水利数 より抜粋

橋りょうの現況

令和 3 年 1 0 月現在

種 別	橋 名	延長(m)	幅員(m)	構 造	建設年度	管 理 者	連 絡 先
河川橋	言問橋	236.8	22.0	鋼げた橋	昭 14.7	国土交通省 (東京国道事務所)	(3214)7361
//	浅草橋	35.8	33.0	鋼アーチ橋	昭 5.1	//	//
//	白鬚橋	168.8	22.8	鋼アーチ橋	昭 6.6	東京都 (第六建設事務所)	(3882)1159
//	吾妻橋	132.5	23.4	鋼アーチ橋	昭 6.6	//	//
//	駒形橋	146.3	25.8	鋼アーチ橋	昭 2.5	//	//
//	厩橋	151.4	24.4	鋼アーチ橋	昭 4.9	//	//
//	蔵前橋	173.4	22.9	鋼アーチ橋	昭 2.11	//	//
//	左衛門橋	35.5	15.0	鋼アーチ橋	昭 5.3	千代田区	(3264)2111
//	柳橋	38.4	11.0	鋼アーチ橋	昭 4.7	中央区	(3531)1155
河川橋 (鉄道橋)	隅田川橋	170.8		鋼げたランガー 橋	昭 8.3	J R 千葉土木技術セ ンター	043 -(221) -7582
//	隅田川橋梁	165.0		鋼げたトラス橋	昭 6.-	東武鉄道 (施設部建築土木課)	(5962)2461
跨線橋	寛永寺橋	59.7	12.2	コンクリート 床版橋	昭 3.8	J R 東京土木技術セ ンター	(3257)1695
//	両大師橋	251.8	18.5	鋼げた、コンクリート 床版混合橋	昭 46.9	東京都 (第六建設事務所)	(3882)1159
//	凌雲橋	74.8	7.3	コンクリート 床版橋	昭 3.8	J R 東京土木技術セ ンター	(3257)1694
//	紅葉坂跨線 人道橋	85.0			昭 3.-	//	//
//	芋坂跨線人道橋	70.0			昭 3.-	//	//
//	御院殿坂跨線 人道橋	40.0			昭 3.-	//	//
跨線橋	上野桜木跨線橋	10.5	4.57	鉄筋コンクリ ートげた橋	昭 8.-	京成電鉄 (工務部工務課)	(3621)2335
//	J R 鉄乗越橋梁	58.9	9.0		昭 8.-	//	//
架道橋	上野大通橋	45.0		鉄げた橋	大 14. 昭 5	J R 東京土木技術セ ンター	(3257)1694
//	五條橋	20.0		鉄げた橋	大 14.昭 5	//	//
//	忍川橋	19.0		鉄げた橋	大 14.昭 5	//	//

//	摩利支天橋	20.0		鉄げた橋	大 14.昭 5	//	//
//	切通橋	20.0		鉄げた橋	大 14.昭 5	//	//
//	同朋橋	20.0		鉄げた橋	大 14.昭 5	//	//
//	長者橋	20.0		鉄げた橋	大 14.昭 5	//	//
//	練塀橋	29.0		鉄げた橋	大 14.昭 5	//	//
//	美倉橋	22.0		鉄げた橋	昭 9.	//	//
//	餌鳥町橋	6.0		鉄筋コンクリートげた橋	昭 7.	//	//
//	第 1 向柳原橋	6.2		鉄筋コンクリートげた橋	昭 8.3	J R 千葉土木技術センター	043 -(221)-7582
//	第 2 向柳原橋	8.1		鉄筋コンクリートげた橋	昭 8.3	//	//
//	第 1 佐衛門橋	5.15		鉄げた橋	昭 7.4	//	//
//	第 2 佐衛門橋	6.2		鉄筋コンクリートげた橋	昭 7.2	//	//
//	第 3 佐衛門橋	6.2		鉄筋コンクリートげた橋	昭 7.2	//	//
//	第 1 福井橋	11.32		鉄げた橋	昭 7.11	//	//
//	第 2 福井橋	6.43		鉄筋コンクリートげた橋	昭 7.2	//	//
//	浅草橋	37.5		鉄げた橋	昭 7.4	//	//
//	茅町橋	6.9		鉄筋コンクリートげた橋	昭 8.3	//	//
//	新須賀橋	6.9		//	昭 8.3	//	//
//	第 1 旅籠橋	6.9		//	昭 8.3	//	//
//	第 2 旅籠橋	4.13		//	昭 7.2	//	//
//	第 3 旅籠橋	8.33		鉄げた橋	昭 7.4	//	//
//	第 1、2 花川橋梁、浅草川岸橋梁	85.0		鉄げた橋	昭 6.	東武鉄道 (施設部建築土木課)	(5962)2461
//	モノレール	330.0		逆 T 型 1 本橋	昭 32.12	東京都 (東部公園緑地事務所)	(3828)6144
//	イソップ橋	150.0		鉄筋コンクリート PC	昭 36.1	//	//
//	寛永寺陸橋	227.4	14.0	鋼げた橋	昭 50.3	東京都 (第六建設事務所)	(3882)1159

陸橋を含む橋りょうの現況（歩道橋のみ）

令和3年10月現在

橋名	延長 m	幅員 m	構造	建設又は 補修年度	管理者
三ノ輪歩道橋	24.6	1.5	鋼げた橋	昭44	東京国道工事事務所 (3214)7361
三ノ輪交差点	51.0	1.5		昭47	
下谷歩道橋	53.2	1.5	//	昭44	//
入谷歩道橋	80.8	2.25 1.5	//	昭44	//
上野六丁目歩道橋	36.0	1.5	//	昭43	//
上野ペDESTリアンデ ッキ（台東歩行者道）	345.78	19.4 ～ 3.4	//	平成 元 3,4	//
根岸二丁目歩道橋	45.0	1.5	PCラーメン橋	昭46.3	東京都第六建設事務所 (3882)1159
根岸小学校前歩道橋	60.3	1.5	鋼げた橋	昭47.3	//
両大師橋下歩道橋	46.2	1.5	//	昭45.3	//
凌雲橋歩道橋（南）	78.3	2.0	鋼げた橋	昭44	台東区(都市づくり部) (5246)1111
（北）	63.0	2.0			
上野パーキング前歩道橋	32.5	3.0	//	平16	//
桜橋	169.5	5.0～ 19.0	//	昭60.3	//
台東歩行者道 （ジュエリーブリッジ）	100.5	6～20	//	平3	//
台東区管理通路第5号 線橋（パンダ橋）	18.2	20	//	平12	//

台東区内における緊急輸送ネットワーク指定拠点

種 別	1次 2次 3次	施設名称	所在地
1-1 本部一都・区市町村本庁舎等			
区市町村本庁舎	1	台東区本庁舎	台東区東上野 4-5-6
2-2 輸送路管理-鉄道管理機関			
鉄道本社等	1	東京地下鉄(株)	台東区東上野 3-19-6
4-3-1 主要初動対応-警察-警視庁			
方面本部	2	第六方面本部	台東区東浅草 2-27-12
警察署	2	浅草警察署	台東区浅草 4-47-11
	2	上野警察署	台東区東上野 4-2-4
	2	蔵前警察署	台東区蔵前 1-3-24
	2	下谷警察署	台東区下谷 3-15-9
4-4-1 主要初動対応-消防-東京消防庁			
消防方面本部	2	第六消防方面本部	台東区蔵前 2-10-9
消防署	2	浅草消防署	台東区駒形 1-5-8
	2	上野消防署	台東区東上野 5-2-9
	2	日本堤消防署	台東区千束 4-1-1
4-5-1 主要初動対応-医療-病院等			
災害拠点病院	2	永寿総合病院	台東区東上野 2-23-16
4-5-4 主要初動対応-医療-保健所			
保健所	2	台東保健所	台東区東上野 4-22-8
4-6-1 主要初動対応-救出救助拠点-救出救助拠点			
医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場	2	永寿総合病院ヘリポート	台東区東上野 2-23-16
	2	都立上野恩賜公園正岡子規記念野球場	台東区上野公園
河川等船着場(災害拠点病院近接)	2	桜橋	台東区今戸 1丁目地先
4-6-2 主要初動対応-救出救助拠点-その他			
公園緑地事務所	2	東部公園緑地事務所	台東区上野公園 7-47
5-1 ライフライン-電信電話			
東日本電信電話(株)	2	東日本電信電話(株)上野別館ビル	台東区上野 5-24-11
	2	東日本電信電話(株)浅草ビル	台東区雷門 1-4-2
NTTコミュニケーションズ(株)	2	NTTコミュニケーションズ(株)白鬚ビル	台東区清川 2-25-19
5-2 ライフライン-電気			
東京電力パワーグリッド(株)	2	東京電力パワーグリッド(株)上野支社	台東区竜泉 2-18-6
5-5 ライフライン-下水道			
下水道局	2	北部下水道事務所	台東区蔵前 2-1-8
6-2-1 輸送拠点-水上輸送-水上輸送基地			
河川等船着場(その他)	2	浅草	台東区花川戸 1丁目地先
	2	浅草東参道二天門	台東区花川戸 2丁目地先

6-3-1 輸送拠点-地域内輸送-地域内輸送拠点			
(1) 区市町村庁舎等	3	台東区本庁舎（再掲）	台東区東上野 4-5-6
6-4 輸送拠点-その他			
J R東日本他	3	上野駅	台東区上野 7-1-1
	3	浅草駅	

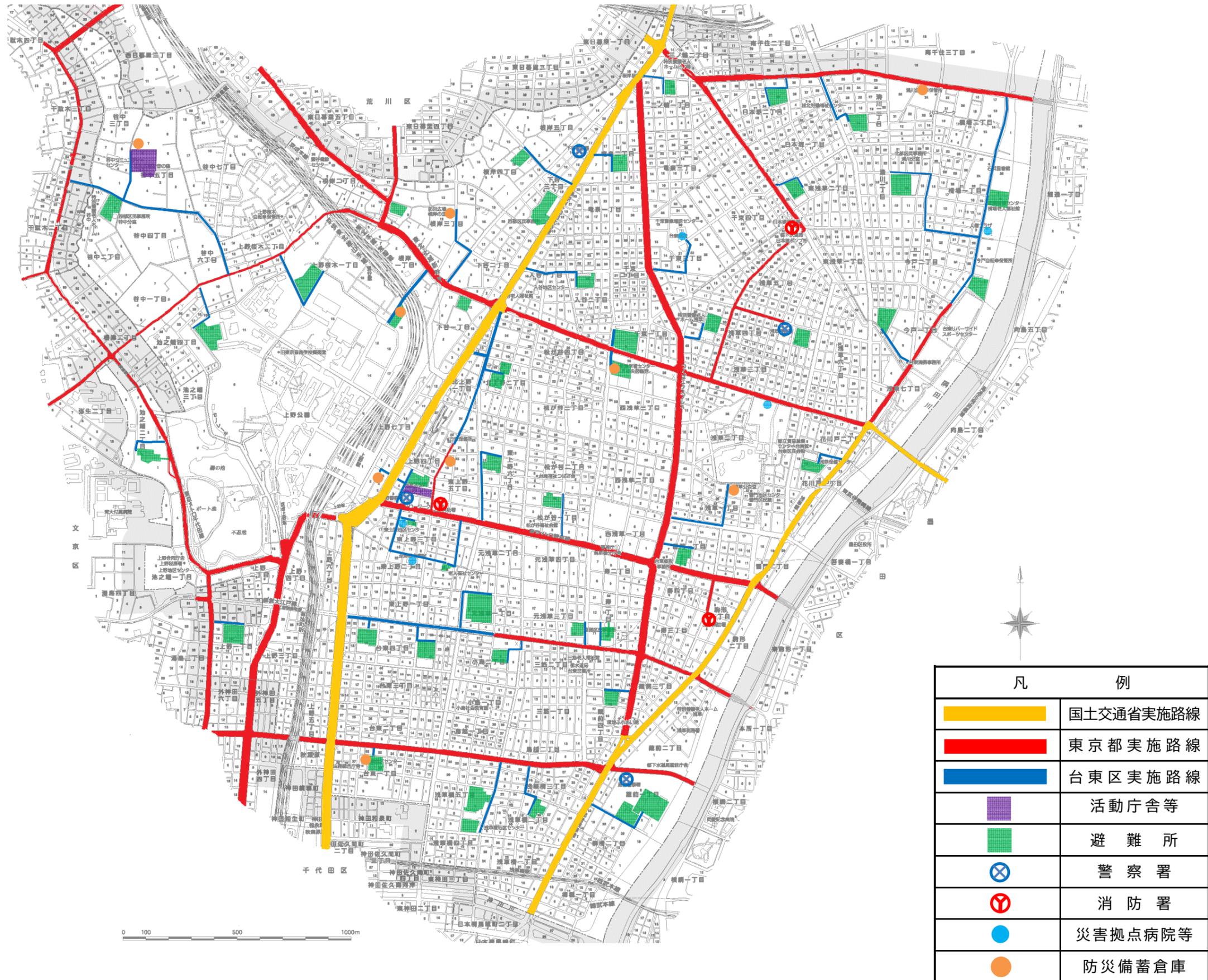
※ 東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）[別冊①資料] より抜粋

道路管理機関連絡先一覧

管理機関名	所在地	電話番号	管理種別
国土交通省 東京国道事務所 管理第一課	千代田区九段南 1-2-1	03-3512-9096	国道関係
東京都 第六建設事務所	足立区千住東 2-10-10	03-3882-1152	都道関係
台東区 都市づくり部	台東区東上野 4-5-6	03-5246-1111	区道関係
首都高速道路株式会社 東京西局	千代田区平河町 2-16-3	03-3264-8406	首都高速道路関係

道路占用施設災害に伴う連絡機関一覧

占用機関名	住 所	電 話 番 号	占 用 物 件
水道局 中央支所	千代田区内神田 2-1-12	3256-6186	水道関係
下水道局 北部下水道事務所 台東出張所	台東区蔵前 2-1-8	5821-2401	下水道関係
交通局電車部 門前仲町駅務管区 浅草橋駅務区	台東区浅草橋 1-18-11	3866-8765	都営地下鉄 浅草線関係
交通局電車部 巣鴨駅務管区 上野御徒町駅務区	台東区上野 5-26-6	3834-6486	都営地下鉄 大江戸線関係
東京地下鉄（株） 工務部 土木事務所 土木第四課	台東区東上野 5-6-6	3837-7215	東京地下鉄関係
東京電力パワーグリッド（株） 上野支社	台東区竜泉 2-18-6	0120-995-007	電線関係
NTT東日本 NTT-MEネットワーク オペレーションセンター	さいたま市中央区 新都心 11-1	048-602-8880	通信線関係
東京ガス（株） 緊急保安部保安指令センター	港区海岸 1-5-20	4332-2400	ガス導管関係 全般
東京ガス（株） 東部導管 ネットワークセンター	荒川区南千住 3-13-1	3802-7592	ガス本支管 及び供給管関係
KDDI（株） ネットワークオペレーションセンター オペレーショングループ	新宿区西新宿 2-3-2	3347-5413	通信線関係



災害救助物資備蓄状況

1. 集中管理分（区備蓄倉庫等保管）

令和6年4月現在

カテゴリ	品名	単位	倉庫名	清川清掃車庫防災備蓄倉庫	上野7丁目防災備蓄倉庫	台東複合施設防災備蓄倉庫	生涯学習センター防災備蓄倉庫	浅草公会堂防災備蓄倉庫	忍岡中施設防災備蓄倉庫	根岸の里防災備蓄倉庫	谷中防災コミュニティセンター倉庫	北上野1丁目防災備蓄倉庫	今戸2丁目自転車保管所備蓄倉庫	上野地区センター備蓄倉庫	寛永寺陸橋下	
食糧品	おかゆパック	食	4,000	2,300	3,300	2,000	-	-	-	3,860	11	-	-	-	-	
	アルファ米(個食)	食	38,500	8,000	8,000	3,750	-	-	-	-	-	-	44,700	12,200	-	
	アルファ米(職員用・個食)	食	-	13,800	-	-	-	-	-	-	33	-	-	-	-	
	アルファ米(炊出)	食	33,750	5,000	-	15,000	-	-	-	1,000	1,000	-	-	-	-	
	ビスケット	食	6,860	13,580	11,900	7,070	-	-	-	4,060	3,500	-	16,590	-	-	
	ビスケット(職員用)	食	-	4,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	飲料水	ℓ	8,733	5,016	600	1,272	-	-	-	1,200	11	-	3,045	-	-	
	梅干	樽	1	21	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	粉ミルク	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	粉ミルク(アレル)	缶	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	豚汁	食	41,400	8,100	22,500	39,420	-	-	-	-	3,600	-	-	-	-	
	サバイバルフーズ	食	-	10,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	医療品	医療品箱	箱	-	-	-	-	55	-	-	-	-	-	-	-	-
拍架		架	12	-	-	-	8	-	-	-	2	-	-	-	-	
簡易拍架		台	5	5	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
四折拍架		台	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	
医療用シーツ		枚	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
からだふき		個	1,800	1,000	-	-	-	-	-	-	-	1,000	-	-	-	
非常用排便収納袋		枚	25,400	11,000	11,100	800	20,000	-	-	12,000	-	-	-	-	-	
トイレトパーバー		個	2,700	-	500	550	-	-	-	-	500	-	-	-	-	
簡易トイレ		基	-	-	27	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動ラップ式トイレ		基	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
衛生用品	組立式トイレ	基	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	
	マンホール用簡易トイレ	基	-	-	2	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	
	マンホール用小原トイレ	基	-	-	2	1	-	-	-	-	5	-	-	-	-	
	マンホール用トイレ	基	-	-	4	1	-	-	-	20	9	-	-	-	-	
	和式トイレテント	基	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	消毒液	本	360	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	-	-	
	使い捨てゴム手袋	枚	5,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	使い捨てペーパータオル	枚	6,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	使い捨てマスク	箱	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	フェイスシールド	枚	420	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	非接触型温度計	個	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	生活用品	圧縮マット	枚	860	-	-	-	2,180	-	-	1,880	1,000	-	28,120	-	-
		毛布	枚	-	-	-	110	6,990	-	-	303	1,000	-	1,980	-	250
		折りたたみベッド	床	-	-	-	-	54	-	-	36	30	-	44	-	-
		カーベット	床	-	-	-	-	1,995	-	-	-	-	-	-	-	-
段ボールベッド		枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳幼児用段ボールコット		台	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
寝袋		台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84	-	-	-	
飲料水用水槽		枚	30	8	12	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	
飲料用バケツ(20ℓ)		台	-	-	-	630	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水袋		個	-	-	1,000	2,000	-	-	-	1,000	1,000	-	1,500	-	-	
カセットガス		個	240	-	264	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カセットコンロ		本	41	-	126	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
車椅子		台	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ゴミ袋		台	800	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
バックタオル		枚	2,000	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豆炭		枚	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	
練炭		個	-	-	-	-	96	-	-	-	-	-	-	-	-	
木炭		個	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	
ラップ	個	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
安全キャンドル	本	-	-	-	-	450	-	-	-	-	-	-	-	-		
ランタン	個	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
資器材	AED訓練トレーナセット	個	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	D級ポンプ	個	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	
	エンジンカッター	式	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	
	折りたたみ寝台	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	
	懐中電灯	台	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	角型容器(20ℓ)	本	-	-	-	-	192	-	-	-	-	-	-	-	-	
	仮設風呂	個	-	-	-	-	-	-	-	4	2	-	-	-	-	
	かまどセット	個	1	-	1	2	-	-	-	2	2	-	-	-	-	
	かまど本体	台	-	-	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	
	コンロ(七輪)	台	-	-	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	
	煮炊きレンジ	台	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	
	かまど燃料	台	-	5	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	
	圓形燃料	個	-	3,072	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ガソリン缶詰セット	個	-	2	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	
	ガソリン携行缶	個	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	軽油携行缶	缶	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	車中泊	台	-	250	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	
	コードリール	枚	3	3	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	チェーンソー	台	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
	削岩機	個	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	
	三角バケツ	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	スタンドパイプセット	式	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	給水タンク(1t)	式	-	-	-	-	3	-	-	-	-	6	-	-	-	
	貯水タンク	個	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	トランジスタメカホン	個	-	50	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
	ブルーシート	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,320	-	-	-	
	ポータブル電源	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	
	ソーラーパネル	台	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	
	リチウムイオン式蓄電池	台	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
	発電機	台	-	10	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
	ストロングライト	台	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	LEDライト	個	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ハルゲン投光器	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
	ハロゲン投光器	台	19	7	8	7	-	-	-	-	3	-	-	-	-	
	テント	台	7	3	8	1	3	-	-	-	-	-	1	-	-	
バーベキュー	張	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-		
ワンタッチテント	個	2	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
間仕切り	台	-	-	20	20	-	-	-	-	10	-	-	-	-		
エモットスノコ	張	100	50	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-		
台車	個	1	4	1	2	6	1	1	3	-	-	-	-	-		
リヤカー	台	2	2	4	2	17	3	-	-	-	-	-	-	-		
救助用ボート	台	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-		
救助工具セット	艘	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
背負子	式	1	-	1	2	-	-	-	-	2	-	-	-	1		
油圧ジャッキ	個	1	-	1	1	-	-	-	-	2	-	-	-	1		
レスキューセット	個	-	-	1	1	-	-	-	-	2	-	1	-	1		
ロープ	式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	40	-	-		
ストレッチャー	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-		
子供支援おもちゃ	台	-	3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	個	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-		

倉庫名	台東東備蓄倉庫	ヒューリック浅草橋ビル	上野公園	山谷掘広場	入谷南公園	OKストア橋場店備蓄倉庫	台東保健所備蓄倉庫	河川敷倉庫	蔵前JPテラス住宅棟	合計	
食糧品	おかゆパック	食	-	-	-	-	-	-	-	15,471	
	アルファ米(個食)	食	-	-	-	-	-	-	-	115,150	
	アルファ米(職員用・個食)	食	-	-	-	-	-	-	-	13,833	
	アルファ米(炊出)	食	-	-	-	-	-	-	-	55,750	
	ビスケット	食	-	-	-	-	-	-	-	63,560	
	ビスケット(職員用)	食	-	-	-	-	-	-	-	4,600	
	飲料水	〇	-	-	-	-	-	-	-	19,877	
	梅干	樽	-	-	-	-	-	-	-	23	
	粉ミルク	本	-	-	-	-	250	-	-	250	
	粉ミルク(アレ)	缶	-	-	-	-	11	-	-	11	
	豚汁	食	-	-	-	-	-	-	-	115,020	
	サバイバルフーズ	食	-	-	-	-	-	-	-	10,000	
	医療品	医療品箱	箱	-	-	-	-	-	-	-	55
		担架	台	-	-	-	-	-	-	-	22
		簡易担架	台	-	-	-	-	-	-	-	22
		四折担架	台	-	-	-	-	-	-	-	6
		医療用シーツ	枚	-	-	-	-	-	-	-	200
からだふき		個	-	-	-	-	-	-	-	3,800	
衛生用品	非常用排便収納袋	枚	-	-	-	-	-	-	-	80,300	
	トイレトベーパー	個	-	500	-	-	-	-	-	4,750	
	簡易トイレ	基	-	-	-	-	-	-	-	41	
	自動ラップ式トイレ	基	-	-	-	-	-	-	-	11	
	組立式トイレ	基	-	-	6	2	106	-	-	128	
	マンホール用簡易トイレ	基	-	-	10	14	16	-	-	47	
	マンホール用小便トイレ	基	-	-	5	4	8	-	-	25	
	マンホール用トイレ	基	-	-	-	-	4	-	-	38	
	和式トイレテント	基	-	-	22	-	1	-	-	23	
	消毒液	本	-	-	-	-	-	-	-	430	
	使い捨てゴム手袋	枚	-	-	-	-	-	-	-	5,300	
	使い捨てペーパータオル	枚	-	-	-	-	-	-	-	6,000	
	使い捨てマスク	箱	-	-	-	-	-	-	-	300	
	フェイスシールド	枚	-	-	-	-	-	-	-	420	
	非接触型温度計	個	-	-	-	-	-	-	-	8	
	生活用品	圧縮マット	枚	-	1,200	-	-	-	-	-	35,240
		毛布	枚	700	1,200	-	-	-	4,450	9,065	26,048
		折りたたみベッド	床	45	-	-	-	-	5	30	244
		カーベット	床	-	-	-	-	-	-	-	1,995
		段ボールベッド	枚	17	-	-	-	-	-	-	17
乳幼児用段ボールコト		台	-	-	-	-	-	-	-	150	
寝袋		台	-	-	-	-	-	-	-	84	
飲料水用水槽		枚	-	-	-	-	-	-	-	56	
飲料用バケツ(20ℓ)		台	-	-	-	-	-	-	-	630	
水袋		個	-	-	-	2,500	1,000	39,600	-	49,600	
カセットガス		個	-	-	-	-	-	-	-	616	
カセットコンロ		本	-	-	-	-	-	-	-	187	
車椅子		台	-	-	-	-	-	-	-	6	
ゴミ袋		台	-	-	-	-	-	-	-	1,000	
バックタオル		枚	-	-	-	-	-	-	-	2,500	
豆炭		枚	-	-	-	-	-	-	-	8	
練炭		個	-	-	-	-	-	-	-	96	
木炭		個	-	-	-	-	-	-	-	25	
ラップ		個	-	-	-	-	-	-	-	110	
安全キャンドル		本	-	-	-	-	684	-	-	1,134	
ランタン		個	-	-	-	-	16	-	-	32	
資器材		AED訓練トレーナセット	個	-	-	-	-	-	-	-	2
		D織ボンズ	個	-	-	-	-	-	-	-	5
	エンジンカッター	式	-	-	-	-	-	-	-	4	
	折りたたみ寝台	個	-	-	-	-	-	-	-	8	
	懐中電灯	台	-	-	-	-	-	-	-	60	
	角型容器(20ℓ)	本	-	-	-	-	-	-	-	192	
	仮設風呂	個	-	-	-	-	-	-	-	6	
	かまどセット	個	-	-	-	-	-	-	-	8	
	かまど本体	台	-	-	-	-	-	-	-	2	
	コンロ(七輪)	台	-	-	-	-	-	-	-	48	
	煮炊きレンジ	台	-	-	-	-	-	-	-	5	
	かまど燃料	台	-	-	-	-	-	-	-	30	
	固形燃料	個	-	-	-	-	-	-	-	3,072	
	ガolin缶詰セット	個	-	-	-	-	-	-	-	8	
	ガolin携行缶	個	-	-	-	-	-	-	-	4	
	軽油携行缶	缶	-	-	-	-	-	-	-	2	
	軍手	缶	-	-	-	-	-	-	-	350	
	コードリール	枚	-	-	-	-	-	-	-	9	
	チェーンソー	台	-	-	-	-	-	-	-	1	
	削岩機	個	-	-	-	-	-	-	-	4	
	三角バケツ	台	-	-	-	-	75	-	-	75	
	スタンドパイプセット	個	-	-	-	-	-	-	-	2	
	給水タンク(1t)	式	-	-	-	-	-	-	-	9	
	貯水タンク	式	-	-	-	-	-	-	-	4	
	トランジスタターメガホン	個	-	-	-	-	-	-	-	52	
	ブルーシート	台	-	-	-	-	-	-	-	2,320	
	ポータブル電源	枚	-	-	-	-	-	-	-	4	
	ソーラーパネル	台	-	-	-	-	-	-	-	10	
	リチウムイオン式蓄電池	台	-	-	-	-	-	-	-	2	
	発電機	台	-	-	1	1	1	-	-	14	
	ストロングライト	台	-	-	-	-	-	-	-	25	
	LEDライト	個	-	-	-	-	-	-	-	1	
	ハロゲン投光器	本	-	-	-	-	-	-	-	1	
	ハロゲン投光器	台	-	-	-	-	-	-	-	44	
	テント	台	-	-	-	-	-	-	-	23	
	パーテーション	張	-	-	-	-	-	-	-	60	
	ワンタッチテント	個	10	-	-	-	-	-	-	26	
	間仕切り	台	-	-	-	-	-	-	-	50	
	ユニットスノコ	張	-	-	-	-	-	-	-	250	
	台車	個	-	-	-	-	-	-	-	19	
	リキカー	台	-	-	-	-	-	-	-	30	
	救助用ボート	台	-	-	-	-	-	-	-	3	
	救助工具セット	艘	-	-	-	-	-	-	-	1	
	背負子	式	-	-	-	-	-	-	-	7	
	油圧ジャッキ	個	-	-	-	-	-	-	-	6	
	レスキューセット	個	-	-	-	-	-	-	-	6	
	ロープ	式	-	-	-	-	-	-	-	52	
	ストレッチャー	台	-	-	-	-	-	-	-	1	
	その他	子供支援おもちゃ	台	-	-	-	-	-	-	-	3,000
		濾過機	個	-	-	-	-	-	-	-	2

2. 分散管理分（区立小中学校等保管）

令和6年4月現在

カテゴリ 品名 単位	倉庫名	平成小学校	黒門小学校	忍岡小学校	根岸小学校	旧坂本小学校	旧下谷小学校	石浜小学校	千束小学校	富士小学校	東浅草小学校	大正小学校	蔵前小学校		
食糧品	おかゆパック	食	2,260	1,100	1,640	3,200	2,600	2,020	5,100	5,460	5,040	2,720	3,900	3,940	
	アルファ米(個食)	食	50	50	50	50	50	50	100	100	100	50	50	50	
	ビスケット	食	1,260	630	840	1,890	1,400	1,120	2,870	2,940	2,940	1,540	2,170	1,960	
	玄米スナック	食	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
	飲料水	ℓ	840	420	612	1,180	960	756	1,860	2,028	1,860	1,020	1,416	1,464	
	梅干	樽	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	
	粉ミルク	本	500	300	300	600	500	400	1,100	1,100	1,100	700	700	800	
	粉ミルク(アレ)	缶	2	1	1	2	2	2	3	3	3	2	3	2	
	救急箱	個	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	
	医療品箱	個	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
医療品	簡易担架	台	3	2	2	3	3	2	5	5	5	3	4	4	
	四折担架	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	医療用シーツ	枚	18	-	3	-	6	22	10	10	20	5	6	23	
	おしりふき	個	16	9	12	24	19	14	36	39	36	20	28	29	
	からだふき	個	400	400	400	400	400	800	400	400	400	400	400	400	
衛生用品	紙おむつ大人用	個	9	5	6	11	9	8	16	16	15	10	12	11	
	紙おむつ子供用L	個	2	2	2	3	2	2	6	7	6	2	4	4	
	紙おむつ子供用S	個	2	2	2	3	2	2	5	5	5	2	3	3	
	哺乳瓶	本	7	4	5	11	9	6	17	19	17	9	13	14	
	生理用品(昼用)	個	33	23	26	41	36	31	61	61	41	36	46	47	
	生理用品(夜用)	個	11	6	8	16	13	10	24	26	24	13	19	19	
	非常用排便収納袋	枚	4,200	2,200	3,000	6,000	5,600	3,800	10,000	10,000	9,200	5,000	4,000	7,200	
	トイレットペーパー	個	150	150	150	150	100	300	150	150	150	150	150	150	
	簡易トイレ	基	10	10	10	10	10	10	10	10	11	10	10	10	
	マンホール用簡易トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	マンホール用小便トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	マンホール用トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	消毒液	本	15	8	8	15	15	8	30	30	30	15	15	15	
	使い捨てゴム手袋	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	使い捨てマスク	箱	100	55	75	150	125	100	225	250	225	125	180	180	
	フェイスシールド	枚	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
	非接触型温度計	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	生活用品	圧縮マット	枚	1,220	120	800	-	1,300	1,500	2,900	1,500	清川	1,300	-	1,800
		毛布	枚	1,220	600	800	1,840	1,440	980	2,900	-	800	1,300	2,460	1,800
		折りたたみベッド	床	2	2	2	2	2	2	2	2	清川	2	2	2
飲料水用水槽		個	12	10	11	1	12	15	12	12	清川	12	12	9	
カセットガス		本	30	30	10	-	10	30	30	30	30	30	30	30	
カセットコンロ		台	10	10	10	-	10	10	10	10	10	10	10	10	
紙コップ		個	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
車椅子		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ゴミ袋		枚	100	100	100	100	100	100	100	200	200	100	100	100	
白杖		本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
バックタオル		枚	1,000	500	500	500	0	500	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	
木炭		個	9	6	6	9	9	7	15	15	15	12	12	12	
ラップ		本	10	10	10	10	10	10	20	20	10	10	10	10	
筆談ボード		冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
資器材		D級ポンプ	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	懐中電灯	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	単三乾電池	本	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48		
	かまどセット	個	3	2	2	2	3	2	6	6	2	3	2		
	かまど本体	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	かまど燃料	個	3	2	2	3	3	2	5	5	5	4	4		
	ガソリン缶詰セット	台	2	2	2	2	4	4	4	2	2	2	2		
	軍手	本	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50		
	コードリール	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	浄水器	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	スタンドパイプセット	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	貯水タンク	台	3	2	2	3	3	2	4	4	4	4	4		
	使い捨てベスト	枚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	ブルーシート	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	ポータブル電源	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	ソーラーパネル	台	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2		
	リチウムイオン式蓄電池	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	発電機	台	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2		
	カセットガス発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	LEDライト	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	バルーン投光器	台	-	-	-	1	-	-	1	1	1	1	1		
	ハロゲン投光器	台	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	テント	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	プライベートルーム	台	3	2	2	3	3	2	4	4	4	4	4		
	間仕切り	台	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
台車	台	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
折りたたみリヤカー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1			
背負子	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
油圧ジャッキ	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
レスキューセット	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
その他	-	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		

カテゴリ 品名 単位	倉庫名	田原小学校	松葉小学校	金曾木小学校	東泉小学校	浅草小学校	台東区中小企業振興センター	たなか多目的センター	谷中小学校	柳北スポーツプラザ	台東育英小学校	ことぶきこども園	金竜小学校	
食糧品	おかゆパック	食	4,200	3,140	2,980	3,600	3,120	2,340	2,560	4,400	1,460	3,080	2,680	3,660
	アルファ米(個食)	食	50	50	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50
	ビスケット	食	2,310	1,680	1,610	2,030	1,820	1,260	1,540	2,520	840	1,680	1,540	2,030
	玄米スナック	食	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	飲料水	ℓ	1,560	1,164	1,104	1,335	1,164	876	960	1,620	540	1,140	996	1,356
	梅干	樽	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	粉ミルク	本	800	600	600	700	600	500	500	800	300	600	500	700
	粉ミルク(アレ)	缶	3	2	2	2	2	2	2	3	1	2	2	2
医療品	救急箱	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	医療品箱	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	簡易拍架	台	4	3	3	4	3	3	3	5	2	3	3	4
	四折拍架	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	医療用シーツ	枚	20	-	6	7	-	8	7	40	3	5	8	23
	おしりふき	個	30	23	22	26	24	17	19	36	11	24	20	27
	からだふき	個	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
衛生用品	紙おむつ大人用	個	13	11	10	12	11	9	9	13	6	11	10	12
	紙おむつ子供用L	個	3	3	3	4	4	2	2	5	2	3	2	3
	紙おむつ子供用S	個	3	3	3	3	2	2	2	4	2	3	2	4
	哺乳瓶	本	14	11	10	11	11	8	9	14	4	10	9	12
	生理用品(昼用)	個	51	41	41	46	40	34	36	51	26	41	36	46
	生理用品(夜用)	個	20	15	15	17	15	11	13	21	7	15	13	18
	非常用排便収納袋	枚	7,800	5,800	5,600	2,400	5,800	4,400	4,800	8,000	2,800	5,800	5,000	6,800
	トイレットペーパー	個	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	50
	簡易トイレ	基	10	10	10	12	10	10	10	12	10	14	10	10
	マンホール用簡易トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホール用小便トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホール用トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	消毒液	本	15	15	15	15	15	15	15	30	8	15	15	15
	使い捨てゴム手袋	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	使い捨てマスク	箱	200	150	140	165	50	105	115	200	65	150	125	175
	フェイスシールド	枚	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	非接触型温度計	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生活用品	圧縮マット	枚	1,200	1,120	-	-	1,440	1,220	1,440	2,520	340	660	680	-
	毛布	枚	1,920	1,680	1,560	-	1,760	0	1,440	2,520	-	-	1,500	1,960
	折りたたみベッド	床	2	2	2	-	2	2	2	2	2	2	2	2
	飲料水用水槽	個	10	10	12	12	12	12	12	12	8	11	12	-
	カセットガス	本	30	30	48	24	48	30	30	30	30	30	30	-
	カセットコンロ	台	10	10	12	10	10	10	10	10	12	8	10	-
	紙コップ	個	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	車椅子	台	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	ゴミ袋	枚	100	100	100	200	100	100	100	200	200	100	100	100
	白杖	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	バックタオル	枚	500	1,000	-	-	-	1,000	1,000	1,000	500	1,000	1,000	-
	木炭	個	12	9	9	12	9	9	9	12	6	9	9	12
	ラップ	本	10	10	10	10	10	10	10	20	10	20	10	10
	筆談ボード	冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	D線ボンブ	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	懐中電灯	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	単三乾電池	本	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	かまどセット	個	2	5	3	4	2	5	4	5	5	2	5	-
	かまど本体	個	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
かまど燃料	個	4	3	3	4	3	3	3	4	2	3	3	4	
ガソリン缶詰セット	台	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	
軍手	本	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
コードリール	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
浄水器	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
スタンバイセット	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
貯水タンク	台	4	3	3	4	3	3	3	4	2	3	3	4	
使い捨てベスト	枚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ブルーシート	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
ポータブル電源	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
ソーラーパネル	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
リチウムイオン式蓄電池	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
発電機	台	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
カセットガス発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
LEDライト	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
バルーン投光器	台	1	1	1	1	1	-	1	1	-	1	-	1	
ハロゲン投光器	台	2	1	2	2	2	3	2	2	2	3	2	2	
テント	台	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
プライベートルーム	台	4	3	3	4	3	3	3	4	2	3	3	4	
間仕切り	台	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
折りたたみリヤカー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
背負子	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
油圧ジャッキ	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
レスキューセット	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
その他	特災公	-	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	

カテゴリ 品名 単位	倉庫名	上野小学校	桜橋中学校	白鷗中学校	旧竜泉中学校	上野中学校	駒形中学校	柏葉中学校	御徒町台東中学校	忍岡中学校	浅草中学校	老人福祉センター		
食糧品	おかゆパック	食	1,080	1,500	2,340	2,700	1,700	4,560	3,320	1,400	700	1,100	980	
	アルファ米(個食)	食	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50	50	
	ビスケット	食	630	840	1,330	1,470	980	2,100	2,030	630	420	630	560	
	玄米スナック	食	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
	飲料水	ℓ	420	564	876	984	600	1,692	1,716	528	264	420	372	
	梅干	樽	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
	粉ミルク	本	300	300	500	500	300	1,000	700	300	300	300	300	
医療品	粉ミルク(アレ)	缶	1	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	
	救急箱	個	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
	医療品箱	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	簡易担架	台	2	2	3	3	5	2	4	2	2	2	2	
	四折担架	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	医療用シーツ	枚	10	4	14	23	4	5	5	10	1	2	4	
	おしりふき	個	8	11	17	20	12	33	35	9	5	8	7	
衛生用品	からだふき	個	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
	紙おむつ大人用	個	5	6	9	10	6	14	11	5	4	5	5	
	紙おむつ子供用L	個	2	2	2	2	2	5	4	2	2	2	2	
	紙おむつ子供用S	個	1	2	2	2	2	4	3	2	1	2	1	
	哺乳瓶	本	4	5	8	9	5	15	11	4	2	4	2	
	生理用品(昼用)	個	21	26	34	36	26	56	42	22	20	22	21	
	生理用品(夜用)	個	6	8	11	13	8	22	16	6	4	6	5	
	非常用排便収納袋	枚	2,000	2,800	4,400	5,000	3,000	6,000	6,200	2,600	1,400	2,200	1,800	
	トイレットペーパー	個	100	150	150	150	150	150	250	150	150	200	150	
	簡易トイレ	基	10	12	10	10	10	10	20	12	10	10	10	
	マンホール用簡易トイレ	基	1	1	複合施設	1	1	1	1	1	1	1	1	
	マンホール用小便トイレ	基	1	1	複合施設	1	1	1	1	1	1	1	1	
	マンホール用トイレ	基	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	消毒液	本	4	8	15	15	8	30	15	8	4	8	4	
	使い捨てゴム手袋	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	使い捨てマスク	箱	50	75	100	125	75	200	150	55	45	150	45	
	フェイスシールド	枚	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
	非接触型温度計	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	生活用品	圧縮マット	枚	500	800	520	1,220	740	820	1,520	500	140	500	-
		毛布	枚	500	800	1,220	1,220	740	640	1,520	500	140	500	-
折りたたみベッド		床	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
飲料水用水槽		個	9	11	12	12	12	12	21	10	5	8	5	
カセットガス		本	30	30	30	30	10	30	60	30	10	30	30	
カセットコンロ		台	10	10	10	10	10	10	20	10	10	10	8	
紙コップ		個	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
車椅子		台	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	
ゴミ袋		枚	100	100	100	100	100	200	200	100	100	100	100	
白杖		本	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
バックタオル		枚	500	500	1,000	1,000	500	500	1,000	500	500	500	500	
木炭		個	3	6	9	9	6	15	12	6	3	6	4	
ラップ		本	10	10	10	10	10	20	20	10	10	10	10	
筆談ボード		冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
資器材		D級ポンプ	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
		懐中電灯	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		単三乾電池	本	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	かまどセット	個	1	2	3	2	3	2	3	2	3	2	2	
	かまど本体	個	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	
	かまど燃料	個	1	2	3	3	2	5	4	2	1	2	1	
	ガンリン缶詰セット	台	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	
	軍手	本	50	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50	
	コードリール	台	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
	浄水器	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	スタンドパイプセット	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	貯水タンク	台	1	2	3	3	2	4	4	2	1	1	1	
	使い捨てベスト	枚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	ブルーシート	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	ポータブル電源	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	ソーラーパネル	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	リチウムイオン式蓄電池	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	発電機	台	-	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	
	カセットガス発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	LEDライト	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	バルーン投光器	台	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	
	ハロゲン投光器	台	1	2	2	2	2	2	3	2	2	3	2	
	テント	台	0	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	
	プライベートルーム	台	1	2	3	3	2	4	4	2	1	2	1	
	間仕切り	台	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	台車	台	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	折りたたみリヤカー	台	2	1	複合施設	1	1	1	2	1	1	1	1	
	背負子	個	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
	油圧ジャッキ	個	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
	レスキューセット	式	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
その他	-	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		

カテゴリ 品名 単位	倉庫名	東上野区 民館	台東1丁目 区民館	生涯学習セ ンター	産業研修セ ンター	福祉プラザ 台東清峰 会	上野高校	忍岡高校	蔵前工科 高校	白鷗高校	浅草高校	合計		
食糧品	おかゆパック	食	280	1,420	2,720	1,420	1,000	1,680	1,000	300	2,020	2,580	112,000	
	アルファ米(個食)	食	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	2,500	
	ビスケット	食	210	770	2,450	840	560	980	560	210	1,120	1,470	63,210	
	玄米スナック	食	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	2,700	
	飲料水	ℓ	120	624	1,185	540	348	624	375	120	756	960	41,899	
	梅干	樽	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	49	
	粉ミルク	本	200	300	500	300	300	400	300	200	400	500	23,500	
医療品	粉ミルク(アレ)	缶	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	78	
	救急箱	個	1	1	1	1	1	1	1	1	複合施設	1	46	
	医療品箱	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	45	
	簡易担架	台	1	2	3	2	2	2	2	1	-	3	128	
	四折担架	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	90	
	医療用シーツ	枚	2	-	-	-	2	-	2	5	-	-	343	
	おしりふき	個	3	11	20	11	7	13	7	3	15	19	835	
衛生用品	からだふき	個	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	18,000	
	紙おむつ大人用	個	4	6	10	6	5	6	5	4	8	9	398	
	紙おむつ子供用L	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	125	
	紙おむつ子供用S	個	1	2	2	2	1	2	1	1	2	2	107	
	哺乳瓶	本	2	4	9	4	4	5	4	2	6	9	372	
	生理用品(昼用)	個	15	25	36	25	21	27	21	15	31	36	1,549	
	生理用品(夜用)	個	2	7	13	7	5	8	5	2	10	13	546	
	非常用排便収納袋	枚	600	2,800	5,000	2,800	1,800	3,200	2,000	600	3,800	4,800	200,000	
	トイレットペーパー	個	100	150	150	150	150	150	150	50	50	150	6,600	
	簡易トイレ	基	10	10	10	10	10	10	10	6	-	10	459	
	マンホール用簡易トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1	複合施設	1	43	
	マンホール用小便トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1	複合施設	1	43	
	マンホール用トイレ	基	1	1	1	OKストア	1	1	1	-	1	1	42	
	消毒液	本	4	8	15	8	4	8	4	4	8	15	589	
	使い捨てゴム手袋	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	90	
	使い捨てマスク	箱	30	75	125	75	45	75	50	30	100	125	5,230	
	フェイスシールド	枚	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	1,350	
	非接触型温度計	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	45	
	生活用品	圧縮マット	枚	300	840	1,680	-	500	420	220	80	-	700	35,060
		毛布	枚	140	700	1,320	-	500	780	-	140	-	-	41,840
折りたたみベッド		床	2	6	2	-	2	2	2	2	-	2	86	
飲料水用水槽		個	7	10	-	-	7	12	7	2	-	12	413	
カセットガス		本	30	30	30	30	30	30	12	-	30	1,222		
カセットコンロ		台	10	10	10	8	10	10	10	4	-	10	422	
紙コップ		個	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	180,000	
車椅子		台	1	1	-	-	1	1	1	1	-	1	45	
ゴミ袋		枚	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	5,400	
白杖		本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	46	
バックタオル		枚	500	500	-	-	500	500	500	500	-	1,000	28,000	
木炭		個	4	6	24	6	4	6	4	3	6	9	395	
ラップ		本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	510	
筆談ボード		冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	
資器材		D級ポンプ	式	-	1	1	1	1	1	旧柳北小	根岸の里	根岸の里	1	41
		懐中電灯	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	225
		単三乾電池	本	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	-
	かまどセット	個	2	2	2	2	2	2	2	2	-	3	121	
	かまど本体	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
	かまど燃料	個	1	2	8	2	1	2	1	1	2	3	130	
	ガンリン缶詰セット	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	100	
	軍手	本	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	2,300	
	コードリール	台	1	1	1	1	1	1	1	-	-	1	44	
	浄水器	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	45	
	スタンドパイプセット	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	45	
	貯水タンク	台	1	2	2	2	1	2	1	1	2	3	119	
	使い捨てベスト	枚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	45	
	ブルーシート	枚	10	10	20	10	10	10	10	10	10	10	460	
	ポータブル電源	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	86	
	ソーラーパネル	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	90	
	リチウムイオン式蓄電池	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	44	
	発電機	台	2	2	1	2	3	2	2	2	-	2	89	
	カセットガス発電機	台	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	LEDライト	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	45	
	バルーン投光器	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	
	ハロゲン投光器	台	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1	92	
	テント	台	1	2	1	1	1	1	1	1	-	1	47	
	プライベートルーム	台	1	2	7	2	1	2	1	1	2	3	125	
	間仕切り	台	10	10	10	-	10	10	-	10	-	10	420	
	台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	44	
	折りたたみリヤカー	台	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	49	
	背負子	個	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	47	
	油圧ジャッキ	個	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	47	
	レスキューセット	式	2	1	1	-	1	1	1	1	1	1	46	
その他	-	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	-		

3. 二次避難所（福祉施設等保管）

令和6年4月現在

カテゴリ 品名 単位	倉庫名	特養浅草	特養谷中	特養三ノ輪	特養蔵前	特養台東	特養千束	福祉プラザ 台東 清峰会	松が谷福 社会館	ケアハウス 松が谷	老健千束	フレスコ会	すみれ園	サ高住 A1A1 MAISON 入谷	計	
食糧品	おかゆパック	食	240	280	700	340	1,260	160	320	260	280	880	220	220	140	5,300
	ビスケット	食	180	180	360	240	660	180	240	180	180	540	180	180	120	3,420
	玄米スナック	食	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	390
	飲料水	ℓ	312	384	972	480	1,776	228	456	360	396	1,272	288	288	255	7,467
衛生用品	からだふき	個	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	5,200
	トイレットペーパー	個	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	650
	マンホール用トイレ	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	消毒液	本	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	52
	使い捨てゴム手袋	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
	使い捨てマスク	箱	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	390
	フェイスシールド	枚	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	390
	簡易トイレ	式	1	-	1	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1	9
	非接触型温度計	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	紙おむつ(幼児用)	袋	4	-	2	4	4	-	4	2	-	4	4	-	2	30
	紙おむつ(大人用S)	袋	2	-	1	2	2	-	2	1	-	2	2	-	1	15
	紙おむつ(大人用M)	袋	4	-	2	4	4	-	4	2	-	4	4	-	2	30
	紙おむつ(大人用L)	袋	4	-	2	4	4	-	4	2	-	4	4	-	2	30
	生理用品	袋	3	-	3	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	27
	生活用品	圧縮マット	枚	120	140	340	160	600	80	160	120	140	440	100	100	60
毛布		枚	120	140	340	160	600	80	160	120	140	440	100	100	60	2,560
バックタオル		セット	3	-	3	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	27
筆談ボード		冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
資器材	ポータブル電源	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	ソーラーパネル	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	リチウムイオン式蓄電池	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
LEDライト	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	10	

4. 帰宅困難者対策施設管理分（一時滞在施設等保管）

令和6年4月現在

カテゴリ 品名 単位	倉庫名	根岸社会 教育館	小島社会 教育館	台東区役 所	浅草文化 観光セン ター	台東区パ ークイ ンフ ォー ムセン ター	台東区 民会館	浅草公 会堂	上野中央 地下駐 車場	雷門地下 駐車場	東京国立 博物館	ヒューリ ック浅 草橋ビ ル	浅草寺	TX浅草 駅	今戸2丁 目自 転車保 管所	上野イ ース トタ ワー	合計	
食糧品	アルファ米(個食)	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,000	11,000
	ビスケット	食	240	300	300	360	2,100	840	1,980	4,140	480	600	300	1,050	2,100	11,000	11,000	36,790
	飲料水	ℓ	96	156	156	420	1,032	408	1,008	1,440	252	300	156	516	600	5,500	11,000	23,040
医薬品	救急箱	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	折りたたみ式担架	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
衛生用品	からだふき	個	-	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
	消毒液	個	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	-	-	150
	使い捨てマスク	箱	18	23	6	37	71	76	75	8	21	61	31	71	-	-	-	580
	フェイスシールド	枚	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	-	-	-	540
	非接触型温度計	個	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	20
生活用品	圧縮マット	枚	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-	340
	毛布	枚	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	1,200	-	-	-	1,240
	アルミブランケット	枚	200	300	300	400	2,100	800	2,000	3,500	500	600	300	-	-	-	-	22,000
	紙コップ	箱	300	300	900	300	300	300	300	300	300	300	300	-	-	-	-	3,300
	ゴミ袋	枚	100	100	100	100	300	200	300	500	100	-	100	-	-	-	-	1,900
	バックタオル	枚	-	-	-	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	500
資器材 その他	パーテーション	個	-	-	-	-	41	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	62
	特災公	-	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	-	-	-	-

水防用備蓄資器材在庫状況

令和3年4月現在

品名	在庫数	品名	在庫数
土のう	1,900 袋	掛矢	50 丁
土のう留杭	400 本	鋸（ノコギリ）	20 丁
シート	660 m ²	鉋（なた）	5 丁
ショベル	510 丁	番線カッター	6 丁
ツルハシ	40 丁	一輪車	20 台

災害応急対策用材料置場・詰所等現状調書

令和3年4月現在

図面表示 番号	所在地	土地所属	面積		用途	収容能力	現況
			敷地	建物			
1	東上野5-14-4	区有地	483.78	289.21	事務所 倉庫	工事用資材 兼用水防倉庫	同 左
2	入谷2-37-2	都有地	44.62	31.13	倉庫	兼用水防倉庫	同 左
3	上野7-15-69	区有地	36.35	47.52	倉庫	兼用水防倉庫	同 左
4	台東2-29-10	区有地	40.34	58.48	倉庫	工事用機材	同 左
5	上野公園14	国有地	107.02	27.08	詰所 倉庫	工事用機材	同 左
6	上野公園14	国有地	615.94		材料置場	工事用資材	同 左

耐震性地下貯水槽及び震災対策用深井戸設置場所一覧

【耐震性地下貯水槽】

令和6年4月現在

設置場所	所在地	容量(ℓ)
三筋保育園内	三筋 2-16-4	40,000
西浅草川村公園内	西浅草 2-21-12	40,000
吉原公園内	千束 4-40-6	40,000
谷中児童遊園内	谷中 3-18-15	30,000

【深井戸】

令和6年4月現在

設置場所	所在地	深さ(m)	揚水能力(ℓ)	備考
上野公園内	上野公園 1	178	毎時 27,000	東京都
隅田公園内	今戸 1-1	170	毎時 10,000	ろ過機、滅菌器、自家発電機
台東育英小学校内	浅草橋 2-26-8	150	毎時 15,000	ろ過機、滅菌器、自家発電機
谷中墓地内	谷中 7-9	150	毎時 15,000	ろ過機、滅菌器、自家発電機
金竜小学校内	千束 1-9-9	100	毎時 10,000	ろ過機、滅菌器、自家発電機
田原小学校内	雷門 1-5-14	100	毎時 9,000	ろ過機、滅菌器、自家発電機 (小型)
東泉小学校内	三ノ輪 1-23-9	100	毎時 18,000	ろ過機、滅菌器、自家発電機 (小型)
石浜小学校内	清川 1-14-21	140	毎時 6,600	ろ過機、滅菌器、自家発電機 (小型)
防災広場 根岸の里	根岸 3-12	100	毎時 7,200	ろ過機、滅菌器、自家発電機
防災広場 初音の森	谷中 5-5	100	毎時 18,000	ろ過機、滅菌器、自家発電機
入谷南公園内	松が谷 3-23-7	100	毎時 12,000	ろ過機、滅菌器、自家発電機 (小型)

浅井戸設置場所一覧

令和6年4月現在

	設置場所	所在地		設置場所	所在地
1	柏葉中学校	下谷 3-1-14	20	大正小学校	入谷 2-23-8
2	ことぶきこども園	寿 1-10-9	21	浅草小学校	花川戸 1-14-15
3	東浅草小学校	東浅草 2-27-19	22	旧柳北小学校	浅草橋 5-1-35
4	松葉小学校	松が谷 1-13-16	23	千束小学校	浅草 4-24-11
5	忍岡小学校	池之端 2-1-22	24	石浜小学校	清川 1-14-21
6	黒門小学校	上野 1-16-20	25	台東区中小企業 振興センター	小島 2-9-10
7	浅草中学校	蔵前 1-3-4	26	たなか多目的セン ター	日本堤 2-25-4
8	防災広場 根岸の里	根岸 3-12	27	上野中学校	上野桜木 1-14-55
9	御徒町台東中学校	台東 4-13-16	28	上野小学校	東上野 6-16-8
10	駒形中学校	北上野 2-15-1	29	蔵前小学校	蔵前 4-19-11
11	旧竜泉中学校	竜泉 2-10-6	30	都立白鷗中学校	元浅草 3-12-12
12	忍岡中学校	上野公園 18-20	31	竹町公園	台東 4-21-3
13	根岸小学校	根岸 3-9-8	32	東上野区民館	東上野 3-24-6
14	富士小学校	浅草 4-48-9	33	田原小学校	雷門 1-5-14
15	桜橋中学校	今戸 2-1-8	34	旧坂本小学校	下谷 1-12-8
16	台東一丁目区民館	台東 1-25-5	35	金竜公園	西浅草 3-25-7
17	金竜小学校	千束 1-9-9	36	産業研修センター	橋場 1-36-2
18	谷中小学校	谷中 2-9-16	37	秋葉原練堀公園	秋葉原 4-1
19	金曾木小学校	根岸 4-16-22	38	橋場公園	橋場 2-19-7

災害時給水ステーション（給水拠点）における確保水量

【給水拠点における確保水量（令和5年4月現在）】

（単位：か所、m³）

給水拠点	区部		多摩地区		計	
	施設数	確保水量	施設数	確保水量	施設数	確保水量
浄水場・給水所等	32	617,980	94	379,170	126	997,150
応急給水槽（1,500 m ³ ）	46	69,000	7	10,500	53	79,500
小規模応急給水槽（100 m ³ ）	26	2,600	7	700	33	3,300
その他	1	2,700	0	0	1	2,700
計	105	692,280	108	390,370	213	1,082,650

【台東区近隣の給水拠点（令和5年4月現在）】

施設名	確保水量(m ³)	所在地	対応避難場所	
応急給水槽	都立上野恩賜公園	1,500,000	台東区 上野公園8-5-1	上野公園一帯
	区立隅田公園 山谷掘広場	100,000	台東区 浅草7-1	隅田公園一帯
	区立日暮里南公園	1,500,000	荒川区 東日暮里5-19-1	谷中墓地
	区立千住 スポーツ公園	1,500,000	足立区 千住緑町2-1-1	隅田公園一帯
	区立文花公園	1,500,000	墨田区 文花1-27-5	隅田公園一帯
本郷給水所	20,000,000	文京区 本郷2-7-29	上野公園一帯 谷中墓地	
南千住給水所	33,300,000	荒川区 南千住8-2-6	隅田公園一帯	

区内災害時臨時離着陸場候補地一覧

【臨時離着陸場候補地】

候補地	所在地	着陸展開面 (m)×(m)	着陸可能機種
台東リバーサイド スポーツセンター 野球場	今戸 1-1-30	144×67	大型
台東リバーサイド スポーツセンター 少年野球場	浅草 7-1-22	60×60	中型
都立上野公園	上野公園 8	40×40	小型
永寿総合病院ヘリポート	東上野 2-23-16	20×15	小型

資料第112

防災備蓄倉庫一覧

【防災備蓄倉庫】

防 災 備 蓄 倉 庫	所 在 地
上 野 7 丁 目 備 蓄 倉 庫	上野7-4-5
浅 草 公 会 堂 付 設 備 蓄 倉 庫	浅草1-38-6
区立忍岡中学校付設備蓄倉庫	上野公園18-20
台 東 複 合 施 設 付 設 備 蓄 倉 庫	台東1-25-5
生涯学習センター付設備蓄倉庫	西浅草3-25-16
清川清掃車庫付設備蓄倉庫	清川2-24-26
北上野1丁目防災備蓄倉庫	北上野1-11-6
根 岸 の 里 備 蓄 倉 庫	根岸3-12
谷中防災コミュニティセンター付設備蓄倉庫	谷中5-6-5

資料第113

食料・生活必需品等の集積地一覧

【食料・生活必需品等の集積地】

物 資 集 積 地	所 在 地
区 役 所	東上野4-5-6
浅 草 公 会 堂	浅草1-38-6
上 野 7 丁 目 備 蓄 倉 庫	上野7-4-5
台 東 複 合 施 設 付 設 備 蓄 倉 庫	台東1-25-5
清川清掃車庫付設備蓄倉庫	清川2-24-26
生涯学習センター付設備蓄倉庫	西浅草3-25-16

災害時に使用可能な車両等一覧

	自動車類					その他			合計
	普通自動車	軽自動車	小型貨物	小型特殊	小計	自転車	手押し車	小計	
総務部	5		3	2	10	90		90	100
文化産業観光部	1				1			0	1
健康部		2	2		4	27		27	31
環境清掃部	3	22		10	35			0	35
土木担当	2	4	7	4	17	3	23	26	43
教育委員会		1			1			0	1
生涯学習推進担当	2				2	12		12	14
合計	13	29	12	16	70	132	23	155	225

都輸送拠点一覧

1 広域輸送基地

平成31年4月1日現在

項目 区分	施設名称	所在地	備考
陸上輸送基地	1 多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256 番地の 5	都総務局
	2 立川地域防災センター	立川市緑町 3233 の 2 外	
	3 京浜トラックターミナル	大田区平和島 2-1-1	日本自動車ターミナル株式会社
	4 板橋トラックターミナル	板橋区高島平 6-1-1	
	5 足立トラックターミナル	足立区入谷 6-1-1	
	6 葛西トラックターミナル	江戸川区臨海町 4-3-1	
海上輸送基地	1 大井食品ふ頭	大田区東海 5・6 丁目	都港湾局
	2 芝浦ふ頭	港区海岸 3 丁目	
	3 辰巳ふ頭	江東区辰巳 3 丁目	
	4 10 号地その 1 多目的ふ頭	江東区有明 3 丁目	
	5 品川ふ頭 (内賀)	港区港南 5 丁目	
	6 中央防波堤内側内賀ふ頭	中央防波堤内側埋立地	
	7 竹芝ふ頭	港区海岸 1 丁目	
	8 日の出ふ頭	港区海岸 2 丁目	
	9 晴海ふ頭	中央区晴海 5 丁目	
	10 フェリーふ頭	江東区有明 4 丁目	
	11 10 号地ふ頭	江東区有明 4 丁目	
	12 大井コンテナふ頭	品川区八潮 2 丁目	東京港埠頭株式会社
	13 中央防波堤外側コンテナふ頭	中央防波堤外側埋立地	
	14 青海コンテナふ頭	江東区青海 3 丁目	
	15 品川ふ頭 (コンテナ)	品川区東品川 5 丁目	
航空輸送基地	1 東京国際空港 (羽田飛行場)	大田区羽田空港	東京航空局
	2 東京都調布飛行場	調布市西町外	都港湾局
	3 東京ヘリポート	江東区新木場 4 丁目	

2 水上輸送基地

平成31年3月末現在

施設名称		所在地	施設名称		所在地
1	新三崎橋	千代田区飯田橋3丁目10番地先	34	番所橋	江東区東砂2丁目14番地先
2	和泉橋	千代田区神田佐久間町1丁目11番地先	35	小名木クローバー橋	江東区北砂1丁目2番地先
3	千代田区庁舎前	千代田区九段南1丁目2番地先	36	新砂緊急用船着場	江東区新砂3丁目
4	月島心頭	中央区豊海町	37	青海客船ターミナル	江東区青海2丁目
5	浜町	中央区日本橋浜町1丁目地先	38	夢の島マリーナ	江東区夢の島3丁目
6	常盤橋	中央区日本橋本石町2丁目1番先	39	夢の島	江東区夢の島地先
7	日本橋	中央区日本橋1丁目9番地先	40	黒船橋	江東区門前仲町1丁目1番地先
8	箱崎町	中央区日本橋箱崎町地先	41	木場六丁目	江東区木場6丁目
9	朝潮運河	中央区晴海3丁目1番先	42	亀戸中央公園	江東区亀戸8丁目
10	新川	中央区新川2丁目地先	43	豊洲三丁目	江東区豊洲3丁目
11	明石町	中央区明石町地先	44	旧中川・川の駅スロープ	江東区大島9丁目
12	お台場海浜公園	港区台場1丁目地先	45	砂町-北-1	江東区潮見1丁目地先
13	芝浦-西-2	港区芝浦4丁目地先	46	東雲-南-1	江東区辰巳1丁目地先
14	芝浦-西-4	港区芝浦2丁目地先	47	豊洲-東-2	江東区枝川1丁目地先
15	芝浦西-西-1	港区芝浦4丁目地先	48	汐見-南-1	江東区枝川3丁目地先
16	芝新-東-5	港区芝浦3丁目地先	49	豊洲-東-7	江東区塩浜1丁目地先
17	高浜-東-2	港区港南3丁目地先	50	汐見-北-5	江東区塩浜2丁目地先
18	高浜-西-3	港区港南3丁目地先	51	豊洲-東-10	江東区越中島3丁目地先
19	日の出棧橋	港区海岸2丁目地先	52	豊洲五丁目スロープ	江東区豊洲5丁目1番地先
20	芝新-西-7	港区芝浦3丁目地先	53	豊洲ぐるり公園	江東区豊洲5丁目1番地先
21	市兵衛河岸	文京区後楽1丁目	54	亀戸	江東区亀戸2丁目1番地先
22	墨田緊急用船着場	墨田区墨田5丁目地先	55	天神橋	江東区亀戸3丁目8番地先
23	おしなり公園	墨田区押上1	56	有明客船ターミナル	江東区有明3丁目
24	両国	墨田区横網1丁目地先	57	大井心頭中央海浜公園	品川区八潮4丁目地先
25	両国2	墨田区横網1丁目地先	58	勝島1丁目	品川区勝島1丁目
26	平井橋	墨田区立花3丁目地先	59	水辺ライン(大井)	品川区勝島1-5
27	吾妻橋	墨田区吾妻橋1丁目先	60	しながわ水族館棧橋	品川区勝島2丁目
28	浅草	台東区花川戸1丁目地先	61	東海橋	品川区北品川2丁目
29	浅草東参道二天門	台東区花川戸2丁目地先	62	品川天王洲棧橋	品川区東品川1丁目
30	桜橋	台東区今戸1丁目地先	63	東品川二丁目防災棧橋	品川区東品川2目
31	越中島	江東区越中島1丁目地先	64	五反田	品川区西五反田1-10
32	扇橋閘門	江東区猿江1丁目地先	65	多摩川二丁目緊急用船着場	大田区多摩川2丁目地先
33	高橋	江東区高橋	66	東京都漁連水産物流センター	大田区京浜島3丁目

施設名称		所在地	施設名称		所在地
67	大森ふるさとの浜辺公園	大田区平和の森公園2番2号	90	東京東部漁協荒天時避難繋船場	葛飾区奥戸7-20番先
68	羽田2、3丁目	大田区羽田2、3丁目	91	北沼公園	葛飾区奥戸8-17番先
69	羽田空港天空橋	大田区羽田空港1丁目	92	第五建設事務所上平井橋係留所	葛飾区東四つ木1-1番先
70	夫婦橋	大田区南蒲田1	93	ミヨシ油脂(株)専用荷揚げ場	葛飾区堀切4-66番先
71	東糀谷六丁目	大田区東糀谷6丁目	94	臨海緊急用船着場	江戸川区清新町1丁目
72	神谷	北区神谷1丁目3番地先	95	上篠崎緊急用船着場	江戸川区上篠崎2丁目地先
73	岩淵緊急用船着場	北区志茂5丁目	96	葛西臨海公園	江戸川区臨海町2丁目地先
	岩淵	北区志茂5丁目41番地先	97	一之江橋	江戸川区新堀1丁目1番地先
74	志茂防災船着場	北区志茂5丁目	98	東篠崎	江戸川区東篠崎2丁目先
75	豊島	北区豊島5丁目5番地先	99	鹿骨新橋	江戸川区松本2
76	北赤羽	北区浮間1丁目1番地先	100	小松川緊急用船着場	江戸川区小松川1丁目地先
77	白鬚西	荒川区南千住8丁目地先	101	新今井橋	江戸川区江戸川4丁目
78	東尾久	荒川区東尾久7丁目地先	102	ふれあい橋	江戸川区平井3-1
79	荒川遊園	荒川区西尾久6丁目地先	103	平井	江戸川区平井6丁目71番地先
80	小豆沢	板橋区小豆沢4丁目地先	104	平井七丁目	江戸川区平井7-2
81	板橋緊急用船着場	板橋区舟渡2丁目	105	なぎさ公園	江戸川区南葛西7-3番地先
82	新田緊急用船着場	足立区新田2丁目地先	106	今井交通公園	江戸川区江戸川4丁目9番先
83	足立緊急用船着場	足立区足立2丁目	107	スポーツランド	江戸川区東篠崎1丁目8番地先
84	千住	足立区千住曙町地先	108	ポニーランド	江戸川区篠崎町3丁目23番地先
85	堀切緊急用船着場	葛飾区堀切1丁目地先	109	船堀	江戸川区船堀1丁目地先
86	柴又緊急用船着場	葛飾区柴又7-19地先	110	西葛西	江戸川区西葛西2丁目地先
87	東立石	葛飾区東立石4-6地先	111	篠崎公園	江戸川区上篠崎1丁目25地先
88	西新小岩	葛飾区西新小岩1丁目地先	112	小岩菖蒲園	江戸川区北小岩4丁目37番先
89	青戸六丁目広場付近護岸	葛飾区青戸6-40地先			

3 地域内輸送拠点

平成31年4月現在

施設名称		所在地	施設名称		所在地
1	九段中等教育学校	千代田区九段北 2-2-1	43	練馬区立光が丘体育館	練馬区光が丘 4-1-4
2	中央区立総合スポーツセンター	中央区日本橋浜町 2-59-1	44	足立区立保木間公園	足立区竹の塚 3-8-1
3	みなとパーク芝浦	港区芝浦 1-16-1	45	都立東綾瀬公園	足立区東綾瀬 3-4
4	新宿区立新宿コズミックスポーツセンター	新宿区大久保 3-1-2	46	都立舎人公園	足立区舎人公園 1-1-
5	文京スポーツセンター	文京区大塚 3-29-2	47	テクノプラザかつしか	葛飾区青戸 7-2-1
6	文京総合体育館	文京区本郷 7-1-2	48	奥戸総合スポーツセンターエイトホール	葛飾区高砂 1-2-1
7	文教シビックセンター	文京区春日 1-16-21	49	江戸川区総合文化センター	江戸川区中央 4-14-1
8	台東区本庁舎	台東区東上野 4-5-6	50	葛西防災施設	江戸川区西葛西 8-17-1
9	墨田区本庁舎	墨田区吾妻橋 1-23-20	51	小松川防災施設	江戸川区小松川 1-7
10	江東区中央防災倉庫	江東区塩浜 1-3-14	52	八王子市甲の原体育館	八王子市中野町 2726-8
11	品川区防災センター	品川区広町 2-1-36	53	片倉つどいの森公園	八王子市片倉町 3506 番地
12	品川学園	品川区北品川 3-9-30	54	あったかホール	八王子市北野町 596-3
13	荏原平塚学園	品川区平塚 3-16-26	55	南大沢文化会館	八王子市南大沢 2-27
14	浜川中学校	品川区東大井 3-18-34	56	エスフォルタアリーナ八王子(八王子市総合体育館)	八王子市狭間町 6-15-9
15	大井競馬場	品川区勝島 2-1-2	57	柴崎市民体育館	立川市柴崎町 6-15-9
16	目黒区総合庁舎	目黒区上目黒 2-19-15	58	泉市民体育館	立川市泉町 786-11
17	大森スポーツセンター	大田区大森本町 2-2-5	59	武蔵野市立武蔵野総合体育館	武蔵野市吉祥寺北町 5-11-20
18	大田区産業プラザ(Pio)	大田区南蒲田 1-20-20	60	元気創造プラザ総合スポーツセンター	三鷹市新川 6-37-1
19	京浜島地区備蓄倉庫	大田区京浜島 3-5-8	61	青梅市本庁舎	青梅市青梅 1-11-1
20	世田谷区立大蔵第二運動場	世田谷区大蔵 4-6	62	青梅市民球戯場	青梅市河辺町 1-872-1
21	国士館	世田谷区世田谷 4-28-1	63	青梅市立第六小学校	青梅市二俣尾 3-903-1
22	羽田クロノゲート(世田谷区)	大田区羽田旭町 11-1	64	明星大学グラウンド	青梅市長淵 2-590
23	渋谷区本庁舎	渋谷区宇田川 1-1	65	府中市役所北庁舎屋内駐車場	府中市宮西町 2-24
24	中野区本庁舎	中野区中野 4-8-1	66	府中市水防・防災ステーション	府中市小柳町 6-1
25	都立総ヶ丘高等学校	中野区鷲宮 5-11-1	67	昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町 5-13-1
26	都立富士高等学校	中野区弥生町 5-21-1	68	大町備蓄倉庫	調布市菊野台 3-27-40
27	杉並区立永福体育館	杉並区永福 1-7-6	69	東京スタジアム	調布市西町 376-3
28	杉並区立上井草スポーツセンター	杉並区上井草 3-34-1	70	小島町備蓄倉庫	調布市小島町 3-98-5
29	杉並区立高円寺体育館	杉並区高円寺南 2-36-31	71	町田市総合体育館	町田市南成瀬 5-12
30	日本通運株式会社 江古田流通センター	練馬区旭丘 1-22-13	72	小金井市役所第2駐車場	小金井市前原町 3-41-15
31	滝野川体育館	北区西ヶ原 2-1-6	73	小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1
32	桐ヶ丘体育館	北区赤羽台 3-17-57	74	小平市役所	小平市小川町 2-1333
33	赤羽体育館	北区志茂 3-46-16	75	小平市民総合体育館	小平市津田町 1-1-1
34	荒川区民会館(サンパール荒川)	荒川区荒川 1-1-1	76	東部出張所	小平市花小金井 1-8-1
35	荒川総合スポーツセンター	荒川区南千住 6-45-5	77	西部出張所	小平市小川西町 4-10-13
36	あわかわ遊園スポーツハウス	荒川区西尾久 8-3-1	78	市民の森ふれあいホール	日野市本町 6-1-3
37	あらかわ遊園運動場	荒川区西尾久 8-3-1	79	東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町 3-30-5
38	東尾久運動場	荒川区東尾久 7-1-1	80	国分寺市民スポーツセンター	小平市上水本町 6-22-1
39	南千住野球場	荒川区南千住 9-45-5	81	市民ひかりスポーツセンター	国分寺市光町 1-46-8
40	板橋区立小豆沢体育館	板橋区小豆沢 3-1-1	82	くにたち市民総合体育館	国立市富士見台 2-48-1
41	板橋区立上板橋体育館	板橋区桜川 1-3-1	83	福生市民会館	福生市福生 2455
42	練馬区立総合体育館	練馬区谷原 1-7-5	84	福生市防災食育センター	福生市熊川 1606-1

施設名称		所在地	施設名称		所在地
85	狛江市民総合体育館	狛江市和泉本町 3-25-1	94	西東京市役所田無庁舎	西東京市南町 5-6-13
86	東大和市本庁舎	東大和市中心 3-930	95	西東京市役所保谷庁舎	西東京市中町 1-5-1
87	清瀬市本庁舎	清瀬市中里 5-842	96	瑞穂スカイホール	瑞穂町箱根ヶ崎 2475
88	武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町 1-1-1	97	元狭山広域防災広場	瑞穂町二本木 487-1
89	武蔵村山市民会館	武蔵村山市本町 1-17-1	98	日の出町本庁舎	日の出町大字平井 2780
90	多摩市立武道館	多摩市諏訪 4-9	99	桧原村本庁舎	桧原村 467-1
91	稲城長峰スポーツ広場	稲城市長峰 3-10-1	100	奥多摩町本庁舎	奥多摩町氷川 215-6
92	羽村市スポーツセンター	羽村市羽加美 1-29-5	101	奥多摩町福祉会館	奥多摩町氷川 199-口
93	あきる野市本庁舎	あきる野市二宮 350			

※東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）〔別冊①資料〕より抜粋

災害時救急医療品一覧

① 医療品

令和6年4月現在

品名	形状寸法	数量	1パックの内訳
包帯	4裂(5本入)	1,100本	20本
//	5裂(4本入)	1,100本	20本
ガーゼ	10m×30cm	1,100包	20包
脱脂綿	500g	110包	2包
副木	大・中・小	440組	8組
三角布	特大	880枚	16枚
油紙	2枚入	550枚	10袋
滅菌覆布	60cm×60cm	385枚	7枚
ビニールシート	1m×1m	165枚	3枚

② 災害用医療資材7点セット

No.	品名	品目 (1セット)	箱色	備蓄数
1	蘇生セット	35	緑	6セット
2	創傷セット	18	青	6セット
3	熱傷セット	15	赤	6セット
4	骨折セット1・2・3号	14	黄	6セット
5	輸血・輸液セット1・2号	20	黒	6セット
6	緊急医薬品セット	26	白	6セット
7	雑セット品	18	茶	6セット

③ 緊急医薬品3点セット

No.	品名	品目(セット)	備蓄数
1	1号セット(蘇生・創傷セット)	48	11セット
2	2号セット(骨折・輸血セット)	44	11セット
3	3号セット(医薬品セット)	44	11セット

④ 緊急医療救護所用医薬品(84品目)

品名	備蓄数
緊急医療救護所用医薬品(84品目)	6セット

救急告示医療機関一覧

令和6年4月現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
公益財団法人ライフ・エクステンション 研究所附属永寿総合病院	東上野 2-23-16	(3833)8381	(3831)9488
浅草寺病院	浅草 2-30-17	(3841)3330	(3847)1452
医療法人社団哺育会 浅草病院	今戸 2-26-15	(3876)1711	(3871)3626
東京都台東区立台東病院	千束 3-20-5	(3876)1001	(3876)1003
医療法人社団正徳会 滝口外科胃腸科整形外科	寿 3-2-7	(3844)2276	(3844)2296

東京都災害拠点病院一覧（区中央部）

令和5年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	へり離着陸
日本大学病院	千代田区神田駿河台 1-6	03-3293-1711	320	○	
三井記念病院	千代田区神田和泉町 1	03-3862-9111	482		
聖路加国際病院	中央区明石町 9-1	03-3541-5151	520	○	
東京都済生会中央病院	港区三田 1-4-17	03-3451-8211	535	○	
東京慈恵会医科大学附 属病院	港区西新橋 3-19-18	03-3433-1111	1,075	○	
北里大学北里研究所病 院	港区白金 5-9-1	03-3444-6161	329		
虎の門病院	港区虎ノ門 2-2-2	03-3588-1111	819		
☆日本医科大学付属病 院	文京区千駄木 1-1-5	03-3822-2131	877	○	○
東京都立駒込病院	文京区本駒込 3-18-22	03-3823-2101	815		
順天堂大学医学部附属 順天堂医院	文京区本郷 3-1-3	03-3813-3111	1,051		○
東京医科歯科大学病院	文京区湯島 1-5-45	03-3813-6111	813	○	○
東京大学医学部付属病 院	文京区本郷 7-3-1	03-3815-5411	1,226	○	○
永寿総合病院	台東区東上野 2-23-16	03-3833-8381	400		○

※東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）[別冊①資料]及び東京都保健医療局ホームページより抜
粋

※☆印は地域災害拠点中核病院を表す。

三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

大規模救出救助活動拠点等一覧

【大規模救出救助活動拠点（屋外施設）】

No.	候補地名称	所在地
1	東京都立木場公園	江東区平野四丁目地内
2	東京都立駒沢オリンピック公園	目黒区東が丘二丁目及び世田谷区駒沢公園各地内
3	東京都立和田堀公園	杉並区大宮二丁目地内
4	東京都立城北中央公園	板橋区桜川一丁目及び練馬区氷川台一丁目各地内
5	東京都立舎人公園	足立区舎人公園地内
6	東京都立水元公園	葛飾区水元公園地内
7	東京都立篠崎公園	江戸川区上篠崎一丁目地内
8	東京都立葛西臨海公園	江戸川区臨海町六丁目地内
9	若洲海浜公園	江東区若洲三丁目
10	東京ビッグサイト	江東区有明三丁目
11	白鬚東地区及び汐入公園	墨田区堤通二丁目地内
12	東京都立代々木公園	渋谷区神南二丁目地内
13	東京都立光が丘公園	練馬区光が丘
14	東京都立大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮四丁目
15	ガス橋緑地少年野球場	大田区下丸子二丁目地先
16	東京都立砧公園	世田谷区砧公園地内
17	東京都立小金井公園	小金井市関野町二丁目地内
18	東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町五丁目地内
19	東京都立武蔵野の森公園	府中市朝日町三丁目地内
20	東京都立川地域防災センター	立川市緑町 3233-2
21	東京都立秋留台公園	あきる野市二宮地内
22	東京都立東村山中央公園	東村山市富士見町五丁目
23	東京都立東大和南公園	東大和市桜が丘三丁目地内
24	東京都立府中の森公園	府中市浅間町一丁目地内
25	東京都立武蔵野中央公園	武蔵野市八幡町二丁目地内
26	八王子市立上柚木公園	八王子市上柚木二丁目地内
27	八王子市立滝が原運動場	八王子市高月町地内
28	八王子市立藤森公園	八王子市台町二丁目地内
29	多摩市立陸上競技場	多摩市諏訪四丁目地内
30	町田市立野津田公園	町田市野津田 2035
31	多摩川グラウンド	日野市万願寺一丁目地先内
32	青梅スタジアム	青梅市今井五丁目地内
33	北野多目的広場	八王子市北野町地内
34	多摩川緑地公園グラウンド	狛江市猪方四丁目地内
35	有明の丘防災拠点（東京臨海広域防災公園）	江東区有明三丁目地内

【大規模救出救助活動拠点（屋内施設）】

No.	候補地名称	所在地
1	中央清掃工場	中央区晴海五丁目2番1号
2	港清掃工場	港区港南五丁目7番1号
3	墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目10番23号
4	有明清掃工場	江東区有明二丁目3番10号
5	新江東清掃工場	江東区夢の島三丁目1番1号
6	品川清掃工場	品川区八潮一丁目4番1号
7	目黒清掃工場	目黒区三田二丁目19番43号
8	大田清掃工場	大田区京浜島三丁目6番1号
9	多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目33番1号
10	世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目1番1号
11	千歳清掃工場	世田谷区八幡山二丁目7番1号
12	渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目35番1号
13	杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目7番6号
14	豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目5番1号
15	北清掃工場	北区志茂一丁目2番36号
16	板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目48番1号
17	練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号
18	光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番1号
19	足立清掃工場	足立区西保木間四丁目7番1号
20	葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目20番1号
21	江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目10番地
22	北野清掃工場	八王子市北野町596番3号
23	昭島市清掃センター	昭島市田中町四丁目3番14号
24	町田リサイクル文化センター	町田市下小山田町3160番
25	多摩清掃工場	多摩市唐木田二丁目1番地1号
26	柳泉園クリーンポート	東久留米市下里四丁目3番10号

※ 東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）[別冊資料①]より抜粋

ハリサイン設置施設一覧

令和5年9月現在

N0	設置場所	住所	標示名
1	根岸小学校	根岸 3-9-8	根 岸 小
2	黒門小学校	上野 1-16-20	黒 門 小
3	蔵前小学校	蔵前 4-19-11	蔵 前 小
4	東浅草小学校	東浅草 2-27-19	東 浅 草 小
5	柏葉中学校	下谷 3-1-29	柏 葉 中
6	忍岡中学校	上野公園 18-20	忍 岡 中
7	区役所本庁舎	東上野 4-5-6	台 東 区 役 所
8	谷中防災コミュニティセンター	谷中 5-6-5	谷 中 コ ミ
9	台東区生涯学習センター	西浅草 3-25-16	生 涯 学 習 C
10	台東リバーサイド スポーツセンター	今戸 1-1-10	台 東 RS SC
11	台東複合施設	台東 1-25-5	台 東 複 合
12	台東区民会館・都立産業 貿易センター台東館	花川戸 2-6-5	台 東 区 民 会 館 産 貿 セ ン タ ー
13	上野警察署	東上野 4-2-4	上 野 警 察
14	浅草警察署	浅草 4-47-11	浅 草 警 察
15	蔵前警察署	蔵前 1-3-24	蔵 前 警 察
16	上野消防署	東上野 5-2-9	上 野 消 防
17	浅草消防署	駒形 1-5-8	浅 草 消 防
18	日本堤消防署	千束 4-1-1	日 本 堤 消 防
19	都営橋場二丁目アパート	橋場 2-16	橋 場 二 AP
20	蔵前工業高校	蔵前 1-3-57	蔵 前 工 業 高
21	都立白鷗高校	元浅草 1-6-22	白 鷗 高
22	都立上野高校	上野公園 10-14	上 野 高
23	都立浅草高校	今戸 1-8-13	浅 草 高
24	都立忍岡高校	浅草橋 5-1-24	忍 岡 高
25	東京文化会館	上野公園 5-45	東 京 文 化 会 館

九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項（都総務局）

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

1 目的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

2 表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

3 表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは妨げない。

- (1) ヘリサインについては、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
- (2) 表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
- (3) 文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し横書きとする。
- (4) 一文字の大きさは、縦4メートル、横4メートル程度とし、文字の間隔は1メートル程度とする。
- (5) 文字の色は、白色、オレンジ色、または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14年4月25日

七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追補

平成19年4月24日

八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成22年4月1日

九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

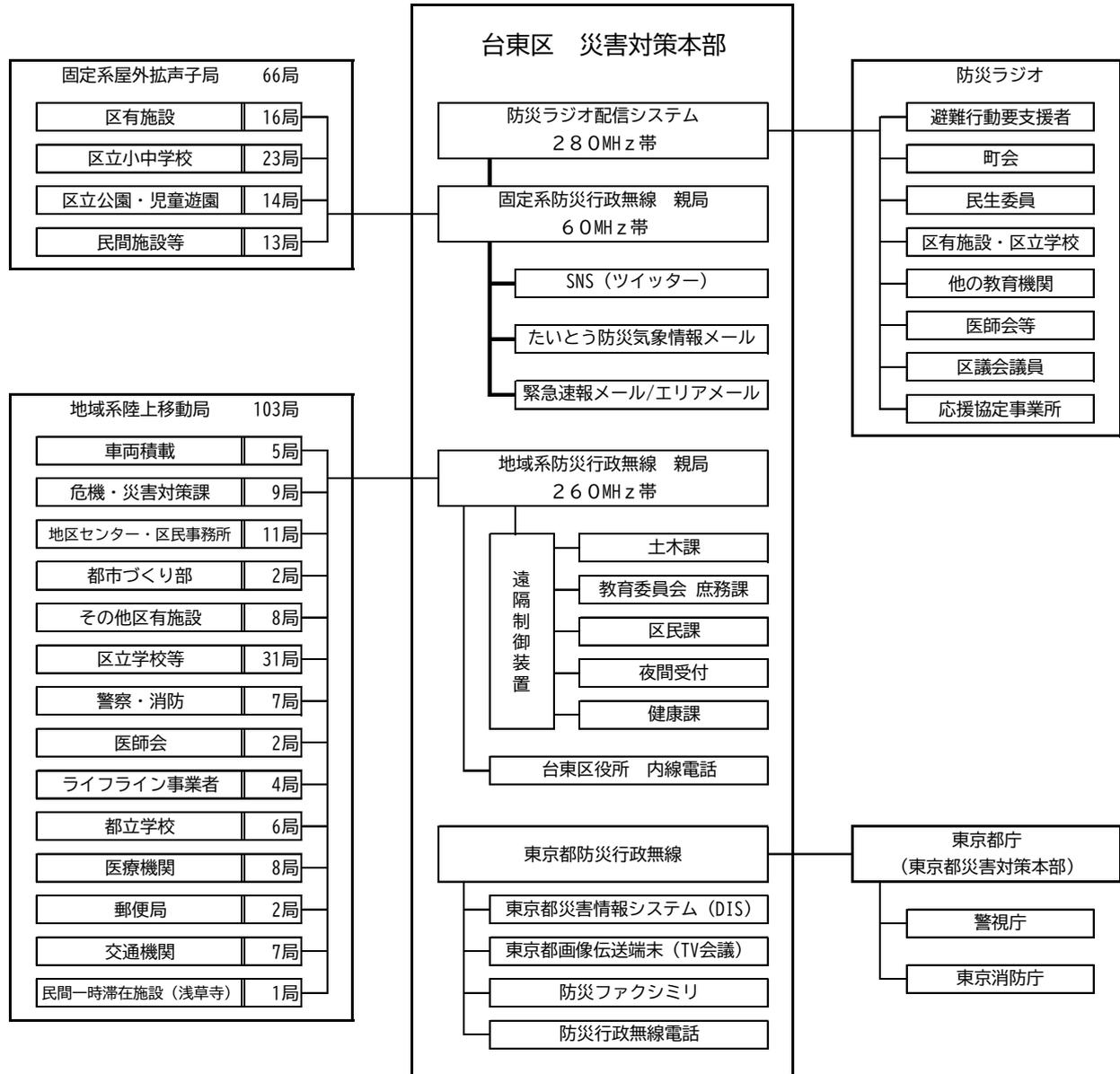
自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定施設（宿舎）

施設名	所在地	収容可能人員	炊飯施設の有・無	使用条件	連絡先	備考
台東区役所本庁舎	東上野 4-5-6	380 人	有 (300 人分)	必要な期間	危機・災害 対策課	10 階 大会議室
台東リバーサイド スポーツセンター 体育館	今戸 1-1-10	1,696 人	無	〃	〃	競技場 武道場

(注) 収容可能人員は、1 人当たり 1.5m²として使用可能面積を除いたものである。

台東区防災行政無線通信システム構成図

令和6年4月末現在



台東区固定系防災行政無線子局設置場所

令和6年4月末現在

整理 番号	設置場所	所在地	区立 学校	区立 公園等	区有 施設等	民間 施設
1	台東複合施設	台東1丁目25-5			○	
2	H F上野ビルディング	上野5丁目6				○
3	平成小学校	台東4丁目21-15	○			
4	御徒町台東中学校	台東4丁目13-16	○			
5	老人福祉センター	東上野2丁目25-14			○	
6	区役所本庁舎	東上野4丁目5-6			○	
7	松坂屋上野店	上野3丁目29-5				○
8	黒門小学校	上野1丁目16-20	○			
9	上野マルイ	上野6丁目15-1				○
10	上野地区センター	池之端1丁目1-12			○	
11	上野公園内旧派出所裏	上野公園8		○		
12	忍岡小学校	池之端2丁目1-22	○			
13	忍岡中学校	上野公園18-20	○			
14	上野中学校	上野桜木1丁目14-55	○			
15	谷中清水町公園	谷中1丁目1-32		○		
16	入谷南公園	松が谷3丁目23-7		○		
17	駒形中学校	北上野2丁目15-1	○			
18	都営下谷一丁目アパート	下谷1丁目2-10				○
19	大正小学校	入谷2丁目23-8	○			
20	(旧)坂本小学校	下谷1丁目12			○	
21	世尊寺	根岸3丁目13-22				○
22	根岸小学校	根岸3丁目9-8	○			
23	防災用根岸職員住宅	根岸2丁目20-9			○	
24	柏葉中学校	下谷3丁目1-29	○			
25	東泉小学校	三ノ輪1丁目23-9	○			
26	竜泉福祉センター	竜泉2丁目10-5			○	
27	金曾木小学校	根岸4丁目16-22	○			
28	谷中小学校	谷中2丁目9-16	○			
29	谷中墓地内こども広場	谷中7丁目5-24		○		
30	谷中防災コミュニケーション	谷中5丁目6-5			○	
31	谷中児童遊園	谷中3丁目17-6		○		
32	東京文具共和会館	柳橋1丁目2-10				○
33	ニューハイツ・サトー	浅草橋1丁目4-2				○

整理番号	設置場所	所在地	区立学校	区立公園等	区有施設等	民間施設
34	浅草中学校	蔵前1丁目3-4	○			
35	台東育英小学校	浅草橋2丁目26-8	○			
36	(旧)柳北小学校	浅草橋5丁目1-35		○		
37	鳥越神社	鳥越2丁目4-1				○
38	特別養護老人ホーム蔵前	蔵前2丁目11-7			○	
39	環境ふれあい館ひまわり	蔵前4丁目14-6			○	
40	小島児童遊園	三筋1丁目9-11		○		
41	浅草消防署	駒形1丁目5-8				○
42	寿児童遊園	寿3丁目16-17		○		
43	都立白鷗中学校	元浅草3丁目12-12	○			
44	中小企業振興センター	小島2丁目9			○	
45	メインステージ元浅草Ⅱ	元浅草2丁目1-18				○
46	駒形公園	雷門2丁目2-3		○		
47	田原小学校	雷門1丁目5-15	○			
48	浅草郵便局	西浅草1丁目1-1				○
49	松葉小学校	松が谷1丁目13-16	○			
50	浅草保健相談センター	花川戸1丁目14-16			○	
51	浅草公会堂	浅草1丁目38-6			○	
52	西浅草川村公園	西浅草2丁目21-12		○		
53	待乳山聖天公園	浅草7丁目4-9		○		
54	北部区民事務所	浅草4丁目48-1			○	
55	千束小学校	浅草4丁目24-11	○			
56	金竜小学校	千束1丁目9-21	○			
57	フレスコ浅草	浅草5丁目33-7				○
58	台東病院	千束3丁目20-5			○	
59	吉原公園	千束4丁目40-6		○		
60	桜橋中学校	今戸2丁目1-8	○			
61	山谷堀公園	東浅草1丁目5-1		○		
62	石浜小学校	清川1丁目14-21	○			
63	東浅草小学校	東浅草2丁目27-19	○			
64	都営橋場2丁目アパート	橋場2丁目16-15				○
65	福祉プラザ清峰会	清川2丁目14-7			○	
66	堤児童公園	日本堤2丁目23-12		○		

台東区地域系防災行政無線子局設置場所

令和6年4月末現在

通番	呼出番号	設置場所	所在地	区有施設	防災関係機関	医療関係機関	学校等
1	201	危機・災害対策課	東上野 4-5-6	○			
2	202	土木課	東上野 4-5-6	○			
3	203	土木事務所	橋場 1-1-1	○			
4	204	土木事務所	橋場 1-1-1	○			
5	205	土木事務所	橋場 1-1-1	○			
6	501	危機・災害対策課	東上野 4-5-6	○			
7	502	危機・災害対策課	東上野 4-5-6	○			
8	503	危機・災害対策課	東上野 4-5-6	○			
9	504	危機・災害対策課	東上野 4-5-6	○			
10	505	危機・災害対策課	東上野 4-5-6	○			
11	301	台東地区センター	台東 1-25-5	○			
12	302	東上野地区センター	東上野 3-24-6	○			
13	303	上野地区センター	池之端 1-1-12	○			
14	304	入谷地区センター	入谷 1-15-6	○			
15	305	西部区民事務所	下谷 3-1-30	○			
16	306	西部区民事務所谷中分室	谷中 5-6-5	○			
17	307	浅草橋地区センター	浅草橋 2-8-7	○			
18	308	南部区民事務所	寿 1-10-12	○			
19	309	雷門地区センター	浅草 1-37-3	○			
20	310	北部区民事務所	浅草 4-48-1	○			
21	311	北部区民事務所清川分室	清川 1-23-8	○			
22	321	土木事務所	東上野 5-14-4	○			
23	322	公園管理事務所	橋場 1-1-1	○			
24	323	台東保健所	東上野 4-22-8	○			
25	324	浅草保健相談センター	花川戸 2-11-10	○			
26	325	台東清掃事務所	今戸 1-6-26	○			
27	326	清川清掃車庫	清川 2-24-26	○			
28	327	生涯学習センター	西浅草 3-25-16	○			
29	328	産業研修センター	橋場 1-36-2	○			
30	329	老人福祉センター	東上野 2-25-14	○			
31	330	福祉プラザ台東清峰会	清川 2-14-7	○			
32	414	上野小学校	東上野 6-16-8				○
33	415	平成小学校	台東 4-21-15				○
34	416	根岸小学校	根岸 3-9-8				○
35	417	東泉小学校	三ノ輪 1-23-9				○
36	418	忍岡小学校	池之端 2-1-22				○
37	421	谷中小学校	谷中 2-9-16				○
38	422	金曾木小学校	根岸 4-16-22				○
39	424	黒門小学校	上野 1-16-20				○
40	425	大正小学校	入谷 2-23-8				○
41	426	浅草小学校	花川戸 1-14-15				○
42	427	台東育英小学校	東上野 4-5-6				○
43	428	蔵前小学校	蔵前 4-19-11				○
44	429	(旧)柳北小学校	浅草橋 5-1-35				○
45	430	東浅草小学校	東浅草 2-27-19				○
46	431	富士小学校	浅草 4-48-9				○
47	432	松葉小学校	松が谷 1-13-16				○
48	433	千束小学校	浅草 4-24-11				○
49	434	石浜小学校	清川 1-14-21				○
50	435	台東区中小企業振興センター	小島 2-9-10				○

通番	呼出番号	設置場所	所在地	区有施設	防災関係機関	医療関係機関	学校等
51	436	田原小学校	雷門 1-5-14				○
52	437	金竜小学校	千束 1-9-9				○
53	438	たなか多目的センター	日本堤 2-25-4				○
54	439	ことぶきこども園	寿 1-10-9				○
55	440	御徒町台東中学校	台東 4-13-16				○
56	441	柏葉中学校	下谷 3-1-29				○
57	442	竜泉福祉センター ※整備中	竜泉 2-10-5				○
58	443	上野中学校	上野桜木 1-14-55				○
59	444	忍岡中学校	上野公園 18-20				○
60	445	浅草中学校	蔵前 1-3-4				○
61	447	都立白鷗中学校	元浅草 3-12-12				○
62	448	駒形中学校	北上野 2-15-1				○
63	449	桜橋中学校	今戸 2-1-8				○
64	450	上野警察署	東上野 4-2-4		○		
65	451	下谷警察署	下谷 3-15-9		○		
66	452	浅草警察署	浅草 4-47-11		○		
67	453	蔵前警察署	蔵前 1-3-24		○		
68	454	上野消防署	東上野 5-2-9		○		
69	455	浅草消防署	駒形 1-5-8		○		
70	456	日本堤消防署	千束 4-1-1		○		
71	457	下谷医師会	東上野 3-38-1			○	
72	458	浅草医師会	雷門 1-10-5			○	
73	459	NTT東日本一南関東 東京東支店	上野 5-24-11		○		
74	460	東京電力パワーグリッド上野支社	竜泉 2-18-6		○		
75	461	東京ガス東京東支店	荒川区南千住 3-13-1		○		
76	462	東京都水道局文京営業所	文京区西片 2-16-23		○		
77	463	白鷗高校	元浅草 1-6-22				○
78	464	浅草高校	今戸 1-8-13				○
79	465	蔵前工業高校	蔵前 1-3-57				○
80	466	上野高校	上野公園 10-14				○
81	468	忍岡高校	浅草橋 5-1-20				○
82	470	台東病院	千束 3-20-5			○	
83	471	同善病院	三ノ輪 2-7-5			○	
84	472	神経科土田病院	上野桜木 1-12-12			○	
85	473	上野病院	東上野 3-23-4			○	
86	474	永寿総合病院	東上野 2-23-16			○	
87	475	浅草寺病院	浅草 2-30-17			○	
88	476	哺育会浅草病院	浅草 2-26-15			○	
89	477	柳橋病院	柳橋 2-20-4			○	
90	478	日本郵便株式会社上野郵便局	下谷 1-5-12		○		
91	479	日本郵便株式会社浅草郵便局	西浅草 1-1-1		○		
92	511	危機・災害対策課	東上野 4-5-6	○			
93	512	危機・災害対策課	東上野 4-5-6	○			
94	513	危機・災害対策課	東上野 4-5-6	○			
95	601	J R東日本上野駅	上野 7-1-1		○		
96	602	京成電鉄上野駅	上野公園 1-60		○		
97	603	東京地下鉄上野駅	東上野 3-19-6		○		
98	604	東京都交通局上野御徒町駅	上野 5-26-6		○		
99	605	東京都交通局南千住営業所	荒川区南千住 2-33-1		○		
100	606	東武鉄道浅草駅	花川戸 1-4-1		○		
101	607	つくばエクスプレス浅草駅	西浅草 3-1-11		○		
102	650	浅草寺	浅草 2-3-1		○		
103	999	危機・災害対策課(統制機能付)	東上野 4-5-6	○			

町会別一時集合場所・避難所・避難場所一覧

令和6年4月現在

地区		町会名	一時集合場所	避難所	避難場所
竹町地区	1	竹町南町会	金刀比羅神社	平成小学校	上野公園一帯
	2	竹町中町会	竹町公園		
	3	台東四丁目町会			
	4	佐竹町会			
	5	二長町町会	台東一丁目区民館	台東一丁目区民館	地区内残留地区
	6	秋葉原町会	秋葉原練塀公園	御徒町台東中学校	上野公園一帯
	7	御徒町一丁目町会	徒一会館前一帯		
	8	御徒町二丁目町会	御徒町公園		
	9	仲徒一丁目町会	仲徒一丁目町会会館付近	黒門小学校	地区内残留地区
	10	長者町一丁目町会	第二協同ビル前付近		
	11	上野南大門町町会	エクセレントビル駐車場前		
東上野地区	12	東上野西町町会	西町公園	老人福祉センター	上野公園一帯
	13	東上野2丁目町会			
	14	東上野徒三町会			
	15	東上野宮元町会	下谷神社周辺	上野小学校	
	16	東上野稲神町会	広徳公園		
	17	東上野神吉町会	東上野児童遊園		
	18	東上野四丁目日本町会	台東区役所前広場		
	19	東上野三丁目中町会	東上野区民館前周辺	東上野区民館	
20	東上野車坂町会	グリーンガーデン上野前 (旧東日本キオスク前)			
上野地区	21	黒門町町会	黒門小学校	黒門小学校	地区内残留地区
	22	東黒門町町会	黒門児童遊園		
	23	坂町同朋町親和会			
	24	長者町二丁目町会			
	25	仲御徒町中町会	御徒町駅南口自転車駐輪場周辺		
	26	上野東広小路会	松坂屋東側路上		
	27	仲徒三四町会	丸井百貨店裏		
	28	下谷町町会	公園前交番		
	29	上野三橋五條町町会	上野4-5-10周辺		
	30	上野町町会			
	31	上野広小路町会	黒門交番		
	32	数寄屋町町会	水上音楽堂前		
	33	池之端仲町町会			
	34	元黒門町会	下町風俗資料館前		
	35	池之端茅町町会	池之端交番	忍岡小学校	上野公園一帯
	36	池之端2丁目町会	忍岡小学校		
	37	池之端3丁目町会	上野動物園通用門前	都立上野高等学校	
	38	池之端4丁目町会	都立上野高等学校第2グラウンド		
	39	上野公園町会	忍岡中学校	忍岡中学校	
	40	上車坂町会	台東区役所前広場		
41	下車坂町会	下車坂町会防災団倉庫前			

地区	町会名	一時集場所	避難所	避難場所
入谷地区	42	根岸二丁目町会	防災用根岸職員住宅前 鶯谷健診センター前	根岸小学校
	43	上根岸町会	鶯谷公園 根岸小学校	
	44	中根岸町会	防災広場根岸の里	
	45	坂本町会	旧坂本小学校跡地暫定広場	忍岡中学校 ※1
	46	坂本二丁目町会		
	47	下谷1丁目町会	台東区社会福祉協議会	大正小学校
	48	入谷町会	入谷地区センター前周辺 クリアシティ入谷前	
	49	仲入谷町会	大正小学校	
	50	入谷中央町会		
	51	本入谷町会	小野照崎神社 曹洞宗正覚寺	
	52	入谷北栄町会	大正公園前	
	53	入谷光和町会	大正小学校	
	54	下谷二丁目町会	浅井商会前	
	55	松が谷四丁目本町会	入谷南公園	駒形中学校
	56	松が谷四丁目東栄会		
	57	松が谷三丁目町会		
	58	北上野町会	新坂本児童遊園	
	59	北上野2丁目町会	山伏公園	
	60	北上野1丁目町会	北上野児童遊園	
	金杉地区	61	金杉一丁目町会	金杉公園
62		下谷東町会		
63		金杉仲通町会		
64		龍泉西部町会	竜泉児童遊園 臨濟宗正燈寺	
65		金杉上町町会	弁天院公園	
66		金杉二丁目町会	都営下谷三丁目アパート町会防災資器材置場前	金曾木小学校
67		下根岸町会	金曾木小学校	上野公園一帯
68		三ノ輪町会	東盛公園	
69		三ノ輪一丁目町会		
70		東三ノ輪町会	三ノ輪児童遊園	
71		竜泉三丁目泉町会	町会中央通り	金曾木小学校 ※2 東泉小学校 ※2 柏葉中学校 ※2
72		竜泉中部町会	一葉記念公園前周辺	
73		龍泉南部町会	竜泉バス停付近	
74		竜泉二丁目町会	旧竜泉中学校正門前	
谷中地区	75	東桜木町会	桜並木通り	上野中学校
	76	上野桜木町会	桜木通り	
	77	天茶親交会	谷中墓地入口前	
	78	谷中町町会	吉田屋酒店周辺	
	79	天王寺町会	谷中墓地内天王寺駐在所前	谷中小学校
	80	谷中真島町会	あかじ坂一帯	
	81	谷中南町町会	日蓮宗瑞輪寺	
	82	谷中三崎町会	特別養護老人ホーム谷中前	
	83	北町緑会	日蓮宗安立寺前	
	84	谷中親和会	山田ビル周辺(旧菊之湯)	
	85	初音町一丁目町会	明王院前	
	86	初三親和会	日蓮宗長明寺 岡倉天心記念公園	
	87	谷中初四町会	初音児童遊園 谷中児童遊園	
	88	谷中坂町町会	玉林寺	

※1 旧坂本小学校の新たな活用が実施されるまでの間、旧坂本小学校から忍岡中学校に避難所を変更しています。

※2 旧竜泉中学校を避難所としていた3町会は、令和6年10月まで避難所をそれぞれ変更しています。

地区		町会名	一時集合場所	避難所	避難場所	
浅草橋地区	89	浅草橋一丁目西町会	ビューリック浅草橋ビル (旧福井中学校)	台東育英小学校	上野公園一带	
	90	浅草橋1丁目協和町会				
	91	浅草橋新福井町会	台東育英小学校			
	92	浅草橋3丁目町会				
	93	浅草橋3丁目蔵元町会				
	94	浅草橋1丁目町会	浅草橋公園			旧柳北小学校
	95	鳥越二丁目町会	鳥越神社			
	96	浅草橋4丁目町会	柳北公園			
	97	浅草橋5丁目柳北町会				
	98	浅草橋柳二町会	浅草中学校			浅草中学校
	99	柳橋町会				
100	鳥越1丁目町会	NBK浅草橋ビル前周辺		都立忍岡高等学校		
101	蔵前一丁目町会	御蔵前公園	都立蔵前工業高等学校			
浅草寿地区	102	浅草小島一丁目町会	小島公園	台東区中小企業振興 センター	上野公園一带	
	103	小島二丁目東町会				
	104	小島二丁目西町会				
	105	都営小島アパート自治会 ※3	小島ビル前	蔵前小学校		
	106	東三筋町会	精華公園			
	107	蔵前三桂町会				
	108	精華町会				
	109	西三筋町会				
	110	蔵前三・四丁目町会	タイガービル前			都立白鷗中学校
	111	蔵前中央町会	蔵前4-6-10周辺 (旧みずほ銀行浅草支店蔵前出張所前)			
	112	元蔵三町会	蔵前公園			
	113	三筋二丁目町会	三筋老人福祉館前	都立白鷗高等学校		
	114	元浅草三丁目町会	都立白鷗中学校			
			ことばきこども園			
	115	阿部川町会	菊屋橋公園			
	116	菊屋橋町会				
	117	元浅草七軒町会	都立白鷗高等学校	都立白鷗高等学校		
	118	元浅草永住町会				
	119	南松山町町会				
	120	南清島町町会				
121	元浅草2丁目町会稲和会	済美公園	ことばきこども園			
122	浅草寿町一丁目町会					
123	浅草寿町二丁目町会					
124	栄久町会	ことばきこども園	ことばきこども園			
125	浅草寿町三丁目町会			ムラタビル付近		
126	浅草寿町三丁目東町会	寿三丁目東町会会館前	田原小学校			
127	浅草駒形南町会	浅草通り交差路				
128	駒形町会					
129	浅草寿町四丁目町会	寿四丁目町会町会事務所前		隅田公園一带		

※3 令和3年12月より休止中

地区		町会名	一時集合場所	避難所	避難場所
雷門地区	130	西浅草一丁目町会	東本願寺	田原小学校	上野公園一帯
	131	西浅草2丁目東町会			
	132	浅草芝崎町東町会	金竜公園	生涯学習センター	
	133	浅草芝崎町西町会			
	134	浅草芝崎町中町会			
	135	西浅草3丁目北部町会			
	136	松が谷1丁目町会			
	137	松葉町会	松葉公園	松葉小学校	
			臨済宗海禅寺		
	138	西浅草2丁目西町会	西浅草川村公園	上野小学校	
	139	東上野六丁目南町会	清島児童遊園		
	140	東上野六丁目北町会	上野小学校		
	141	雷門田原町会	田原公園	田原小学校	
	142	雷門西部町会			
	143	雷門東部町会	駒形公園（江戸通り含む）	田原小学校	
	144	雷門中部町会			
	145	浅草1丁目三栄町会	浅草寺	浅草小学校	
	146	浅草東町会			
147	浅草中央町会				
148	浅草西町会				
149	浅草公園町会				
150	仲見世町会				
151	浅草馬道一丁目町会				
152	花川戸一丁目町会	花川戸公園	浅草小学校		
153	花川戸二丁目町会				
馬道地区	154	千束一丁目南町会	金竜小学校	金竜小学校	
	155	千束二丁目光月町会			
	156	千束2丁目西町会	国際通り（千束2-25角 駐車場周辺）		
	157	浅草千和町会	国際通り（千束1-19先 防災倉庫周辺）		
	158	大鳥町会	鷲神社	千束小学校	
			長國寺		
	159	千束3丁目千吉町会	花園公園		
			N T T吉原前		
	160	京町二丁目町会	京町公園 吉原公園		千束小学校
	161	京町一丁目町会			
	162	千束四丁目角町町会			
	163	揚屋町会			
	164	千束四丁目江戸二町会			
	165	江戸町一丁目町会			
	166	浅草二丁目町会			
	167	浅草三丁目東町会	みずほ銀行千束町支店前		
	168	浅草中町会	千束公園		千束小学校
			千束小学校		
169	千草町会	千草公園	富士小学校		
170	浅草3丁目象一町会	浅草三業会館付近			
171	浅草象瀧町会	富士公園			
172	浅草象三町会				
173	浅草馬三町会				
174	浅草馬二町会	富士小学校			
175	猿若町会	隅田公園（山谷堀広場）		隅田公園一帯	
176	田町聖横町会	台東聖天前郵便局			
177	聖天町会	待乳山聖天公園			

地区		町会名	一時集合場所	避難所	避難場所
清川地区	178	浅草五一町会	山谷堀公園	都立浅草高等学校	隅田公園一帯
	179	今戸1丁目町会	隅田公園		
	180	吉野町会	吉野公園		
	181	堤町会	日本堤公園	東浅草小学校	
	182	東浅草2丁目中町会			
	183	日本堤本町会	東浅草小学校 吉原公園		
	184	日本堤1丁目中央町会	日本堤1丁目3番先中央町会中通り		
	185	日本堤2丁目西町会	堤児童公園 たなか多目的センター	たなか多目的センター	
	186	浅草町二町会	町会事務所前 松浦宅前		
	187	日本堤2丁目東町会	たなか多目的センター		
	188	今戸2丁目町会	隅田公園	桜橋中学校	
	189	今三町会	今戸公園（その周辺を含む）	産業研修センター	
	190	橋場一丁目町会	曹洞宗福寿院		
	191	橋場2丁目町会	都営橋場二丁目アパート内公園	石浜小学校	
	192	東清南町会	吉野通り（東浅草交番前）		
	193	浅草東清町会	吉野通り（東浅草2-17-15周辺）		
	194	清川町会	玉姫稲荷神社 清川公園		
195	石浜一丁目町会	石浜公園			
196	石浜2丁目町会				
197	石浜3丁目町会	清川駐車場			
198	浅草町一町会	福祉プラザ台東清峰会	福祉プラザ台東清峰会		

避難所施設一覧

令和6年7月現在

施設名	所在地	電話	構造	避難予定町会
上野小学校	東上野 6-16-8	3842-5356	鉄筋コンクリート	東上野六丁目南町会、東上野六丁目北町会、東上野宮元町会、東上野橋神町会、東上野神吉町会、東上野四丁目日本町会
平成小学校	台東 4-21-15	3831-1530	〃	竹町南町会、竹町中町会、台東四丁目町会、佐竹町会
根岸小学校	根岸 3-9-8	3876-2411	〃	根岸二丁目町会、上根岸町会、中根岸町会
東泉小学校	三ノ輪 1-23-9	3876-2747	〃	三ノ輪町会、三ノ輪一丁目町会、東三ノ輪町会、竜泉三丁目泉町会、龍泉南部町会(令和6年10月まで)
忍岡小学校	池之端 2-1-22	3822-4661	〃	池之端茅町町会、池之端2丁目町会
谷中小学校	谷中 2-9-16	3828-9218	〃	天王寺町会、谷中真島町会、谷中南町町会、谷中三崎町会、北町緑会、谷中親和会、初音町一丁目町会、初三親和会、谷中初四町会
金曾木小学校	根岸 4-16-22	3876-3701	〃	金杉二丁目町会、下根岸町会、竜泉中部町会(令和6年10月まで)
黒門小学校	上野 1-16-20	3831-6039	〃	黒門町会、東黒門町会、坂町同朋町親和会、長者町二丁目町会、仲御徒町中町会、上野東広小路会、仲徒三四町会、下谷町町会、上野三橋五條町町会、上野町町会、上野広小路町会、数寄屋町町会、池之端仲町町会、元黒門町町会
大正小学校	入谷 2-23-8	3876-5592	〃	入谷町会、仲入谷町会、入谷中央町会、本入谷町会、入谷北栄町会、入谷光和町会、下谷二丁目町会
浅草小学校	花川戸 1-14-15	3841-1575	〃	浅草1丁目三栄町会、浅草東町会、浅草中央町会、浅草西町会、浅草公園町会、仲見世町会、浅草馬道一丁目町会、花川戸一丁目町会、花川戸二丁目町会
台東育英小学校	浅草橋 2-26-8	3851-3600	〃	浅草橋一丁目西町会、浅草橋1丁目協和町会、浅草橋新福井町会、浅草橋3丁目町会、浅草橋3丁目蔵元町会、浅草橋1丁目町会、鳥越二丁目町会
蔵前小学校	蔵前 4-19-11	3851-1535	〃	東三筋町会、蔵前三柱町会、精華町会、西三筋町会、蔵前三・四丁目町会、蔵前中央町会、元蔵三町会
東浅草小学校	東浅草 2-27-19	3875-0035	〃	堤町会、東浅草2丁目中町会、日本堤本町会、日本堤1丁目中央町会
富士小学校	浅草 4-48-9	3874-9361	〃	浅草3丁目象一町会、浅草象鵜町会、浅草象三町会、浅草馬三町会、浅草馬二町会、猿岩町会、田町聖蹟町会、聖天町会
松葉小学校	松が谷 1-13-16	3841-2627	〃	松が谷1丁目町会、松葉町会、西浅草2丁目西町会
千束小学校	浅草 4-24-11	3876-3717	〃	大島町会、千束3丁目千吉町会、京町二丁目町会、京町一丁目町会、千束四丁目角町町会、揚屋町会、千束四丁目江戸二町会、江戸町一丁目町会、浅草二丁目町会、浅草三丁目東町会、浅草中町会、千草町会
石浜小学校	清川 1-14-21	3875-0032	〃	橋場2丁目町会、東清南町会、浅草東清町会、清川町会、石浜一丁目町会、石浜2丁目町会、石浜3丁目町会、清三町会
田原小学校	雷門 1-5-14	3841-1656	〃	雷門田原町会、雷門西部町会、雷門東部町会、雷門中部町会、西浅草一丁目町会、浅草寿町四丁目町会、駒形南町会、浅草駒形町会
金竜小学校	千束 1-9-9	3871-9893	〃	千束一丁目南町会、千束二丁目光町会、千束2丁目西町会、浅草千和町会
旧柳北小学校	浅草橋 5-1-35		〃	浅草橋4丁目町会、浅草橋5丁目柳北町会、浅草橋柳二町会
台東区中小企業 振興センター	小島 2-9-18	5829-4128	〃	小島一丁目町会、小島二丁目東町会、小島二丁目西町会、都営小島アパート自治会(令和3年12月より休止中)
たなか多目的センター	日本堤 2-25-4		〃	日本堤2丁目西町会、浅草町二町会、日本堤2丁目東町会

ことぶきこども園	寿 1-10- 9	3841-4719	//	浅草寿町一丁目町会、浅草寿町二丁目町会、栄久町会、浅草寿町三丁目町会、浅草寿町三丁目東町会
御徒町台東中学校	台東 4-13-16	3831-3787	//	御徒町一丁目町会、御徒町二丁目町会、仲徒一丁目町会、仲御徒町中町会
柏葉中学校	下谷 3-1-29	3876-3341	//	金杉一丁目町会、下谷東町会、金杉仲通町会、龍泉西部町会、金杉上町町会、竜泉二丁目町会（令和6年10月まで）
上野中学校	上野桜木 1-14-55	3828-5458	//	東桜木町会、上野桜木町会、天茶親交会、谷中町町会
忍岡中学校	上野公園 18-20	3828-7241	//	上野公園町会、上車坂町会、下車坂町会、坂本町会、坂本二丁目町会、下谷1丁目町会
浅草中学校	蔵前 1-3-4	3866-5169	//	柳橋町会 浅草橋一丁目西町会、浅草橋1丁目協和町会、浅草橋新福井町会、浅草橋3丁目町会、浅草橋3丁目蔵元町会、浅草橋1丁目町会、鳥越二丁目町会 （令和3年9月より）
駒形中学校	北上野 2-15-1	3844-2089	//	松が谷四丁目日本町会、松が谷四丁目東栄会、松が谷三丁目町会、北上野町会、北上野2丁目町会、北上野1丁目町会
桜橋中学校	今戸 2-1-8	3876-2277	//	今戸2丁目町会、今三町会
竜泉福祉センター	竜泉 2-10-5		//	竜泉中部町会、龍泉南部町会、竜泉二丁目町会 ※ 竜泉福祉センターを避難所としていた3町会は、令和6年10月まで避難所をそれぞれ変更しています。
白鷗高等学校 附属中学校	元浅草 3-12-12	5830-1731	//	三筋二丁目町会、元浅草三丁目町会、阿部川町会、菊屋橋町会 白鷗高等学校附属中学校を
白鷗高等学校	元浅草 1-6-22	3843-5678	//	元浅草七軒町会、元浅草永住町会、南松山町町会、南清島町町会、元浅草2丁目町会稲和会
忍岡高等学校	浅草橋 5-1-24	3863-3131	//	鳥越1丁目町会
浅草高等学校	今戸 1-8-13	3874-3183	//	浅草五一町会、今戸1丁目町会、吉野町会
蔵前工業高等学校	蔵前 1-3-57	3862-4488	//	蔵前一丁目町会
上野高等学校	上野公園 10-14	3821-3706	//	池之端三丁目町会、池之端4丁目町会、谷中坂町町会
台東一丁目区民館	台東 1-25-5	3834-4408	//	二長町町会、秋葉原町会
東上野区民館	東上野 3-24-6	5807-1520	//	東上野三丁目中町会、東上野車坂町会
老人福祉センター	東上野 2-25-14	3833-6541	//	東上野西町町会、東上野2丁目町会、東上野佐三町会
生涯学習センター	西浅草 3-25-16	5246-5814	//	西浅草2丁目東町会、浅草芝崎町東町会、浅草芝崎町西町会、浅草芝崎町中町会、西浅草3丁目北部町会
産業研修センター	橋場 1-36-2	3872-6780	//	橋場一丁目町会
福祉プラザ台東清峰会	清川 2-14-7	5824-5630	//	浅草町一町会

旧坂本小学校を避難所にしていた3町会（坂本町会、坂本2丁目町会、下谷1丁目町会）は当面の間、忍岡中学校に避難所を変更しています。

旧下谷小学校を避難所にしていた4町会（東上野宮元町会、東上野稲神町会、東上野神吉町会、東上野四丁目日本町会）は当面の間、上野小学校に避難所を変更しています。

避難場所と割当区分

平成30年6月現在

避難場所番号 避難場所	台東区 町丁名	台東区 町丁数	有効面積 (総面積)	避難計画 人口	1人当り 面積	最遠地点 距離
27 谷中墓地	谷中1、2、3、4、5、6、7 上野桜木1の一部と2	9	61,639 m ² (143,653 m ²)	35,625人 (荒川区含む)	1.73 m ²	0.9 km
28 上野公園一带	上野桜木1の一部 池之端1、2、3、4 上野公園 上野7 根岸1、2、3、4、5 下谷1、2、3 台東1、2、3、4 東上野1、2、3、4、5、6 北上野1、2 松が谷1、2、3、4 浅草2、3、4、5の各一部 浅草橋1、2、3、4、5 柳橋1、2 寿1、2 入谷1、2 千束1、2、3と4の一部 日本堤2の一部 竜泉1、2、3 三ノ輪1、2 元浅草1、2、3、4 小島1、2 西浅草1、2、3 三筋1、2 蔵前1、2、3、4 鳥越1、2	73	430,844 m ² (703,457 m ²)	198,803人 (荒川区含む)	2.17 m ²	2.2 km
166 隅田公園一带	寿3、4 駒形1、2 雷門1、2 花川戸1、2 浅草1、6、7と2、3、4、5 の各一部 千束4の一部 東浅草1、2 日本堤1と2の一部 今戸1、2 清川1、2 橋場1、2	26	79,068 m ² (101,988 m ²)	50,166人 (台東区のみ)	1.58 m ²	1.3 km

地区内残留地区

番号	地区名	面積 (ha)	地区内退避人口
301	千代田区(全域) 台東区(秋葉原と 上野1、2、3、4、5、6)	1,174	845,522人

区内帰宅困難者一時滞在施設等一覧

◎帰宅困難者一時滞在施設

【都立施設】

No.	施設名称	所在地
1	忍岡高等学校	台東区浅草橋 5-1-24
2	浅草高等学校	台東区今戸 1-8-13
3	東京文化会館	台東区上野公園 5-45
4	上野グリーンサロン	台東区上野公園 7-47
5	東京都美術館	台東区上野公園 8-36
6	上野高等学校	台東区上野公園 10-14
7	台東都税事務所	台東区雷門 1-6-1
8	蔵前工業高等学校	台東区蔵前 1-3-57
9	産業貿易センター台東館	台東区花川戸 2-6-5
10	白鷗高等学校	台東区元浅草 1-6-22

【区立施設】

No.	施設名称	所在地
1	根岸社会教育館	台東区根岸 5-18-13
2	区役所本庁舎	台東区東上野 4-5-6
3	浅草文化観光センター	台東区雷門 2-18-9
4	台東リバーサイドスポーツセンター	台東区今戸 1-1-10
5	台東区民会館	台東区花川戸 2-6-5
6	浅草公会堂	台東区浅草 1-38-6
7	上野中央通り地下駐車場	台東区上野 2-13 先
8	雷門地下駐車場	台東区雷門 2-18 先

◎徒歩帰宅支援施設

No.	施設名称	所在地
1	下町風俗資料館付設展示場(旧吉田屋酒店)	台東区上野桜木 2-10-6
2	書道博物館(本館・中村不折記念館)	台東区根岸 2-10-4
3	奏楽堂	台東区上野公園 8-43
4	下町風俗資料館	台東区上野公園 2-1
5	朝倉彫塑館	台東区谷中 7-18-10
6	一葉記念館	台東区竜泉 3-18-4
7	環境ふれあい館	台東区蔵前 4-14-6
8	清川清掃車庫	台東区清川 2-24-26

大地震発生!!

身の安全を確保

特に上から落ちてくるもの、倒れてくるものに注意が必要です。

施設内で被災

施設外で被災

むやみに移動しない（原則72時間）

一斉に駅などに向かうと、混乱につながり大変危険です。
【施設内待機】 建物が安全であれば、事業所や学校等に待機しましょう。
【安否の確認】 家族や知人に安否情報を伝えましょう。

地震により建物が損傷し危険！
大きな火災により、危険が迫っている！

避難場所へ移動（上野公園一帯・谷中墓地・隅田公園一帯）

一時滞在施設開設までの間、避難場所待機しましょう。

【一時滞在施設】順次開設後

一時滞在施設へ移動

避難場所から、指定された一時滞在施設へ徒歩で移動します。

状況が落ち着いたら

運転再開した交通機関や徒歩で帰宅

避難所

(区立の小・中学校など)

地域の避難所は、地域住民のために開設されます。

原則として、**帰宅困難者は利用できません。**

むやみに移動しない!

台東区
帰宅困難者
防災ガイド

一斉帰宅の抑制

- 人命救助最優先
災害発生時、大量の帰宅困難者が一斉に帰ろうとして道路が塞がると、警察・消防・自衛隊の車両が現場に到着できず、消火・救助・救命活動ができません。
- 二次被害の防止
災害発生後すぐに帰宅するのは余震による建物崩壊や群衆雪崩などの二次被害に遭うおそれもあり、大変危険です。
- むやみに移動しない
災害発生時はむやみに移動せず、できるだけ安全な場所に留まりましょう。

日ごろからの心がけ

- 災害時に帰宅できないことを念頭に、家族や知人との連絡体制を確保しておきましょう。
- 事業所は、災害時に施設内で待機できるよう備蓄品などを準備しておきましょう。

上野駅周辺滞留者対策推進協議会

事務局：台東区危機・災害対策課 03-5246-1094
令和2年1月版

台東区防災アプリ配信中

- 「帰宅困難者支援候補施設」や「帰宅困難者防災ガイド」を確認できます。
- 「防災地図」や「水害ハザードマップ」などの資料を提供しているほか、東京都等の防災情報にリンクしており、平時から防災に関する情報が閲覧できます。
- 「英語」「中国語(繁体字・簡体字)」「韓国語」に対応しています。
- GPS機能により、オンラインマップ上で現在の把握ができます。
- 電波が途切れても、オフラインマップにより、避難行動を支援します。

(Android 用)

(iPhone 用)

安否確認の方法

「NTT東日本災害用伝言ダイヤル(171)」や携帯電話の災害用伝言板サービスを活用し、家族や知人とお互いの安否を確認しましょう。

災害用伝言ダイヤル

171

→ 伝言を「登録」する場合 1 の後
→ 伝言を「再生」する場合 2 の後

電話番号(固定電話は市外局番から入力)

通信各社の災害伝言板QRコード

docomo

au

Softbank

正しい情報収集

混乱を避けるため、正確な情報を収集して、落ち着いて行動しましょう。災害時には、以下のサイトから帰宅支援や被害情報などが入手できます。

東京都防災ホームページ
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp>

東京都防災Twitter
@tokyo_bousai (ID:tokyo_bousai)

台東区ホームページ
<http://www.city.taito.lg.jp/>

台東区Twitter
@taito_city

帰宅困難者用支援施設

災害発生時に、休憩やトイレの利用、災害情報の提供など帰宅困難者への支援を行うための施設です。

一時滞在候補施設

戻らな場所のない帰宅困難者が滞在できる施設です。滞在期間は、交通機関が復旧し帰宅が可能となるまでの最大3日間です。

台東区帰宅困難者用支援施設マップ(裏面)での表記がされている施設です。

徒歩帰宅支援候補施設

帰宅困難者に対して、一時的な休憩やトイレの利用、テレビ等で情報提供を行う施設です。

台東区帰宅困難者用支援施設マップ(裏面)での表記がされている施設です。

災害時帰宅支援ステーション

災害発生時に水道水やトイレ、情報の提供を受けられることができる店舗です。(コンビニエンスストアやガソリンスタンドなど)

目印はこのステッカーが掲示されている店舗です。

令和5年10月末現在

協定締結先一覧及び各都県市店舗数

No	協定の相手方	埼玉県	さいたま市	千葉県	千葉市	東京都	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	合計	協定締結年月日
1	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	1,233	(226)	1,165	(174)	2,881	1,491	(533)	(263)	(136)	6,770	平成17年8月31日
2	山崎製パン株式会社	65	(16)	121	(23)	128	76	(32)	(8)	(4)	390	
3	株式会社ファミリーマート	784	(156)	636	(111)	2,433	989	(421)	(168)	(75)	4,842	
4	ミニストップ株式会社	130	(24)	167	(39)	239	115	(34)	(17)	(11)	651	
5	株式会社ローソン	694	(106)	595	(99)	1,666	1,060	(423)	(189)	(80)	4,015	
6	株式会社吉野家	78	(16)	62	(12)	193	88	(32)	(17)	(7)	421	
7	株式会社ポプラ	16	(3)	27	(7)	36	14	(8)		(1)	93	平成17年9月22日
8	山田食品産業株式会社	79	(9)	9	(2)	16	10			(4)	114	
9	株式会社セブン&アイフードシステムズ	26	(6)	35	(5)	97	55	(17)	(8)	(2)	213	平成19年2月8日
10	ロイヤルフードサービス株式会社 (旧登録名：ロイヤルホールディングス株式会社)	19	(6)	16	(5)	92	34	(14)	(3)	(4)	161	
11	株式会社モスフードサービス	67	(16)	52	(9)	181	83	(38)	(14)	(5)	383	平成20年6月11日
12	株式会社壱番屋	58	(11)	43	(7)	165	55	(23)	(10)	(5)	321	平成22年8月20日
13	ワタミ株式会社	17	(5)	14	(2)	87	26	(15)	(3)	(2)	144	平成23年6月20日
14	チムニー株式会社	5		9	(4)	17	6	(3)	(1)		37	
15	株式会社第一興商	「埼玉県カラオケ業防災協会」 「千葉県カラオケ事業者防災協会」									平成23年9月1日	
16	株式会社B&V	「東京カラオケボックス事業者防犯協会」 「神奈川県カラオケボックス協会」の欄に記載										
17	サガミレストランツ株式会社	4				4	3		(1)		11	平成24年8月31日
18	味の民芸フードサービス株式会社	2	(1)	8		18	11	(4)	(3)	(2)	39	

No	協定の相手方	埼玉県	さいたま市	千葉県	千葉市	東京都	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	合計	協定締結年月日
19	埼玉県カラオケ業防犯協会	179	(35)								179	平成 24 年 9 月 19 日
20	千葉県カラオケ事業者防犯協会			142	(24)						142	
21	東京カラオケボックス事業者防犯協会					568					568	
22	神奈川県カラオケボックス協会						261	(95)	(47)	(21)	261	
23	サトフードサービス株式会社	5	(1)	3		15	6	(2)	(1)	(1)	29	平成 24 年 12 月 1 日
24	株式会社ダスキン	22	(4)	22	(4)	53	25	(9)	(4)	(2)	122	平成 25 年 3 月 11 日
25	タリーズコーヒージャパン株式会社	10	(1)	8	(2)	79	26	(10)	(5)	(2)	123	
26	株式会社ストロベリーコーンズ	1				18	5	(2)	(2)		24	平成 25 年 10 月 8 日
27	株式会社オートバックスセブン	30	(4)	30	(3)	29	34	(11)	(4)	(3)	123	平成 26 年 11 月 6 日
28	ケアパートナー株式会社	4		11		6	5	(2)	(1)	(2)	26	令和 2 年 3 月 25 日
29	株式会社共和コーポレーション	1				1					2	令和 4 年 2 月 28 日
小計 1		3,529	646	3,175	532	9,022	4,478	1,728	769	369	20,204	
30	ガソリンスタンド	682	(95)	728	(79)	791	600	(213)	(84)	(53)	2,801	
31	都立学校（東京都のみ）					216					216	
32	日産自動車系販売店（東京都のみ）					110					110	平成 26 年 12 月 19 日
33	トヨタ自動車系販売店（東京都のみ）			1		329					330	平成 27 年 12 月 21 日
34	農業協同組合等（東京都のみ）					54					54	平成 28 年 11 月 2 日
35	関東マツダ系販売店	45	(9)			47	12	(9)	(2)	(1)	104	令和 2 年 3 月 27 日
36	神奈川県（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市）締結分						4,089	(1,504)	(524)	(337)	4,089	
小計 2		727	104	729	79	1,547	4,701	1,726	610	391	7,704	
合計		4,256	750	3,904	611	10,569	9,179	3,454	1,379	760	27,980	

※カッコ書き（政令市分）の数字は、内数

帰宅支援の対象道路（16路線）

① 放射線状路線

- 1 第一京浜（日本橋～六郷橋）
- 2 第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）
- 3 中原街道（中原口～丸子橋）
- 4 玉川通り（三宅坂～二子橋）
- 5 甲州街道（桜田門～八王子）
- 6 青梅街道・新青梅街道（新宿大ガード西～箱根ヶ崎）
- 7 川越街道（本郷3～東埼橋）
- 8 中山道（宝町3～戸田橋）
- 9 北本通り（王子駅～新荒川大橋）
- 10 日光街道（日本橋元標～水神橋）
- 11 水戸街道（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
- 12 蔵前橋通り（湯島1～市川橋）
- 13 井の頭通り（大原2～関前）
- 14 五日市街道（関前～福生）

② 環状路線

- 1 環状7号線
- 2 環状8号線

東京都の津波予報区



東京都が該当する津波予報区

津波予報区	区域	対応する東京都の区市町村
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）、東京都（特別区に限る。）、神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）	江戸川区、江東区、中央区、港区、品川区、大田区
伊豆諸島	東京都（大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁に限る。）	大島町、新島村、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
小笠原諸島	東京都（小笠原支庁に限る。）	小笠原村

※ 東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）[別冊①資料]より抜粋

災害用トイレ現況

マンホール対応型仮設トイレの状況

令和6年4月現在

名称	形式	数量	備考
マンホール対応型仮設トイレ	下水道直結	436基	避難所、公園、防災広場に配備

埋設トイレ

令和6年4月現在

N0	場所 (所在地)	床下ピットの容量	貯留可能量
1	千束公園 浅草 4-24-7	4,000ℓ	2,285人分
2	金竜小学校 千束 1-1-9	4,000ℓ	2,285人分
合計		8,000ℓ	4,570人分

備考：貯留可能量は1.75ℓ/日・人で割り返した1日当たりの量。

災害時対応型公衆便所

令和6年4月現在

N0	場所 (所在地)	床下ピットの容量	貯留可能量
1	日本堤公園 日本堤 2-27-1	20,300ℓ	11,600人分
2	東盛公園 三ノ輪 1-23-2	23,800ℓ	13,600人分
3	千束公園 浅草 4-24-7	9,800ℓ	5,600人分
4	石浜公園 清川 1-14-21	16,100ℓ	9,200人分
5	精華公園 蔵前 4-15-9	24,000ℓ	13,714人分
6	山伏公園 北上野 2-9-7	8,400ℓ	4,800人分
7	松葉公園 松が谷 1-12-6	15,400ℓ	8,800人分
8	御徒町公園 台東 4-13-3	32,200ℓ	18,400人分
9	金杉公園 下谷 3-5-12	21,000ℓ	12,000人分
10	金竜公園 西浅草 3-25-7	19,800ℓ	11,314人分
11	一葉記念公園 竜泉 3-19-1	7,000ℓ	4,000人分
12	花川戸公園 花川戸 2-5-6	17,500ℓ	10,000人分
13	竹町公園 台東 4-21-3	11,900ℓ	6,800人分
14	上根岸公園 根岸 3-9-6	6,300ℓ	3,600人分
15	入谷南公園 松が谷 3-23-7	16,100ℓ	9,200人分
16	今戸公園 今戸 2-24-1	7,700ℓ	4,400人分
17	花園公園 千束 3-20-7	4,900ℓ	2,800人分
18	隅田公園2号 花川戸 2-1	13,200ℓ	7,542人分
19	隅田公園4号 浅草 7-1	18,200ℓ	10,400人分
20	山谷堀公園 浅草 6-45-12	23,800ℓ	13,600人分
21	浅草橋公園 浅草橋 1-1-15	8,400ℓ	4,800人分
22	御蔵前公園 蔵前 1-4-8	14,900ℓ	8,514人分
23	黒門児童遊園 上野 1-19-3	4,200ℓ	2,400人分
合計		344,900ℓ	197,084人分

備考：貯留可能量は1.75ℓ/日・人で割り返した1日当たりの量。

災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1日1人当たり320円以内 (加算額) 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 建設型仮設住宅 1戸当たり5,610,000円以内 2 借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額	1 建設型仮設住宅 着工時期:災害発生の日から20日以内 救助期間:完成の日から最長2年 2 借上型仮設住宅 着工時期:災害発生の日から速やかに提供 救助期間:最長2年	1 半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急住宅として設置できる
炊出しその他のによる食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間の延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間の延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	救助の対象	費用の限度額		期間	備考						
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額						
		2 下記金額の範囲内			区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
		全壊 全焼 流失	夏季		18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800	
			冬季		30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	
		半壊 半焼 床上浸水	夏季		6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	
			冬季		9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500	
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により着工期間の延長あり)	患者等の移送費は別途計上						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者	1 救護班：使用した衛生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の8割以内の額		分娩した日から7日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上						
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上						

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	期間	備考
被災住宅の応急修理	1 災害のため住宅が半壊し、又は半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 584,000円	災害発生日から1か月以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
学用品の給与	全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,400円以内 中学校生徒1人当たり4,700円以内 高等学校等生徒1人当たり5,100円以内	1 教科書 災害発生日から1か月以内 2 文房具及び通学用品 災害発生日から15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者	1 体当たり 大人(12歳以上)211,300円以内 小人(12歳未満)168,900円以内	災害発生日から10日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1 体当たり3,400円以内 2 死体の一時保存 ①既存建物利用の場合：通常の実費 ②既存建物でない場合：1 体当たり5,300円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	1 世帯当たり135,400円以内	災害発生日から10日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
上費 輸送費及び賃金職員等雇	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	1 世帯当たり135,400円以内	救助の実施が認められる期間	

※ 東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）[別冊①資料] より抜粋

激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準（平成28年2月改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適応すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.5%を超える災害</p> <p>（B基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.2%を超える災害</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える災害</p> <p>2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%を超える災害</p>
法第12条、第13条、第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害</p> <p>（B基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推計額の0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推計額の2%を超える災害</p> <p>ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。</p>
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）及び19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

適応すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 22 条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 4,000 戸以上の災害</p> <p>(B基準) 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害実情に応じた特例的措置を講ずることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 2,000 戸以上 一市町村の区域内で、200 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 1 割以上の災害</p> <p>2 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 1,200 戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で、400 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 2 割以上の災害</p>
法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第 2 章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第 5 条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	災害発生のつど災害の実情に応じ個別に考慮

局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている（平成28年2月改正）。

局地的激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額が当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村(当該査定事業費1,000万円未満を除く)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%を越える市町村(当該被害額が1,000万円未満を除く)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

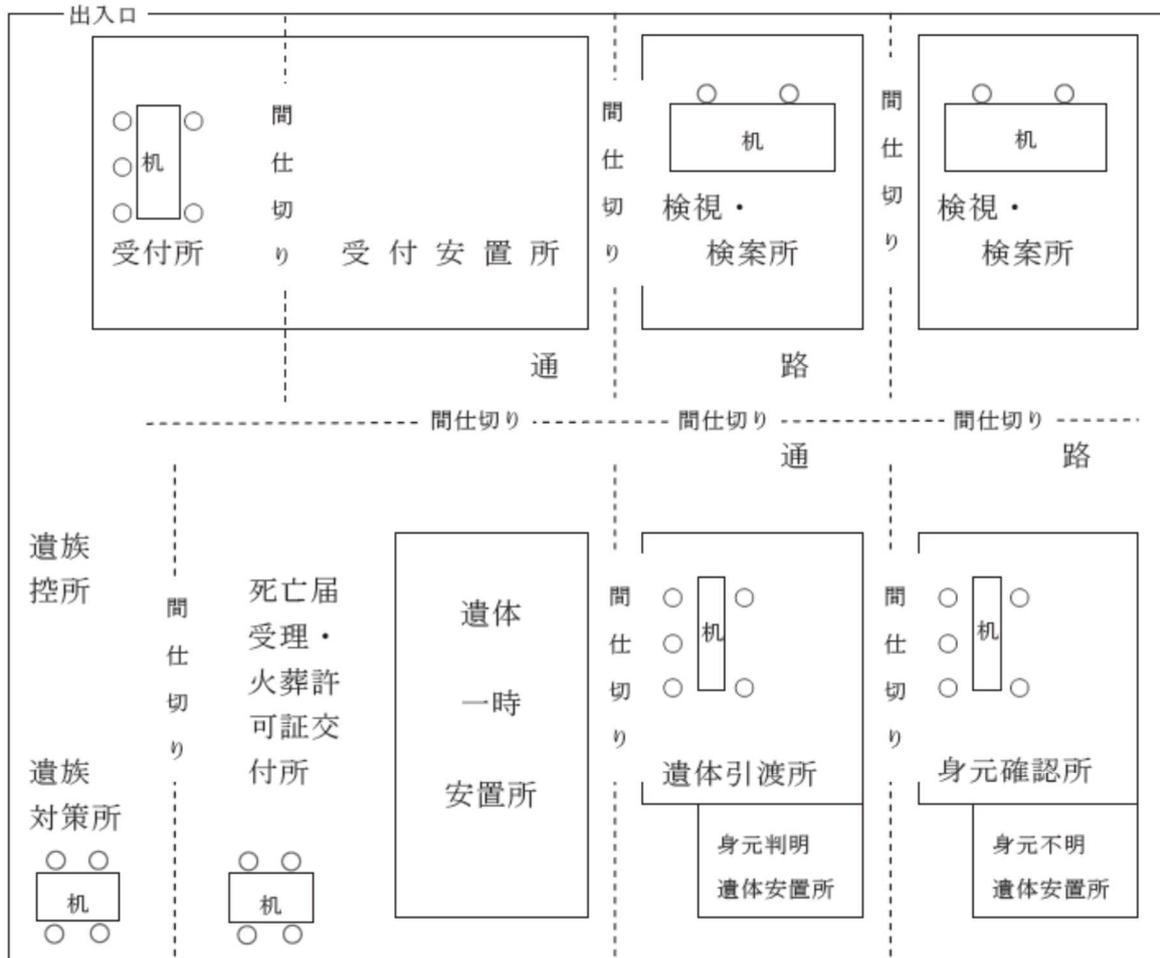
激甚法に定める事業及び関係局（都総務局）

適用条項	事業名	関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	

第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備同遠敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への導入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

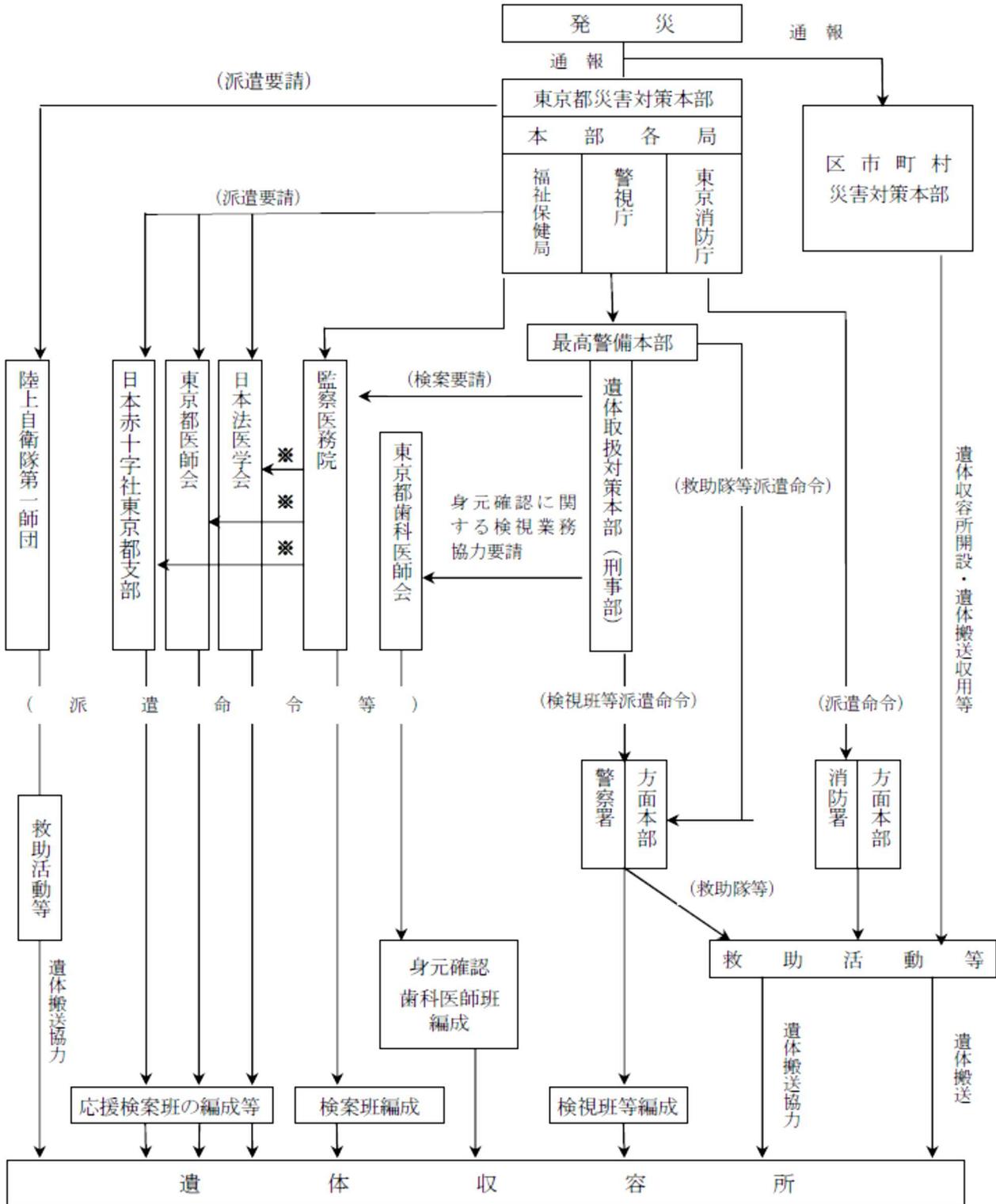
※東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）[別冊①資料]より抜粋

遺体収容所における標準的な配置区分図



※ 東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）[別冊①資料]より抜粋

遺体検視、検索活動等の発令、要請、情報連絡系統図



※ 災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。

※ 東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）[別冊①資料]より抜粋

地下街等施設一覧

【延べ床 1000 平方メートル以上の地下街】

施設名称	所在地	町	丁目	番地	号	浸水想定(予想)区域の 該当・非該当			
						荒川	神田川	内水	高潮
1 浅草地下道	台東区	浅草	1	1	12	○	×	×	×

【5000 平方メートル以上の地下階を有する施設】

施設名称	所在地	町	丁目	番地	号	浸水想定(予想)区域の 該当・非該当			
						荒川	神田川	内水	高潮
1 マルイシティ上野	台東区	上野	6	15	1	○	×	○	×
2 浅草ビューホテル	台東区	西浅草	3	17	1	○	×	○	○
3 テーオーシーROXビル	台東区	浅草	1	25	15	○	×	○	○
4 台東区役所	台東区	東上野	4	5	6	○	×	○	○
5 台東区雷門地下駐車場	台東区	雷門	2	18		○	×	×	×
6 台東区上野中央通り地下駐車場	台東区	上野	2	13		×	×	×	×

【地下の駅舎】

施設名称	所在地	町	丁目	番地	号	浸水想定(予想)区域の 該当・非該当			
						荒川	神田川	内水	高潮
1 都営地下鉄大江戸線 上野御徒町駅	台東区	上野	5	26	6	○	×	○	×
2 都営地下鉄大江戸線 新御徒町駅	台東区	元浅草	1	5	2	○	○	○	○
3 都営地下鉄大江戸線 蔵前駅	台東区	寿	3	3	1	○	×	○	○
4 都営地下鉄浅草線 浅草駅	台東区	駒形	1	12	14	○	×	○	×
5 都営地下鉄浅草線 蔵前駅	台東区	蔵前	2	3	1	○	×	○	×
6 都営地下鉄浅草線 浅草橋駅	台東区	浅草橋	1	18	11	○	×	×	○
7 東京地下鉄(株)銀座線 上野広小路駅	台東区	上野	3	29	3	○	×	○	×
8 東京地下鉄(株)銀座線 上野駅	台東区	上野	7	1	1	×	×	○	×
9 東京地下鉄(株)銀座線 稲荷町駅	台東区	東上野	3	33	11	○	○	○	○
10 東京地下鉄(株)銀座線 田原町駅	台東区	西浅草	1	1	18	○	○	○	○
11 東京地下鉄(株)銀座線 浅草駅	台東区	浅草	1	1	3	○	×	○	×
12 東京地下鉄(株)日比谷線 仲御徒町駅	台東区	上野	5	24	12	○	○	○	○
13 東京地下鉄(株)日比谷線 上野駅	台東区	東上野	3	19	6	○	×	○	×
14 東京地下鉄(株)日比谷線 入谷駅	台東区	入谷	1	6	4	○	×	○	×
15 東京地下鉄(株)日比谷線 三ノ輪駅	台東区	三ノ輪	2	14	7	○	×	×	×
16 首都圏新都市鉄道(株) TX 浅草駅	台東区	西浅草	3	1	11	○	×	○	○
17 首都圏新都市鉄道(株) TX 新御徒町駅	台東区	小島	2	21	18	○	○	○	○
18 JR 東日本(株) 上野駅	台東区	上野	7	1	1	×	×	○	×
19 京成電鉄(株) 上野駅	台東区	上野公園	1	60		×	×	○	×

風水害時における自主及び緊急避難場所、緊急滞在施設、避難所一覧

令和6年4月現在

(1) 自主及び緊急避難場所

	自主避難場所及び緊急避難場所	所在地
1	谷中小学校	台東区谷中 2-9-16
2	忍岡小学校	台東区池之端 2-1-22
3	柳北スポーツプラザ	台東区浅草橋 5-1-8
4	松葉小学校	台東区松が谷 1-13-16
5	東浅草小学校	台東区東浅草 2-27-19
6	柏葉中学校	台東区下谷 3-1-29

※ 避難情報の発令や風水害の状況により、自主避難場所から緊急避難場所へ移行する

(2) 緊急避難場所

	緊急避難場所	所在地
1	上野小学校	台東区東上野 6-16-8
2	田原小学校	台東区雷門 1-5-14
3	浅草小学校	台東区花川戸 1-14-15
4	千束小学校	台東区浅草 4-24-11
5	石浜小学校	台東区清川 1-14-21
6	東泉小学校	台東区三ノ輪 1-23-9
7	浅草中学校	台東区蔵前 1-3-4
8	御徒町台東中学校	台東区台東 4-13-16
9	上野中学校	台東区上野桜木 1-14-55
10	蔵前小学校	台東区蔵前 4-19-11
11	駒形中学校	台東区北上野 2-15-1

(3) 緊急滞在施設

	緊急滞在施設	所在地
1	台東区役所	台東区東上野 4-5-6
2	台東区民会館	台東区花川戸 2-6-5

(4) 避難所

①荒川の氾濫

	指定避難所	所在地
1	上野中学校	台東区上野桜木 1-14-55
2	忍岡中学校	台東区上野公園 18-20
3	都立上野高等学校	台東区上野公園 10-14
4	谷中小学校	台東区谷中 2-9-16
5	根岸小学校	台東区根岸 3-9-8
6	忍岡小学校	台東区池之端 2-1-22

②土砂災害

	指定避難所	所在地
1	谷中小学校	台東区谷中 2-9-16
2	忍岡小学校	台東区池之端 2-1-22

※ 内水氾濫及び神田川の氾濫については、浸水被害の状況等により避難所を開設する。

融資制度概要

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金（区）	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円加算した額</p> <p>(注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 区(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年間(特別の事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 元利均等の年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 保証人を立てる場合は無利子。保証人を立てない場合は年1%(据置期間中は無利子)</p> <p>5 違約金 年5%</p>
応急福祉資金（区）	<p>災害等によってその生計費の調達に一時的に困窮するもので、年齢20歳以上で区内に6か月以上居住している者</p> <p>※所得基準有</p>	東京都台東区応急福祉資金貸付条例	火災、その他の災害等により住宅または家財に被害を受けた場合	<p>1 貸付限度額 20万円</p> <p>2 償還期間 25か月以内</p> <p>3 償還方法 均等月賦</p> <p>4 貸付利率 無利子</p> <p>5 延滞利息 年8.7%</p>

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金 (福祉資金) (社会福祉協議会)	災害を受けた低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更正できる世帯(他の制度の利用が優先となります)	1 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)による。 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 相談・申請窓口 区社会福祉協議会	1世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付けの日から6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人有 0% 保証人無年1.5%(据置期間中無利子) 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災・罹災証明書を添付して、区社会福祉協議会に申し込む。
生活福祉資金 (緊急小口資金) (社会福祉協議会)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)による。 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 相談・申請窓口 区社会福祉協議会	1世帯 10万円以内	1 据置期間 貸付けの日から2か月以内 2 償還期間 据置期間経過後12か月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災・罹災証明書を添付して、区社会福祉協議会に申し込む。

水防法及び土砂災害防止法に基づき指定する要配慮者利用施設一覧

要配慮者利用施設一覧は以下のとおり。なお、令和6年3月末現在において、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の指定はない。

令和6年3月末現在(開設予定含む)

	施設種別	施設名	施設所在地
1	高齢者施設	特別養護老人ホーム台東	台東1-25-5
2	高齢者施設	たいとう高齢者在宅サービスセンター	台東1-25-5
3	高齢者施設	小規模多機能型居宅介護ソラスト台東	台東2-3-6 ソラスト台東ビル4階
4	高齢者施設	グループホームソラスト台東	台東2-3-6 ソラスト台東ビル5F~8F
5	高齢者施設	デイサービスソラスト台東	台東2-3-6 ソラスト台東ビル3階
6	高齢者施設	GENK INEXT御徒町	台東3-2-10 フェリーチェビル101
7	高齢者施設	健遊館銭湯弁天湯	浅草橋1-33-6
8	高齢者施設	永寿総合病院 柳橋分院	柳橋2-20-4
9	高齢者施設	グランダ浅草橋	柳橋2-20-4
10	高齢者施設	介護予防運動デイサービス リハサロン鳥越	鳥越1-27-8 マストライト鳥越1階
11	高齢者施設	ステップぱーとなー浅草橋	蔵前1-3-9 蔵前深田ビル1階
12	高齢者施設	特別養護老人ホーム蔵前	蔵前2-11-7
13	高齢者施設	くらまえ高齢者在宅サービスセンター	蔵前2-11-7
14	高齢者施設	デイサービスセンターなごやか蔵前	蔵前4-37-5 クリタウン蔵前1階
15	高齢者施設	スマイルデイサービス蔵前	三筋1-3-17
16	高齢者施設	三筋老人福祉館	三筋2-16-4
17	高齢者施設	いきいきらいふSPA東上野	東上野2-15-11
18	高齢者施設	老人福祉センター	東上野2-25-14
19	高齢者施設	うえの高齢者在宅サービスセンター	東上野2-25-14
20	高齢者施設	デイサービスヨウコー御徒町	元浅草1-14-7 アルゴ元浅草
21	高齢者施設	たいとう診療所 通所リハビリテーション	元浅草1-6-17 NIC上野ビル
22	高齢者施設	愛ふれあだんらん元浅草	元浅草3-4-3
23	高齢者施設	しまナーシングホーム浅草	寿1-10-3
24	高齢者施設	浅草介護老人保健施設	寿4-8-2
25	高齢者施設	東京リハビリセンター	北上野2-11-5 OKADABOX2階
26	高齢者施設	レコードブックかっぱ橋	北上野2-3-16
27	高齢者施設	デイセンター すばるの家	下谷3-2-6
28	高齢者施設	アイライフ 根岸	根岸3-22-6
29	高齢者施設	デイサービス With 根岸	根岸5-10-7 ユーポラス・シマノ101
30	高齢者施設	グループホーム オアシスケア根岸	根岸5-8-23
31	高齢者施設	あいほっと デイサービス	入谷1-21-1
32	高齢者施設	ステップぱーとなー入谷	入谷1-8-2 ライオンズマンション鷺谷1階
33	高齢者施設	たからデイサービス 竜泉	竜泉1-21-5
34	高齢者施設	ベストリハ台東	竜泉3-44-3 竜泉グリーンハイツ1階
35	高齢者施設	リハビリデイサービス センターサークルかっぱ橋	松が谷3-17-3
36	高齢者施設	ケアハウス松が谷	松が谷4-4-3
37	高齢者施設	まつがや高齢者在宅サービスセンター	松が谷4-4-3
38	高齢者施設	レコードブック浅草	西浅草2-18-12 マイルストーン西浅草1階
39	高齢者施設	浅草ケアパークそよ風	西浅草3-25-12
40	高齢者施設	デイサービスセンターなごやか浅草	浅草2-27-9 クレッセント1階
41	高齢者施設	ゆめふる浅草店	浅草2-34-7 グレイプス浅草1階

	施設種別	施設名	施設所在地
42	高齢者施設	浅草ふたばデイサービスセンター	浅草 4-2-6
43	高齢者施設	特別養護老人ホーム浅草	浅草 4-26-2
44	高齢者施設	あさくさ高齢者在宅サービスセンター	浅草 4-26-2
45	高齢者施設	井上整形外科	浅草 4-41-6
46	高齢者施設	浅草わかばデイサービスセンター	浅草 4-46-4
47	高齢者施設	フレスコ浅草	浅草 5-33-7
48	高齢者施設	いきいきらいふSPA浅草	浅草 5-53-1
49	高齢者施設	たからデイサービス	浅草 6-15-8 大田原ビル
50	高齢者施設	グループホームふれやか浅草	浅草 6-29-3 YANAGINUMA 浅草ビル
51	高齢者施設	はなまるホーム浅草	浅草 6-6-3
52	高齢者施設	グループホームなごみ浅草	浅草 7-5-4
53	高齢者施設	デイサービスセンターエンゼルヘルプ浅草	浅草 7-5-4
54	高齢者施設	浅草デイサービス151A	花川戸 2-10-3 丸喜ビル1階
55	高齢者施設	健遊館銭湯ふくのゆ	千束 2-34-6
56	高齢者施設	老人保健施設千束	千束 3-20-5
57	高齢者施設	特別養護老人ホーム千束	千束 3-28-13
58	高齢者施設	せんぞくデイホーム	千束 3-28-13
59	高齢者施設	デイルイフ・いまど	今戸 1-18-10 ドウシヤ今戸ビル4階
60	高齢者施設	グループホーム東京東浅草の家	東浅草 2-16-6
61	高齢者施設	グレイテストライフ浅草デイサービス	東浅草 2-22-5
62	高齢者施設	特別養護老人ホーム 橋場すみれ園	橋場 1-1-10
63	高齢者施設	地域生活支援センターささら	橋場 1-16-17
64	高齢者施設	橋場老人福祉館	橋場 1-36-2
65	高齢者施設	そんぼの家隅田公園	橋場 2-1-4
66	高齢者施設	有料老人ホームサニーライフ台東橋場	橋場 2-1-6
67	高齢者施設	こころデイサービス	清川 1-11-9 鈴木ビル1階
68	高齢者施設	グループホームつくし	清川 1-17-3
69	高齢者施設	特別養護老人ホーム浅草ほうらい	清川 2-14-7
70	高齢者施設	デイサービスセンター浅草ほうらい	清川 2-14-7
71	高齢者施設	デイサービスセンターコスモス	日本堤 1- 1-7
72	高齢者施設	ケアプラン・デイサービス ティーステーション	日本堤 2-12-3
73	高齢者施設	台東区立たなかデイホーム	日本堤 2-25-10
74	高齢者施設	ハピリス・リ・トキ台東	日本堤 2-30-3
75	高齢者施設	多機能ホーム・トキ台東	日本堤 2-30-9
76	高齢者施設	特別養護老人ホーム三ノ輪	三ノ輪 1-27-11
77	高齢者施設	みのわ高齢者在宅サービスセンター	三ノ輪 1-27-11
78	高齢者施設	同善会クリニック	三ノ輪 2-12-12
79	障害者施設	たいとう寮	台東 1-25-5 いきいきプラザ 3階
80	障害者施設	さら就労塾@ぼれぼれ/秋葉原	台東 1-32-8 清鷹ビル2階
81	障害者施設	ありがとう	三筋 1-1-19 玉田ビル6階
82	障害者施設	HOPE	三筋 1-4-16 康江ビル2階
83	障害者施設	HOPE 第二	三筋 2-7-10 協立ビル3階
84	障害者施設	manaby 秋葉原事業所	上野 3-3-4 JTTビル5階
85	障害者施設	メルディアトータルサポート上野	上野 6-2-14 喜久屋ビル3階
86	障害者施設	耕房“輝”	下谷 3-17-12 下谷サニ-ハイツ2階
87	障害者施設	リファイン就労支援センター	東上野 2-11-4 ジャストプレイスビル3階・4階・6階+
88	障害者施設	すてっぷ つばき	東上野 3-8-7 矢口ビル2階

	施設種別	施設名	施設所在地
89	障害者施設	3B実用芸術研究所	東上野 3-9-8
90	障害者施設	ミラトレ上野	東上野 4-2-3 上野パークビル 5F
91	障害者施設	耕房“光”	下谷 3-17-12 下谷サニータワー 2階
92	障害者施設	On+	東上野 6-21-2 サニータワー東上野 301
93	障害者施設	かれん	東上野 6-25-5 東京佐藤ビル
94	障害者施設	たいとう第三福祉作業所	元浅草 3-9-7
95	障害者施設	グループホームもとあさ	元浅草 3-9-7
96	障害者施設	たいとう第二福祉作業所	北上野 2-32-3
97	障害者施設	だんござかハウス	根岸 3-13-5 りりこうビル 3F
98	障害者施設	ダルク・セカンドチャンス	根岸 5-8-16 大空庵ビル 2階
99	障害者施設	グループホームりゅうせん	竜泉 1-32-9 LEORA 竜泉 4階、5階
100	障害者施設	生活介護りゅうせん	竜泉 1-32-9 LEORA 竜泉 3階
101	障害者施設	松が谷福祉会館	松が谷 1-4-12
102	障害者施設	つばさ福祉工房	松が谷 2-6-2
103	障害者施設	浅草みらいど「ユニバース」	今戸 2-14-3
104	障害者施設	グループホームまつば	松が谷 4-18-8
105	障害者施設	こうめ	雷門 2-19-13
106	障害者施設	あひるの家	三ノ輪 1-27-11 三ノ輪福祉センター 8F
107	障害者施設	りんご村	千束 3-20-24
108	障害者施設	ほおずきの家	千束 4-51-9
109	障害者施設	グループホームコットン	日本堤 2-15-4-401 エスポワール浅草 401
110	障害者施設	千草寮	浅草 5-53-1 第6さくらコーポ 302(R6.4月廃止、R6.7月同所在地にて別グループホーム開設予定)
111	障害者施設	グループホームアポロ	浅草 5-67-9-1F
112	障害者施設	ショートステイ ファーストシーン夢くらぶ 浅草橋	浅草橋 1-22-3 5階
113	障害者施設	ショートステイ ファーストシーン夢くらぶ 浅草橋プレミア	浅草橋 1-22-3 3階
114	障害者施設	こすもす浅草橋	浅草橋 1-34-10 稲垣ビル 6階
115	障害者施設	のんのハウス3	浅草橋 2-16-3 2階、3階、4階
116	障害者施設	フロム千束	千束 3-28-13-2F
117	障害者施設	るあな	日本堤 1-21-7 日本堤ベルク 38
118	障害者施設	浅草みらいど「ルーツ」	今戸 2-14-3
119	障害者施設	たいとう第四福祉作業所	今戸 2-18-2
120	障害者施設	グループホームジンジャー	今戸 2-2-2 ブルデイ浅草 2F
121	障害者施設	柳北ほうらい	今戸 2-2-2-301
122	障害者施設	地域生活支援センターささら	橋場 1-16-17
123	障害者施設	障害者支援施設浅草ほうらい	清川 2-14-7
124	障害者施設	浅草みらいど「ルーツ」おあしす	清川 2-19-4
125	障害者施設	インテグレーションセンター上野	日本堤 1-26-9 晟洋ビル
126	障害者施設	グループホームマロン	日本堤 2-15-4 エスポワール浅草 201
127	障害者施設	グループホームクローバー	日本堤 1-8-4 ミラビルディング 4階
128	障害者施設	グループホームまある	日本堤 1-8-4
129	障害者施設	たいとう福祉作業所	三ノ輪 1-27-11 三ノ輪福祉センター 8F
130	障害者施設	グループホームリーフ	三ノ輪 2-8-9
131	障害者施設	浅草みらいど「フォレスト」	今戸 2-14-3 4階、5階

	施設種別	施設名	施設所在地
132	障害者施設	生活訓練事業所 Kaien 上野	東上野 1-17-4 坂田ビル 2 階
133	障害者施設	respec 上野桜木	上野桜木 1-14-21
134	障害者施設	リズムホーム	西浅草 2-16-9
135	障害者施設	チェリーハウス	台東区内
136	障害者施設	ふるさとホーム台東	台東区内
137	障害者施設	いっそう千束	台東区内
138	児童福祉施設	ベベ・ア・バリ保育園 未来	台東 3-34-5
139	児童福祉施設	シンシア保育園	台東 4-17-2
140	児童福祉施設	台東保育園	台東 1-11-10
141	児童福祉施設	台東児童館	台東 1-11-5
142	児童福祉施設	つぼみ保育室	台東 1-5-25
143	児童福祉施設	HOPPA 上野御徒町保育園	台東 2-21-11 高田屋ビル 1 階
144	児童福祉施設	竹町こどもクラブ	台東 3-25-4
145	児童福祉施設	うれしい保育園仲御徒町駅前	台東 3-45-4
146	児童福祉施設	コペルプラス上野おかちまち教室	台東 4-17-2 偕楽ビル 2 階
147	児童福祉施設	ミアヘルサ保育園ゆらりん新御徒町	台東 4-16-8 偕楽ビル新御徒町 1~2 階
148	児童福祉施設	Quirky 北上野	北上野 1-15-5 カスタリア北上野 102
149	児童福祉施設	クオリスキッズ浅草橋保育園	柳橋 2-5-3
150	児童福祉施設	アスクバイリンガル保育園浅草橋	浅草橋 3-19-2
151	児童福祉施設	かるがもハウス浅草橋	浅草橋 4-14-4
152	児童福祉施設	アスクリゅうほく保育園	浅草橋 1-26-8
153	児童福祉施設	リエゾン浅草橋	浅草橋 1-2-8 マルイチビル 7 階
154	児童福祉施設	ファーストシーンドリーム浅草橋	浅草橋 1-22-3FIVE-i2 階
155	児童福祉施設	一時保育室あさくさばし	浅草橋 2-15-5
156	児童福祉施設	浅草橋保育園	浅草橋 2-23-5
157	児童福祉施設	はぐはぐキッズ浅草橋アネックス	浅草橋 2-6-4 サンブリヤ浅草橋 1 階
158	児童福祉施設	チェリッシュおひさま保育園	浅草橋 3-19-4
159	児童福祉施設	アスク浅草橋こどもクラブ	浅草橋 3-26-3 アコルデ浅草橋 2 階
160	児童福祉施設	ブルミエール保育園 浅草橋	浅草橋 4-18-10 浅草橋 MY ビル 1F
161	児童福祉施設	浅草橋こどもクラブ	浅草橋 5-1-35
162	児童福祉施設	コラゾン浅草橋	浅草橋 5-2-3 柳北ビル 2 階
163	児童福祉施設	ぼけっとランド浅草橋保育園	浅草橋 5-25-10 浅草橋 1 s t ビル 1~3 階
164	児童福祉施設	KAYOこども室	鳥越 1-20-7
165	児童福祉施設	スマートキッズジュニア元浅草	元浅草 1-19-9 サンポールビル 201
166	児童福祉施設	トレジャー☆キッズクラブ元浅草校	元浅草 1-8-7 元浅草 SK ビル 2 階
167	児童福祉施設	レイモンド鳥越保育園	鳥越 2-6-2
168	児童福祉施設	ふくろう保育園	蔵前 1-3-33
169	児童福祉施設	にじいろ保育園蔵前	蔵前 1-3-25
170	児童福祉施設	さくらさくみらい蔵前	蔵前 1-7-10
171	児童福祉施設	キッズクラブ蔵前	蔵前 3-1-11 フォレシティ蔵前 1 階・地下 1 階
172	児童福祉施設	アスクくらまえ保育園	蔵前 4-16-10
173	児童福祉施設	蔵前こどもクラブ	蔵前 4-19-6
174	児童福祉施設	蔵前らる小規模保育園	蔵前 4-32-7 グレイス蔵前 1 階
175	児童福祉施設	わんわん保育園	三筋 1-15-7 コンモトミックニビル 1F
176	児童福祉施設	ポピンズナーサリースクール蔵前	三筋 1-7-9
177	児童福祉施設	三筋保育園	三筋 2-16-4

	施設種別	施設名	施設所在地
178	児童福祉施設	おうち保育園新おかちまち	三筋 2-17-10 バムタイガー2階
179	児童福祉施設	ふくふくキッズ	三筋 1-6-16
180	児童福祉施設	うれしい保育園上野駅前	上野 7-8-13
181	児童福祉施設	わくわく宝船保育園 御徒町第2	上野 3-10-6 リブリ・Ueno Build 1F
182	児童福祉施設	わくわく宝船保育園 御徒町	上野 3-22-1 塚家ビル1F
183	児童福祉施設	ろぐ	上野 7-13-6 上野Sビル2階
184	児童福祉施設	リニエプラッツ台東	上野桜木 2-19-2
185	児童福祉施設	スターキッズ保育園 分園	上野桜木 1-4-6
186	児童福祉施設	スターキッズ保育園 本園	上野桜木 2-1-8
187	児童福祉施設	谷中保育園	上野桜木 2-16-10
188	児童福祉施設	ミアヘルサ保育園ひびき御徒町	東上野 1-11-11
189	児童福祉施設	結ふる美谷東京	東上野 1-25-8 萬屋ビル2階
190	児童福祉施設	ベベ・ア・パリ保育園 新御徒町	東上野 1-5-6
191	児童福祉施設	放課後等デイサービス Bloom Kids	東上野 2-2-3 ビルボ東上野ビル 201
192	児童福祉施設	HARMONY PRESCHOOL INTERNATIONAL	東上野 2-10-12 東上野 2丁目ビル1階
193	児童福祉施設	はぐはぐキッズこども園東上野	東上野 2-13-12 M&Mビル3階
194	児童福祉施設	東上野保育園	東上野 2-25-12
195	児童福祉施設	ハーモニープリスクール	東上野 3-13-10 宋ビル1階
196	児童福祉施設	ベベ・ア・パリ保育園東上野	東上野 3-8-7 矢口ビル1階
197	児童福祉施設	東上野乳児保育園	東上野 4-22-3
198	児童福祉施設	上野保育園	東上野 6-20-7
199	児童福祉施設	ふたみ家庭保育室	元浅草 3-10-5
200	児童福祉施設	ことぶきこども園	寿 1-10-9
201	児童福祉施設	もしもしのほし蔵前保育園	寿 1-3-6 加藤パークビル1階
202	児童福祉施設	寿こどもクラブ	寿 1-4-5
203	児童福祉施設	寿第2こどもクラブ	寿 1-4-5
204	児童福祉施設	寿児童館	寿 1-4-5
205	児童福祉施設	ことぶきクローバーズ保育園	寿 2-3-6 松本ビル1階
206	児童福祉施設	えがおの森保育園・あさくさ	寿 3-15-12
207	児童福祉施設	ポピンズナーサリースクール駒形	駒形 1-4-7
208	児童福祉施設	AIAI NURSERY 浅草	駒形 1-7-11 T&Tビル1・2階
209	児童福祉施設	トリニティーこども教室	駒形 2-2-10 ファインライフ駒形 203
210	児童福祉施設	北上野クローバー保育園	北上野 2-18-8
211	児童福祉施設	ぽけっとランド入谷	北上野 2-29-6 パルナクス北上野 1.2階
212	児童福祉施設	リエゾン上野	北上野 1-8-5 ビリーフ上野 1階
213	児童福祉施設	北上野こどもクラブ	北上野 2-15-6
214	児童福祉施設	北上野保育室	北上野 2-24-13
215	児童福祉施設	保育園めでいぶる北上野	北上野 2-25-11 ロイヤル北上野 1階
216	児童福祉施設	オアゾ子供クラブ	北上野 2-25-8
217	児童福祉施設	坂本保育園	下谷 3-11-2
218	児童福祉施設	たいとうこども園	下谷 3-1-12
219	児童福祉施設	下谷こどもクラブ	下谷 3-1-14
220	児童福祉施設	さくらさくみらい下谷	下谷 3-9-2
221	児童福祉施設	こどもヶ丘保育園根岸園	根岸 3-1-10 アルス鶯谷 1階
222	児童福祉施設	根岸こどもクラブ	根岸 3-9-2
223	児童福祉施設	L I F E S C H O O L 根岸 こどものいえ	根岸 4-15-13
224	児童福祉施設	愛隣保育園	根岸 5-15-3

	施設種別	施設名	施設所在地
225	児童福祉施設	台東入谷こどもクラブ	入谷 1-13-9
226	児童福祉施設	さくらさくみらい入谷	入谷 2-12-2
227	児童福祉施設	AIAI NURSERY 入谷	竜泉 1-19-7 K・Kビル 1～2階
228	児童福祉施設	ほわわ台東	竜泉 1-32-9
229	児童福祉施設	竜泉こどもクラブ	竜泉 2-10-6
230	児童福祉施設	ソラスト竜泉	竜泉 3-13-3
231	児童福祉施設	ソラスト竜泉保育園	竜泉 3-13-4
232	児童福祉施設	スマートキッズプラス南千住	竜泉 3-40-6 ハイツエスポワール 1階
233	児童福祉施設	松葉こどもクラブ	松が谷 1-13-16
234	児童福祉施設	松が谷福祉会館	松が谷 1-4-12
235	児童福祉施設	ヤクルト浅草松が谷保育園	松が谷 2-16-3 ユーコート松が谷 1階
236	児童福祉施設	リックキッズ 学童クラブ松が谷	松が谷 2-31-9 石黒ビル 1階
237	児童福祉施設	ウィズブック保育園 入谷	松が谷 4-1-3 高松ハイム 1階
238	児童福祉施設	松が谷保育園	松が谷 4-15-11
239	児童福祉施設	松が谷こどもクラブ	松が谷 4-15-11
240	児童福祉施設	松が谷児童館	松が谷 4-15-11
241	児童福祉施設	ぼけっとランド浅草タワー	西浅草 3-22-3
242	児童福祉施設	ミアヘルサ保育園ひびき浅草	西浅草 3-19-3
243	児童福祉施設	みつな保育園	雷門 2-1-10
244	児童福祉施設	ぼけっとランド雷門	雷門 2-15-4 雷門ハイツ 2階
245	児童福祉施設	田原こどもクラブ	雷門 1-4-4 ネクストサイト浅草ビル 1階
246	児童福祉施設	チェリッシュ浅草保育園	浅草 3-11-7 ウィスタリア 1～2階
247	児童福祉施設	千束小学校こどもクラブ	浅草 4-24-11
248	児童福祉施設	パンダ託児所	浅草 4-44-7 眞田ビル 1F
249	児童福祉施設	富士こどもクラブ	浅草 4-48-9
250	児童福祉施設	ソラスト浅草	花川戸 1-15-9 パークサイド花川戸 2階
251	児童福祉施設	浅草こどもクラブ	花川戸 1-14-21
252	児童福祉施設	花川戸保育園	花川戸 2-11-13
253	児童福祉施設	家庭的保育室ふわふわ	千束 3-17-5
254	児童福祉施設	金竜こどもクラブ	千束 1-9-14
255	児童福祉施設	千束保育園	千束 3-20-6
256	児童福祉施設	千束こどもクラブ	千束 3-20-6
257	児童福祉施設	千束児童館	千束 3-20-6
258	児童福祉施設	保育室 こどもの城	千束 3-27-3
259	児童福祉施設	つばさ放課後クラブ	千束 3-28-13 千束保健福祉センター 6階
260	児童福祉施設	今戸こどもクラブ	今戸 1-3-6
261	児童福祉施設	今戸児童館	今戸 1-3-6
262	児童福祉施設	放課後等デイサービス 猿のたまご	今戸 2-2-2 PLENDY 浅草 1階
263	児童福祉施設	待乳保育園	今戸 2-26-12
264	児童福祉施設	東浅草こどもクラブ	東浅草 2-27-19
265	児童福祉施設	共生保育園	橋場 1-10-11
266	児童福祉施設	特別養護老人ホーム 橋場すみれ園 のびのびハウス	橋場 1-1-10
267	児童福祉施設	石浜橋場こども園	橋場 1-35-1
268	児童福祉施設	石浜こどもクラブ	清川 1-14-21
269	児童福祉施設	清川保育園	清川 1-15-11

	施設種別	施設名	施設所在地
270	児童福祉施設	あさくさあおぞらナーサリースクール	清川 1-5-10
271	児童福祉施設	ほうらい子育てサポートセンター	清川 2-14-7 福祉プラザ台東清峰会 2階
272	児童福祉施設	玉姫児童館	清川 2-22-13
273	児童福祉施設	玉姫保育園	清川 2-22-16
274	児童福祉施設	康保会保育園	日本堤 1-6-2
275	児童福祉施設	康保会乳児保育所	日本堤 2-7-1
276	児童福祉施設	フレンドキッズランド三ノ輪園	三ノ輪 1-22-10
277	児童福祉施設	東泉こどもクラブ	三ノ輪 1-23-9
278	児童福祉施設	ちびっ子ハウス	池之端 1-1-2 ウスタムコート池之端 ハイツ 201
279	児童福祉施設	池之端こどもクラブ	池之端 2-3-3
280	児童福祉施設	池之端児童館	池之端 2-3-3
281	児童福祉施設	スターキッズ谷中保育園	谷中 1-2-12
282	児童福祉施設	さくらさくみらい谷中	谷中 2-1-12
283	児童福祉施設	立華学苑	谷中 5-4-19
284	児童福祉施設	谷中こどもクラブ	谷中 5-6-5
285	児童福祉施設	谷中児童館	谷中 5-6-5
286	児童福祉施設	うれしい保育園谷中	谷中 7-13-2
287	学校施設	金竜幼稚園	千束 1-9-21
288	学校施設	田原幼稚園	雷門 1-5-17
289	学校施設	育英幼稚園	浅草橋 2-26-5
290	学校施設	蔵前幼稚園	蔵前 2-11-10
291	学校施設	徳風幼稚園	西浅草 1-5-5
292	学校施設	浅草寺幼稚園	浅草 2-3-1
293	学校施設	仰願寺幼稚園	清川 1-4-3
294	学校施設	上野小学校	東上野 6-16-8
295	学校施設	平成小学校	台東 4-21-15
296	学校施設	東泉小学校	三ノ輪 1-23-9
297	学校施設	金曾木小学校	根岸 4-16-22
298	学校施設	黒門小学校	上野 1-16-20
299	学校施設	大正小学校	入谷 2-23-8
300	学校施設	浅草小学校	花川戸 1-14-15
301	学校施設	台東育英小学校	浅草橋 2-26-8
302	学校施設	蔵前小学校	蔵前 4-19-11
303	学校施設	東浅草小学校	東浅草 2-27-19
304	学校施設	富士小学校	浅草 4-48-9
305	学校施設	松葉小学校	松が谷 1-13-16
306	学校施設	千束小学校	浅草 4-24-11
307	学校施設	石浜小学校	清川 1-14-21
308	学校施設	田原小学校	雷門 1-5-14
309	学校施設	金竜小学校	千束 1-9-9
310	学校施設	御徒町台東中学校	台東 4-13-16
311	学校施設	柏葉中学校	下谷 3-1-29
312	学校施設	浅草中学校	蔵前 1-3-4
313	学校施設	駒形中学校	北上野 2-15-1
314	学校施設	桜橋中学校	今戸 2-1-8
315	学校施設	上野学園中学校	東上野 4-24-12

	施設種別	施設名	施設所在地
316	学校施設	白鷗高校附属中学校	元浅草 3-12-12
317	医療機関	永寿総合病院柳橋分院	柳橋 2-20-4
318	医療機関	上野睡眠クリニック	上野 7-6-5 上野 KY ビル 9F
319	医療機関	永寿総合病院	東上野 2-23-16
320	医療機関	野中医院	寿 1-10-20
321	医療機関	滝口外科胃腸科整形外科	寿 3-2-7
322	医療機関	成守会クリニック	松が谷 3-18-5
323	医療機関	浅草寺病院	浅草 2-30-17
324	医療機関	井上整形外科	浅草 4-41-6
325	医療機関	佐々木医院	浅草 5-33-12
326	医療機関	台東病院	千束 3-20-5
327	医療機関	浅草病院	今戸 2-26-15
328	医療機関	同善病院	三ノ輪 2-7-5

参 考 资 料

参考資料1

災害時（夜間）緊急電話一覧及び所掌業務

	機 関 名	電 話	所 掌 業 務
区	台東区役所		
	危機・災害対策課	(5246) 1111 代表	応急対策
	都市づくり部	//	区道等の被害調査・応急復旧
	台東保健所	(3847) 9401	医療救護・防疫
	台東清掃事務所	(3876) 5771	ごみ処理
	西部区民事務所	(3876) 2651	所管区域内の被害状況調査
	西部区民事務所谷中分室	(3828) 9291	//
	南部区民事務所	(3842) 2651	//
	北部区民事務所	(3876) 2284	//
	北部区民事務所清川分室	(3876) 3566	//
	台東地区センター	(3834) 4406	//
	東上野地区センター	(5688) 3633	//
	上野地区センター	(5815) 8623	//
	入谷地区センター	(3876) 1821	//
浅草橋地区センター	(3851) 4500	//	
雷門地区センター	(3841) 7924	//	
国土交通省			
東京国道事務所 管理課第二課	(3512) 9097	道路（国道）管理	
建設局			
東京都建設局 道路管理部管理課 第六建設事務所	(5320) 5273 (3882) 1152 代表	道路（都道）管理	
水道局			
東京都水道局 お客様センター 文京営業所	(5326) 1101 (5840) 8021	施設災害 (水道本管関係) (//)	
下水道局			
東京都下水道局 北部下水道事務所	(5820) 4349	施設災害 (公共下水道関係)	

	機 関 名	電 話	所 掌 業 務
警 察	警視庁第六方面本部	(3872) 4850	
	上野警察署	(3847) 0110	
	浅草警察署	(3871) 0110	
	下谷警察署	(3872) 0110	
	蔵前警察署	(3864) 0110	
消 防	東京消防庁第六消防方面本部	(3851) 0119	
	上野消防署	(3841) 0119	
	浅草消防署	(3847) 0119	
	日本堤消防署	(3875) 0119	
鉄 道	東日本旅客鉄道(株)上野駅	050(2016)1600	鉄道施設
	東京地下鉄(株)上野駅	(3832) 6629	//
	都営地下鉄浅草橋駅	(3866) 8765	//
	京成電鉄(株)京成上野駅	(3831) 2528	//
	東武鉄道(株)浅草駅	(3844) 4204	//
	首都圏新都市鉄道(株)	0297(52)8311	//
	総合指令所		
東京電力	東京電力パワーグリッド(株)	0120(995)007 (6375)9803	電気 //
東京ガス	東京ガス(株)お客さまセンター	(0570)002211 (3344)9100	ガス //
N T T	NTT東日本 故障窓口	113 (0120)444-113	電話の故障 //
首都 高速 道路	首都高速道路(株) 首都高お客様センター	(6667)5855	首都高速道路

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から決定するものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多くみられるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半部以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

階級 震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物		鉄筋コンクリート造建物		地盤	斜面
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。								
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。								
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。							
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。						
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音が立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。						
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。

5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは、中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。		

参考資料3

災害救助用重機等種類一覧

重機等の種類	保有台数	使用目的	保管場所
ショベルカー	1	倒壊建物の除去	清川清掃車庫
ホイールローダ	1	除去物の運搬	
ファイバースコープ	1	要救助者の探索	危機・災害対策課

参考資料4

被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月末まで治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

※ 東京都地域防災計画風水害編（令和3年修正）[別冊資料]より抜粋

災害時（風水害）における住民の心得（都総務局）

第1 台風等に対する心得

1 一般家庭の災害対策

(1) 台風等が近づく前の準備

ア ラジオ、テレビで気象予警報、情報及び防災上の注意事項をよく聴取して、その内容に応じた対策をたてる。台風が近づくと、深夜でも気象情報が放送されるので、台風の位置、進路予想、暴風雨圏等を確かめるようにする。

イ 停電に備えて、懐中電灯、ローソク、トランジスターラジオ、予備の電池等を用意する。

ウ いざという時の避難所を確認しておく。

エ 隣り近所の人との連絡方法を決めておく。

オ 家の内外の安全確認をしておく。（「台風時の風に対する対策参照」）

(a) 雨どいに落ち葉や土砂が詰まっていないか。継ぎ目のはずれはないか。雨戸にガタツキやゆるみはないか。

(b) 屋根の瓦のひび、割れ目、はがれはないか。トタンのめくれはないか。

(c) 外壁のモルタルに亀裂はないか。板壁に腐りはないか。プロパンガスのボンベは固定されているか。

(d) 側溝のゴミや土砂を取り除き雨水の排水をよくしておく。

(2) 台風等が近づいてきたときの準備

ア 断水に備えて飲料水を容器に入れて用意をしておく。

イ 大工道具を出しておく。

ウ 避難に備えて、貴重品などの非常持ち出し品の準備をしておく。

飲料水、食料、粉ミルク(赤ちゃんがいる場合)、救急医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯、予備の電池、タオル・ティッシュペーパー、ロープ、下着、現金、常備薬など、家庭の状況に応じて用意する。

(3) 台風が襲ってきたとき

ア 水害のおそれがあるときは、次のようにする。

(a) 畳は高い台の上に積み重ねる。

(b) たんすは引き出しを抜いて高いところへ置く。

(c) 押し入れの下段のものは出来るだけ上段へ移す。

(d) 衣類・食料など生活用品は高いところへ移す。

(e) ガスの元栓を締め、電源も切っておく。

イ 大雨が長く続くと地盤がゆるみ、がけ崩れが起る危険があるので充分注意すること。

ウ 堤防や護岸の近くに住んでいる人は、川や海の水かさに注意すること。

(4) 避難するときの注意

ア 平素から避難所の場所と安全な道順とをよく覚えておく。

イ 区市町村から避難勧告や避難指示があったら、いつでも避難ができるよう準備する。高齢者や障害者などの災害要援護者は早めに避難させる。

ウ 避難の指示は防災行政無線やサイレン、ラジオ・テレビの放送で行われるのでよく注意すること。

エ 避難命令がでたら、まず火を始末し、ブレーカーを切り戸締まりを完全にする。

オ 非常持ち出し品を忘れないように。

カ 強風で危険物が飛んでくることがある。頭には、帽子、頭巾、ヘルメットなどの防具をつけ、体はできるだけ衣類でおおう。

キ 浸水地域から避難するときは、裸足や長靴は禁物。紐でしめられる運動靴等がよい。

ク 嵐の中では、お互いの声がなかなか届かない。また、万一のときを考え、単独行動はさけ、責任者を中心に老人や子供を先にして、家族又は隣近所そろって避難する。

ケ 浸水地域から避難する場合は、誘導者の指示に従い、水にさらわれないように、ロープや紐等でお互いの体をつなぎ合わせる。

コ 歩ける深さの目安は、男性では約70センチ、女性では約50センチ。決して無理をしない。水深が腰までになったら、避難は困難となる。早めの避難を心がける。

(5) 台風下の行動について

ア 外出する時は、目的、行き先、経路、帰宅予定時刻等を知らせておく。

イ 二人以上の場合は、お互いに手をつなぐとか、ロープや竹ざお等で連絡して歩くこと。

ウ こわれそうな塀のそばなどを通るときには、下敷きにならないよう塀から離れて歩くこと。

エ 道に沿って川や池がある場合は、風に吹きとばされないよう風上の側へ寄って通ること。

オ 嵐の中では、お互いの声がなかなかとどかないので、指導員はメガホン、携帯用拡声機等を用意しておく。

カ 夜間には、懐中電灯等が必要であるが、このような道具は、できるだけ身につけておく。

キ 水浸しになって一面海のようなときは、水面下にどんな危険が潜んでいるかわからない。決して一人歩きしない。

ク 泳ぎに自信があっても、木材や畳などが流れてきて危険なので注意する。

ケ 断線したり、垂れ下がっている電線には、絶対に触らないこと。

コ 浸水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない。

2 台風時の風に対する対策

(1) 屋根

(a) 瓦葺の場合

風向きの軒先、南東の側の妻ガワラ、棟ガワラ、裏側の棟に近いカワラは、よくめくられるので十分調べて、縛ったり、風の入りそうなところに漆喰をつめるなどの手当が必要である。

(b) トタン屋根の場合

止め方を十分調べて止め釘の少ないものは亜鉛釘を増してしっかりさせておくようにする。

(2) 窓、出入口

窓、出入口は十分注意しなくてはならない。雨戸はすべての戸が一つになってはじめて効果があるので、一枚はずされたら風が吹き抜けるように、反対側の雨戸は必ずあけること。屋根などを吹き飛

ばされて思わぬ被害を受けることがある。ガラス戸のところは、特にガラスとサンの取り付けを調べておく必要がある。ガラスが外れかけているときは、危険だから取り替えておいたほうがよい。

(3) 壁

モルタル壁に亀裂が入っている場合は、防水剤の入った塗装材で補給しておくとうい。板壁の場合は風によりはがされることがあるので釘のゆるみ等を補強する。風圧は押し付けるだけでなく、逆に引っ張る力が働くことを忘れてはならない。

(4) 塀

ブロック造りの塀には必ず鉄筋を入れること。木製のものは柱に支柱を立て、なるべく風の吹き抜ける隙間を入れた方がよい。

第2 土砂災害に対する心得

1 土砂災害の原因

土砂災害は、地すべり、がけ崩れ、土石流の3つに大別される。

地すべりは、地下水などが粘土のような滑りやすい地層にしみこんで、その影響で地面が動き出す現象である。

がけ崩れは、長雨や集中豪雨などにより、斜面が突然崩れ落ちる現象である。

土石流は、長雨や集中豪雨などにより、山や川の石や土砂が、水と一体となって一気に下流へ流れる現象である。

台風や集中豪雨、地震などが災害発生の直接の引き金となる。

2 土砂災害の予防と予知

被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが気象情報などに注意し、早めに避難することが大事である。特に次のような前ぶれに注意する。

(1) 地すべり

- (a) 地面にひび割れができる。
- (b) 井戸や沢の水がにごる。
- (c) がけや斜面から水が吹き出す。

(2) がけ崩れ

- (a) がけからの水がにごる。
- (b) 地下水や湧き水がとまる。
- (c) 斜面のひび割れ、変形がある。
- (d) 小石が落ちてくる。
- (e) がけから音がする。
- (f) 異様なにおいがする。

(3) 土石流

- (a) 山鳴りがする。
- (b) 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- (d) 川がにごったり、流木が流れる。

第3 火災に対する心得

1 普段の心得

災害時には消火活動も困難になる。災害時に火災を出さないよう、日ごろから次の点に注意する。

- (1) ガスコンロやストーブなど火を使う器具の周りには、燃えやすい物を置かない。
- (2) ストーブの持ち運びや給油は、必ず火を消して行う。
- (3) 天ぷらを揚げているとき、電話や応対に出るときは必ずいったん火を消す。
- (4) コンロの火やライター・仏壇のろうそくの火などが着ている服に燃え移る火災が増えている。「炎」には十分注意する。
- (5) 寝たばこはしない、させない。
- (6) 吸い殻は、くずかごなどに捨てない。
- (7) 電気コードからの火災に注意する。コードをたばねない。たこ足配線をしない。コンセントの差込口にほこりをためない。コードの上に重いものを乗せない。
- (8) 出火原因のトップは放火。家の周りに新聞紙などの燃えやすいものは置かない。
- (9) マッチやライターは、子供の手の届くところに置かない。
- (10) 外出するときや、寝るときは、火の始末を確認する。
- (11) ガス漏れや火災を早く発見するために、ガス漏警報機や火災警報機を備える。
- (12) 防災訓練に参加し消火器の使い方や消火要領を体験する。

2 火災発生時の心得

- (1) 火を出したり、見つけたら、とにかく大声で近所へ知らせ、協力を求める。
- (2) 消防機関への通報は、局番なしの119番、落ちついて正確な情報を伝える。「火事です。〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号 氏名 です。」
- (3) みんなで協力して初期消火を行う。炎が天井に燃え移ったときは避難する。

3 焼死事故をなくすための心得

－火災から命を守る10のポイント－

- (1) 寝たばこはしない、させない。
- (2) 高齢者や病気の人、幼児だけを残して外出しない。
- (3) 方向の異なる2つ以上の逃げ道を決めておく。
- (4) 寝具等はできるだけ防災製品を使う。
- (5) 火災を出したり、発見したら、大声で周りの人に協力を求める。
- (6) 服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く避難する。
- (7) 煙の中を避難するときは、できるだけ早く避難する。
- (8) 煙の中を避難するときは、できるだけ姿勢を低くする。
- (9) いったん逃げだしたら、再び元に戻らない。
- (10) 逃げ遅れた人がいたら、近くの消防隊にすぐ知らせる。

4 火災警報発令時の心得

- (1) 山林、原野において火入れをしない。
- (2) 屋外において花火、火遊び又は焚き火をしない。
- (3) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしない。
- (4) 残り火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火粉を始末する。
- (5) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行う。

第4 大雪に対する心得

1 家庭の心得

- (1) 気象情報に十分注意する。
- (2) 火の元に十分注意すること（火災の場合、消防車の到着が遅れ、消火活動が不可能な場合がある。）
- (3) 食料を余分に準備しておく。
- (4) 停電に備えて懐中電灯、トランジスタラジオ、予備の電池等を用意する。
- (5) 適宜に屋根の雪おろしを行う。
- (6) 雪崩れの危険地域に住んでいる人は、早めに避難するか、防護柵を設ける。
- (7) 出入口付近の屋根に、雪が滑り落ちないように滑り止を設ける。

2 通勤通学者の心得

- (1) 交通機関が乱れがちであるから、交通情報に注意し、通勤通学は時間の余裕を持つこと。
- (2) 自動車にはチェーンをつけること。チェーンの無い時は、車を運転しないこと。
- (3) 児童、生徒の登校、下校は、必ず引率者をつけるようにすること。
- (4) 雪道、階段等はすべりやすいので注意すること。
- (5) 各事業所においても極力交替体制をとるなど交通混雑の緩和に協力することが望ましい。

東京都台東区地域防災計画 令和6年度修正〔資料編〕

令和6年8月

編集 東京都台東区防災会議

発行 東京都台東区総務部危機・災害対策課

〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号

電話 03(5246)1111(代)

印刷 株式会社外為印刷

令和6年度登録第18号